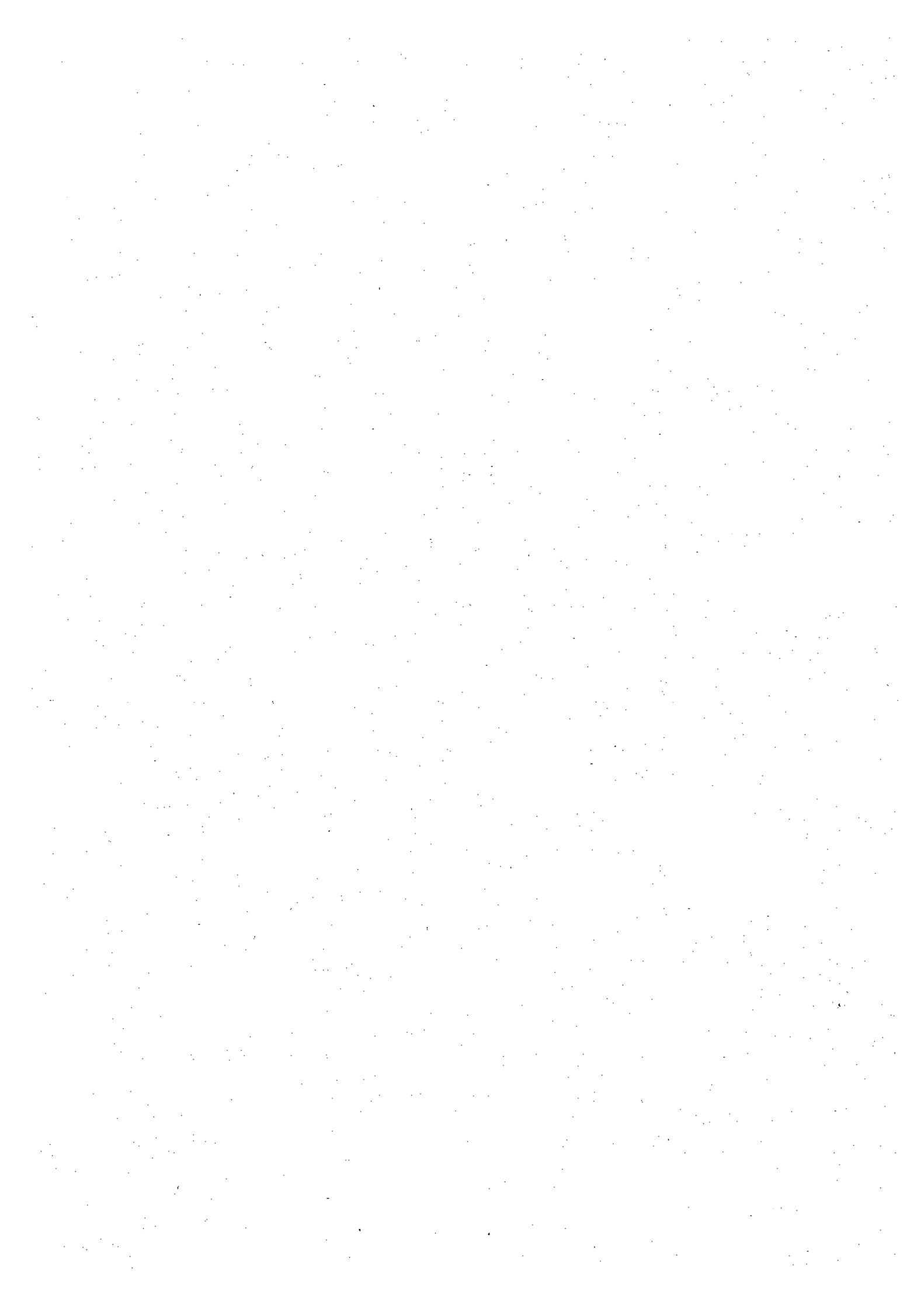


調査報告書

(公表版)

令和3（2021）年10月27日最終報告書提出

北杜市いじめ問題専門委員会



はじめに	1
第1章 当委員会の設置と活動内容	4
第1 当委員会の立ち上げまでの経緯	4
第2 当委員会の委員構成	5
第3 当委員会の開催状況	5
第2章 本事案の経緯（当委員会の認定事実）	6
第1 はじめに—いじめの有無の認定に関する考え方	6
第2 欠席開始（平成30年1月30日）までの状況	6
1 小学校への転入に至る経緯	6
2 小学校転入後から卒業までの経緯	6
(1) 3、4年生の頃	6
(2) 5年生の頃	8
(3) 6年生の頃	9
(4) h y p e r - Q U テストの結果について	9
3 被害生徒が入学した中学校について	10
4 被害生徒らの1学期の生活状況	11
(1) 1学期におけるクラスの状況と被害生徒の人間関係	11
(2) 部活動における状況	12
(3) 学級での一部生徒の変化と被害生徒の体調・行動の変化	12
(4) 部活動内の生徒らと被害生徒との関係の変化	13
(5) 担任らが把握していた被害生徒の状況	13
5 2学期の状況	14
(1) 平成29（2019）年8月から9月頃の出来事	14
(2) 被害生徒と他の生徒との関係の変化	15
(3) 中学校が把握していた被害生徒の状況	16
ア 保護者の車との事故	16
イ 生徒指導主事との関わり	17
ウ 学級への不満の相談	17
エ h y p e r - Q U テストの実施	17
オ リストカットの発覚	17
カ アンケートへの回答と聞き取り	17
6 3学期の状況	18
(1) 中学校の対応と被害生徒の状況	18
(2) 平成30（2018）年1月16日のレクリエーション	18

(3) 被害生徒の欠席の開始	19
第3 欠席開始後の状況	19
1 欠席開始後当初の状況	19
2 2月8日の「ケース会議」について	20
3 2月9日から11日までの様子	20
4 2月12日から19日までの経緯	20
5 2月20日からの別室登校について	21
6 別室登校が行われていた間の経緯	22
(1) 2月20日から23日までの対応	22
(2) 謝罪の会（2月24日）の経緯	22
(3) 謝罪の会の後から2月28日までの経緯	23
(4) 3月1日の臨時学年保護者会について	24
(5) 3月2日以降の対応	24
(6) 3月9日の学年PTA懇談会とその後の三者懇談の開催	24
(7) 被害生徒の入院	24
7 被害生徒の欠席開始後の経緯	24
(1) 3月における学校と市教委その他の機関とのやり取りについて	24
(2) 4月から5月における学校と市教委の対応	25
(3) 第三者委員会の設置に関する市教委の対応	27
第3章 被害生徒に対してなされた行為及び被害生徒を巡る出来事の評価	29
第1 「いじめ」の定義と考え方	29
第2 本事案におけるいじめについて	29
1 背景事情	29
(1) 精神状態の悪化について	29
2 1学期における事実の評価	31
(1) 試験の点数を尋ねた行為	32
ア 事実関係	32
イ 評価	32
(2) 担任との関係について	32
ア 事実関係	32
イ 評価	32
(3) ■の言動について	33
ア 事実関係	33
イ 評価	33
3 2学期における事実の評価	33

(1) 前提事実	3 3
(2) フォークダンスの練習	3 4
ア 事実関係	3 4
イ 評価	3 4
(3) 更衣室内での会話（教員の批判に対する同調圧力）	3 4
ア 事実関係	3 4
イ 評価	3 4
(4) 被害生徒や教員に対する批判のエスカレート	3 4
ア 事実関係	3 4
イ 評価	3 5
(5) 部活動メンバー間における軋轢	3 5
ア 事実関係	3 5
イ 評価	3 6
(6) 被害生徒の無視・仲間外れ・避けられるとの訴え	3 6
ア 事実関係	3 6
イ 評価	3 7
4 3学期における事実の評価	3 7
(1) 1月16日のレクリエーション前の事実について	3 7
ア 事実関係	3 7
イ 評価	3 7
(2) 「死ね」「うざい」「キモい」などの悪口について	3 7
ア 事実関係	3 8
イ 評価	3 8
第3まとめ	3 8
第4 いじめの事実と自傷行為や不登校との関連性について	3 9
1 当委員会における因果関係の考え方	3 9
2 本件における判断	3 9
第4章 学校の対応に関する評価	4 0
第1 いじめの対応について①	4 0
1 いじめアンケートへの対応	4 0
(1) アンケートへの記載状況と聴き取りについて	4 0
ア 事実関係	4 0
イ 指摘事項	4 1
(2) 聽き取りの内容・記録が不十分	4 1
(3) アンケート回答内容の検討が不十分	4 1

(ウ) 事実関係の分析が不十分	4 2
(エ) 被害生徒自身との対応への協議がない	4 2
(オ) 他の生徒の状況の把握が不十分	4 3
(カ) 被害生徒の従前の訴えへの対応が不十分	4 3
(キ) 被害生徒への指導の誤り	4 4
(2) アンケート後の対応について	4 4
ア 事実関係	4 4
イ 指摘事項	4 4
(フ) 「見守る」対応の具体性がないこと	4 4
(イ) 事実関係・対応の分析の記録がないこと	4 5
(フ) 保護者への対応について、被害生徒と協議した記録がないこと	4 5
(エ) 自傷行為との関連性を検討していないこと	4 6
(オ) S Cとの連携の記録がないこと	4 6
(カ) いじめへの指導について、効果がないことや指導の再検討をした記録がないこと	4 7
(キ) レクリエーションの内容が不適切であること	4 7
(リ) 被害生徒とのコミュニケーション不足があること	4 8
2 欠席開始時の初期対応	4 8
(1) 事実関係の把握と学級対応について	4 8
ア 対応状況	4 8
イ 指摘事項	4 9
(フ) 聴き取り内容及び記録が不十分	4 9
(イ) 聴き取り内容の分析が不十分	4 9
(ウ) 事実関係の記録が不十分	4 9
(エ) 対応の具体性がない	4 9
(オ) 従前の対応の説明・振り返りがない	4 9
(2) 初期対応を被害生徒保護者に説明する際の在り方	5 0
ア 対応状況	5 0
イ 指摘事項	5 0
(フ) 学校が主導して方針を明示していない	5 0
(イ) 保護者・生徒との意思疎通が不十分	5 1
(3) 全員面談等の聞き取りに関する対応	5 1
ア 対応状況	5 1
イ 指摘事項	5 1
(フ) 聴き取った内容・記録が不十分	5 1
(イ) 聴き取りと指導が同時並行で行われており不適切	5 1

(イ) 認定した事実の検討がない.....	5 2
(エ) 認定した事実を学級で指導しておらず、生徒間での認識に相違があった.....	5 2
(オ) 保護者からの要望への対応がされていない.....	5 2
(カ) 被害生徒・保護者への説明がない.....	5 3
(キ) 加害生徒・保護者らへの説明・指導がない.....	5 3
(4) 謝罪の会に向けた指導.....	5 3
ア 事実経過	5 3
イ 指摘事項	5 4
(7) 事前の準備不足.....	5 4
(イ) 保護者主導で行われている.....	5 4
(ウ) 校長不在で行われている.....	5 4
(エ) 当事者の心情の見立てが不十分.....	5 4
(5) 別室登校時における対応.....	5 5
ア 事実経過	5 5
イ 指摘事項	5 5
(7) 情報共有不足	5 5
(イ) 職員が付き添っており不適切.....	5 5
(ウ) 重大事態（不登校）に至る可能性を視野に入れた対応がない.....	5 5
(エ) 出席の扱いについて.....	5 6
3 事後の行動について.....	5 6
(1) 学校における調査について.....	5 6
(2) 被害生徒以外の生徒・保護者への対応について	5 7
ア 生徒への対応について	5 7
イ 保護者らへの対応について	5 8
(3) 被害生徒・保護者への対応について	5 9
(4) 教育委員会への対応について	6 0
(5) 第三者委員会調査への対応について	6 0
第2 いじめ対応について②【いじめアンケート以前の兆候について】	6 0
1 QUテストの結果の分析	6 0
2 7月のいじめアンケート	6 1
3 班決め（7月ころ）	6 1
4 フォークダンスの練習（8月）	6 1
5 学級への批判（10月）	6 2
6 2回目のQUテストの結果について	6 2
7 11月29日自傷行為把握	6 2

第3 いじめ対応について③【小学校における対応】	62
1 学校外でのトラブルに関する指導	62
2 学級崩壊の防止とその影響の継続的理解	62
3 被害生徒の行動の変化の経年的視点	63
4 いじめアンケートについて	63
(1) いじめの認知件数が4年連続全校で0件であること	63
(2) 記録の保管状況が不適切	64
第4 家庭問題・自傷行為の対応について	64
1 課題の分離が不十分であること	64
2 見立ての修正ができなかったこと	65
3 虐待の疑いを持っていたのであれば、通告しないことは不適切	66
4 虐待の視点での記録の不足	66
5 家庭支援として不適切	66
6 虐待通告として不適切	67
7 被災者支援としての視点の不足	68
第5章 教育委員会の対応について	69
第1 学校の初期対応への介入ができていないこと	69
1 教育委員会が最初に把握した時点での見立てが甘いこと	69
(1) 事実経過	69
(2) 指摘事項	69
ア 当初の認識した事実関係で重大事態の可能性ありと判断すべきであること	69
イ 報告に関する書面が一切なく不適切であることへの指導	70
2 市教委への報告・相談と学校の対応に齟齬があること	71
(1) 事実経過	71
(2) 指摘事項	71
第2 学校への指導が不適切であること	71
1 学校への調査への介入ができていないこと	71
(1) 事実経過	72
(2) 指摘事項	72
ア 資料の提出方法の指示について	72
イ 対応の見直しについて	72
2 担当者交代による見立ての変更による混乱	73
(1) 事実経過	73
(2) 指摘事項	73

ア 市教委と学校の意思疎通と指導関係	73
イ 見立ての変更が被害生徒保護者と意思疎通できていない	73
ウ 話し合いによる解決という選択について	73
第3 第三者委員会（当初委員会）設立時までの教育委員会の判断	74
1 重大事態認定の時期とのその手続について	74
(1) 事実経過	74
(2) 指摘事項	74
2 第三者委員会委員の情報開示、委員構成に関する被害生徒側の同意について	76
(1) 事実経過	76
(2) 指摘事項	76
3 そもそも委員構成について	77
(1) 事実経過	77
(2) 指摘事項	77
ア 児童相談所職員の選任について	77
イ 教員の選任について	78
第6章 提言	79
第1 はじめに	79
1 提言の概要	79
2 今回の報告書での提言の趣旨	79
第2 いじめ予防についての提言	80
0 はじめに	80
1 児童生徒自身が考え方行動する環境を作ること	81
(1) 行動を注意する場合の言葉がけについて	81
(2) 周囲の生徒らに対する働きかけ	82
(3) 教員の側での気づきの視点としての利用	82
2 根幹たる人権教育に基づく人権感覚を育成すること	82
(1) 人権感覚とは	82
(2) 人権が尊重されている学級のイメージを共有する	83
(3) 法教育の充実とこれに関する外部の講師の利用	84
3 いじめはどこでも起こるという意味を子どもに伝え、その対策（ソーシャルスキル）を身につけること	84
(1) 人は間違うことがあるから、いじめはどこにでも起こる	84
(2) 具体的な方策	85
ア 教員や親など大人が手本になること	85
イ 謝罪でなく理解を重視した介入	85

ウ 子どもの「ヒヤリ・ハット」経験を蓄積させる	86
エ 正しいことも正しく伝えられなければ、正しくなくなる	86
第3 学校の対応についての提言	88
1 いじめへの取組みに関する提言	88
(1) いじめ対策委員会を開催する	88
(2) 教員自ら望ましい関係性を築くこと	88
(3) アンケートの取り方・分析の仕方を見直す	89
ア アンケートに対し、生徒が十分に自分の心情を書けているのかチェック	89
イ アンケートの読み取りが十分かのスーパーバイズ	91
ウ アンケートを取る時期・内容や回数の検証	91
(4) アンケート以外でいじめを発見する体制を強化すること	91
(5) いじめを防止・発見できる環境づくりをすること	94
2 いじめの訴えがあった場合の取組みに関する提言	95
(1) 「いじめ」の認知に対する徹底	96
(2) 対応の決め方とその効果の検証	96
(3) 親や子ども自身との意思疎通	97
(4) 被害生徒の安全確保と子どもの行動の制御	98
(5) 加害生徒や周囲の生徒への教育・指導の在り方について	99
(6) 謝罪の在り方について	99
(7) 正確に記録し保管すること	100
(8) 事実認定をすること	100
(9) 重大事態を念頭に置いた初期対応をすること	101
(10) 対応の平等性の確保	101
(11) 課題の分離と外部資源（SSW、民生委員など）の活用	102
第4 SCの活用に関する提言	103
1 いじめの発見のための効果について	103
(1) いじめ発見の契機としての割合が低い原因を調査すること	103
(2) 事前の情報収集と情報共有の強化	103
2 いじめの改善に対する効果について	105
(1) SCと教員の協働であることを明確化する	105
(2) 被害生徒以外への対応への活用	105
3 いじめ予防のためのSC活用について	105
4 SCの体制強化	106
5 SCの立場の強化	106
第5 QUの活用に関する提言	107
1 本件でのQUの活用状況について	107

2 活用の提言	108
(1) 学校での利用について	111
(2) 教育委員会での活用	111
第6 教育委員会への提言	113
1 十分な情報提供と事実を踏まえた支援・教育の即時実施	113
(1) 提言内容	113
(2) 理由	113
ア 調査結果を活用した支援・指導が学校及び学校の設置者の責務であること	113
イ 事実認識の共有が不十分であったこと	113
ウ 教育委員会間の連携が重要であること	113
2 本報告書の公表・活用に関する提言	114
3 いじめ防止連絡協議会等設置条例を改正すること	114
(1) いじめ防止連絡協議会の定期開催	114
(2) いじめ問題専門委員会の常設化	114
(3) 常設のいじめ問題専門委員会と調査委員会の分離	114
4 いじめ防止基本方針の見直しと実施	115
5 学校における対策の実効的なチェック機能	115
6 子どもの権利擁護を行う者を明確化し、子どもへも周知すること	116
7 自己点検の促進	116
8 重大事態を念頭に置いた調査・証拠収集のマニュアル化	116
9 教育委員会間の連携強化	117
10 教育委員会事務局体制の強化	117
第7 北杜市への提言	118
1 自治体に実施の責任があること	118
2 市民に対する啓発	118
3 子どもの権利擁護委員の設置など学校・教育委員会の施策のチェック権限について	118
第8 自殺対策について	120
1 現状	120
2 子どもや保護者への啓発	120
3 学校における自殺対策	121
(1) 教員のスキルアップ	121
(2) リスクアセスメントツールなど教員を補助するツールを作成	121
(3) 記録の作成と保管	122
(4) 子ども自身が自己分析・開示を促進する取組	122

第9 家庭支援・児童虐待対策について	123
1 災害避難者に対する支援の充実	123
2 SSWの体制強化	123
3 子ども支援を中心とした家庭支援を構築する	123
4 学校からの虐待通告に関するルールの徹底	124
第7章 第三者委員会の設立・調査・報告の共有	125
第1 解散の提示から再設立まで	125
1 事実経過	125
2 評価	126
(1) 意見書提出までの経緯について	126
(2) 市教委との面談について	126
(3) 委員の選任について	127
第2 当委員会の調査方針・方法等について	127
1 調査方針について	127
2 生徒・保護者からの聞き取りについて	128
3 教職員・関係者からの聞き取りについて	128
4 医師・SCについて	128
第3 中間報告書の提出について	129
1 中間報告の趣旨	129
2 中間報告に対する市教委の対応	129
第4 当委員会の運営に関する市教委の対応	130
1 調査を円滑に行えるようにすること	130
(1) 事前の証拠収集	130
(2) 調査協力依頼について	131
ア 学校について	131
イ その他の調査について	132
(3) 調査に対する圧力	132
(4) 会議室の手配等	133
2 委員報酬について	133
第5 令和3年8月報告書の提出について	133
1 令和3年8月報告書提出の趣旨	134
(1) 報告書提出の趣旨	134
(2) 報告書提出までの経緯	134
2 報告書提出後の当委員会の活動	135
(1) 生徒保護者らに対する説明会	135

(2) 当時の教職員に対する説明会	135
(3) 中学校の当時の校長及び当時の市教委に対する説明会	135
(4) 北杜市長との面談	135
(5) 県知事との面談	135
(6) 県教委との面談	136
3 報告書に関する市教委の対応	136
(1) 当委員会とともに行った説明会や面談	136
(2) 被害者が在籍している高校に向けた活動	136
(3) 中学校の同級生らとの個別面談	136
(4) 保護者と元校長との面談の立ち会い	136
(5) 当委員会との協議	136
4 評価	137
第6 首長の責任について	137
1 いじめ対策における首長の責任について	137
2 前市長の対応	137
(1) 経過	137
(2) 評価	138
3 現市長の対応	138
第7 県教委の対応について	139
1 本県発覚時の対応	139
2 第三者委員会設置に関する対応	139
3 転校・進学にあたっての連携	140
4 報告書提出後の連携	141
第8 第三者委員会の調査といじめ対策について	141
1 第三者委員会の設置と学校におけるいじめの対策・指導について	141
2 第三者委員会の設置と学校・教育委員会における対応の検証と対策	142
3 第三者委員会の設置と法務局の人権相談	142
第9 いじめの長期的な未解決による影響	144
第8章 参考資料	147
第1 噛癖と素行障害	148
1 噛癖とは	148
2 関係嗜癖から理解する本事案について	148
3 噙癖から理解するいじめ予防	149
4 素行障害（行為障害）	149
第2 トラウマについて	151

1	トラウマについて	151
2	トラウマ反応とは	151
3	トラウマの雪だるま効果	151
4	累積トラウマ効果	152
5	いじめによる「複雑性P D S D」(C P T S D) の発症について	152
6	複雑性心的外傷後ストレス障害 (complex posttraumatic stress disorder: CPTSD)について	153
7	いじめによるC P T S Dと学校の対応の問題	153
8	震災トラウマ・戦争トラウマ	154
第3	トラウマケアと専門治療	157
1	支援者においてトラウマ・インフォームドケアが必要であること	157
2	トラウマ・インフォームドケア(trauma-informed care: TIC)とは	157
3	エンパワメント(勇気づけ)について	159
4	トラウマの専門治療について	159
第4	子ども主体のいじめ防止活動	161
1	子ども達に関わるいじめ問題といじめ対応	161
2	現行の主ないじめに関する教育及び対応	161
3	2の評価	161
4	なぜいじめの未然防止が重要なのか	162
5	いじめの未然防止のために行うことは何か	162
6	アドラー心理学といじめ問題	163
7	東京都立足立区辰沼小学校での「子ども主体のいじめ防止活動」の取り組み	163
8	最後に	166
第5	いじめを行う生徒（いじめ加害者）への指導	167
1	加害生徒には、コーチング的姿勢で寄り添う	167
2	学校と保護者は、いじめの原因に対して共同して解決に向かうこと	168
3	いじめ指導で大切なのは、加害生徒の「内観、内省」である	168
4	加害生徒には発達段階に応じた責任をとらせる	169
5	加害生徒の支援には、子供達の力も借りる	170
6	自己決定し、自分責任で人生を切り開く態度の形成を目指す	170
7	「どんな理由があっても、いじめは許されない」教育を徹底する	171
	<u>添付書類一覧</u>	172
	【令和3年8月18日付け提出の報告書版】はじめに	173

はじめに

当委員会は、北杜市教育委員会（以下「市教委」という。）より諸問を受け、令和元年11月3日以降、本事案の調査・審議を行ってきた。令和2年7月にいじめの事実認定としての中間報告を行い、その後令和3年8月には、学校や市教委のいじめへの対処に対する指摘事項、再発防止の提言を含めた報告書を提出した。その後提出した報告書をもとに、市教委が行う取組等を調査し、この度、最終報告書を提出するに至った。

当委員会は、本事案においては、いじめがあり、このいじめを学校が把握できず、対応が不十分であったために、被害生徒の苦痛が長期間継続し、現在も苦痛を感じていることを認定した。いじめ被害者が受ける精神的苦痛は、いじめ行為そのものだけでなく、教員が適切に介入しないこと、自己の安全を守ってくれないと感じることから受ける失望を含むものである。当委員会が認定したいじめ行為は、どの学校のどの生徒であっても起こりうる行為であり、特別なものではない。学校が適切に介入できていないために、生徒らが被害生徒に苦痛を与えることを理解できないまま行った行為も含まれており、学校が適切に介入できていないことが問題であると考えている。被害生徒が感じていた苦痛（学級全体からいじめを受けていると感じていたこと）と学年生徒らが個々に考え方行動していたことには大きな認識の違いがあり、いじめの解決とは、学校がこの違いを解消していくことであるが、本事案では、これができるおらず不適切であった。特に、被害生徒がいじめ被害を訴えて欠席を開始し、正式に学校へ調査を依頼するなど明確な対応を求め、実際のいじめ行為が事実上無くなつて以降も、傷つきを生む謝罪の会が開かれたこと、学校が事実関係を生徒保護者に説明しないことなど学校の不適切な対応によって、被害生徒が傷つくことになった。なお、学校は、被害生徒が入学当初から家庭での悩みを持っていると小学校から引継ぎを受けており、その視点で被害生徒と接していたが、家庭支援として必要な外部との連携を行えていなかった。そして、被害生徒は学級での悩みも抱えていたが、学校は QU テストや他の生徒・本人の訴えなどにより学級での悩みを適切に把握して、学級でのいじめに対応するなど、被害生徒の課題を分離して対応することができなかつた。

加えて、市教委において、保護者の同意を得ないまま、第三者調査委員会を立ち上げたことにより、委員の選定をめぐって混乱が生じ、委員会を一旦解散したことなどで、1年近くにわたつて本来のいじめ問題の調査が滞つた。さらに、市教委において当委員会の中間報告書に関するも、いじめ防止対策推進法及びいじめの防止等のための基本的な方針等に反する対応があり、市長、山梨県教育委員会（以下「県教委」という。）、文部科学省（以下「文科省」という。）に指導を求めるを得なくなるなど、市教委の対応の修正に時間を要したことでもまた、被害生徒の苦痛に繋がり、問題の解決を阻害することとなつた。

まずは、本報告書が被害生徒の苦痛の改善に生かされるよう希望している。

学校は、いじめが児童生徒間の関係性を含む問題であることを理解し、関係性を踏まえて事象を分析し、被害生徒の気持ちの理解をすることが重要である。

なお、本事案では学校がいじめの事実認定を行っていなかったため、当委員会が学級で何があったのかを認定するためには、学年生徒の調査協力が不可欠であったところ、全員の協力が得られたことにより、生徒らの関係性を含む事実関係が明らかになったことに感謝している。

一方で、いじめ行為に学校が適切に介入できていないということは、いじめ行為を行った児童生徒に適切な教育がなされていないことであり、教育を受け成長する機会を失うなど、本事案の学年生徒たちは、大人の不適切な対応による被害者の一面を持っている。学校や市教委の対応により、本事案が長期間解決できず第三者委員会が開かれるなど社会的な関心事となつたことにより、さらに生徒らに精神的負担を与えた。大人の対応により、子どもが犠牲になっていることを真摯に受け止めるべきである。

いじめは学校生活において、立場を入れ替え、繰り返し起こるとされているところ、子どもたちの成長にとっては、どのような立場になってもいじめの解決に向けた行動が取られるようになることが重要である。本事案の学年生徒たちの中には、被害生徒に対して認定したいじめとは違う場面において、苦痛を受けたが解決ができなかつたと訴える生徒がいるなど、学級の環境について課題を感じていた生徒がいた。本来は、本事案の解決の中で、このような生徒たちの気持ちも含めて学校が受け取り、対処すべきであった。そのため、本報告書では、子どもが主体となるいじめ防止活動やいじめを行つた生徒に対する指導など、一人一人がいじめを繰り返さない人間になること、集団としていじめを許さない環境にするための指導のポイントなどを掲げた。いじめが関係性を含むものである以上、学校は、起きた事柄（いじめたとされる子どもが行った行為の有無）への対処のみ行うのではなく、関係性の改善のための全体的な取組や、周囲の生徒も含めた教育を行うことが必要であることに留意し、本報告書が活用されることを希望する。

そして、いじめ問題の解決は学校のみでは解決ができない。家庭や地域を含めた大人の社会においても、いじめ防止対策推進法上のいじめの定義を理解し、多様な価値観を認め合い、人権を尊重して対等な関係を築ける社会であることが重要である。チェックリストを活用するなどして、学校だけでなく、家庭と地域が協力していじめを防止する活動がなされるよう希望する。

さらに本事案のように、学校や市教委の対応が不適切な場合には、県教委及び文科省において、法令に基づき、適切な助言指導が行われるよう希望する。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という）」は、広く重大事態を認めガイドラインに基づく対応をすることを求めているが、本事案では市教委のガイドライン違反に対し、文科省が指導せず、対応を改善させなかつた。いじめ問題の解決を一つの学校の問題とするのではなく、広く社会全体で取組むには、県教委・文科省がより強力なメッセージを発信することが不可欠である。

最後に、北杜市及び北杜市教育委員会においては、本事案を真摯に受け止め、北杜市内で生活する子どもたちの安心安全な生活と健全な育成のための取組を推進していただきたい

第1章 当委員会の設置と活動内容

第1 当委員会の立ち上げまでの経緯

1 本事案は、被害生徒が、平成30（2018）年1月30日、保護者に対し、いじめ被害を訴えたことから発覚した。

被害生徒は、同日以降、中学校を欠席し、同年2月9日に一度登校して授業を受けたが過呼吸に近い状態になり、以後教室には入れていない。被害生徒は、同月19日から別室登校を開始したが、同年3月12日には精神科病院に入院し、以後欠席したのち、同年4月以降は [] 中学校に通学し、翌年4月には市外に転居し、別の中学校に転校した。

2 市教委は、平成30年5月下旬頃、保護者の意向を受けて、いじめ防止対策推進法に基づき、本事案を調査・審議するための第三者機関の設置に向けて検討及び委員の人選を始めた。市教委は、同年7月上旬には委員の選定を行い、保護者に提示したが、委員の提示方法等が不十分であったことなどから保護者が開催に反対し、委員会開催には至らなかった。

市教委は、その後、保護者の要望を一部受け入れるなどして対応したが、保護者の同意は得られなかった。しかし、市教委は、平成31（2019）年1月31日、本事案について北杜市いじめ問題専門委員会（以下「前委員会」という。）を立ち上げて、本事案についての調査・審議を諮問した。

3 前委員会では、本事案の調査には被害生徒及び保護者の協力が不可欠であると判断し、被害生徒及び保護者へ協力を要請したが、保護者からは、前委員会の選任までの市教委の対応への不信感から、事案の調査に先立ち、市教委の対応がいじめ防止対策推進法に則ったものであったか調査してほしい旨の要望がなされた。前委員会では、いじめ防止対策推進法に基づく事案の調査は、事案の調査及び再発防止対策の提言を目的としているところ、市教委の事後対応についても再発防止のために調査・審議すべきであると判断し、第三者委員会の設置に関する市教委の対応について調査・審議した。

その上で、前委員会は、市教委の委員選任の経緯においては法の趣旨に反する対応があったと判断し、令和元（2019）年7月3日、市教委に対し、前委員会を解散するよう意見した。

市教委は、前委員会の意見を受け、令和元（2019）年11月3日、前委員会を解散し、同日、保護者の要望する職能団体から推薦を得た新たな委員2名を加えた当委員会を立ち上げ、改めて本事案の調査・審議を諮問した。

第2 当委員会の委員構成

当委員会の委員は、以下のとおりである。

No	所 属	役職等	氏 名
1	公立大学法人山梨県立大学	大学教授（教育学）	イケダ ミツヒロ 池田 充裕
2	国立大学法人 山梨大学	公認心理師 臨床心理士 大学准教授（心理学）	タナカ ケンシロウ 田中 健史朗 (副委員長)
3	山梨県弁護士会	弁護士（八巻法律事務所）	ヤマキ サチコ 八巻 佐知子 (委員長)
4	一般社団法人葛飾区医師会	精神科医(亀有メンタルクリニック)	コパンカワ タモツ 小橋川 保
5	一般社団法人 ヒューマンラブエイド	いじめ問題に取組む団体 (ヒューマンラブエイド共同代表)	ナカノ シゲル 仲野 繁

調査補助員（第2回委員会において選任した。）

1	山梨県弁護士会	弁護士（小野法律事務所）	オオシマ わかな 大島 わかな
2	山梨県弁護士会	弁護士（石川法律事務所）	ミウタ ケンイチ 三浦 健一

第3 当委員会の開催状況

当委員会の開催状況・調査内容（聞き取り対象者数、収集資料）等は、別紙1のとおりである。

第2章 本事案の経緯（当委員会の認定事実）

第1 はじめにーいじめの有無の認定に関する考え方

いじめ防止対策推進法上、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されており、客観的な行為の態様ではなく、受け取る側の心情に沿った概念である。

ある行為を検討するとき、受け手がその行為をどのように感じるかは、行為の客観的な態様だけでなく、行為者と受け手との間にある過去からの経験、関係性、行為者以外の周囲の人間関係、受け手の心理状態も含め、一般的ではなく、当該被害生徒がどのように感じたかを個別具体的に検討しなければならない。したがって、本調査に当たっては、これらのことについて留意して関連する事実関係を広く調査し、これを基に考察することとした。

また、本事案は、被害生徒が中学校1年生の時に発覚したものであるが、当該学年は、被害生徒以外のほとんどの生徒が地元の保育園時代から生活を共にし、単級の小学校生活を経ており、中学校での編入も1名のみであった。このような単級という固定化された人間関係が重要な要因となっている事案であることから、被害生徒が小学校へ転入した時点の事情から認定し、分析する。

なお、認定した事実関係及びこれに関する評価と提言との関連については、別表1【子ども・保護者間での出来事と学校の対応】にまとめた。

第2 欠席開始（平成30年1月30日）までの状況

1 小学校への転入に至る経緯

- (1) 被害生徒は、平成16（2004）年 [] にて出生した。
- (2) [] に居住していたところ、平成23（2011）年3月11日、東日本大震災に遭い、以後、避難生活を強いられた。
- (3) 被害生徒は、複数回の転校を経て、平成25（2013）年8月1日、北杜市立[]（以下「小学校」という。）の3年生に転入した。
- (4) 被害生徒は、小学校への転入から平成31（2019）年3月までの間、山梨県北杜市内において、保護者、きょうだい及び[]祖父母とともに生活していた。

2 小学校転入後から卒業までの経緯

- (1) 3、4年生の頃

ア 被害生徒が転入した小学校の3年生は、児童数が[]で単級の学年であった。男女の割合は、男子[]名、女子[]名であった。

被害生徒が転入する際、小学校では、震災被災地からの転入であることから、

担任教諭から同級生らに対し、被災のことは被害生徒にとって辛い記憶であるので、被災のことを聞かないようにという指導が行われた。

イ 被害生徒は、転入当初、上記学級に初めて転入してきた女子児童であったこともあり、歓迎され、同学級の児童達から積極的に話しかけられた。

被害生徒自身も、転入当初は児童達と積極的に交流していた。

ウ しかし、被害生徒のクラスは、3、4年生の頃、荒れた雰囲気であり、児童達は、教員の話を聞かなかつたり、悪口を言い合つたりしていた。また、児童達の上履き等の持ち物がなくなるという出来事が複数回あった。

この頃、被害生徒とは別の児童が、あだ名を付けられたり、悪口を言われたりしていた（係るいじめは、6年生の頃にはほぼ解消した。）。

一方、担任教諭は、児童達に向かって物を投げるなど暴力的であり、児童達は、担任教諭への反感を強めていた。被害生徒は、クラスの雰囲気について担任教諭に相談したこと也有ったが、何も変わらないと捉え、相談することをやめた。

なお、市教委の資料では、当該両年度のいじめの認知件数は年間0件であり、他学年も同様である。

エ [■]は、3、4年生のころから、被害生徒の機嫌が悪いときには自分に対する態度が悪いなど気分屋であると感じることがあり、被害生徒に対し、集団行動を乱す行動はよくないなどと正面からしぼしば注意していた。

オ 被害生徒は、3年生の頃、スポーツ少年団（[■]）に入団した。

スポーツ少年団には、同学年の女子児童として、[■]

[■]の他、[■]

[■]、[■]の4人が既に所属していた。

[■]の未経験者であった被害生徒が上達していったところ、[■]は、被害生徒に嫉妬するようになり、[■]、[■]、[■]を巻き込んで4人で行動し、被害生徒の学年の人数が奇数であることに乘じ、被害生徒の練習相手をしないなど、被害生徒を一人にさせるようになった。

また、イベントのプレゼント交換の際に、被害生徒が用意したプレゼントについて、受け取った児童が「なにこれ。」「ださ。」などと発言した。このことについて、保護者は、個別面談の際に担任に話した。

さらに、保護者らの集まりにおいて、被害生徒保護者に対し、（保護者が[■]をやらないことについて）「[■]は津波で流されたか。」などと震災のことを冗談にする発言があり、他の保護者らもこれを笑って受け止めたと感じたことから、被害生徒保護者が傷ついたことがあった。

このようなことがあり、被害生徒は、入団から半年ほどで、スポーツ少年団を退団した。

カ 上記のとおり、被害生徒は、3、4年生の頃から、■や■と対立することがあった。

このほか、被害生徒は、4年生でスケート教室があった日、■から突き飛ばされたことや、4年生の頃、自宅において、■と■に馬乗りになられたことを訴えている。

当該事実については、被害生徒の供述以外に証拠がなく、その存否が明らかではないが、上記エ及びオの経緯からすると、被害生徒と■及び■との間に対立行動が生じていたことは推認できる。

ただし、■と被害生徒の関係はこの後次第に離れていくのに対して、■と被害生徒との関係は衝突し傷つけ合うことがあるものの、被害生徒が■を頼りにする時もあるなど心理的に近しい関係が継続しており、異質であった。

キ 被害生徒は、4年生の頃には、休み時間に一人でいることが増え、そのことを気にかけた担任教諭が周囲の児童に声掛けをすることがあった。

(2) 5年生の頃

ア 5年生になると、担任教諭が交代し、学級が表立って荒れることは前年度より減少した。

学期ごとに行われた学校生活アンケートでは、1学期には、「悪口を言われたことがある」と回答した児童が■名中7名いたほか、「無視される」、「殴られたり蹴られたりすることがある」と回答した児童が3名いた。2学期になると、これらの回答は1名に減少するが、「物を隠されたことがある」と回答した児童が2名いた。3学期には、「悪口を言われたことがある」と回答した児童が3名いた。

なお、市教委の資料では当該年度のいじめ認知件数はいずれも0件であり、他学年も同様である。

イ この頃から、被害生徒と親しい女子の中には、■以外にも、被害生徒が気分屋で付き合いにくいと考える児童が増えてきた。

一部には、女子児童同士で、「(被害生徒を)一人にした方がいいよ。」「今日は機嫌が悪いから話しかけない方がいいよ。」などと言い合って、被害生徒に話しかけないこともあった。

ただし、小学生の頃は、被害生徒を積極的に避ける女子児童が多いとまではいえなかった。

ウ 被害生徒は、休み時間に一人でいることが増え、中休みや昼休みには、特定の教諭のところに、交友を持ってくれる児童を誘って話に行くなどしていた。

また、被害生徒は、朝になると腹痛が生じて、長時間トイレにこもることが

あった。授業中に腹痛が生じて、トイレに行くことも多くなった。

(3) 6年生の頃

ア 6年生になると、担任教諭が再度交代して女性教諭となり、学級の雰囲気は安定した。ただ、担任教諭がいない場面では、一部児童が悪口を言ったり、「死ね」「うざい」などの言葉を発したりすることがあった。周囲の児童らは、長い関係性から、上記一部児童はそういう子だと受け止めたり、注意して自分が攻撃されることを恐れたりしており、児童間で止めるようなことはなく修正できない状態であった。また、■と■は児童会役員をしていたが、■が■の仲のよい児童の悪口を言ったことをきっかけに■が■との距離をとるようになつた。

一方で、被害生徒は、上記一部児童から自身の悪口を言われていること、また、他の児童が悪口を言われていることを見聞して傷つくとともに、それを許容する同級生らに対する不信感から精神的な疲労を募らせていった。腹痛などの体調不良を来すとともに、その精神症状から同級生らとの関係を築くことができず、関係性が近い児童の中には、被害生徒を「付き合いづらい」、「気分屋である」と評価し、被害生徒と気楽に付き合うことは困難であると考える者が増えた。被害生徒に積極的に話しかける児童が減り、休み時間に被害生徒が一人でいることがさらに増えた。

イ このような精神状態にあった被害生徒は、6年生時でも学校で腹痛を訴え、保健室に行くことがあった。この頃には、担任教諭や養護教諭と信頼関係を持ち、保護者とケンカした話などをするようになった。また、5年生時に親しくなった教諭があり、6年生になってその教諭の授業がなくなったが、担任教諭にその教諭と話をしたいと頼むなどして、以後、休み時間に一人で話をしに行くようになった。

ウ 保護者は、被害生徒がしばしば腹痛を訴えたため、何度か病院を受診させたが、特段の異常はなく、原因は不明であった。

(4) h y p e r - QUテストの結果について

小学校では、4年生から6年生まで年2回、h y p e r - QUテスト（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）を行った。

これによると、当該学年は、4年生の頃は、■名の児童のうち、学級生活について、満足群に属する児童が半数に満たず、不満足群に属する児童が3名いるほか、侵行為認知群、非承認群の児童が多数であった。1回目の分析では、適応している子どもと不適応感を抱える子どもとの分離が問題であると指摘され、2回目の分析では、承認得点の差が大きいことなどから、子どもに上下関係が生じやすい状態であることが指摘されている。被害生徒は、2回とも被侵害得点が高く、承認得点は1回目も低いが2回目はさらに下降した。

5年生になると、学年全体として改善傾向にあり、2回目の結果では満足群が17名に増加した。被侵害得点が高い児童は、1回目が7名であったが、2回目では4名に減少した。被害生徒の被侵害得点も1回目と2回目では改善が見られた。

6年生になると、さらに改善が進み、2回目の結果では侵認知行為認知群に属する児童1名を除き全員が満足群になった。被害生徒は、1回目の結果では、5年生の頃と比較して被侵害得点は変わらないものの承認得点が改善し、2回目では被侵害得点も改善した。

3 被害生徒が入学した中学校について

- (1) 被害生徒は、平成29（2017）年4月、北杜市立 [] （以下「中学校」という。）に入学した。

小学校時の6年生の児童（[]名）のうち、男子[]名、女子[]名は、受験をするなどして別の中学校に進学し、別の小学校からの[]名がこの中学校に入学した。

よって、被害生徒の学年は、男子[]名、女子[]名、学年合計[]名の単級となつた。

同様に、2年生、3年生も単級であり、当時の全校生徒数は[]名であった。

- (2) 中学校の教員は、校長・教頭の他、常勤教員は養護教諭を含めて[]名で、各学年は、学年主任と担任教諭が2名で担当していた。

また、図書館司書が1名常駐している他、スクールカウンセラーが週1回午後に来校し、相談できる体制があった。

- (3) 1年生時、被害生徒の担任教諭は[]教諭（以下「担任」という。）、学年主任は[]教諭（以下「主任」という。）であり、いずれも男性教諭であった。

2、3年生時は、担任教諭と学年主任については、いずれかが女性教諭であった。

- (4) 小学校から中学校への引継ぎについては、平成29（2017）年3月、中学校の当時3年生の教員2名及び養護教諭が小学校を訪れ、小学校の教員と養護教諭の面談にて行った。

小学校からは、被害生徒について、家族構成等の生活状況等や被害生徒の腹痛について報告がなされた。

引継ぎを行った中学校側の当時3年生の教員2名は転勤し、担任は、当該年度に中学校に着任した教諭であった。小学校からの引継ぎについては、名簿の一覧表に残されたメモを受け取ったのみであった。

中学校では、被害生徒の腹痛については、精神的なものであるとの認識は共有されていたが、その原因についての十分な引継ぎや話合いはなされていなかった。

(5) 中学校は、生徒数が少ないため、部活動が [REDACTED]のみで、主に女子生徒が入る部活は、[REDACTED]部（以下「i部」という。）と[REDACTED]部（以下「ii部」という。）であった。当該学年の女子は、1年生時ではi部に被害生徒を含め[REDACTED]名、ii部に[REDACTED]名が所属した。

4 被害生徒らの1学期の生活状況

(1) 1学期におけるクラスの状況と被害生徒の人間関係

ア 当該学年は、被害生徒、中学校から転入した1名の男子生徒、及び小学生時一時的に別の小学校に転出した1名の男子生徒以外全員の生徒が保育園からともに生活をしていたことから、中学1年生の頃には、ほとんどの生徒が、「明るい」「発言力がある」「権力者」など生徒によって様々な表現があるが、[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]

をクラスの中心人物と挙げるような固定化した人間関係（いわゆるスクールカースト）を意識していた。

なお、[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]は、いずれも小学校6年生時に児童会役員を務めており、[REDACTED]と[REDACTED]は[REDACTED]である。

イ 中学校入学後、学級では、女子生徒のグループ化があり、主に[REDACTED]を中心とするグループと[REDACTED]を中心とするグループに分かれていた。男子生徒は、人数も少なくグループには分かれていない。

[REDACTED]を中心とするグループには、[REDACTED]のほか、[REDACTED]、[REDACTED]の3名が中心で仲がよい。[REDACTED]及び[REDACTED]は、[REDACTED]のグループに入ることがあるが、同人らは部活動に所属しておらず、[REDACTED]のグループとも交流が多かった。[REDACTED]のグループは、[REDACTED]のほか、[REDACTED]及び被害生徒がいた。[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]は、3人でいることが多い一方、[REDACTED]はi部に所属しており、[REDACTED]のグループと交流があった。[REDACTED]及び[REDACTED]は、[REDACTED]、[REDACTED]と同じii部に所属しており、[REDACTED]のグループと交流があった。

[REDACTED]のグループは、仲良くしていても、その中の誰かがいないときには、その子を非難するようなことを言うことが度々あったが、このようなターゲットには[REDACTED]や[REDACTED]がなることが多かった。

[REDACTED]は、[REDACTED]らと同じく小学校6年生時に児童会役員を務めており、発言力がありカースト上位に捉えられていたが、[REDACTED]とは小学校6年生の頃から一線を画すようになっており、[REDACTED]から悪口を言われる弱い立場の生徒らの中心であった。

このため、女子のグループは、[REDACTED]のグループの方が強いと捉えていた。

ウ 被害生徒は、小学校高学年頃から、周囲から見ても[REDACTED]とは必要以上に会話することはなく、[REDACTED]のグループに属し、[REDACTED]とは心理的に近しい関係が続いていた。ただ、[REDACTED]は、[REDACTED]と仲が良いことが固定化しており、被害生徒は、[REDACTED]、[REDACTED]と一緒に

一緒にいることが多かった。

(2) 部活動における状況

被害生徒は i 部に入部した。i 部に入部したのは被害生徒のほか、■、■、■、■及び■の 6 名である。

被害生徒と■は、いわゆる■を担当することになった。■には、3 年生の生徒が 1 名おり、計 3 名であった。■は、小学校の頃から、■及び■と一緒にいることが多く、被害生徒とはそれまであまり交流を持たなかつたが、■になったことで交流が増した。

また、被害生徒は、部活動に熱心で、1 年生の部員のまとめ役になった。

(3) 学級での一部生徒の変化と被害生徒の体調・行動の変化

ア 入学後、もともと女子生徒が小学校時代の経験から男性教諭を好みない状況であった上、学級の生徒の一部からするといじめ（過剰ないじり）と受け取れる言動を担任が注意しないことなどがあり、小学校 6 年時には改善傾向にあつた言動が再び悪化するに至った。具体的には教師の悪口を言う、本人の前では仲良くする一方で、いないところでは悪口を言うなどの行為があった。

時期は不明であるが、1 学期の試験後、■及び■が、生徒らに試験の点数を尋ねる中で、被害生徒にも点数を尋ねたが、被害生徒は答えなかったという出来事があった。

イ そのような中、被害生徒は、腹痛を訴えて授業を抜けることが増え、休み時間には教室で一人でお腹を押さえて机に突っ伏している姿などが見られるようになった。また、担任または別の教科担任の教員と話をするなど、生徒と話をする時間が減り、教員と多く話をするようになった。

■は、グループの中で、被害生徒が教員と親しくすることを非難したり、揶揄するような発言をしたりするようになった。■がグループの生徒に対し、教室の後方から被害生徒を見ながら話し、あざ笑うような笑い声を立てていた様子を、被害生徒への「集中砲火」だと感じた生徒もいた。また、■が被害生徒を睨んでいたこともあった。

■のグループ以外の生徒らにおいても、担任が若い男性教諭であったことから、被害生徒が担任と話すことについて、被害生徒が担任を好きなのではないかといって冷やかしたり、生徒同士で噂をしたりすることがあった。

ウ ■は、被害生徒に限らず、教室内や友人らとの会話の中などで「うざい」「死ね」と発言することがあった。

■は、教室の入り口付近に居た被害生徒に対し、通りすがりに「どけ」と言ったことがあった。

エ このような中で、同級生らの中には、被害生徒が、中学生になって暗くなつたと感じたり、機嫌が悪く近づき難いと感じたりする生徒がいた。また、被害

生徒に話しかけると、■のグループのターゲットになるかもしれないと考え、被害生徒に話しかけなくなつた生徒もいた。

(4) 部活動内の生徒らと被害生徒との関係の変化

ア 被害生徒は、部活動で、それまで交流のなかつた先輩とは関係を築くことができたため、よく打ち解けた。同級生らは、このことを「先輩と（自分たちにに対する）態度が違う。」と考えて、批判的に捉えるようになった。

特に、■は、中学校入学後、部活動でのやり取りなどから、1学期のうちに被害生徒に対する反感を持つようになった。

イ 夏休みの体験学習で、被害生徒、■及び■が同じ施設に訪問することになった。

■は、担任に対し、夏休みに行われる体験学習の班を被害生徒と別にしてほしいと要望した。担任と主任は協議の上、班を別にすることを考えたが、結局、部活動の練習日程との関係から、別の班にすることはできなかつた。

担任らは、■に対し、被害生徒との関係について「けんかの一種だから仲直りするよう。」と話すのみで、部活動の都合で班を変えることはできなかつたことについては説明しなかつた。

■は、担任が、被害生徒の話はよく聞いているのに対して、自分の悩みについては真摯に対応してくれていないと感じ、担任や主任など教師に対する反感を持つとともに、被害生徒が最員されていると感じて不満を持つようになった。

■は、被害生徒に対し、「態度直した方がいいよ。」と言つたことがあつた。

■と仲が良い■は、■の言動に同調し、二人で被害生徒との距離を取るようになり、1部内での関係が悪化した。

ウ 夏休みには部活の3年生が引退したこと、■の担当が被害生徒と■の二人となつた。1学期の間は、■と被害生徒との関係は良かったが、次第に■らが疑問視するようになるとともに、上級生の引退後、■も、被害生徒との関係に苦慮するようになつた。■は、学級では、被害生徒だけでなく、他の1部の生徒とも距離を置くようになつた。

(5) 担任らが把握していた被害生徒の状況

ア 中学校では、小学校からの引継ぎから、被害生徒がよく腹痛を起こすこと、主に■について悩みを抱いていることについて、入学当初から注視していた。家庭環境調査票には、腹痛について「過敏性大腸炎」との記載があり、保護者からは、被害生徒自身で症状に合わせた漢方薬を飲むことで対処していることを聞いていた。

イ 被害生徒は、平成29（2017）5月17日、担任に対し、春休みに■■■■■、■の家に行つていたなどと話した。この時被害生徒は、担任に対し、■■■■■を受けたり、■■■■■

[REDACTED] を言われたりした経験について話し、死にたいと考えることがあることを話した。担任はこのことを校長ら管理職に報告した。

ウ 同年6月12日、中学校ではhyper-QUテストを実施した。被害生徒は、侵害行為認知群に属していた。ほかに被害生徒と同じi部の女子生徒が侵害行為認知群に属した他、転入生が不満足群に属していた。

被害生徒は、同年6月22日、スクールカウンセラーのカウンセリングを受けた。

中学校は、同年7月11日、1学期の「心の居場所に関する調査」(いわゆるいじめアンケート)を行った。被害生徒以外の3名の女子生徒が、4月から7月の中で冷やかしやからかいなど、嫌だと感じることがあったと回答した。

被害生徒は、[REDACTED] と回答した。

エ 被害生徒は、同年7月13日、担任に対し、[REDACTED]

同日午後、三者懇談が実施され、その後引き続いて、主任が保護者と二者面談を行った。保護者は、被害生徒が反抗的な態度をとることなどを話した。

主任は、保護者に対し、スクールカウンセラーとの面談を勧めた。

同年7月14日、主任が、被害生徒に対し、保護者と話し合ってみたらどうか、などと言ったところ、同月18日には、被害生徒は保護者と話ができると話していた。

保護者は、同月20日、中学校でスクールカウンセラーのカウンセリングを受けた。

オ 夏休みの部活動の際、部活動顧問は被害生徒と同級生ら特に[REDACTED]の生徒との人間関係の変化に気が付いており、相互の話を聞くようになっていた。また、被害生徒は顧問の教諭に対し、[REDACTED] 話すことがあった。

5 2学期の状況

(1) 平成29(2017)年8月から9月頃の出来事

ア 平成29(2017)年8月23日から2学期が始業した。

同年9月9日及び10日には、[REDACTED](以下「学園祭」という。)と呼ばれる学園祭が行われた。学園祭は、1日目が文化部門、2日目が体育部門となっており、文化部門では学年ごとに劇を行った。2日目の体育部門の最後には、全学年でフォークダンスを行った。

学園祭の練習は、1学期の終わりには劇の担当を決めるなどして夏休みから行われた。

時期の詳細は不明であるが、この学園祭の練習を行っているとき、被害生徒が、[REDACTED]に対し、自傷行為(リストカット)をしていることを話した。[REDACTED]は別の

女子生徒に相談するなどして、同年8月下旬頃には、ほとんどの女子生徒が被害生徒のリストカットを知るに至った。なお、被害生徒は、同年7月頃から、指先をカッターで傷つけるなどの自傷行為に及んでいた。

イ 同年8月下旬、体育の授業時間に最初にフォークダンスの練習を行った際、自由に二人でペアを作ることになり、被害生徒のペアがいないということがあった。主任は、授業時間の終わりに、「すぐ（ペアを）つくれないのはお前らの意識が足りないからだ。」と注意した。被害生徒は、その日、祖母に対し、「今日は地獄だった。」と話した。

(2) 被害生徒との他の生徒との関係の変化

ア この頃には、被害生徒は、担任だけでなく他の教諭らとも話をするようになり、生徒らからは、特に■の教科担当であり、また生徒指導主事であった■■教諭（以下「生徒指導主事」という。）と話すことが多いと捉えられていた。

生徒指導主事に対しては、同じことをしても怒られる生徒と怒られない生徒がいたことなどから、不平等である（気に入った生徒を最優する）と批判的に見る生徒や、学年の担当でも部活動の顧問でも女性教諭でもないことなどから、被害生徒と話す理由がないのに話をしていることを疑問に思う生徒がいた。

被害生徒は、教諭らと話をしていて授業開始に遅れることや、掃除の時間に不在になることがあった。

これに対し、■を中心とするグループ、■を中心とするグループとともに、教員の不平等や手際の悪さに対する批判も加わって、被害生徒への批判の言葉を強めていった。人によって態度が変わるように見えることを目障りに感じて鬱陶しいとか対応の悪い教員を嫌わないことが気持ち悪い、最優をしてもらうために媚びを売っているなどとして、「態度がうざい。」「先生好きとかキモい。」「先生に媚び売ってる。」などと表現するようになった。また、被害生徒が腹痛を訴えることや自傷行為に及んだことについても揶揄するようになり、「そんなにお腹痛くなるなら学校来なければいい。」「死にたければ死ねばいい。」などとの発言をグループ内でするようになった。他の生徒らもこれを否定することなく、同調するようになった。

イ 学園祭の準備の過程において、もともと担任に対して惡意を抱いていなかつた生徒らも担任への信頼を失くしたことなどもあり、この頃には、女子生徒の間で、担任を批判することがさらに増え、特に女子更衣室で、担任の悪口を言うことが繰り返された。

そのような中、担任の悪口を言い合っていた女子生徒が、被害生徒に対し、これへの同調を求めたことがあったが、被害生徒は同調しなかった。

ウ また、学校行事のため昼食が弁当であった際には、通常の給食のような班ご

とではなく、自由にグループを作つて食事をすることから、担任は、昼食前、一人で食べるようなことがないようにと生徒らに注意を行つた。その後、被害生徒が一人で食べようとしたことから、被害生徒に対し、「どこかに入れよ。そういうことするから俺らがいじめてるとかって怒られる。」と注意した生徒がいた。

エ その頃、被害生徒は、もともと仲がよかった■に対し、「荷物を取つて来て。」と頼むなどしたことがあり、生徒らは、被害生徒が自分で取りに行くべきであるのに、■に取りに行かせて、使い走りにしていると批判的に受け取り、「パシリにしている。」と噂をしたり、■に同情したりした。

そのため、被害生徒との関係に悩むようになった■に対し、■が「嫌ならこつちくれば。」などと言つたことなどをきっかけに、■は、移動教室の際に被害生徒と一緒に行動しなくなるなど、被害生徒と距離をとるようになり、結局、女子生徒の中では、■だけが被害生徒と一緒にいることが多くなった。

一方で、2学期には、■の席が教室の入り口最前列だったこともあり、被害生徒が■の席に話しかけに行くと、■が、被害生徒に対し「(先生に)媚び売つてんじゃねーよ。」と言い、■に対し「(被害生徒に)利用されてるよ。」と言つたことがあつた。

その後、同年11月頃には、■が、被害生徒のことを「気分が悪いからって、空氣悪くしなくてもいいのに。」と言つたことに対し、■が同意するということがあつた。それを感じた被害生徒は、■に対し、「私の悪口言つていたですよ。」と伝えた。

オ 被害生徒は、同年10月頃には、「人間みんな嫌い、減べばいい。」などと発言するようになつた。また、「■が私の悪口を言つてゐる。」と言つたり、「みんなに嫌われてゐる。」と発言したりすることもあつた。

カ 同年11月頃には、部活動中、■ら5人が、被害生徒1人を責めるような場面があつた。そして、同月下旬頃には、被害生徒が部活動を欠席または遅刻することが増えた。このことについても、■らは、被害生徒を心配するのではなく、大会への準備に支障があると考え、部活動に参加しない被害生徒を責めるような会話をするだけで、被害生徒の相談に乗る生徒はいなかつた。

部活動顧問は、2学期頃には、被害生徒と他の生徒らの関係性の変化について気が付いており、同年12月のアンケートを受けて、冬休みの練習中もなるべく生徒らだけにしないようにするなどの注意をしていた。

(3) 中学校が把握していた被害生徒の状況

ア 保護者の車との事故

被害生徒は、同年8月30日の登校時、保護者の車から降車する際に、同車の後輪に足が触れたことがあり、その日、学校を早退して病院を受診した。

イ 生徒指導主事との関わり

同年9月頃には、被害生徒は、生徒指導主事と話す機会が増えていた。

ウ 学級への不満の相談

同年11月10日に、近隣の中学校と [] が行われた。

この練習があった10月下旬頃、被害生徒は、担任に対し、学級について、「担任がいなくなると悪口を言う。」、「その場にいない友達の悪口を言う。」、「そういう学級の雰囲気が許せない。」など不満を話した。

エ hyper-QUテストの実施

同年11月15日、2回目のhyper-QUテストが行われた。被害生徒のスコアは下降し、学級内で唯一不満足群であった。他の生徒らは、全員満足群であった。

オ リストカットの発覚

同年11月29日、生徒指導主事が、被害生徒が手首に包帯を巻いていることを不審に感じ、話を聞いたところ、リストカットをした事実を把握した。

主任が、被害生徒の聴き取りを行ったところ、「いろいろあってやった。」という趣旨の発言をした。

同日、校長は、北杜市役所の虐待等を扱う子育て支援の担当課（ほくとっこ元気課）に電話をしたが、相談員が不在であった。

同日夜、保護者に対して、主任から電話でリストカットのことについて伝え、翌日家庭訪問を行うこととした。

同月30日、被害生徒は、通常どおり登校した。校長は、市教委に対し、本件について文書で報告した（ただし、市役所の受付けは翌日であった。）。

同日、担任と主任が家庭訪問をし、保護者と対応について話をした。また、被害生徒はスクールカウンセラーと面談した。

同年12月4日、校長は、ほくとっこ元気課に電話し、相談員に情報提供をした。

同月7日、被害生徒は、スクールカウンセラーのカウンセリングを受けた。

カ アンケートへの回答と聴き取り

中学校は、同年12月12日、2学期の「心の居場所に関する調査」（いじめアンケート）を実施した。

被害生徒は、友達のこと、家族のこと両方に悩みがあると記載し、いじめのことについては、「無視や仲間はずれをされる」、「避けられる」、「冷やかしやからかいをされる」、「悪口や脅し文句を言われる」という複数項目に○をつけた。

同日、担任及び主任が被害生徒から事情を聞いたところ、「挨拶をしても返してくれない。」、「話しかけても話してくれない。」、「学級内で冷やかしやから

かいがある。」、「学級内で悪口や脅すような言葉がある。」と話した。担任は、具体的に誰によるものかということは聞き出せず、見守るということを伝えた。

同月 13 日、運営委員会で事実関係の把握に努めるなど対応を決めた。

同月 14 日、三者懇談があつたが、いじめについての話題はなかった。

同月 21 日、被害生徒がスクールカウンセラーのカウンセリングを受けた。

同月 22 日、2 学期が終了した。

冬休みの部活動では、顧問が被害生徒の様子を見ることに決めた。特に部活動中の様子で変わった点は見つけられていない。

6 3学期の状況

(1) 中学校の対応と被害生徒の状況

ア 平成 30 (2018) 年 1 月 9 日 (始業式の前日)、主任と担任は、学級の課題について、「親しさの裏返しで、遠慮がない分、仲の良い仲間の中で自分たちが気付かないうちに言葉遣いが過激になるなどエスカレートしている面がある。」「浮ついた雰囲気がある。」点と捉え、対応することとした。

また、同人らは、「ただ強い指導をするだけでは、雰囲気がささくれてしまう。」として学級レクリエーションを実施することとした。

1 月 10 日、主任が授業で学級の雰囲気は悪くないか、他人を見下していないかなど課題を提示した。

1 月 11 日学年レクリエーションに関する話し合いをし、レクリエーションを通じて絆を深めて欲しいと話した。

イ 被害生徒は、同月 11 日、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けた。

(2) 平成 30 (2018) 年 1 月 16 日のレクリエーション

ア 担任と主任は、平成 30 (2018) 年 1 月 16 日、同じ学年の男子生徒から、友達から嫌なことを言われるとの相談を受けた。

そのため、同日の 2 校時の総合的な学習の時間の際に、主任から、全体に対して、「雰囲気が悪い、仲間を大切にするように。」などの話をした。

イ そして、同日の 6 校時、学級での仲間の絆を深めることを目的とするレクリエーションとして、体育館でドッジボールを行った。

レクリエーションの開始前、体育館に移動した直後、■、■ 及び ■ が、ボール (ソフトバレー ボール) を取りに行つた。3 人で歩きながら、■ 及び ■ が話をしていたところ、■ は、突然、被害生徒から 2 メートルほどの距離で、■ と話をしていた被害生徒に対し、被害生徒の名前を呼びながら持っていたボールを投げた。そして、ボールは被害生徒の体に当たつた。

■ ら三人は被害生徒を見て笑っており、そして、■ が被害生徒に対して「ごめん。」と言つた。

その後、■は、■に対し、「そんなことしたら、いじめって言われるよ。」と言った。■は、再度被害生徒に対し、「ごめんね。」と言った。被害生徒は「大丈夫。」と言った。

レクリエーションが始まって、ドッジボールの試合中、■の投げたボールが被害生徒の顔面に当たり、■が舌打ちした。

■は、試合が終わった後、教室に帰る途中、すれちがいざまに被害生徒に「死ね。」と言った。

ウ 1月17日担任は、朝の会で他人を傷つける言葉の暴力について注意した。

(3) 被害生徒の欠席の開始

ア 被害生徒は、同月30日の朝、保護者に対し、「もう限界なので、休ませてください。」と泣きながら訴え、中学校を欠席した。

イ 保護者は、中学校に電話し、被害生徒が中学校に行きたくないと言っているので休ませると伝えた。保護者は、担任に対し、生徒らに対しては腹痛だと説明してほしいと述べた。

保護者が同日の夕方に被害生徒から話を聞いたところ、同月16日のレクリエーションの件や学級内で■以外と話ができないことなどを訴えた。

担任は、同日夜、家庭訪問をし、保護者と被害生徒から、同月16日のレクリエーションの件や、小学生のときに■に「うざい。」と言われたこと、スポーツ少年団で■から仲間外れにされたことなどを聞いた。

第3 欠席開始後の状況

1 欠席開始後当初の状況

- (1) 平成30（2018）年1月31日も被害生徒は欠席した。同日夜、担任が家庭訪問を行った。被害生徒は担任との面会を拒否して自室にいたが、担任は面会し、かぶっていたフードの下から顔を覗き込むなどして話しかけるなどし、被害生徒に対しカウンセリングを勧めた。
- (2) 同年2月1日、被害生徒は登校し、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けた。同日夜、担任が家庭訪問し、被害生徒は、翌日は部活動の練習のため登校したいと話した。
しかし、同月2日、被害生徒は再び欠席した。担任が被害生徒に電話をしたところ、「部活には行きたいが中学校には行きたくない。殺される夢を見る。死にたい。」などと話した。同月11日には部活動の■があり、被害生徒はこれには参加したいと話した。
- (3) 同月4日（日曜日）に部活動の練習が予定されていたが、被害生徒は欠席した。
- (4) 同月5日、被害生徒は欠席し、担任が家庭訪問を行った。
- (5) 中学校は、保護者に中学校に来てもらい、いじめ対策委員会の緊急会議を「ケース会議」として話し合うことを決めた。

(6) 同月 6 日及び 7 日も被害生徒は欠席し、担任が電話で保護者と連絡を取った。

2 2月8日の「ケース会議」について

同年 2 月 8 日、被害生徒は欠席し、精神科病院を受診した。医師からは、すぐに入院が必要と言われた。

受診後、保護者は中学校で行われた「ケース会議」に出席した。中学校側は、校長、教頭、生徒指導主事、主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラーが参加した。保護者は、医師より入院が必要との判断がなされたことを伝えた。

保護者は、「担任は小学校時代のことは過去の話と受け止めているが、被害生徒にとっては、小学校のときのいじめと今のいじめが繋がっていて、今苦しんでいる。」旨を伝えた。

校長は、被害生徒の保護者に対し『チーム〇〇（被害生徒の名前）』で頑張ろう。』と発言し、生徒指導主事は「みんなで写真を撮りましょう。」と発言した。これらの発言により、保護者は、本件の深刻さの認識について、中学校と自分達とで温度差があるように感じ、中学校に対する不信感を助長させることとなった。

3 2月9日から11日までの様子

同年 2 月 9 日、被害生徒は、保護者に車で送られて登校し、1 部の朝練習から参加した。教室で、2 名の生徒が被害生徒に対し、「どうして休んでいるのか。」と声を掛けた。

被害生徒は、1 校時の生徒指導主事が担当する [] の授業に出席したが、授業後、過呼吸のような状態になり、その後は相談室で過ごした。被害生徒は、同月 11 日の [] に出たいから登校した旨話し、放課後の部活動にも参加するつもりで相談室にてしばらく過ごしていたが、結局参加できずに帰宅した。

被害生徒は、同月 10 日（土曜日）、部活動の練習に一日参加し、[] や [] と話をした。

被害生徒は、翌 11 日の [] にも一日参加し、昼食は [] と教員らと取った。被害生徒の保護者も訪れて [] を観覧した。

この 10 日、11 日の部活動での様子について、被害生徒保護者は、付き添った生徒指導主事から、雰囲気が悪いと判断したなどと聞いているが、これについて、校長のメモには記載がない。

4 2月12日から19日までの経緯

(1) 同年 2 月 12 日は振替休日であり、翌 13 日、被害生徒は再び欠席した。同日、校長が、被害生徒のいじめの件について市教委に報告した。

同日放課後、被害生徒が登校し、生徒指導主事と話をした。

(2) 同月 14 日、被害生徒は欠席し、精神科病院を受診した。受診後、保護者は、中学校に対し、医師から「中学校が期限を設けて、被害生徒や保護者に対して、何ができるのか、どうするのかをはっきりさせれば、被害生徒はイメージが持て

るが、中学校がそれをできないのであれば、できないと言ってほしい。」と言われた旨を伝えた。

同日、中学校は、いじめ対策委員会を開催し、翌日に主任と担任で学年生徒の全員に面談を実施すること、その際、被害生徒の名前は出さず「最近の学級全体の様子で気になることはないか。」という聞き方とすることを決めた。

一方で、保護者は、同月14日に、法務局人権擁護委員会へ電話相談を行い、翌15日に人権擁護委員会で面接し、被害生徒のいじめの件を報告するとともに校長への指導を依頼した。そのため、同月16日、人権擁護委員会から校長に対し、相談があつた旨を伝える連絡がなされた。

(3) 同月15日から19日まで、被害生徒は欠席した。

同月15日、担任と主任（下校時刻が近づいてから生徒指導主事も加わった）により学年生徒全員を対象に面談を一人約5分間程度実施した。被害生徒に対するいじめがあつたと話した生徒がいたほか、被害生徒が学校に来なくてもいいという趣旨の発言を複数回聞いたなど、被害生徒に関する批判的な発言があつたと話した生徒も複数いた。そのほか、他の生徒に関するものも含め、クラスの中で悪口を言う人がいることを話した生徒が多数いた。

面談を受けて、■は、被害生徒宅に電話し、謝罪したいと申し出たが、被害生徒は電話に出たくないと言って断った。

(4) 同月16日、学級では、道徳の時間にいじめを扱った題材に切り替えて授業を行った。同日、■が被害生徒宅に電話をしたが、これにも被害生徒は出なかつた。

(5) 同月17日、■の保護者が被害生徒宅に電話し、保護者と話をした。また、保護者は、生徒指導主事及び担任とそれぞれ電話で話した。

(6) 同月19日、中学校は市教委に現状を報告した。同日、中学校は、同日に再度の全員面談を行うこと、同月22日に保護者に対策を報告すること、被害生徒に別室登校を勧めることを決めた。

同日、中学校は、学年全員を対象とした面談を再度行った。このときは、被害生徒のことについて15分間程度ずつ聞き取りを行つた。ほとんどの女子生徒は、被害生徒が一人でいようとしていた、人によって態度が違う、やることをやらない、気分の上下があるなど生徒によって理由は様々であるが、被害生徒との関係がよくないことを述べているが、■と■は、被害生徒に対する反感を述べていない。

同日、生徒指導主事が家庭訪問し、被害生徒と話をして、別室登校を提案した。その後、担任が保護者に電話をした。電話の中で、保護者は、担任に対し、被害生徒が別室であれば登校すると言つておいた旨を伝えた。

5 2月20日からの別室登校について

(1) 被害生徒は、同年2月20日から相談室への別室登校を開始した。自傷行為

の防止等被害生徒の安全確保のため、被害生徒が相談室で一人になることがないよう、常に教員が付添う体制を取ることとした。付添いは、被害生徒が生徒指導主事以外の男性教諭を拒否したため、生徒指導主事、女性教員（部活動顧問・2年時担任・養護教諭）及び図書館司書が行うこととし、主任が割り当て表を作成した。

しかし、付き添った教職員が教員全体と情報共有を行う機会は、システムとして特段設けられなかった。

- (2) 被害生徒は、別室登校を開始した同月20日から同年3月9日まで、通院のために欠席した同月8日を除いて、連日登校をした。

同月8日、被害生徒は、精神科を受診し、同月12日から入院することを決めた。

6 別室登校が行われていた間の経過

- (1) 2月20日から23日までの対応

同年2月20日、校長は、被害生徒への対応についてほくとっこ元気課相談員に相談した。また、校長は別件で来校した児童委員民生委員に対し、被害生徒宅の見守りを依頼した。

同日、学年生徒ら全員に、「いじめ」について作文を書かせた。被害生徒に関する悪口を具体的に挙げて、言ってしまったことを反省していると書いた生徒や、友達や立場の強い人が言っているのを知っていても、自分が言われるのが怖くて止められなかつたことについて反省していると書いた生徒が複数いた。また、被害生徒との関係改善のために、教員が公平な対応をとることを求める生徒も複数いた。

同月22日、中学校は、被害生徒の保護者と祖父を交えたケース会議を開催した。

中学校からは、校長、教頭、生徒指導主事、主任、担任、スクールカウンセラーが参加した。保護者らからは、中学校の動きが遅いことについての不信感が改めて伝えられ、会議録の提出の要請があった。

同月23日、校長は、会議録を被害生徒宅へ持参し、祖父へ手渡した。

このころ被害生徒宅に学年の生徒の保護者が電話で事情を直接尋ねてくるなどしていたことから、学校に対し、臨時保護者会を開催して、他の生徒の保護者に対し、事情を説明するよう要望した。

また、校長は、同日、市教委に電話で状況を報告した。

- (2) 謝罪の会（2月24日）の経緯

同年2月23日、■の保護者から被害生徒への謝罪の申出がなされたことを機に、中学校が日程調整を行い、同月24日に中学校で謝罪の会を開催することを決めた。

■の保護者が、■及び■の保護者にも連絡し、本人ら3名とその保護者の計6名が謝罪する側として参加することとなった。中学校からは■及び■の家庭に連絡をしていない。

主任は、■ら3家族に対し、当日の事前打合せの際に、同年1月16日のボールの件について謝る会であること、それ以外の話に及んだ場合には話を止めることを伝えた。

一方で、保護者は、同年2月23日、主任と謝罪の申出について話した際、小学校からのいじめについて謝罪するのでなければ受け入れないと話した。主任から、全てについて謝罪すると説明を受けたため、保護者において謝罪の申出に対応することを決めた。

同月24日、中学校において、謝罪の会が開かれ、■ら3名の生徒とその保護者が出席し、被害生徒側は保護者と被害生徒の祖父が出席した。中学校からは教頭、担任及び主任が出席した（校長は以前から予定されていた私用があり、当日不在であった。）。

しかし、■ら3名の生徒が、ボールの件のみについて謝罪したことから、保護者は、小学校の頃からのいじめや中学校における他のいじめについても訴え、被害生徒の状況を伝えた。会の前に聞いていた内容と異なったことなどから、中学校の対応に不満を持った。

■ら3名の生徒及びその保護者は、ボールの件のみについての謝罪の会であるという説明との齟齬に戸惑うとともに、話を止めなかつた担任らに不信感を抱いた。

③ 謝罪の会の後から2月28日までの経緯

謝罪の会終了後、中学校は、同年3月1日に臨時保護者会を開催することを決めた。

同年2月26日朝、校長が謝罪の会を開いたことを市教委へ報告した。ボールをぶつけた件、心ない言葉を発した件に対しての謝罪をし、保護者から「ありがとうございました。」という言葉があったとの内容であった。参加者らは上記のとおり、それぞれ不満を感じていたが、のことには触れられていない。

同日放課後、謝罪の会に出席した■ら3名の生徒は、担任に対し、自分達だけがやったことではなく、クラスのみんなでやったことだと訴えた。

同日、■の保護者は、担任と教頭に対し、■と同様に扱われる事が不本意だと話した。

同日、保護者は、担任に対し、■らがボールの件だけを謝罪したことについての不満を述べた。

同年2月27日、被害生徒は午前中のみ別室登校をした。

同年2月28日、被害生徒は別室登校をした。中学校は市教委に相談し、スク

ールカウンセラーの対応を増やすこととした。また、中学校は、市教委に対し、被害生徒の別室登校の対応で、通常業務に支障が出ていることを理由に職員の増配を要求したが、市教委は年度末で対応はできないと回答した。

(4) 3月1日の臨時学年保護者会について

中学校は、同年3月1日、臨時学年保護者会を開催した。欠席は1世帯のみで、被害生徒の保護者も出席した。中学校からは校長、教頭、主任及び担任が出席した。

保護者会では、被害生徒が小学校3年生の頃からいじめられていると訴えていること、ボールの件がきっかけとなって被害生徒の欠席が続いていることが説明された。

出席した生徒らの保護者から、生徒らが書いた作文を読みたい、作文に対し、担任がコメントを入れたり、手紙を書いたりするはどうか、などの意見が出された。

(5) 3月2日以降の対応

同年3月4日、児童委員・民生委員が、校長の依頼を受け、被害生徒宅を家庭訪問し、被害生徒保護者と話をした。校長の説明と違い、いじめを受けた被害生徒のことを心配するとともに、いじめに対する学校の対応への不信感を聞いた。

同年3月7日、中学校は、警察のスクールサポーターと情報共有をした。

また、年度末に臨時で、生徒ら全員の三者懇談を行うことを決定した。

同月8日、被害生徒は、精神科病院を受診し、12日からの入院を決めた。同日、保護者は中学校に対し、そのことを伝えた。

(6) 3月9日の学年P.T.A懇談会とその後の三者懇談の開催

同年3月9日、年度予定であった学年P.T.A懇談会が開催された。3月1日の臨時学年保護者会の議事録とともに、「第1学年における今後の取組について」と題する書面が配布され、主任は、被害生徒は現時点で「第2段階 別室登校ならできる」という状態にあると説明し、今後の中学校の対応について説明するとともに、三者懇談への協力を要請した。

保護者は、他の保護者らに対し、被害生徒は3月12日から入院する予定であると伝えた。

中学校は、三者懇談を、同年3月中旬から下旬にかけて実施した。

(7) 被害生徒の入院

同年3月12日、被害生徒は、適応障害と診断され精神科病院に入院した。

7 被害生徒の欠席開始後の経緯

(1) 3月における学校と市教委その他の機関とのやりとりについて

3月13日、市教委の指導監が中学校を訪問し、被害生徒の祖父が市長に直接いじめについて訴えたこと、これを聞いた市議会議員から教委へ働きかけがあつ

たことを伝えた。

3月14日、市教委の指導監及び指導主事が被害者宅を訪問し、被害生徒祖父より事情を聴取した。学校は、同級生・保護者らとの三者懇談を行った。

3月15日、市教委の指導監及び指導主事が被害生徒の保護者と面談した。市教委は学校に指導するとともに、保護者と学校との間に入り、対応することを決めた。

3月16日、市教委の指導監及び指導主事が学校を訪問し、校長・教頭・主任・担任・生徒指導主任と面談した。指導監は、学校に対し、保護者と被害生徒との関係性やそれに関わる学校の対応とは切り離して、被害生徒のいじめとの訴えに対応するよう指導した。また、学校に対し、これまでの指導記録などの提出を求めるとともに小学校での被害生徒の状況についての調査は市教委が行うこととし、調査結果は市教委が取りまとめることとした。

3月19日、中学校の担任と主任が家庭訪問をした。担任は、保護者らとのコミュニケーションが取れず、市教委に相談した。

3月20日、市教委の指導主事が家庭を訪問し、祖父母と面談した。被害生徒の主訴について、書面で確認したところ、祖父より1点追加の依頼があった。

同日指導主事が担任と電話で話したところ、担任は対応に苦慮していることを相談した。指導主事は、いじめの調査など家庭の要望を整理し、それに真摯に対応するように伝えた。

3月22日、市教委の指導監及び指導主事が中学校を訪問して校長及び教頭と面談し、3月19日の家庭訪問について、家庭の状況を聞くだけで、学校の方針を伝えないことによって、家庭との距離が遠くなつたことを指摘した。市教委は、中学校が、学校としてはやることはやっていて、関係構築ができないのは保護者の気質のせいであると考えていることについて、問題であると捉えた。

同日、児童委員・民生委員が、被害生徒保護者との面談した結果、被害生徒と同じ地区に住む委員は、保護者は、被害生徒を心配しており、不適切な対応はないと認識していることを校長に報告した。しかし、校長は家庭の問題を繰り返して述べており、見立てを変更することはなかった。

3月23日、家庭から、市教委の指導監及び指導主事に対し、学校は家庭からの質問へは回答がなく、学校側の言い分を繰り返すのみであることから、精神的に耐えられないので、学校からの連絡を止めて欲しいとの連絡があった。同日、市教委から中学校へその旨を伝えた。

3月26日、中学校は、被害生徒の通信表とともに、手紙を保護者へ交付したが、保護者は、読む気になないと市教委の指導主事に話した。

(2) 4月から5月における学校と市教委の対応

4月で年度が替わり、担当していた指導監が異動になり交代した。

4月4日被害生徒の学年の担任が交代したことを指導主事から連絡した。

4月12日、交代した指導監と指導主事が被害生徒宅を訪問した。

4月15日、被害生徒は、[]中学校に転出した。

4月20日、被害生徒保護者は、中学校に転出手続のために診断書を提出するとともに、2年生時の[]教諭（以下「I教諭」という。）と面談した。保護者は、I教諭のことは信頼すると述べた一方で、I教諭に対し、これまでの経緯の情報が伝えられていないことに対し、不信感を持つ旨も述べられた。

この報告を受けた市教委は、年度末の三者面談の結果を書面にまとめ報告するように指示した。

また4月以降、市教委の指導監及び指導主事は電話で、小学校時の担任から本件被害生徒の学年に関する事情を聴取するなどした。

4月23日、市教委の指導監及び指導主事が被害生徒宅を訪問し、学校での三者面談及び小学校教諭からの聞き取りを元に報告書を渡し、小学校からのいじめは確認できなかった旨を報告した。今後の対応として、被害生徒と指導監らが面談したい旨を申し出たが、保護者は入院中で保護者以外の面談はできないことを説明した。市教委としては、今後も家庭訪問をすることを決めた。

4月25日、市教委の指導監は、校長と面談し、今後も被害生徒保護者に寄り添うように指導した。

4月26日、I教諭が家庭訪問を実施し、保護者は被害生徒の様子と共に、保護者自身が精神的に不安定になっており、休職をするなどした旨を話した。

被害生徒保護者は、子育て支援担当課に5月2日付の特定児童扶養手当認定診断書を提出した。この診断書には、適応障害の経過として「いじめにあい徐々に不登校」となるなどと記載されている。

5月7日、I教諭が家庭訪問を実施した。市教委から被害生徒の心情を[]に伝える機会を設けることを提案した。

5月8日、学校で上記提案を検討し、まずは、被害生徒の現在の精神状態などを転校先の学校から聞いた。市教委の指導監と面談しよりよい対応を話し合った。

5月10日、市教委の指導監と指導主事が被害生徒の家庭訪問を実施した。

5月11日、中学校では、生徒会が仲間づくり宣言を採択した。

5月17日 I教諭が家庭訪問を行った。市教委の指導監及び指導主事が[]の保護者と面談した。[]の保護者は、被害生徒保護者がこちらの話を受け入れる状況にならなければ、話し合いは行えないと言った。

5月21日、市教委の指導主事は、校長に対し、電話で、学校に無断で[]の保護者と連絡をとったことを謝罪し、面談の内容を伝えた。

5月23日、被害生徒祖父が市教委に電話し、進展がないことに不満を述べた。

5月25日、市教委の指導監と指導主事が校長と面談した。[]の保護者と被害

生徒保護者の対話が実現するように市教委が間に入ることとした。

同日、市教委の指導監と指導主事は被害生徒祖父と面談した。

5月28日、被害生徒保護者らが、市議会議員を同行して同月30日に面談したい旨を申し入れた。

5月29日、教育長、教育部長、教育総務課長、指導監、指導主事が、校長、教頭と面談した。学校としては今後の指導体制を整えることと、市教委としては、翌日の議員らとの面談で傾聴することを決めた。

(3) 第三者委員会の設置に関する市教委の対応

5月30日、被害生徒保護者、祖父、市議と教育総務課長、指導監、指導主事が面談した。

市教委は、被害生徒保護者らに対し、これまでの要望に十分に応えられていないことについて謝罪するとともに、小学校の時のことなどについて、市教委で調査するも事実が確認できなかつたために、十分に調査をした上で提出することを考えていた旨説明した。

市議は、法律にのっとって、自傷行為があった時点もしくは不登校になった時点で、重大事態と認定すべきであると指摘し、第三者委員会の設置を求めたが、市教委は重い事態とはとらえているが、第三者委員会を開くと、家庭状況についても調査が及ぶことから相互に傷つき、なかなか明確な結果が得られない状況もある旨を述べた。

5月31日、I教諭が家庭訪問を実施した。被害生徒保護者は、謝罪がボールの件だけについて行われたことに不満を持っていることを述べ、I教諭はそのときに遡って指導はできないが、似たような問題があるので、そのことについて指導する旨を伝えた。

6月1日、市教委の指導主事は、主任児童委員と面談して、経緯について聞き取りを行った。

市教委の指導監は、教育事務所でSSWらと面して、今後の対応について協議した。その後指導監は校長、教頭と面談し、SSWと連携について協議し、本件について、反省と再発防止策を考えることを依頼した。

6月6日、市教委の指導監は、被害生徒宅の家庭訪問に先立ち、校長と教頭と面談し、被害生徒保護者らに話す内容について確認した。指導監と指導主事が被害生徒宅を訪問し、被害生徒保護者、祖父、市議と面談した。市教委は、SSWを利用することで、被害生徒保護者や祖父らと地域との関係修復を提案した。

被害生徒保護者らは、調査の結果について自分たちや他の生徒保護者らに情報共有がなされていないことについて、不満を述べた。市教委は、再度中学校から調査結果の説明を受けてはどうかと提案した。被害生徒保護者らは、学校がきちんと他の保護者らにも説明する機会を設けるべきであるのにそれをしないことで、

地域で噂だけが流れていて、家族の地域生活もままならない状況であることを話し、第三者委員会の設置を要望した。

6月11日、I教諭が家庭訪問をした。市教委の教育総務課長、指導監、指導主事が、被害生徒保護者、祖父と面談し、第三者委員会を設置することを市教委の方針とすることを説明した。第三者委員会の委員の氏名については、被害生徒側、学校側どちらにも明らかにしない旨を説明した。

6月12日、指導監は校長、教頭に対し、第三者委員会の設置について説明した。

6月18日、校長のメモには、「市のほくとっこ元気課相談員2名と面談し、被害生徒の支援について、退院後も連携する」旨の記載がある。

6月19日、被害生徒が退院した旨を被害生徒保護者が学校に連絡した。

6月28日、I教諭が家庭訪問した。

7月4日、被害生徒保護者が法務局の人権擁護委員会に相談したため、調査する旨の連絡が人権擁護委員会より学校にあった。その後調査が行われた。

7月30日、被害生徒保護者が第三者委員会委員に関し同意しない状態で、第三者委員会が開かれる予定がされたが、直前で中止となった。

10月19日、被害生徒保護者宅で、I教諭が新聞社の取材に応じるよう説得を受けた。

10月26日、I教諭が、取材を受けたことを校長に話した。校長と教頭が家庭訪問し、I教諭が記者から受け取った資料を返却した。

学校は市教委に取材の申し込みがあったことを報告した。

11月1日、本件について、新聞報道があり、テレビなどの追いかけ取材が相次いだ。

学校は、同日夜2学年を対象とする保護者会を開催することを決めた。その後、市教委の指導により、全学年を対象にする保護者会に変更した。

11月2日、各社が本事案について報道をし、同日夜、中学校は臨時保護者会を行った。被害生徒保護者は、保護者会について知らされず、また、事後に行つたことの報告もなかった。

報道を契機として、インターネット上に書き込みがなされ、11月5日、同級生の保護者によって、被害生徒家族のプライバシーを記載し、中傷するコメントがなされた。11月6日、一人の生徒がいじめの加害者として特定され、氏名等のプライバシーがさらされる事態になった。

第三者委員会は、委員の調整が行われたが、被害生徒保護者の同意は得られなかつた。

市教委は、平成31年1月31日に第三者委員会を開催し、本事案の調査審議について諮問した。

第3章 被害生徒に対してなされた行為及び被害生徒を巡る出来事の評価

第1 「いじめ」の定義と考え方

いじめ防止対策推進法上、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという。」と定義されている。

国のいじめ防止等のための基本的な方針によれば、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。」とされている。

このように、「いじめ」は、被害者の心身の苦痛に基づく概念である。

一方で、このような定義によると、被害を訴えれば全て「いじめ」になるのではないかとの批判もある。確かに、学校は集団生活の場であり、子どもたち同士の傷つけ合いが起きることは必然であって、子どもが被害を訴えることは多々あるといえる。この傷つけ合いは、教員の見守りのもと、子どもたち自身の力や対話によって解決できるものがある一方で、周囲を含めた子ども同士の関係性から、教員が適切に介入しなければならないものが含まれる。

すなわち、当事者間での解決が困難な関係性を背景にした傷つけ合いは、エスカレートし、被害生徒だけでなく周囲の子どもの人格形成に大きく影響するだけでなく、生命・身体に重大な危険を生じさせる危険性を孕むものである。

そのため、「いじめ」の定義は、子どもの安全を守るために、「いじめ」を広く捉えて数ある傷つけ合いをも含むことによって、学校側に早期発見、早期対応（エスカレートする前に介入すること）を求めるものである。

当委員会は、このいじめ防止対策推進法に基づく「いじめ」の有無の判断を行うものであって、一見民事・刑事上の責任を問うまでの事柄でなくとも、学校における対応の是正・再発防止のために重要であると思われる事柄等を含め、広く被害生徒に影響を与えた又は背景となった事情についても考察することとした。

第2 本事案におけるいじめについて

上記のとおり、本事案における事実を被害生徒の立場から評価し、背景事情も含め被害生徒の苦痛を考察する。

1 背景事情

(1) 精神状態の悪化について

ア 被害生徒は、[] 内に出生し、6歳の時に東日本大震災を経験した。その後、[] 一時的に避難所で生活するとともに、同県内に1回、その後山梨県への転居を経て、北杜市内に移住し、小学校3年生の2学期に当該小学校に転入した。

当該学年は単級であり、被害生徒以外の児童のほとんどは保育園から一つのクラスでの生活をしており、女子の転校生は被害生徒が初めてであった。転校当初は、珍しかったこともあり、被害生徒と仲良くしたいと話しかける生徒が多くかった。

しかし、小学校3、4年生当時は、いわゆる学級崩壊の状態であり、物が隠されるなどの行為が頻発していたほか、悪口やからかいなどが横行し、被害生徒自身も被害を受けたことがあった。さらに一部児童があだ名をつけられ、避けられるなどのいじめがあるとともに、教員の暴力的な関わりもあった。

これにより、被害生徒は、同級生らがいじめを容認する状態を経験するとともに教員への信頼を失くした。

イ また、被害生徒は、加入したスポーツ少年団での活動などにおいて、中心的地位にあった■を発端に仲間外れにされるなどの傷つきを体験した。

そして、■は、親しくしている相手であっても、その相手がいない場所では悪口を言うことを繰り返していた。幼少期から関係を持つ女子児童たちは、同調してその場をしのぐような対処をしたり、時には自分が悪く言われても気にしないようになるなどしたりして過ごしていた。

しかし、関係性が短い被害生徒は、そのような対応をするクラスの児童との間で安心できる関係性を築くことが困難であった。そのため、4年生の頃には、教室に一人でいることが増え、それを気にした担任が、周囲の生徒に声かけをすることがあった。

ウ 被害生徒は、学級での生活にストレスを感じていたが、幼いながらも、食事や衛生環境の十分でない避難所の経験などから、転居後の生活に感謝しており、「避難所の生活に比べたら、友人関係の困難さはました」と考え、また、「相談することが転居を選択した保護者に対する負担につながる」などと考えて、友人関係の困難さを保護者に伝えることができない心理状態であった。

そのため、友人関係のストレスを保護者に相談できずに、逆に最も安心できる相手である保護者に対し、乱暴な言動で不満をぶつけることになり、保護者との関係が悪化した。

エ そのため、被害生徒は、友人関係のストレスを親しい友人や教員に相談したり、家庭で保護者に相談したりして解決することができないまま、一人でストレスを抱えることになり、精神的に不安定になった。

(2) 小学校3、4年生の頃は、被害生徒は何名かの児童とは近い関係性をもっていたが、精神的に不安定な症状が見られるようになってからは、徐々に近い関係性の児童らが被害生徒と付き合いづらいと考えるようになり、積極的に話しかける児童が少なくなった。

そのため、被害生徒は、5年生の頃には、登校前に腹痛を訴えることが始める

休み時間には教室を出て、好きな教員のいる特別教室に行くことが増えた。さらに、6年生の頃には、学校でも腹痛を訴えて保健室に行くことが増える一方で、担任教諭や親しくした女性教諭や養護教諭など、複数名の女性教諭と関係を作るようになった。被害生徒にとって、上記教諭らとの関係が安全基地として作用していた。

- (3) 一方で、中学生になる頃には、男子生徒も含めた生徒らが、変動のない人間関係の中で、それぞれ自分の立ち位置を見つけ、強い人間に近づこうとしたり、逆に攻撃を受けても反抗せず、攻撃をする人について、そういう性格だから仕がないと捉えたりすることにより、自身の傷つきを軽減するなど気持ちに折り合いをつけるようになり、いわゆるスクールカーストが成立していた。

被害生徒は、自身が生徒らに下位に扱われていると感じていた。一方で、強い生徒らは、弱い生徒らの心情を感じることもなく、対等な関係性との認識を持っている状態であった。

- (4) 中学校進学後、担任が過度のからかいを抑止しないなどの出来事があり、強い生徒の行動が助長された。生徒らは、担任を軽視して、担任の悪口を言うようになった。被害生徒は、悪口に敏感になっていたため、教室でのいづらさが増し、担任を始めとする教諭らと話をするに居場所を求めるようになった。

- (5) また、中学校入学の頃までは、被害生徒と■の関係は、周囲から見ても親しくはなく、心理的距離があった。一方で、被害生徒と■との関係は、傷つけ合いはあったものの春休みには■の家に行くなど、心理的距離は近かった。

その後、中学校では、勉強や部活動での活動が中心となることもあり、女子生徒の中では部活動を中心とするグループ化が進み、被害生徒は、■とは別の■のグループに属した。

- (6) ただ、被害生徒は、■のグループにいて、近しい関係の生徒はいても、安心した人間関係を築ける友人を見いだせていないかった。進学により小学校時の教諭らの安全基地も失い、中学校生活でのストレスが大きくなていき、家庭ではそれを保護者への反抗として表現するようになったことから、保護者との関係もさらに悪化して、精神症状も悪化していった。

- (7) ここにいう精神症状は、調査により明らかになった事実関係から考察する範囲ではあるが、「過敏性大腸炎」と病院で診察を受けたいわゆるストレス性の腹痛の症状があるほか、生徒らが感じていた「人によって態度が違う」「機嫌が悪い日がある」などの状態も対人関係のストレスによる反応と考えられる。

2 1学期における事実の評価

上記背景事情をもとに、被害生徒の心情を考察すると、1学期には被害生徒とはもともと心理的距離があった主に■を中心とする人物らの行為によって、被害生徒が苦痛を感じた事実が認められる。

(1) 試験の点数を尋ねた行為

ア 事実関係

時期は不明であるが、■及び■が被害生徒に対し、テストの点数を尋ねたことがあった。被害生徒は、これに対し、点数を答えなかつた。

イ 評価

このような行為は、より学力を意識する中学生の初期には特によく見られる行為であり、行為のみを取り出せば問題となるものではないことが多い。

しかし、両者の関係性をも踏まえてみたときには、時に傷つきを生む行為である。

本事案では、被害生徒からすれば、普段親しくしておらず、かつ悪口を容認する■や■に対し、自己のテストの点数を開示することは、よい点数であっても悪い点数であっても攻撃や揶揄されることが考えられ、危険性を感じるものである。また、被害生徒からすると、答えないということすら非難の対象となると考え得るし、実際、答えなったことに対し、噂がされる事態となつた。

この状況を目撃した生徒が後にこれがきっかけで被害生徒がターゲットになつたのではないかと考える程度に、■や■が被害生徒に点数を尋ねること自体が被害生徒側から見ると不自然な関係性であったと認められる。

したがつて、■及び■と被害生徒との当時の関係性・背景事情を考慮すれば、テストの点数を尋ねられること自体によって、被害生徒は苦痛を感じた。

(2) 担任との関係について

ア 事実関係

時期は明確ではないが、少なくとも1学期のうちには、教室内で同級生と話すよりも、担任や教科担任らと話をすることを好むようになつた被害生徒について、学級内で「何をそんなに話すのか。」「好きなんじゃないか。」など揶揄するように噂をすることがあつた。

特に、■のグループは、教室の後方に集まって話をしていたが、被害生徒を見ながらあざけるように笑つたり、被害生徒を睨んだりすることがあつた。

イ 評価

これらは、被害生徒を直接冷やかしたり、攻撃をしたりするものではないが、グループ外の生徒らの中でもこれらの行為に気が付いた者もあり、悪口に敏感になつた被害生徒の心情からすると、容易に気が付き得る行為である。

そして、被害生徒としては、教室の生徒ら以外に居場所を求めるなければ、安心が得られない心理状態であったことから、その行為を非難されることには、居場所を奪われるようなものである。

したがつて、■のグループによるこれらの行為によって、被害者は苦痛を感

じた。

(3) ■の言動について

ア 事実関係

時期は明確でないが、■が教室入り口前に立っている被害生徒に「どけ」ということがあった。

イ 評価

このような発言は、例えば「口が悪い」、「言葉が汚い」など、表面上現れる「ぞんざいさ」のみに対して、評価がなされたり、注意がなされたりすることが多い。

特に、■は、「うざい」、「死ね」などの言葉を日常的に口にすることがあり、教員らは、このような言葉遣いについて、生徒らの近しい関係から「遠慮がないだけ」、「親しいゆえに許されるもの」と捉え、修正できなかった。

確かに、行為者側からみれば、日常的な口の悪さと評価し得る。

しかしながら、人間は言葉を選ぶことができるものであり、「どけ」という表現は、時に子どもの親しい者同士のふざけ合いの場面といった限定的な場合を除いて、大切に思う人間や敬うべき人間に対しては、このような発言はしない。

このような発言の裏には、言う相手を見下していたり、粗末に扱おうとしたりする心理がある。当然、言われた側は、発言者の心理を感じ、不快感を覚えるとともに、特に学校という閉鎖的空間でかつ同級生からそのような言葉を使われれば、自分が下に見られていると感じる。

■と被害生徒の関係性、特にスクールカーストを意識していた被害生徒にとってみれば、上下関係を意識させられる言葉であって、これにより被害生徒は苦痛を感じた。

3 2学期における事実の評価

(1) 前提事実

前提として、1学期以降2学期開始頃までの間において、被害生徒と他の生徒との関係、被害生徒の精神状態の変化があった。

被害生徒は、1学期のうちに受けた苦痛から、平成29（2017）年7月頃には自傷行為に及ぶようになった。

また、1学期の終わりには、■が被害生徒に対する反感を強め、グループ内でもこれに同調して、被害生徒と距離を置く生徒が出ていた。

そして、同年8月下旬頃には自傷行為について、女子生徒のほぼ全員が把握している状態となった。

これにより、女子生徒らは被害生徒と距離を置くようになったり、ますます揶揄するような噂をしたりするに至った。

このような経過から、教室で被害生徒自ら積極的に同級生に話しかけることは少なくなり、話しかけられれば話をするという状態であったが、2学期になる頃には、話しかける生徒が少なくなった。

(2) フォークダンスの練習

ア 事実関係

平成29(2017)年8月下旬、被害生徒は、体育の時間にフォークダンスの練習をした際、ペアになるべきところ、相手がおらず、しばらく一人でいたことがあった。当日、被害生徒は祖母に対し、「今日は地獄だった。」と話した。

イ 評価

この点については、当時の被害生徒の精神状態、生徒らとの関係性から、被害生徒から声をかけてペアを作るなど、状況を改善することが困難な状態であったといえる。生徒らには、あえて仲間外れにしたなどの意識が無くとも、授業中であっても誘ってくれる人がいないという状況において、被害生徒は苦痛を感じた。

(3) 更衣室内での会話（教員への批判に対する同調圧力）

ア 事実関係

女子更衣室内において、学年の女子生徒のほぼ全員がいる中で、女子生徒らは、担任の悪口を言い合うことが複数回あり、その中で、生徒らの一人が、被害生徒に同調を求めたことがあった。

イ 評価

この点について、生徒間で教員の評価や噂をする行為は、ことの是非は別として、この年代の生徒たちの行動としてはよく見られる行為である。

しかし、本件では、当初スクールカースト上強い生徒らが、担任への不信感や反感を抱いていたところ、2学期頃になると被害生徒以外のほとんどの女子生徒が強い生徒らの意向に同調する状況になった。

一方で、被害生徒は、教室への居づらさから教員らとの会話を好んでおり、担任に対し、当時は悪感情を抱いていなかった上、他の生徒らは、被害生徒が担任を好きだと揶揄するような状況であった。すなわち、被害生徒からすれば、担任の悪口に皆が同調することは、担任と話す自分を非難していることにもつながって受け取れるものであるし、その上、同調を求められることは、そう思うと答えることも思わないと言えることもどちらも困難を伴うものである。

したがって、被害生徒の前で、担任の悪口を言い合うこと、及び、これに対し同調を求められることによって、被害生徒は苦痛を感じた。

(4) 被害生徒や教員に対する批判のエスカレート

ア 事実関係

2学期になると、上記のとおり、担任に対する批判的な感情が生徒らの間で共有されるとともに、被害生徒がよく会話をしていた担任以外の教員（特に生徒指導主事）に対しても「えこひいきする。」という批判を共有していた。

そのため、被害生徒に対する「担任が好きなのではないか。」という■のグループの揶揄がエスカレートし、「(先生に) 媚びを売っている。」「担任好きとかキモい。」などと、批判を強めていった。

加えて、被害生徒と■との関係の変化があり、■は、被害生徒が当時最も近しい関係であった■の席に話しかけに行くだけで、当時■の席が教室の最前列で最も廊下側であったことから、教員に話しかけに行くために■の席に行っていると捉えて、被害生徒に対し、「媚び売ってんじやねえよ。」など批判することがあった。

また、昼食時に、弁当を一人で食べようとした被害生徒に対し、男子生徒が「どこかに入れよ。」と注意することがあった。

イ 評価

被害生徒は、1学期には学級での居づらさを強め、教員らと会話することに中学校での居場所を求めていた。しかし、そのことに対して、生徒らはさらに批判を強めてエスカレートするに至り、被害生徒は苦痛を感じた。

また、被害生徒は、1学期には自傷行為に及ぶなど精神状態が悪化し、■の非難を受け止めた上で、■に反論したり、逆に小学生の頃のように頼ったりすることはできなくなっていた。

また、■と■と被害生徒は同じグループであったところ、その中心は■であり、■との関係が悪化した被害生徒は、■や■を頼りにするようになっていた。このような関係性のなかで、被害生徒が■に話しかけに行くことに対し、別の目的があると非難されたことにより、被害生徒は苦痛を感じた。

さらに、被害生徒が一人で弁当を食べようとした行為は、■との関係悪化により、グループ内での居づらさが増したための回避行動であったと認められるが、これに対し、男子生徒から被害生徒が悪いと非難されている。この頃には、被害生徒の精神症状から現れる行為について、被害生徒が悪いと非難する行為が教室内で許容されていた。被害生徒にとってみれば、防衛のための行為を非難され、自分を嫌っている生徒らとの食事を求められる行為であったことから、被害生徒は苦痛を感じた。

(5) 部活動メンバー間における軋轢

ア 事実関係

前記のとおり、被害生徒は、1学期のうちには精神状態が悪化したことから、生徒により表現は様々であるが、イライラしているように見えたり、一人でいたい空気を出しているように見えたり、同級生以外の上級生や教員など相対す

る人によって態度が違うように見えたりするようになった。このため、部活動メンバーのうち、■が被害生徒の態度を非難するようになった。■は、被害生徒に対し、「(態度を)直した方がいいよ。」などと言った。

その後、部活動内では、1学期には関係が良好であった■に属する■との関係において、■内の上級生が引退したことも加わって、関係に変化が生じ、■が被害生徒との関係に苦慮するようになった。■らは、この点について、■の味方をする態度を取るようになった。

さらに、被害生徒は、対人関係に対する不安から、近しい関係にあった■に対し、頼み事をすることがあった(いわゆる試し行動)。このような被害生徒の行為に対して、■らは、■が使い走りにされていると批判的に噂をするとともに、■に対し、「嫌ならこっちはくれば。」などと話し、■は、被害生徒と距離を取るようになった。

また、■は、被害生徒と最も近しい関係にあった■に対しても、席に話しかけにくることについて、■に対し、「(被害生徒に)利用されているよ。」と言ったり、被害生徒がいない場面で、「気分が悪いからって空気悪くしなくてもいいじゃんね。」と被害生徒を否定する言葉に同調を求めたりした。

イ 評価

被害生徒は、1学期には教室内で苦痛を受けていたが、部活動では、上級生らもあり、好きなことに打ち込める事から、部活動の時間をとても楽しみにしていた。これは、中学校を欠席し始めたのちも、部活動の大会には出たいと述べていたことなどからも明らかである。

一方で、2学期頃には、本来関係が近かった部活動のメンバーが徐々に被害生徒と距離を取るようになったことを被害生徒も感じており、これにより苦痛を感じた。

さらに、上記経緯により、■だけが被害生徒と一緒にいる状況に変化してきたところ、■に対し、被害生徒への批判を告げ、さらには同調を求めるることは、被害生徒と友人との関係を引き離す行為であって、被害生徒は苦痛を感じた。

実際、被害生徒は、この行為を感じ取って、■に対し、「私の悪口言ってたでしょ。」と告げた。苦痛を感じた上、この出来事により、被害生徒と■の信頼関係が揺らぎ、微妙な距離ができたと捉えられ、これによりさらに被害生徒は苦痛を感じた。

(6) 被害生徒の無視・仲間外れ・避けられるとの訴え

ア 事実関係

被害生徒は、平成29(2017)年12月中旬、担任らに対し、無視されたり、仲間外れにされたり、避けられるなどと話した。

この点について、生徒らは、被害生徒が一人でいたい空気を出していた、話

しかけても冷たい態度を取られたなど、被害生徒側の責任となる理由をつけて、徐々に話しかけなくなっていたと認められる。

確かに、被害生徒は傷つきの中で精神状態が悪化し、同級生と過ごす時間も苦痛に感じ、話しているよりも一人でいることを好む行動や、話しかけられても会話を拒否するような行動があったことが認められる。

また、「無視」という言葉で連想されるような、被害生徒が話しかけると離れていくというようなことはなかったと話す生徒もいた。

イ 評価

これまで述べてきたとおり、この頃には、被害生徒から積極的に生徒らに話しかけるという行為すらできない関係性であった。

そして、生徒らは、次第に、被害生徒に関し「そんなに死にたければ死ねばいい。」、「お腹が痛くなるなら学校に来なければいい。」、「先生と話したければずっと話していればいい。」などの悪口を共有するようになっており、2学期の終わり頃には、集団対個という被害生徒が孤立する関係性が作られていた。

このような関係性の中で、積極的に話しかけてくる生徒がおらず、話しかけられる相手は■のみという状況によって、被害生徒から見れば、避けられている、仲間外れにされていると感じる状況に陥っており、被害生徒はこの状況により苦痛を感じた。

4 3学期における事実の評価

(1) 1月16日のレクリエーション前の事実について

ア 事実関係

平成30（2018）年1月16日に行われたレクリエーション（ドッジボール）の前に、■及び■と一緒にいた■が、突然、被害生徒に対し、持っていたソフトバレーボールを投げて、これが被害生徒の体に当たるということがあった。

イ 評価

この点については、認定できる範囲の行為であっても、当時の関係性からみて、被害生徒は苦痛を感じた。

すなわち、当時の被害生徒から見れば、■以外の生徒との関係性は既になく、普段話しかけてくる女子生徒はいない状態であったところ、突然ボールを当てられ、振り返ると笑っている3人がいた。ごめんとは言われたものの、当時、なぜ当てたかについては行為者らからは一切説明がなかった。

したがって、被害生徒からみれば、何ら理由もなくボールを当てられ、当たったときに笑われたというのが事実であって、このことにより被害生徒は苦痛を感じた。

(2) 「死ね」「うざい」「キモい」などの悪口について

ア 事実関係

「死ね」「うざい」「キモい」などの発言は、一部生徒は1学期の頃から、ターゲットを限定することなく日常的に気に入らないことがあると、軽く発言することが繰り返されていたが、徐々に被害生徒に対する発言が増えた。

そして、■のグループだけでなく、部活動のメンバーも被害生徒に対する非難を強め、一部男子生徒も含め、生徒らは次第に、「(態度が) ウザい。」「そんなに死にたければ死ねばいい。」、「お腹が痛くなるなら学校に来なければいい。」、「先生と話したければずっと話していればいい。」、「先生好きとかキモい。」などの悪口を共有するようになっていた。このような中で、被害生徒に聞こえること、気づかれることをはばからず、あからさまに言うようにもなつていった。

上記レクリエーション終了後、■が被害生徒に対し、すれ違いざまに「死ね。」と言ったことを見た生徒もあり、被害生徒に対する悪口は3学期にはさらにエスカレートしていた。

イ 評価

この点について、「死ね」という言葉は本来冗談でも口にすべき言葉ではないが、日本ではふざけ合い、軽口として「死んではほしい。」「死ね。」など使われることがある。ただ、これは、お互いにふざけ合いや軽口として受け止められる関係性があり、かつ、そのような場面での発言である場合に限って成り立つことである。

また、「うざい」、「きもい」などの表現も現代においては、軽く使われがちな言葉である。

しかしながら、このような言葉についても、関係性が対等でない状況で、かつ繰り返し発言をされ、さらに、これを多人数で共有されることは非常に大きなダメージを与え得る。

当時被害生徒は、クラス全員から嫌われているという発言があったように、学級内で心理的に孤立した状況であり、多数の生徒らが繰り返し悪口を言い、言わない生徒らであってもほとんどがこれを否定することなく受け入れていた状況であり、これらの悪口によって被害生徒は苦痛を感じた。

また、■が直接「死ね。」と言った点については、すれ違いざまにきっかけもなく被害生徒に対して一方的に言っており、上記のような限定的な場合ではなく、被害生徒が軽口や冗談と受け取る余地はなく、苦痛を感じた。

第3 まとめ

以上のとおり、小学生の頃から積み重なった出来事や人間関係を踏まえて検討すると、被害生徒は、中学1年生になって以降、1学期から、日々、被害生徒が苦痛を感じる出来事が重なっていき、自傷行為が出現し、最終的に精神症状が悪化して、

学校を欠席せざるを得なくなり、精神科病院の入院治療を要するまでに至ったと認められる。

そして、これら被害生徒が苦痛を感じた行為は、「いじめ」である。

第4 いじめの事実と自傷行為や不登校との関連性について

1 当委員会における因果関係の考え方

当委員会はいじめ問題に関する委員会であり、いじめの防止やいじめによる被害の防止を目的にしている。子どもの成長過程において、学校生活でいじめ被害を受けた場合、子どもの精神に与える影響は甚大であり、成長後も人間関係の形成に影響を与え続ける。また、学校生活におけるいじめが続くことは、子どもにとっていじめ自体の苦痛のみでなく、教員をはじめとする大人が対応しないことや解消できないことがさらに苦痛を与える。一方で、成長過程において、いじめを行ったり、巻き込まれて加担したりした生徒は、人間関係の形成において対等でない関係性を学習する可能性が指摘されるなど、早期にこれを改善しなければならない。

したがって、いじめの防止を目的に検討する場においては、いじめのリスクを真摯に受け止める必要性があり、いじめによる重大事態か否かという因果関係を論じるにあたり、他の要因があることを理由にいじめの影響を過小評価することは不適切である。特に生徒らの中には、過去のいじめや家庭の問題などにより、援助希求が難しかったり、被害的にとらえたり、対処が困難な生徒らは少なくない。学校としては、このような生徒らであっても重大事態に至らないように対処すべきであつて、被害生徒の個性に責任を帰着させることは厳に慎むべきである。

仮にいじめ以外の要因があったとしても、いじめが被害生徒に影響を与えていたのであれば、いじめの影響の大小について論じるまでもなく、いじめによる重大事態と認め、学校及び学校の設置者は取りうる対策を検討し、講じるよう努めるべきである。

2 本件における判断

本件では被害生徒は、平成29年7月ころから自傷行為を行うに至っているが、調査の結果、この自傷行為には、1学期の学級でのいじめが被害生徒に与えた苦痛が影響している。

その後、平成30年1月30日には被害生徒が欠席を開始し、2月8日には精神科病院への入院を医師から勧められている。この時点では被害生徒は適応障害等の精神疾患を発症しており、これには、2学期以降の本件学級におけるいじめが被害生徒に与えた苦痛が影響している。

また、その後も被害生徒は欠席や別室登校で教室に入れない日が続いたのち、精神科病院に入院し、学校を欠席している。よって、これに引き続く欠席にもいじめの影響があった。

第4章 学校の対応に関する評価

いじめ問題に対する学校の対応については、別表1にまとめ、「改善が必要な点」に指摘事項をまとめた。また、家庭環境や自傷行為に関する学校の対応は別表2にまとめた。

本件では、中学校は、被害生徒が平成29年12月に実施したアンケートでいじめを受けたと訴えたことでいじめとしての対応を開始したと主張していることから、この時点からの対応について、まず検討する。

いじめの訴えがあった場合に対する対応として最も重要なことは、いじめ防止対策推進法第3条（基本理念）第3項に掲げられているとおり「いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護すること」である。すなわち、被害を訴えている（苦痛を訴えている）児童生徒が再度苦痛を受けることがないような対応が必要である。このとき、被害を訴えている生徒はすでに苦痛を受けており、傷つきやすい心理状態にあることに留意する必要があるところ、当委員会では、この対処方法について、トラウマ・インフォームドケア（第8章第3）の手法を参考に整理した。

被害生徒の心理としては、第2に記載するとおり、遅くとも2学期にはフォークダンスの練習でペアができるなど教員の前で苦痛を受けることがあり、その後も友人に対する行為を相談するなど繰り返し学級での言動で苦痛を受けることがあることを教員に相談していた。しかし、適切な対応がとられず、最後の望みとして12月のアンケートに記載したが、その後も学校の対応で安全を確保してもらえないままに、1月のボールの件が発生し、大きな苦痛を受けた。

いじめの被害者が受けれる精神的苦痛は、いじめ行為そのものだけでなく、教員が適切に介入しないこと、自己の安全を守ってくれないことから受けれる失望を含むものである。本件においても学校の対応は被害生徒に精神的損害を与えた。

第1 いじめの対応について①

1 いじめアンケートへの対応

(1)アンケートへの記載状況と聴き取りについて

ア 事実関係

被害生徒は2学期の終わりに行われたアンケートにおいて、複数の態様のいじめを9月ころから受けており、これを教員らに相談しているが改善していないと回答している。

本件では、学校の対応の記録として、対応をとりつつ日々校長がパソコンでメモをしたとされる記録（以下「校長のメモ」という。）が提出されており、学校の対応については、教員らの聴き取りから認定された事実関係のほか、校長のメモやそのほか提出された書類に記載のある事実について検討する。

中学校では、アンケート終了後、教員及び主任が聴き取っており、校長のメモでは以下のとおりの記載がある。しかし、担任が聴き取った際のメモなどは

提出されていない。

【記載内容】

挨拶をしても返してくれない、話しかけても話してくれない。具体的な加害生徒の名前はでなかった。学級内での冷やかしやからかいがある。学級内で悪口や脅すような言葉を平気で使っている。話を大きくしないで欲しい。

教員からは、被害生徒に対し、担任がしっかりと指導すること、少しでも安心できるように教員が見守ることを伝えた。

面談後、主任と担任は、①学級全体の問題として指導すること、②被害生徒が友人の悪い面だけでなく良い面にも目が行くような指導や場面を作ること③被害生徒以外に困っている生徒がいないか注意を払うという対応を行うことを決めた。

イ 指摘事項

(7) 聴き取りの内容・記録が不十分

聞き取った内容の記録としては上記のとおりであり、5W1H が不明で具体性がない。またアンケートの2週間前に自傷行為があったが、これと被害生徒の訴えた苦痛との関連性を考慮した聞き取り内容の記録もない。

さらに、提出された記録は上記校長のメモのみであり、担任が聞き取ったメモが提出されていない。これにより被害生徒が実際にどのようなことを訴えていたのかが不明確になっている上、学校の対応として、担任の聞き取りが不十分であったのか、単に記録が不十分であるのか、検証できない状況である。

このようにいじめ初期対応について、事後的な検討ができない記録の保管状況であることは、学校の対応に対する疑念を払拭できないことに繋がるものであり、対応を取るだけでなく、これを記録し保管することが求められる。

なお、他の日には職員会議録などとともに担任のメモの提出があったものもある（例：5月の被害生徒からの訴えや、2月の聞き取りなど）が、重要な局面での記録が提出されないのは、極めて不自然である。

(8) アンケート回答内容の検討が不十分

被害生徒は、アンケートでは、以前から教員らに相談していると訴えているが、それまでにいじめとして把握し、学校が対応した記録がない。

また、この点について、被害生徒の訴えと担任らのこれまでの報告内容が相違していることになるが、これについて校長が、担任らから事情を聞いて問題点を指摘し対応を指導するなどした記録がない。

この点、被害生徒がいじめを過去にも教員に訴えたことがあるのにこれが改善していないと感じているとの訴えは、被害生徒の傷つきの状況を図るうえで極めて重要である。これにより、被害生徒がすでにいじめだけでなく、

改善がないことによる教員への対応への失望という二次的な傷つきの中にいることが明らかであり、このような場合は、学校がこのことを意識した上での対応が見られなければ、被害生徒の信頼を得て解決につなげることが困難であるからである。

(vi) 事実関係の分析が不十分

被害生徒の希望で他の生徒らへの具体的な働きかけはしていないと報告されているが、教員らがすでに把握している情報などを再整理するなどして事実関係を整理したり対応を検討した記録がない。いじめの訴えがあったが、いじめ防止対策委員会も開催されていない。被害生徒の希望に従うのみでなく、学校として現状を把握・分析し、必要な介入を検討すべきであるが、これがなされた記録がなく、事実関係の分析が不十分である。

なお、この点についても、仮に分析を行っていたとすれば、記録化が必須である。

学校現場においても、いわゆる「P D C A」の重要性が認知され取り入れられているところ、P（プラン）の前提であり、C（チェック）の対象となる現状認識の共有は大前提である。

このとき、現状の把握とは、被害生徒自身が訴えたいじめの「行為」自体を学校が把握しているか否かではなく、いじめは行為単体ではなく関係性から生じる傷つきであることに留意し、被害生徒・加害生徒だけでなく他の生徒らを含めた関係性についての検討が不可欠である。

(vii) 被害生徒自身との対応の協議がない

本件では、アンケート当日の聴き取りの中で、教員が見守ることを被害生徒に告げているが、その後、学校での対応の検討を踏まえた対応について、被害生徒に対して伝え、対応を協議した記録はなく、当初の被害生徒の介入を希望しないとの訴えに従った対応を行っている。

全体指導でのいじめの改善は限界があり、学校としては、被害生徒の表面的な希望にのみ従うのではなく、教員の視点で状況を分析し、被害生徒の安全確保だけでなく、加害生徒の教育のために必要な介入を躊躇すべきではない。この点、被害生徒が加害生徒への指導を希望しないという状況は、復讐によるいじめの激化や報復行為を恐れるための心情であり、従前に訴えていても改善がなく継続されていないなど対応者による傷つきを受けている場合は特に現れやすいものであって、改善を望まないという希望ではないことを理解した対応が必要である。

本事案の場合には、個別介入が必要な段階であると判断すべきであった。

そして、学校がこの判断に基づき、まずは介入を希望しない被害生徒の恐怖心を払拭するために、例えば教員の見立てや対応策を伝えて意見を求める

など、加害生徒に対する指導を被害生徒が受け入れるように被害生徒とコミュニケーションをとる必要があったと認められるが、このような対応をした記録はない。

また、仮に被害生徒の安全確保をしたうえで、事実関係の把握に努める判断をした場合であっても、どのような体制で行うかを具体的に決め、その状況を被害生徒に伝えることが必要である。

教員がどのような対応を取るかということを被害生徒に対して、説明し了承を得ることは、信頼関係の確保や被害生徒の心情の安定のために重要である。

(オ) 他の生徒の状況の把握が不十分

被害生徒がいじめを訴えている一方で、他の生徒らから友人が困っているとの訴えはなかった。これは、被害生徒には味方がいない状態であるということであり、他の生徒から被害生徒の状況がどのように見えているのかという視点に立った分析や対応がとられた記録がない。

前記（ウ）記載のとおり、いじめは行為単体ではなく関係性の中で生じる苦痛であり、被害生徒への対応だけでなく、同時に周囲の生徒の状況を把握し、対応の必要性を検討すべきである。敷衍すれば、いじめをやめるという指導ではなく、人の苦痛に気が付き、相談・発信できるサポーターを育てるための（いわゆる、いじめの四層構造における傍観者に対する）教育の視点である。

そもそも、安全が確保されていない状況ではアンケートに正しく自分の心情を書くことは困難である。特に自分ではない誰かがいじめられていると書くことは、万が一自分が書いたことが分かった場合に、次は自分がいじめのターゲットになる可能性がある行為であって、このような危険性を感じることは、特に被害を受けている生徒の近くにいる立場の弱い生徒にはおきがちな心理である。

アンケートの分析では個々の回答のみでなく、生徒間の人間関係も踏まえて読み解くなど、他の生徒の状況も踏まえた学級全体の状況を分析すべきである。

(カ) 被害生徒の従前の訴えへの対応が不十分

校長のメモには、「被害生徒以外に困っている生徒がいないか」という記載があるが、従前に被害生徒が他の生徒の名前を挙げている。これに対する対処が記載されておらず、また、学校が取った対応を被害生徒に伝えたという記録もない。

このような対応が、被害生徒の学校に訴えても何も変わらないという心情に影響をしている。

(4) 被害生徒への指導の誤り

教員は、被害生徒に話を聞いた際に、被害生徒に加害生徒を含む他の生徒らの悪い面を見ないようにという指導をしているが、被害生徒の希望を理由に加害生徒に対する直接の指導を行わない一方で、悪い面を許容するよう求めるることは、被害生徒に我慢を強いることである。確かにこのようにアドバイスする場面も想定できるが、アンケートでいじめを訴えた生徒からの聞き取りの際に行うのは適切ではない。

(2) アンケート後の対応について

ア 事実関係

校長の記録では、12月13日、運営委員会生徒指導部会で、被害生徒を見守ることで、事実関係の把握に努めることを決めたとの記載がある。

その後も中学校としては、被害生徒のいじめとの訴えを受け、被害生徒を見守っていたが、被害生徒が訴えたいじめの事実の把握はできなかつた。

終業式にあたり、冬休みの部活については、部活動顧問が「見守り励ます」という対策を取ることとした。しかし特に被害生徒の状況について、気になる点は発見していない。

3学期開始にあたり、学級の課題として、なれ合いがあり、言葉遣いが過激になっていること、浮ついた雰囲気があることなどがあることから、指導の方針として、学級全体へ言葉遣いなどの指導を行うこと、強い指導のみでは雰囲気がささくれてしまうことから、レクリエーションを行い、互いの紳を深めることを決めた。

イ 指摘事項

(7) 「見守る」対応の具体性がないこと

被害生徒に対し、教員が見守ることを伝えているが、どのように見守るのか具体的な検討を行った記録がない。このとき見守る対応の目的は、「事実関係の把握」「被害の防止」にあると考えられるが、目的の達成のため、具体的にどの点（時間・場所・人）に留意すべきか、目的達成のためのP（プラン）に具体性がなければ、D（実行）において、組織として統一的な対応ができず、目的達成ができない。

具体的な方策とは、いじめが休み時間など教員の目の届かないところで行われることは明らかであるから、休み時間の教員の割り当てを決めるなどして常に教員の目が届く体制を作る、被害生徒に対して、再被害がないかどうかについての聞き取りを2週間に1回は行うなど、誰が何をして、その効果をどのように確認するかというところまで決める必要がある。

本件では、結局、「いじめの発見」はできず、「被害の防止」もできていない上、被害の把握（効果がなかったことの確認）もできていない。すなわち、

いじめがあるとの訴えがあったときに、最も重要である被害生徒の安全の確保ができておらず、相談しても何も変わらないという被害生徒の傷つきに繋がっている。

(i) 事実関係・対応の分析の記録がないこと

本件では12月13日の段階で「事実関係の把握」と「被害の防止」のために見守る体制を取っているが、その後も被害生徒の訴える事実関係の把握はできていないまま、翌年1月30日の欠席に至っており、欠席の時点で校長のメモに「無視される」などの様子は目撃することはできなかった」との記載がある。

この間、1月16日にはいじめの対策の一環として行ったレクリエーションの際に被害生徒がボールをぶつけられるという事案が発生しているが、これも教員は目撃していない（被害生徒の見守り体制に漏れがあり、被害が防止できていない）上、欠席するまで被害生徒からこの事実について聞き出すこともできない状況であった。

そもそも、当初の段階で、いじめのどのような事実関係を把握し、どうして苦痛を訴えるに至ったと事実整理をし、把握すべき事実関係は何であったのか、どのような行為を防止しようとしていたのか明らかではない。また、アンケート後、対応を取ったが事実関係が把握できなかった、状況が不明であったのであれば、それは事実関係を把握する行動（P（プラン））が十分でない状況であり、対応を見直し（C（チェック））、再度行動する（A（アクション））必要があるが、このような経過の記録もない。

学校が被害生徒の訴えた事実を状況把握に努めても発見できないのであれば、被害生徒の苦痛の理由を学校が理解できていない状況であり、いじめへの指導・対応ができるはずがない。このような場合には、どうして被害生徒がそのような訴えに至るのか心の機序を把握することが重要であるが、それを検討して被害生徒と再度のコミュニケーションを取ったり、教員らの間で共有したりした記録はない。担任が聴き取った事実関係をまとめて報告するというシステムができておらず、チーム学校としての組織的な対応ができていなかつたと言わざるを得ない。

また、その後も被害生徒の苦痛の原因となる事実関係を把握できていない状況が継続しているが、これに対し、対応の問題点がないか検討し変更することなどを検討した記録がない。

なお、3学期開始後に学校は全体指導やレクリエーションを行っているが、これは、「事実関係の把握」を目的とした行動ではなく、見守るという体制の見直しではない。

(ii) 保護者への対応について、被害生徒と協議した記録がないこと

12月14日三者懇談では、保護者に対し、いじめの事実にかかわることについて協議はされていない。学校に対し、いじめの事実を訴えた場合に保護者にどう伝えるかは、被害生徒自身の意向を確認すべきであり、この意向については記録すべきである。本事案において、事前に、被害生徒と協議し、被害生徒の希望でこの対応をしたのであればよいが、被害生徒の意向を確認した記録がない。

いじめ対策では、保護者との協力関係の構築は不可欠であるところ、校長のメモによると、被害生徒と保護者との関係改善のため、被害生徒のよいところを話題にした旨の記載がある。いじめの対策と親子関係の課題については、分離すべきであるところ、学校の記録では、当時状況把握に努めるとの方針であったのであるから、保護者に対しても情報を提供するとともに友人関係の情報を得るなどの対応が考えられた。また、被害生徒が苦痛を訴えているのであるから、保護者に対し、それに対する配慮を求めることが重要である。

仮に学校が憂慮したように、保護者が被害生徒がいじめ被害を訴える危機的な状況に至っていることを把握したことをきっかけに、被害生徒との関係性が悪化する事態に至り、生命身体への危機が生じる危険が真にあるのであれば、児童相談所に通告するなどして、対応するべきである。親子関係が不安定であることを理由に、学校でのいじめ解決に保護者に協力を求めないことは相当ではない。

(イ) 自傷行為との関連性を検討していないこと

アンケートで被害生徒がいじめを訴えたのは、被害生徒の自傷行為が発覚してからわずか2週間後である。本来であれば、この時点で、いじめとの関連性を検討すべきである。これは、いじめの事実が確認できたか否かに関わらず、被害生徒がいじめを訴えているということは、苦痛があるということであり、心理的な苦痛は外傷と違い、心理的な負担の原因を区別できるものではないことから関連性の有無については慎重に検討すべきである。

さらに、12月19日、生徒指導主事が被害生徒の手に自傷行為かもしれない傷を発見したとの記録がある。この時点では、被害生徒はすでにいじめを訴えており、改めて自傷行為といじめとの関連性を検討すべきであるが、これを検討した記録がない。

(オ) S.Cとの連携の記録がないこと

12月21日、被害生徒がS.Cのカウンセリングを受けており、校長のメモには、「いじめに関する申出はなかった。」との記載がある。S.Cの勤務報告にも主訴として「家族関係」と記載されている。アンケート後の初めてのカウンセリングであるところ、本来、被害生徒の申し出を待つのではなく、

いじめの事実や傷つきの情報をSCに与え、積極的に聞き出すとともに、SCからの見立てを得るように学校が依頼することが必要である。また、前記のとおり、新たな自傷行為を疑う事情があったのであれば、これも共有して、危険性についてのアセスメントをするべきである。しかし、学校からSCに対し、カウンセリング前にこれらの情報提供がなされたのか、それに基づくカウンセリングが行われたのか記録がなく、これに対するフィードバックの記録もない。

(カ) いじめへの指導について、効果がないことや指導の再検討をした記録がないこと

学校は被害生徒の訴えを受け、3学期の開始時に生徒らに対し、言葉遣いなどについて全体での指導をしているが、その後他の生徒からも、クラスメイトから嫌なことを言われるなどの訴えがあるなど、状況は改善していない。

さらに、それより以前から、言葉遣いなどの指導は繰り返されていたが、改善されていない状況について、どう対応すべきか検討した記録もない。

特に、年齢が上がるにつれ、同様の指導が繰り返されることの効果は減少することや、注意する人、いわゆる「怖い」教師がいる場面では取り繕うなど、全体指導や一部教員による指導では、改善に至らないことに留意すべきである。

また、「いじめはいけない」と抽象的に理解していても、具体的な行為が相手に与える影響について考えずに行うこともあり、さらには、いけないと感情的に行ってしまうこともある。このような視点で子どもの状況を分析し、対策を取るべきである。

(キ) レクリエーションの内容が不適切であること

いじめへの対応の一環としてレクリエーションを行うことを決めているが、内容がドッジボールになった。ドッジボールに決定した経緯は明確でないが、現にいじめが発生している場合、プレーのふりをした攻撃がなされる危険性を有することを検討した記録はない。学級の話し合いで決定する場合であっても、被害生徒の安全確保が第一であるので、教員が介入するなどして回避すべきであることも検討すべきであった。

実際に、本件ではこのドッジボールの最中に、被害生徒の頭にボールが当たることがあり、これを被害生徒がいじめと訴えていると勘違いした上で、あれはプレーだからいじめではないと述べる生徒がいる一方で、■が被害生徒にボールが当たった後に舌打ちしており、謝罪がなかったことからいじめの被害の一つととらえ恐怖を感じている生徒もいた。被害生徒だけでなく周囲の生徒も含め安全確保として不十分な状況であったことが明らかである。

また、中学校では、いじめの対応として、言葉遣いや周囲への配慮などの

強い指導をクラスに対して行うとともに、指導を受けた雰囲気の改善（絆づくり）のためにレクリエーションを行うことを決めた。

しかし、レクリエーションにおいて、上記のとおり、被害生徒が苦痛を感じたと考えた生徒がいたにも関わらず、これについて、指導があつたり、生徒間でこれを修正したりすることはなかった。中学校が目指す「絆」とは、被害生徒と他の生徒との関係改善であり、このような場合に、生徒間で、舌打ちをしたことを修正したり、謝罪を求めたり、被害生徒を心配し励ます声があつたりする状況であると考えうるが、そのような状況であったか否かなど、具体的に絆を作る効果があつたのか検討した記録がない。

また、被害生徒自身に関係改善があつたか、効果を尋ねた記録もない。

(i) 被害生徒とのコミュニケーションの不足があること

被害生徒は、具体的な加害行為によらずとも学級で生活に不安を感じるものであるから、教員らが具体的にどのように対応するのか被害生徒に伝えたり、見守った結果をフィードバックしたりするなどの対応を取ることで、被害生徒に安心感を与えることが被害生徒の保護に繋がるものである。しかし、本事案では、被害生徒は被害を訴えて以降教員らの対応の変化を感じておらず、安心感を得られていない。

これは、学校がこのような対応をしなかつたことが要因と指摘できる。

また、いじめの状況について、改めて被害生徒に話を聞くなどした記録もなく、結局ボールをぶつけられた事案については、被害生徒は教員に話すことができておらず、欠席開始まで、教員らが被害生徒の様子の変化に気付いた記録もない。

被害生徒からみれば、繰り返しいじめについて教員に相談していたが改善がなく、いじめのアンケートに回答し対応を求めたが教員らの対応の変化は見られない上、被害が続き、ボールをぶつけられるという事態に至ったものであって、教員は見守ると約束したものの、防止も発見もできないばかりか、その苦痛を聞くことすらできていない。結局、被害生徒は、このような経過の中で傷つき、学校を欠席するに至った。

2 欠席開始時の初期対応

(1) 事実関係の把握と学級対応について

ア 対応状況

被害生徒は1月30日に欠席を開始し、同日担任が家庭訪問し被害生徒から話を聞いている。校長のメモには、「ボールをぶつけられた点については、「学活のレクリエーションのときに、3人にうしろからボールをぶつけられた。」との記載がある。そのほか悪口、陰口、無視される、などの申し出があつた旨の記載がある。これに対し、学校としては事実関係を把握できており、また、

被害生徒の要望により、生徒らへの聞き取り等は行わず、学級の様子を観察する対応をとることが決められた。

イ 指摘事項

(ア) 聴き取り内容及び記録が不十分

校長のメモには、被害生徒が陰口・悪口を言われるという記載あるが、5W1H（言葉としてどういうことか、いつごろ、だれから、どのようなときに）を聞き取って記録すべきであるがこれがない。ポールをぶつけられたエピソードについても、詳細について記録がない。

(イ) 聴き取り内容の分析が不十分

保護者の話も校長のメモに記載があるが、今後調査すべきエピソードは何か、教員らの把握状況なども併せて事実関係を検討した記録はない。

(ウ) 事実関係の記録が不十分

1月31日の校長の記録には被害生徒が動かないでと言ったことにもとづいて直接事実関係を確認できないとの記載がある。しかし「動かないで」という要望は、生徒からの報復行為等を懸念しているものであって、教員間での情報共有、分析を妨げるものでない。

本事案では、12月以降被害生徒からのいじめの訴えがあることを前提に教員が生徒を観察していたのであれば、あらためて教員間で把握している情報を整理して事実関係を分析すべきであるが、教員の間で情報を共有して対応をした記録はない。

(エ) 対応の具体性がない

校長のメモでは、被害生徒の訴えを受け、学級の様子を観察するとの記載がある。いじめの対象者である被害生徒がいない中で学級においてどのような視点で、学級を観察するのか視点の明示もない。見守るという対応を決めた場合その方法を明確にするとともに、何を発見することを目的とするのかを明確にしなければ、通常教員が行っている業務との変化がなく、事案発覚後の対応としては具体性がない。

(オ) 従前の対応の説明・振り返りがない

12月以降学校は、いじめの対応を行っていたはずであるが、この内容について、保護者に説明した記録がない。被害生徒の心情からすれば、教員に相談したにも関わらず、3学期に至っても苦痛を受けたという事実があり、学校が12月以降の対応について、振り返り、被害生徒を守れなかつたことについて謝罪するなど真摯な対応が求められる場面である。

さらに、校長のメモでは、中学校は欠席開始当初から、一応は組織的にいじめとしての対応を開始したとしているが、学校は、被害生徒保護者に対し学校の考えを説明しておらず、被害生徒保護者は2月当初担任からまだ校長

には話していないと聞いていたと述べるなど、早期の段階における保護者に対する経緯や対策の方針が不十分であったために、被害生徒保護者らの学校に対する不信感と解決の見えなさへの不安を募らせ、感情を害している。

(2) 初期対応を被害生徒保護者に説明する際の在り方

ア 対応状況

中学校では、2月8日に被害生徒保護者を交えて、本事案に対する対応について協議の機会を設けている。

中学校側の出席者は、校長、教頭、生徒指導主事、主任、担任、養護教諭、SCであった。この時の中学校の対応は、被害生徒保護者の話に傾聴するというスタンスであった。

また、学校は、このころ、担任ではなく、被害生徒とコミュニケーションを取りやすいと判断した生徒指導主事に本事案に対応させることとした。

イ 指摘事項

(7) 学校が主導して方針を明示していない

中学校は学校の対応について、書面等を用いて明確に示すことをしていない。しかし、いじめの被害を訴えた被害生徒保護者側からすると、学校がいじめの解決のためにどのような方針をもって対応するつもりなのかが最大の関心事である。これは、学校は動かないでという訴えがあったとしても、そのような訴えに対して、学校がどのように考えて対応しようとしているのかという期待や関心があることに留意すべきである。このような心理は学校側としては見えにくいが、いじめの解消を希望しつつもその報復行為を恐れ、子どもの安全を一番に願う被害者側の心理としては当然であり、学校にはこのような心理を理解した行動が求められている。被害生徒側がこのような心理を明示しなければ理解できないということではいじめに関する理解が不足していると指摘せざるを得ない。

学校の対応を示す際には、学校が把握していること、取った対策、できていないこと、だからどうしたいという学校の対応と見解をまず示し、被害生徒保護者の意見を聞くべきである。しかし、本事案において、校長の記録には、「学校にどうして欲しいとの要望がなかった」との記載がある。いじめの対策は、学校にどうしてほしいという要望を出してもらって対応するものではなく、いじめの対策・教育を行う責任ある学校がこのような対策を考えているということを示すべきである。

病院の記録にも、被害生徒保護者が学校から提案がないと述べたことが記録されており、この点が示されないことによって被害生徒側の不安が増していることが示されている。いじめの具体的な訴えがあるにも関わらず、寄り添うこと、傾聴することというだけの対応であり、加害生徒ら学級でのいじ

めの解消に向けた行動が全く示されていない。

(4) 保護者・生徒との意思疎通が不十分

生徒指導主事が対応することについて、確かに事案の経緯の中で、被害生徒・保護者と担任・主任との間で意思疎通が困難な状況が伺えるなど、担任・主任以外の教員の対応を必要とするなどを判断すべき事情があり、この判断自体が不合理であるとは言えない。しかしながら、この学校の判断について、被害生徒・保護者との意思疎通が不十分であったことが指摘できる。このため、被害生徒保護者は、学校の責任の所在が分からず、誰に連絡をすべきか混乱があったうえ、本来最も責任をもって連絡をするであろう担任からの連絡が減少したことにより、学級でどのような対応が行われているのかが見えず、いじめの訴えがなかったことにされていないかという不安に陥っている。

(3) 全員面談等の聴き取りに関する対応

ア 対応状況

中学校は、平成30年2月15日被害生徒の名前を出さずに、当該学年の全員面談を実施した。

その後同月19日に被害生徒に関する聴き取りが行われた。

さらに同月20日、道徳の時間を利用して、いじめに関する作文を書かせた。

イ 指摘事項

(7) 聽き取った内容・記録が十分

19日の聴き取り結果のまとめでは、いじめと認めるべき事実の記載がある。

しかし、この事実について、時期・頻度・誰が言ったのか、詳細な事実が特定されていない。事実の聴き取りを目的にしているにも関わらず、これらの特定ができていないことは、聴き取り不足である。

また、学校が重視していたボールをぶつけた件については、3名の生徒の聞き取りを行っているはずであるが、各生徒からの聴き取りの状況及びこの内容についての記録がない。

(4) 聽き取りと指導が同時並行で行われており不適切

聴き取りの時間について一人の生徒に充てた時間は、15日は5分程度、19日が15分程度と短いうえ、学校はこの時間において、聴き取って出てきたことに関し指導もしたと説明している。

そもそも学校の説明によれば、事実関係の把握ができていない状況で聞き取りを行っており、そうであれば、生徒一人一人の供述だけでなく、全体の事実認定が未了の段階である。生徒を指導する以前に学校側の事実認定や分析・対応方針の決定が必要である。

学校は聴き取りと指導を同時に行っているとすれば、学級の状況を十分に把握したうえでの指導ではないうえ、指導方針が明確でもない状況での指導であって不適切である。

学校がどのような指導を行ったのかは明確ではないが、生徒らに対し、行動が誤っていることの指摘だけでなく、行動が被害生徒・その他の生徒に与えた影響を考え、どのように行動すべきであったのかを考えることがいじめの再発防止のための指導であり、短時間で行動について注意をするだけでは指導とはいえないことも付言する。

(イ) 認定した事実の検討がない

上記のとおり、いじめと認めるべき事実の記載があるが、同日及び翌日のいじめ対策委員会の対策会議の記録では、被害生徒・保護者の状況に関する記載のみで、学級の生徒らからの聴き取りに関し、組織としてどのように検討し、生徒らに対し、どのような指導をするのか記録がない。

またこれらの生徒らの訴えに関し、教員間での共有された記録もない。

(ロ) 認定した事実を学級で指導しておらず、生徒間での認識の相違があった

中学校で何を認定したのか明確な文書等の記録がないうえ、事実関係について、学級生徒全体で共有していない。

そのため、当委員会での聴き取りに際し、事案発覚から2年近く経過しているにも関わらず、生徒間で事実関係に誤解が生じていたり、他人事ととらえたりするなど、いじめが学級全体での問題であることを実感できていない生徒がいた。一方で、このような学校の対応に関し、「なかつたこと」している、「全体の問題としてとらえていない」など、不満を持つ生徒もいた。

個別の聴き取り場面での指導は生徒らの印象に残っていないだけでなく、他の生徒らと共有できないことにより、生徒間でも加害生徒は「反省していない」などの感情を示す生徒がいるなど、生徒間の信頼関係の醸成にも支障が生じていた。

(ハ) 保護者らからの要望への対応がされていない

聴き取りや作文においていじめの事実を認めた生徒らがおり、これらについては、3月に行われた保護者会で報告されている。その場において、保護者らから作文を見せて欲しいとの要望があったほか、作文に対して、教員がコメントするなどして、生徒らに対する指導を希望する保護者らの声があった。

しかし、中学校は生徒らに対し保護者に見せることを伝えていないことを理由に作文を保護者には見せられないとの対応をとったうえ、作文に関し、学校においてその後の指導に利用することもなかった。

学校が取る対策について、保護者らに対しても明らかにすることはよいこ

とであるが、そこで出た意見に関し、まったく対応していない。いじめ対策については、家庭との連携が必要であることは中学校が作成したいじめ対策基本方針にも掲げられているが、家庭での指導に必要な情報を学校が提供し、また、家庭からの要望に真摯に対応した記録はない。

なお、この作文については、当委員会が調査開始後に改めて中学校に対し、指定して提出を求めてようやく提出されたものであって、この点においても中学校がこの作文について、本件いじめ対策として活用しておらず、生徒らに書かせることのみが目的化していると指摘せざるを得ない。

(カ) 被害生徒・保護者への説明がない。

生徒らの聴き取りを行ったのちである2月22日に被害生徒保護者を交えて会議を行っている。しかし、ここでは学校から生徒らから聴き取った内容をもとにした事実認定について、説明された記録はない。

(キ) 加害生徒・保護者らへの説明・指導がない

全員面談を行ったことで、ボールをぶつけた件で名前の拳がった生徒らが被害生徒に対し謝罪のためと言って電話をするなどしている。また、生徒らから話を聞いた保護者も被害生徒保護者に電話するなどしている。

学校は、事実関係を聴取するにあたり、加害者とされる生徒やその保護者が取るであろう行動を予測して、被害生徒の安全確保のためにどう指導すべきかも含めてあらかじめ検討しておくべきである。

すなわち、加害生徒側は1つのトラブルをとらえて謝罪を考えることは当然予測できるところ、今回の事案であれば、被害生徒が訴えている苦痛は長期にわたるものであり、簡単に謝罪して解消する問題ではないことを学校が理解して、まずは生徒ら及び保護者に被害生徒に安易に連絡をしないことを注意することが必要であった。

そのうえで、学校が生徒や保護者らに対して、学校が聴き取った結果や分析した結果を示し、どのようなことで被害生徒が苦痛を訴えているのかを十分に理解させることが必要であるが、このような時間を取りた記録はない。

このような指導がなかつたために、加害者側と被害者側の気持ちが乖離しており、加害生徒側から「ボールをぶつけたくらいで・・・」(いじめと言われる)という発言があるなどさらに被害生徒側が傷つく事態を防ぐことができなかつた。

(4) 謝罪の会に向けた指導

ア 事実経過

平成30年2月24日、■・■・■が被害生徒保護者に謝罪する会が中学校で開かれた。

これは、前日、謝罪を申し出た■の保護者の意向に沿う形で開催されるに至

った。■、■に対しては、■の保護者が連絡し、生徒とともに保護者が当日参加することになった。

イ 指摘事項

(ア) 事前の準備不足

3名の生徒らに対して、事前にどのような指導がなされたのは明確ではないが、少なくとも生徒らの保護者らに対しては、学校が謝罪の会の直前に会の趣旨等を説明しているのみである。

生徒や保護者が被害生徒の訴えに対してどのように理解し、事実関係についてどうとらえているのかについての事前の確認は行われていない。いじめの全体像、責任についての認識が共有化されないまま、被害生徒側と面談することになり、結果、翌々日には双方から不満が出る結果になり、態度硬化の原因となつた。

両者を対峙させ前に行うべき準備や加害生徒への指導を行わず、安易に謝罪の会を開いている。

(イ) 保護者主導で行われている

上記のとおり、謝罪はいじめの対策として行うものであり、謝罪を行う前提としての準備が整ったことを学校が確認をしてから学校の主導で行うべきものである。被害生徒の安全確保が第一であるところ、形式上謝罪があつても、被害生徒側が十分に納得できなければ、更なる傷つきに繋がる危険があることを踏まえた対応を学校がすべきであつて、謝罪をしたいという加害生徒の要望のみによって、実施することは許されない。

(ウ) 校長不在で行われている

謝罪の会は、校長が私用で不在である状態で行われている。これは、2月8日に被害生徒保護者が入院の必要性について報告をしたにも関わらず、校長が写真を撮ろうと言い出したことをきっかけに、被害生徒保護者が校長に対し不信感を持っていたことから学校があえてそのような対応を取っている。しかし、いじめの解決において、重要な局面であり、学校の管理のもとで行われるべき謝罪の場面において、責任者が同席しないことは極めて不適切である。

(エ) 当事者の心情の見立てが不十分

また、謝罪の会において、被害生徒家族は求めていた小学校時代からの謝罪がなく、謝罪した生徒らが被害生徒の状況を理解していないと考えたことから、被害生徒の状況について直接生徒らに話をした。一方で謝罪した生徒らの保護者は、生徒らに対し、予想していなかつた形で、被害生徒保護者が話をしたことについて、子どもにとって酷な状況であったと考えた。謝罪の会は、当事者らの実感として納得感のあるものではなかつたが、学校は市教

委に対し、謝罪の会が有効であったかのように報告をしている。また、翌日以降当事者らから学校に対し、不満が述べられたのちもこれを市教委に報告をしていない。

(5) 別室登校時における対応

ア 事実経過

被害生徒は2月20日から別室登校を開始した。学校は、常に休み時間を持め、常に教員が被害生徒に付き添うように手配した。付添いには、生徒指導主任のほか、女性の教諭及び図書館司書が対応した。

イ 指摘事項

(ア) 情報共有不足

付添いを担当した教職員に対し、被害生徒の訴えている事実や学級の状況等の情報が十分に共有されておらず、担当者の中には対応に苦慮したと述べる者があった。

いじめの事実関係について、学校が把握できていない状況であったならば、別室登校時にはこれを聞きだす機会であったにも関わらず、これについて、付き添った教職員らに対し、明確に指示した記録がない。

また、付添った中で、被害生徒が話したこと記録し共有することがシステム化されておらず、共有した記録の提出もない。このため、被害生徒が話した事実について、組織として把握できおらず、記録されていない。

(イ) 職員が付き添っており不適切

被害生徒の付添いに職員があたることがあった。

教員数が限られており、対応には限界があったことは認められるが、別室登校であっても生徒の学習権の保証のため、職員は教員からの指示を受け、学習指導の補助を行うべきであるが、これらが体系的に行われていなかった。

(ウ) 重大事態（不登校）に至る可能性を視野に入れた対応がない

被害生徒は、1月30日にいじめの被害を訴えて欠席を開始したのち、2月20日に別室登校を開始するまで教室に登校したのは1日のみで、その際にも1時間で体調を壊して別室に移動しており、実質的には14日間連続して欠席している。

文科省が作成した不登校重大事態に係る調査の指針では、不登校重大事態の場合は、欠席の継続から予測できることから「重大事態に至るよりも相当前の段階から設置者に報告・相談するとともに、踏み込んだ準備作業（すでに実施した定期的なアンケート調査の確認、いじめの事実確認のための関係児童生徒からの聴取の確認、指導記録に記載内容の確認など）を行う必要がある。」と定められている。

したがって、中学校は重大事態に至る可能性を視野にいれ、資料等を整理した上で、市教委に報告・相談すべきであった。

中学校は、2月13日に校長が市教委に面談して報告しているが、報告の際に用いた資料等の提出はない。その後、同月26日に市教委に電話で報告しているが、これも資料は提出されていない。その後も市教委が再三資料の提出を要求していたが、提出がないままであった。

したがって、中学校が、保管しているアンケート等の資料や、自ら行った聴き取り調査などを行っている資料等をまとめて教育委員会に提出するなどして報告をした記録はなく、重大事態に発展し調査を行うべき場合にあたる可能性を考慮した対応をした記録はない。

(イ) 出席の扱いについて

本件では被害生徒が欠席後別室登校をし、さらにその後は入院したのち、一時的に病院附設の中学校に登校している。

この点中学校では、市教委に提出した資料では、カウンセリングでの来校や別室登校など学校に来た日はすべて出席と記録している。確かに、成績への配慮などから、出席扱いにすることは校長の裁量である。

また、通常は、入院による欠席も扱いが別である。

しかし、いじめ対応の観点からすると、教室に入れないという状態が継続しているか否かが重要であって、形式的に学校に来た日を出席と記録したり、入院したことで不登校重大事態を検討する際の欠席から外すということは、市教委など第三者が生徒の状態を誤解する可能性を持つものであり不適切であった。

3 事後の対応について

(1) 学校における調査について

学校では本事案について、2(3)(ア)記載のとおり平成30年2月に生徒の個別面談及び作文を書かせるなどして、いじめの事実について調査を行った。

このほか、ボールの件で3名の生徒と面談をしている。

生徒ら全員面談時の内容のメモはあるが、3名の生徒の聞き取りに関する記録はない上、学校が認定した事実関係に関する資料はなく、学校がどのような事実を認定したか不明である。

3月14日から末にかけて臨時の三者懇談を実施し、①小学校時代のいじめを聞き取ること、②今回のいじめの反省について考えること、③学級の課題としての悪口、陰口について話すことを目的とした。

3月14日から20日にかけて市教委の指導監・指導主事が被害生徒保護者らと面談し、その要望を聴取したのち、市教委は学校に対し、これまでの調査結果の報告と再度の調査を求めた。

学校は、3月末までの三者懇談で聞き取った内容を4月20日に市教委に提出し、市教委が小学校の教諭らから聞き取った内容とともに4月23日に書面で被害生徒保護者に提出した。しかし、中学校の報告書には、被害生徒について「女子の中で態度が悪いと噂されているのを聞いた。」「女の子の関係の図式で今回のこと�이起こったのではないか。」など聞き取り対象者が話した言葉がそのまま記載されており、5W1Hといった事実関係の詳細が不明である。いじめを疑わせる事柄について、学校が詳細に聞き取っていない（記録が残っていない、報告されていない）。これらの聞き取りだけでなく、教員らからの情報や他の記録等をも併せて分析した上で学校が何を事実として判断したのか、という点が全く不明である。さらに、被害生徒に対する肯定的な意見やいじめを否定する意見なども並列的に記載されているため、学校はいじめがなかったと考えているのではないかという印象を与えるものであって、記載内容の整理方法においても、学校の考えが適切に伝わるものとは評価できない。すなわち、学校の報告書は単なる聞き取り内容の報告書であって、いじめの調査の報告書ではない。

また、この報告書を提出した際に市教委の指示により生徒間でのLINEのやりとりについて提出をさせているが、これについて、追加で事情聴取をしたり、その結果を分析して事実認定をしたりした記録はない。

いじめの事実の調査は、学校が、全体の事実関係を把握するとともに、生徒らの個別の課題も抽出して、加害生徒をはじめとする周囲の生徒の指導の方針・計画、被害生徒の保護、支援、ケアのための方針・計画を立てて実行するためのものである。新たな情報が追加されれば、それを受けたてさらに見立てを行うなどの作業が必要であるがこれがなされていない。

(2) 被害生徒以外の生徒・保護者への対応について

ア 生徒への対応について

学校は、被害生徒を学級復帰のために当該学年の指導を行っていたと述べているが、前記のとおり、調査が不十分であるため、被害生徒以外への生徒への対応について課題が生じている。被害生徒の学級復帰には、被害生徒以外の生徒らがそれぞれの立場でいじめ防止のための行動を取れるようになることが重要であり、そのためには、まずは事実関係について共通認識を持つとともに、被害生徒が苦痛に感じたことを理解することが必要である。そのため、事実認定においては、誰が何をしたかなど全体の事実認定とともに、周囲の生徒らが何をしなかったのかなども把握することで、その事実認定に基づいて、自分の意志に関わらず周囲からはどう見えているのか、どうして相手は傷つくのかなどを分析して、個別の課題や事情を個々に理解させる。

しかし本事案では、事実の調査において、誰がどのような場面でどのような発言をしているのか何をしなかったのか、それがどのように相手方に苦痛を与

えるものであるのか、明確にされた上で生徒にフィードバックされ、それぞれ改善すべきところがあることが生徒間で共有されていないために、生徒の中には、自分の行動ではない他人の行動に責任を転嫁したり、自分の行動を過小評価したりすることが可能になっていた。

そして、学校は、まずは、生徒一人一人に自分の言動を客観的に振り返らせて上記のような責任転嫁や過小評価を修正させて、被害生徒の主觀を理解するよう個別に教育を行うべきであるが、これが不十分な状態で全体指導を行っていたために、周囲の生徒との関係性を壊すきっかけにもなっている。

例えば、学級で全体指導を行った際に、一部の生徒が泣きだしているが、学校はこれを反省しているととらえているのに対し、一部生徒は反省しているふりをしているだけだと反感を持って捉え、聴取り時においても同様だととらえ続けていた。一方で、指導されているのは泣いた生徒であり、クラスでおきたいじめを自分事ととらえられていない生徒もいた。

また、学校は進級とともに担任を交代させ、言葉遣いなどを継続的な学級の課題としてはいたが、新しい担任に本事案に関して引き続いて振り返り等の指導をさせることは行っていない。すなわち、前記のとおり、3月末までにかけて三者懇談等を実施し、4月に報告書を出しているが、これを共有して指導計画等を立て実施した記録はない。結果として、聴取時において、全体としての学級の課題は、新担任の適切な指導により改善があったと感じる生徒がいる一方で、本事案のとらえ方は不十分なままであると感じている生徒がいた。本来、被害生徒を受け入れる前提として、その他の生徒たち自身の間で本事案について共通の事実認識をもち、お互いに修正しあう点を理解しあって、信頼関係を構築することが必要である。それがなければ、仮に再度いじめが起きたときに、修正しあえる関係性とはいえないからである。本事案では、仲が良い生徒間では話合い、課題を相互に注意をしあう関係性ができたものの、別のグループ間ではそのような関係性がない状態であったことから、学校がそのような場を設定する必要があった。

イ 保護者らへの対応について

被害生徒以外の保護者に対して、学校が認定した事実関係や被害生徒の傷つきについて理解させる過程が十分ではなかった。謝罪の会の前に認識を共有しておくべきであったことは指摘したが、その後も、学校が被害生徒・保護者の状態や心情について、相手方生徒の保護者に情報を提供したり、相手方生徒保護者の取るべき行動を示唆したりできていないがために、保護者同士の感情が対立した状態で直接対峙するなどして、さらに関係性が悪化している。

また、上記のとおり、生徒ら自身が自分の行動を客観的に振り返る過程において、生徒の捉えが誤っている際には、学校がまずは保護者に対して、客観的

な事実認定や個々の生徒の課題を伝えて理解を得た上で、両者が協力して生徒の教育をしていく必要がある。しかし、本事案では、これができていなかつた。

さらに、学校から十分な情報を得られていないために、不満や不安から保護者同士で噂をするなどし、憶測や誇張された情報が流れるなどの保護者の間でも混乱が生じ、結果的に、被害生徒家族が孤立感を強めるなどさらに傷つく事態に至った。

そして、保護者らと本件について認識を共有するとともに、被害生徒・保護者への対応や本事案に関する情報を共有し、対応を検討できていない。このため、平成30年11月に本件が報道されるに至り保護者会が開かれているが、このとき保護者らから学校から情報を得られない状態についての不満が相次いだ。

(3) 被害生徒・保護者への対応について

被害生徒・保護者への対応については、震災やいじめのトラウマという視点が欠けていた。被害生徒・保護者とともに震災や転居後の小学校時代のスポ少でのいじめ、保護者間での震災に関する発言による傷つきを持っていたが、学校はこれを理解した対処を取れていなかった。いじめへの対処は現在の生徒の課題を修正するものであるが、被害生徒の傷つきのメカニズムには過去の経験は影響を及ぼすものであり、特に同じ当事者間での出来事であれば影響は大きい。一方で、傷つけた側は一つ一つの行為として捉えて、被害生徒側の傷つきを理解できないことから、学校は、この両者の認識を一致させる必要がある。学校がこのような働きかけを「傷つけた側に行っているように見えないこと」は、被害者側から見れば、学校が気持ちを理解してくれておらず何もしていないと感じて、学校への不信感・孤立感を深める要因となつた。

また、学校が他の生徒・保護者らとの対話の状況などを被害生徒・保護者に適切に情報提供することもできていない。本事案発覚後に被害生徒の心情について理解を示した生徒らがいたことや、被害生徒に謝りたいなどと作文に記載した生徒らがいたことが、被害生徒・保護者に伝わっていないことから、被害生徒側からみれば、「誰も理解してくれない」という状態になっており、本来関係修復が可能であった可能性がある生徒・保護者らとの関係性も失わせる要因になり、被害生徒・保護者の孤立感をさらに深めた。

そして、本事案では、孤立感を強めた被害生徒保護者がマスコミの取材に応じて本事案が報道されるに至っているが、上記経過のとおり、学校の対処が十分でないことで、被害生徒側が孤立感を高め、組織に対抗する一個人の最後の手段として、報道に頼らざるを得ない状況に至っていたと認められる。対立が深まつた

原因を被害生徒保護者側に転嫁することなく、学校の対応が被害生徒側に与えた影響を理解する必要がある。

なお、報道がなされた後、一人の生徒が主犯格としてインターネット上に個人情報を挙げられる事態となった。いじめを行った者が、その成長発達段階に応じて責任を負い、一定の制裁を受けることは当然であるが、いわゆる「世間」が私的に制裁することはあってはならない。また、そもそもこの情報は別の生徒のものであった。この点において、当該生徒は多大な被害を被っており、大人を含めた社会全体のインターネットリテラシーの向上が必要である。また、いじめに関し、行為者のみに帰責することは相当ではなく、周囲の子ども、防止教育や適切な対処を行えなかつた学校、教育委員会、保護者、地域すべてを含めた問題であり、主犯格の子どもを名指しで批判する問題ではないといいういじめの本質の理解を社会全体が共有することも必要である。

(4) 教育委員会への対応について

学校は市教委に対して、被害生徒欠席開始後2週間経った2月13日に市教委に口頭で報告をしている。2月5日には、被害生徒保護者から精神科病院を受診する予定であることを聞くなど重大事態となる可能性を知るに至つたものであるから、即時に市教委に報告すべきであった。また、報告の際には資料等を作成しておらず、校長が口頭で報告しているが、本事案の場合は、少なくとも1・2月には本人からいじめの訴えがあったものであるから、経緯を書面でまとめるなどして、市教委と認識を確実に共有すべきであった。その後も市教委から、書面による報告や資料の提出を再三求められているが、提出していないなど、市教委と協力して本件事案の解決に向けて、事実認識を共有することを目指した対応ができていなかった。

(5) 第三者委員会調査への対応について

第三者委員会の調査にあたって、当初学校から提出された書類の中には、QUテストの結果やアンケートが被害生徒分のみであつたり、本件の対策として行った作文の提出がないなど、本件事案の調査に必要な書類の提出が不十分であつた。

事案把握後に行う調査は、事後的な振り返り作業であり、様々な記録から見逃していたサインを見つけ出すことであるから、学校は、調査にあたり、学校が保有するどのような資料を見直すことが必要であるか、理解する必要がある。

第2 いじめ対応について②【いじめアンケート以前の兆候について】

1 2月のアンケートで被害生徒自身が訴え出る以前に、学校がいじめであると認知し、対応すべきであったと考えられる事実がいくつかある。

1 QUテストの結果の分析

中学校では、6月に当年度1回目のQU検査を実施している。検査の結果、被

害生徒は侵害行為認知群に属していた。この点について、被害生徒の学級での苦痛の原因を分析し、これに基づいて対策をした証拠はない。

中学校では、基本方針で、年2回のQUテストをいじめの早期発見のためのツールとして位置付けている。しかしながら、QUの結果を具体的にどのように利用していじめの発見に役立てるのかということの具体的な記載はない。中学校が市教委に提出した資料には、被害生徒の家庭生活での不安のみが記載されており、いじめ対策として利用していない。

結果、QUテストについては、実施そのものが目的化しているといえ、活用されていない。

2 7月のいじめアンケート

アンケートに学級で嫌なことがあったと記載した生徒が3人いたが、これに対するどのような対応を取ったか記録がない。

また、このアンケート結果について、いじめの事案としてカウントしていない。

更に、既に行はれは収まったと回答している生徒もいるため、アンケートを取る時期についても、再度の検討が必要である。

3 班決め（7月ころ）

夏休みの校外活動について、■が被害生徒と同じ班になったことについて、班を変更してほしい旨を担任に申し出た。この点、被害生徒は、入学前に■を頼りにしていた事実を担任に話していたのであるから、この二人の関係の変化について、まずは、■がなぜ変更したいと考えているのかということを丁寧に聞き取り、何が起きたか分析し、観察する必要があった。しかし、この点に関する記録はない。

また、■の申し出に対し、担任らは班変更を検討したが、部活動の都合により、班の変更ができなかった。しかし、この理由について■に説明せず、「一緒に居た方が仲良くなれる。」などと指導した。

これにより、■は、自己の苦痛について、単なるケンカと扱われたと感じ、被害生徒が話を聞いてもらっていることと対比して、自分に対し、公平ではないと理解し、担任や主任に対する信頼感を失った。

4 フォークダンスの練習（8月）

フォークダンスの練習の際に、被害生徒がしばらく相手を見つけられないということがあり、これに対し、事後的に担任もしくは主任が指導するということがあった。

教員もよくない状態であることは指摘しているが、このような状況は、被害生徒にとって苦痛を感じるのではないか、と考え、いじめと捉えて被害生徒の心情を聞き、他の生徒らとの関係性について聴き取ったり、なぜそのような事態になったのかの分析をしたりすべきであるが、そもそもこの事実については学校に記録がなく、いじめとして取り扱っていない。

5 学級への批判（10月）

10月ころ、被害生徒が友人に対する他の生徒の対応について、担任に相談している。この点、学校は、被害生徒に対するいじめの訴えではなかったとして被害生徒に対し、他の生徒の良い点などを見るように促すなどの対応をしている。

いじめられたという本人からの訴え同様に友人からの訴えにも真摯に対応すべきである。いじめの場合、本人は苦痛を語りにくいものであり、本人が訴えていないから対応しなくてよいというものではない。また、時に相談者は教員らの対応力を見定めるため、他人の苦痛をまず相談してみるという場合もあることにも留意すべきである。

この点、学校は、被害生徒に対し、その仲間と上手くやっていけるよう励ましている一方で、加害生徒に対する指導は明確にしていない。

6 2回目のQUテストの結果について

中学校では、11月15日に二回目のQUテストを実施した。被害生徒のみが学級不満足群に位置する結果であった。これに関し、状況を分析した記録がない。

なお、市教委では、校内でQUテストの結果を分析するときのための書式を各学校に配布しているが、中学校ではこの書式を利用せず、任意の書式で検討した旨の回答があったが、検討した内容の記録の提出はない。

また、中学校が市教委に提出した1年の対応のまとめの記録には、保護者との関係性に着目した対応のみが記載されており、学級生活に不満を抱いている被害生徒の心情を分析した記録がない。

7 11月29日自傷行為把握

中学校では、11月29日に被害生徒が自傷行為を行ったことを把握している。上記のとおり、中学校は、少なくとも被害生徒が学級への不満を抱えていたことについては把握していたにも関わらず、この関連性について、掘り下げる検討した記録がない。

被害生徒の言葉のみにとらわれず、学校としての分析や対応をすべきであるが、このような対応はなされていない。

第3 いじめ対応について③【小学校における対応】

1 学校外でのトラブルに関する指導

被害生徒保護者は、小学校3、4年時にあったスポーツ少年団でのトラブルについて、担任に話をしている。しかし、この点に着目して担任が指導した記録はない。当該行為自体が学校の管理下で行われたか否かに関わらず、指導することが可能であった。

2 学級崩壊の防止とその影響の継続の理解

当該学年は生徒らの話として、3、4年時には担任は物を投げるなど暴力的な指導があり、いじめもあるなど学級崩壊の状態であった。その要因については、定か

ではないが、少なくともこのような状態が継続していたことが認められ、学校としては、児童らの安全が守れていない状態が続いていた。学校はこのような状態を防止するとともに万が一起きた場合は早急に回復する取組をすべきであって、どのような取組が行われたかは明らかでないが、効果は得られていない。

そして、仮にこのような状態が継続した場合は、児童らの成長発達・生活上の行動方法に与える影響を十分に考慮し、その後も対応が必要である。

実際に被害生徒は、この頃の経験から男性教員の子どもに対する指導力を信頼できず相談しても仕方ないと考えたり、学級の生徒らとの関係構築がし辛い心理状態になったりしていったことが、本件事案にも影響している。

(第8章 複雑性P T S Dなどを参照)

3 被害生徒の行動の変化の経年的視点

また、担任は、被害生徒が一人でいる時間が長くなったことに対して心配し、他の生徒らに対して働きかけたり、保護者に連絡をしたりするなどしている。しかし、この変化について、後の担任間に引き継がれた記録がない。

被害生徒は小学校5年生のころから、朝腹痛を訴えるなどの身体症状があった。

登校前の腹痛は学級での人間関係などのストレスの可能性を考慮する必要があった。

また、休み時間に特定の教員の居る教室に話に行くなど、教室から離れる傾向も見られた。6年生になると被害生徒は腹痛を訴えて保健室に行くことが増えた。また、5年時同様に特定の教員のところへ行っていたが、友人と連れ立つことがなくなった。

被害生徒の精神症状については、徐々に悪化していった傾向があるところ、このような症状による行動が、他の生徒らとの関係維持に影響を及ぼすことに留意した対応が必要であった。

4 いじめアンケートについて

(1) いじめの認知件数が4年連続全校で0件であること

小学校ではいじめに関するアンケートを行っているが、市教委に提出された資料では、当該学年が3年生から6年生までの間すべての学年のいじめの認知件数が0件であった。

アンケートの原本や指導の記録は、当該学年が卒業時に廃棄したとの報告があり、入手はできなかった。

一方で、一部担任がまとめた資料が学校に保管されており、提出があったものがあるが、これには、複数の児童がいじめを受けたと訴える内容の記載があり、担任が対応していた記録があった。

したがって、担任としてはアンケートの記載に基づき、いじめとして対応したことが認められるが、市教委に対しては認知がなかったと報告をしている。

市教委への報告までの間に解消するなどしたことが理由と考えられるが、少なくとも報告の責任者である校長において、いじめの認知を積極的に行い、これをそのまま市教委に報告することが必要であるとの認識が欠けていたことは指摘できる。

(2) 記録の保管状況が不適切

上記担任の記録は、前委員会が小学校に対し1度目に資料の提出を求めた際に提出がなく、2回目に提出を求めた際に提出された。

担任において、いじめの認知やこれに基づく対応がなされていても、学校で組織的にこれに対応した記録がなく、また、市教委にも報告がされていない。さらに記録がすぐに提出されないと、記録の保管状況も不適切であった。

したがって、小学校において、組織的にいじめを把握し、記録を残して対応するという点については、不適切な点があった。

第4 家庭問題・自傷行為の対応について

本件では、中学校は、被害生徒が保護者との関係に悩んでいることを把握しており、その相談を受ける中で、虐待を疑っていたと主張している。また、中学校では、被害生徒の自傷行為を把握しているが、自傷行為に至った要因も保護者との関係が原因であると主張している。

当委員会の調査において、中学校の主張も考慮して、中学校が依頼して家庭支援にあたった他職種の方にも聴き取り等を行った。しかし、家庭支援を行った者によれば支援の中で虐待を疑う事情はなく、このことは中学校にも報告済みであった。

小学校の教諭らも保護者との関係性について、相談を受けてはいたが、虐待を疑う事情はなく、虐待として対応はしていない。

一方で、仮に中学校が主張しているとおり、虐待を強く疑う状況であったとすれば、子どもの安全を確保する責任のある中学校の対応としては、下記のとおり、不適切な点があったことからここに指摘する。

なお、中学校が行った家族関係に関する対応及び自傷行為に関する対応は、別表②にまとめ、指摘事項は同表指摘事項に記載した。

1 課題の分離が不十分であること

中学校は虐待を疑っていたと主張しているが、児童相談所へ通告した記録はなく、また、市の子育て担当課に連絡をしているが、12月の自傷行為の際が最初であり、その後も電話連絡のみである。また、欠席開始時においても、仮に中学校が虐待が深刻な状況になり被害生徒が欠席するに至った可能性があると考えたのであれば、すぐに児童相談所に通告し、被害生徒の安全を確保すべきであるがこれを行っていない。

したがって、中学校は虐待を疑っていたと主張しているが、そうであるとすると取るべき措置がなされておらず、虐待対応としても不適切であった事実が認められ

る。

そして、そもそも家庭での問題と学校での問題は別の問題であり、課題を分離し、中学校ではまず学校での問題を最重視して対応すべきであった。

2 見立ての修正ができなかったこと

中学校では、被害生徒が家族に関し悩みを抱えていることを小学校から引き継がれることに加え、[REDACTED] 家庭であること、震災避難者であることなどの事情から、家庭の事情が被害生徒に与えている負荷が大きいものと見立てて対応をしていた。そして、そのような見立てが強固にあったことから、被害生徒から親子関係や家庭生活に関する悩みを聞くにあたっては、その原因は保護者の養育態度にあると直接的・限定的に捉え、さらには虐待が生じていると主張をするに至ったと認められる。

一方で、当委員会の調査によれば、被害生徒の親子関係や家庭生活の悩みを生じさせた要因は、小学生のころからの友人関係における悩みによるストレスにもあつたのであり、より複層的であったと認められる。

子どもは、親に心配を掛けたくない、弱さを見せたくないなど理由はさまざまであるが、学校でいじめを受けていることや友達とうまくいかないことについては親に隠そうとする心情がある。さらに、子どもの年齢があがり、親が介入しても相手の行動が修正されなかつた経験があつたり、親が学校に申し出ても学校の十分な対応がなされないであろうという不信感があつたりする場合には、親に伝えて親が対応することによって、いじめが解決しないだけでなく、さらに悪化する可能性を恐れ、親に対して隠そうとする心理が大きくなる。さらに、被害生徒は震災による避難ための転居であったという経緯などから前記のとおり保護者に話すことに関し、より強い抵抗感を持っていた。このため学校でのことを保護者に話さないようにするなどして保護者との会話を拒む一方で、学校でのストレスを処理できず保護者にあたるなどして、その関係性の悪化に繋がつたと認められた。

学校としては、親子関係に課題がある場合に、親の養育態度のみに要因があると限定的にとらえるのではなく、上記のとおり、子どもが家庭外で抱えるストレスが親子関係悪化の要因になっている可能性も考慮して、生徒の心情を捉えて対応をするべきであった。

学校がこのような生徒の心情に気が付けなかつた要因は、家庭環境の特徴による先入観や、自分達が管理・指導する児童生徒の学校生活に深刻な問題はないであろうという願望、無謬性へのこだわりなど見立てに際しバイアスがかかっていたことが考えられる。見立てを行う際には、バイアスがかかることがある前提で、事実関係を調査・整理し、一度立てた見立てが間違っていないか、常に検証すべきであつて、無謬性を求めることが重要である。この点、一度見立てを行うと自己の判断に沿う事実を無意識的に重視し、判断に反する事実は軽視しやすくなることにも留意し、複数の視点での検討や管理職の適切なスーパーバイズが重要である。

そして、SCやSSW、民生委員・児童委員等教員以外の視点での見立てを利用して、学校の見立てをチェックし、修正するなど柔軟な対応をするべきである。

3 虐待の疑いを持っていたのであれば、通告しないことは不適切

本件では、学校の主張によれば、[REDACTED]
学校として注視していた。

5月17日の夕方、被害生徒と担任の会話の記録として、[REDACTED]
[REDACTED] 担任のメモがあ
る。

また7月13日の朝、被害生徒と担任の会話の記録として、[REDACTED]
[REDACTED] と言わされたことがあると話したこ
となど担任のメモがある。

さらに8月の車での事故については、被害生徒が[REDACTED] と話したと
の担任のメモがある。一方で、被害生徒保護者は担任に自ら状況を説明したと説明
しているが、保護者から事故の状況について聞き取った内容の記録はない（過失に
よる事故と認識していたとしても学校の記録が不十分である）。

これらの担任との会話については、被害生徒は記憶していない。

仮に、このように複数の場面で、[REDACTED] があつ
たとすれば、学校は、この時点で児童相談所もしくは市町村窓口に通告または情報
提供のいずれかを行うか、少なくとも、通告するかどうかを検討することが必要で
あるが、その記録がない。

そもそも虐待は、その疑いがあれば、児童相談所もしくは市町村窓口に通告する
ことが学校に義務付けられており、[REDACTED]

[REDACTED] 通告は
必要である。

4 虐待の視点での記録の不足

学校の記録では、上記のとおり、担任が聞き取ったメモなどがあるがいずれも、
行為の内容等について、5W1Hなど詳細が不明であり、正確なリスクアセスメン
トにたる記録の提出がない。特に、他機関と連携することが前提となる児童虐待対
応の場面では、これらの記録は不可欠であり、改善が必要である。

5 家庭支援として不適切

学校は、上記のとおり、児童相談所に通告はしないが、親子関係が被害生徒の心
身に与える影響を重く考え、被害生徒に寄り添い、話を聞くことで心情の緩和に努
めたと述べるが、結局、現実的な親子関係の改善には至っていない。のちの対応も
同様であるが、本件で指摘できることは、苦痛を訴える者に対し、傾聴的に話を聞

くことを行おうとするばかりで、自らその苦痛の原因除去には動けていない。外部カウンセラーの認知行動療法による改善とは違い、児童生徒の要望は現実的な環境改善である。環境への作用なく、児童生徒自身の受け止めのみに收れんしたアドバイスは、子どもを失望させる。

この点、面前DVを心理的虐待として通告することが促され、警察からの虐待通告が激増（10年で10倍程度）しているのに対し、学校からの通告の伸びは緩やか（10年で3倍程度）であることは、学校現場において、心理的虐待の捉え、通告への躊躇が懸念される。

たしかに、全てを通告することでの児童相談所・市町村窓口の繁忙化の問題があり、心理的虐待の対象範囲の拡大に伴う弊害とも指摘できる。しかし、虐待に至らない不適切養育であっても、子どもの成長発達に対する影響は大きく、家庭・保護者への適切な援助が要求されることは明らかである。

そして、学校は本来、児童生徒に対し、家庭とは離れたところで安全・安心な環境を提供し、教育を行うことが求められているものであり、家庭の支援という福祉的な関与はその専門性としても学校外の機関にゆだねるべき問題であって、自治体の福祉職等と密に連携をとり、任せるところは任せるべきである。子育て支援において、乳幼児期、学童期に比して、思春期に至る中学生以降は、特に子ども福祉の関わりは減少する。保護者・教員との交流の機会も減少する一方で、保護者は思春期の子どもへの関わりに悩むことが増加する。

子どもの成長発達という観点から、教育現場と家庭との連携が必要ではあるものの、家庭問題への介入までも全て教員に求めるのは酷であり、適切に専門的な機関に繋げることや子どもが学校や家庭以外に援助者を求めることができたり、居場所ができたりすることなどを重視すべきである。

6 虐待通告として不適切

本件では、学校は生徒の自傷行為を発見した時点で、家庭での問題と判断し、市の担当課に虐待の通告をしたと主張する。一方で、市の担当課は相談と理解して通告とは受け取っていない。また、教育委員会に報告した紙面においても、虐待として通告を行った（もしくは行う予定である）旨の報告はない。

この点、児童虐待の通告を受けたときには、児童相談所が安全確認をする必要性があるなど、通告をしたのであれば相手方の機関がどのように動くことを期待し、それと連携していくのかという点まで考えて対処するはずであるが、中学校が市の担当課と連絡をとったのは2か月半後である。

文科省が発行した虐待対応の手引きによっても、通告の方法について、まずは口頭連絡であっても、文書を用いて通告し、教育委員会にも同様の情報を共有することを求めている。

本市では、平成30年12月に担当課と教育委員会で虐待対応について、協議を

持ち認識の相違がないようにとの対応を行っているが、書面での虐待通告の明確化など、具体的な対応改善策は示されていない。

さらに、市教委では担当課と学校との認識の相違について平成30年11月に認識しているが、通告したとされる時期から1年経過し、また、本件で学校が被害生徒に関し家庭の問題が入院するなどした主な理由であり、その点については、かねて対応していた旨の主張があつてから長い。

学校は、子どもの家庭問題を抱え込むことはできないが、子どもの安全が脅かされた場合に気が付ける可能性が高い場所でもあり、子どもの安全を守るために虐待対応におけるエラーは子どもの生命の危機に直結することを念頭に、エラーのないシステムづくりが必要である。

7 被災者支援としての視点の不足

本件では、被害生徒は東日本大震災の避難者として北杜市に移住してきた。生徒らの間で、これに関する悪口などは確認されていない一方で、震災避難者として被害生徒・保護者はトラウマを持っており、思考への影響があった。また、これに対する周囲の対応が不適切であったことが、特に被害生徒保護者と学校との関係を害することに繋がった。

被害生徒は、避難所での生活や転居のトラウマを持っており、その時の生活のことを思えば、学校で嫌なことがあっても家で生活できるのはましだと受け止めるようになるとともに、学校での不満を言うことは北杜市への移住を選択した保護者を責めることに繋がると考え保護者には話せない心理状態であった。

5月には被害生徒が被災経験について担任に話すなどしており、震災や避難生活などによるトラウマがどのように思考に影響するのかなどをSCと十分に情報共有して検討するなど丁寧な対応が必要であった。

第5章 教育委員会の対応について

市教委の学校に対する指導等平成30年6月までの教育委員会の対応については、別表3にまとめた。同月以降の第三者委員会の設置・運営に関する市教委の対応は、別途最終報告書にてまとめて報告する。

第1 学校の初期対応への介入ができないこと

1 教育委員会が最初に把握した時点での見立てが甘いこと

(1) 事実経過

本件では、平成29年1月30日被害生徒がいじめの被害を訴え出て欠席を開始し、2月8日には精神科病院を受診し、入院を勧められたことを学校は知っていた。翌9日には登校したものの授業を1時間受けただけで過呼吸のような状態になって別室に避難している。

中学校は、2月13日に市教育委員会に報告し、同日校長が教育長・教育部長・指導監・指導主事に対して、本件事案について報告し、今後の対応について協議したとの記録がある。

しかし、学校からも教育委員会からもこの時に共有した情報の内容・検討した今後の具体的な対応に関する記録は提出されていない。聞き取りにおいても時間の経過から明確な回答はなく、校長が作成したメモには「■のいじめについて報告する。」「本人や保護者の気持ちに即してしっかり寄り添うようにとの指導を受ける。」と記載があるのみである。

したがってこの時点では、校長がどのように報告をしたかは判明しないが、少なくとも書面で報告しておらず、また、話し合いの結果決まった今後の対応についても明確ではない。

(2) 指摘事項

ア 当初の認識した事実関係で重大事態の可能性ありと判断すべきであること

このとき教育委員会が把握したであろう最低限の事実は

a 被害生徒からいじめの訴えがあること

b 精神科病院を受診し入院を勧められていること

c 学校を一週間以上欠席していること

の3点の情報である。

aとbの点において、法28条第1項第1号に該当し、aとcの点において、法第28条第1項第2号不登校重大事態に発展しうる事案であることが把握できる。

したがって、この時点で学校の設置者として重大事態に当たる事案として対処すべきである。

なお、重大事態にあたるか否かの判断は、調査の後にいじめの有無やそれが心身の不調の主な原因であるか否か判断するものではなく、いじめによる疑い

があるか否かであり、本件の場合、上記のとおりの最小限の情報であっても、判断は可能であった。

仮に、精神科病院の入院を勧められたことがうつ病やPTSDなどのストレスを原因とする病気であるとの把握ができていない場合であったとしても、少なくとも1週間以上欠席をしており、欠席が繰り返されるようであれば、重大事態になるということを念頭において対応が必要である。(なお、4月20日には転校手続のため、被害生徒保護者が適応障害との診断書を学校に提出しており、市教委としても診断内容を書面で確認していた。)

したがって、この時点で、すぐに教育委員会は、法に則り重大事態と認定し、

- ・調査を教育委員会が行うのか、学校が行うのかを判断し、
- ・調査組織の立ち上げを指示するとともに
- ・調査に関し情報提供・助言・指導する

とともに教育委員会会議・首長への報告が必要であった。

仮に重大事態に当たらないと判断した場合であっても、いじめ防止対策推進法23条第2項によれば、学校は、「いじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事案の有無の確認を行うための措置を講ずる」と規定されおり、これらの事実確認がどのように行われるのか具体的に協議・指示すべきであった。

しかし、校長のメモによれば、市教委からは、本人や保護者の気持ちに即してしっかりと寄り添うようにという指導であり、事実確認に関する指導はない。

イ 報告に関する書面が一切なく不適切であることへの指導

中学校は、遅くとも平成29年12月にはいじめとしての認識をもって対応していたはずであり、また欠席開始からも2週間近くが経過しているが、教育委員会への報告時にはこれらの対応経過をまとめた資料の提出がなかった。

基本方針には、いじめに対する措置(p30)として、学校は、いじめに関する情報を適切に記録することとされており、教育委員会は学校からいじめの事案の発生報告を受けた場合、自ら必要な調査を行うこと(p21)も規定されている。市教委としては、学校からの報告を受け、学校がいじめに対する措置として行って把握した事実関係について、正確に情報を受け、自ら調査が必要であるか否かを判断しなければならない。

しかし、事実経過について、口頭での報告のみでは、正確な共有とはいえないことから、速やかに書面による提出を求めるべきであったがこれがなされていない。

なお、校長は、被害生徒の自傷行為発生時及びその後発生した教員への取材時には教育委員会に速やかに書面報告をしていることと比較しても、いじめに関することにおいては書面での報告がなされていないことは極めて不適切と指

摘できる。市教委はこれを繰り返し指導したとの報告もあったが、結局指導に従った対応がなされていない。

2 市教委への報告・相談と学校の対応に齟齬があること

(1) 事実経過

2月13日の報告の後である2月14日に被害生徒保護者から、学校の対応に關し、病院からのアドバイスによって、期間を決めて何をするかを示して欲しいとの要望があった。これを受けた学校は全員面談などを行った。その後、2月23日に学校から電話で経過の報告を受けた市教委は、学校の調査が不十分であれば、市教委が調査を行うことなどを伝えた。この時点で、調査結果やその分析結果について、市教委と書面で情報共有し、対応を協議してはいない。

次に、中学校は、謝罪の会の後である2月26日に市教委に対し報告を行っており、内容は謝罪の会を無事に終えて、被害生徒が学級復帰の気持ちがあるので荒立てないことを希望しており、その旨を3月1日に保護者会を開催して説明する、というものであった。

市教委は、前段階で、調査に関しアドバイスをしているにも関わらず、中学校は調査の内容の報告をし、対応を協議することなく、謝罪や保護者会の開催を決めている。これに対し、市教委は保護者会に向けた慎重な対応をするようアドバイスしている。

報告後、中学校では、謝罪の会に対する不満を双方の当事者から受け取っているが、これに対する報告はない。

また、3月1日の保護者会で学校や担任に対する要望が出席した保護者から出されているが、この内容やこれに対する対応については、市教委に対し、報告や協議がされていない。

(2) 指摘事項

中学校からの報告について、例えば謝罪の会を無事に終えたと報告しているが、その後、当事者から不満が述べられているが、これについては、報告されていないなど、学校の状況を正確に把握できていない。

また、中学校に対し、調査に関するアドバイスをしているにも関わらず、調査の報告を受けて検証するなどの手順が踏めていない段階で、中学校が謝罪の会を実施し保護者会の開催を決めるなどしており、結果的に謝罪の会や保護者会を開催するまでのプロセスに関する指導ができていない。市教委が求めた対応と齟齬していることに対し、指導ができていないなど、市教委が学校から正確な情報を得て対応を適切に指導するとともに、中学校がこの指導に従うという対応ができていなかった。

第2 学校への指導が不適切であること

1 学校の調査への介入ができていないこと

(1) 事実経過

3月14日以降、市教委の指導監及び指導主事が被害生徒家族と面談をするなどし、被害生徒保護者らの要望を直接確認している。3月15日に中学校で対応を協議し、中学校に対し、資料の提出を求めるとともに小学校時代の教員からの聞き取りについては、市教委で行うことを決めた。

3月20日、被害生徒保護者に対し、学校の調査資料等を精査し、事実確認をするとともに、必要に応じ聴き取り調査等を行う方針であることを示した。

3月22日、中学校で市教委と対応を協議した。中学校は、保護者対応に関する勉強会を開いたことを報告した。指導監は、中学校のこれまでの対応（調査・報告・保護者対応）に関し、学校の落ち度があった部分を中学校が認めておらず、まして全て保護者のせいにしていることが問題であると記録している。

その後被害生徒家族からの申出により、中学校から被害生徒保護者への連絡はしないことになった。

4月20日、被害生徒の学年の新しい担任が被害生徒保護者と面談した。被害生徒保護者は、新しい担任が被害生徒に関する経過について、情報を十分に把握していないことについての不満を市教委の指導主事に話した。同日、市教委は中学校に対し、改めて、資料の提出を求めた。

市教委は、小学校教諭らへの聞き取りを行い、4月23日にこの結果を被害生徒保護者に説明した。中学校への指導としては、調査の報告の提出を指示した旨を報告した。

(2) 指摘事項

ア 資料の提出方法の指示について

中学校に対し、繰り返し資料の提出を求めており、提出がない状態が続いている。市教委は繰り返し指導していることが伺えるが、提出されない事態を改善できていない。

市教委の報告によれば、アンケートやQ.Uの結果等学校にすでに保管されている資料について、提出があったのは、第三者委員会の設置にあたり、資料提出を要求した段階であったり、第三者委員会からの求めがあったのちであった。

市教委は、3月15日には学校を訪問し、対応を協議しているのであるから、学校に保管されているこれらの資料については、その場で提示を求めるなどより具体的な対応が可能であった。

また資料とは何を指すのかを明示し、提出期限を定めて文書で通知するなどの対応も可能であった。

イ 対応の見直しについて

市教委の指導監は、3月22日には、中学校が自己の対応について振り返りができていないことが問題であると記録している。この時点で、この問題点の

改善のための具体的方策の検討・実施がなされるべきであったが、引き続き、同様の指導がなされるだけで、中学校の対応を改めることができない状態が継続した。

そのため、被害生徒側から見れば、3月以降繰り返し、学校の調査についての不満を述べているにも関わらず、市教委が介入したのち1か月以上が経過しても、中学校時代のいじめの事実についての調査結果が示されない状態が継続している。

2 担当者交代による見立ての変更による混乱

(1) 事実経過

市教委は、3月20日には、学校の調査を検証し、市教委として必要な調査を行って、対応を行うことを文書にて示していた。

しかし、4月に指導監が交代し、5月には■の保護者と指導監が面談したのち、話し合いによる解決を目指した行動がされている。これについて、中学校にも事前に説明しておらず、また、被害生徒保護者にも説明をしていない。

(2) 指摘事項

ア 市教委と学校の意思疎通と指導関係

市教委の対応について、事前に学校及び保護者に説明ができていないことから、市教委が学校に「謝罪する」事態に至っている。市教委と中学校との意思疎通ができておらず、さらには、指導する側が勝手な行動を取ったと謝罪する事態に陥り、中学校への指導が困難になっている。

この点については、指導監は教頭職相当で学校現場から教育委員会に異動になった教員が務めており、立場や経験に勝る校長に指導しなければならない点の困難さの影響が考えられる。特に、山梨県のような小さい県のさらに小さい基礎自治体においては、指導監の指導監としてのスキルの向上や、立場を超えた指導の在り方、さらには現場に戻って校長の下で働くことがある可能性への考慮など、基礎自治体での解消が困難な課題があることも検討すべきである。

イ 見立ての変更が被害生徒保護者と意思疎通できていない。

話し合いによる解決を目指すことは、事前に被害生徒保護者に説明されていない。そして、■の保護者の意向もあり、実際に話し合いによる解決には至らず、被害生徒保護者への働きかけはできなかったことから、被害生徒保護者から見ると、市教委は何もしていないように見える事態となった。

市教委が何を考えて何をしようとしているのか、ということが伝わっておらず、合意もしていないことが原因である。

ウ 話し合いによる解決という選択について

市教委は、この時点まで詳細な調査や事実認定を行って対応を決めてはおらず、まずは学校に調査を依頼し、その回答を待っている状況である。

その段階で、事実関係の正確な把握がないままに■の保護者との面談がなされたために、■の保護者の認識を改める働きかけができず、言い分を聞くだけの面談になった。

そもそも被害生徒側や学校と見立てや対応について、認識を共有した上で対応するという点ができていなかった。また、話し合いによる解決のためには、正確な事実関係の把握と関係者においてその事実関係が共有されていることが前提となるが、これがなされないまま感情面での解決を試みたことが不適切である。

第3 第三者委員会（当初委員会）設立時まで教育委員会の判断

1 重大事態認定の時期とその手続について

(1) 事実経過

本件では、平成30年5月30日、被害生徒側から第三者委員会の設置に関する要望があったことから、市教委がいじめによる重大事態として調査のための第三者委員会を設置する準備に入った。

法28条による重大事態として調査を行う場合は、

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

とされているところ、いじめ防止のガイドラインにはこれに加え③児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立があったときも同様にすべきとしている。市教委によれば、5月末の被害生徒保護者からの申し出により、③にあたり、重大事態にあたることになったという判断であった。

そして、本事案については、3月中旬に被害生徒家族が、「市長への手紙」の制度を利用して、市長に対し、いじめの事実を訴えたことから、教育委員会から市長への報告がなされているが、重大事態として第三者委員会設置に向けた調整を始めるにあたっては、報告はしていない。

一方で、市教委は3月15日には、対応策の一つとして第三者委員会を設置する案を検討するなどしているが、このような検討経過については被害生徒保護者には説明されておらず、また、その後も市教委自ら重大事態とするべきか否かを検討した記録はない。一方で、4月以降、市教委の対応としても、被害生徒家族のケアという視点での対応や和解による解決に向けた対応が重視されるように変化した。ただし、3月までの対応を引き継いだ記録はなく、また、4月になり対応を変えた経過に関する記録（会議録）もない。

(2) 指摘事項

ア 前記のとおり、当初学校より報告を受けた2月13日の時点で、被害生徒が

医師から入院を勧められる程度の精神状態であることは明らかであったことから、第1項重大事態として認めるべきであった。さらに、登校できていない状況に着目して、第2項重大事態となることを念頭に置いた対応をとるべきである。

なお、ガイドラインには、心的外傷後ストレス障害と診断された場合が心身に重大な被害を負った場合の例として挙げられているが、この重大事態と扱うべきか否かは、繰り返しになるが、いじめによる「疑い」が判断基準であることから、いじめによるストレスで発症しうる診断名（うつ、適応障害など）であればこれに含めるべきであり、また証拠として診断書の提出がなくても保護者からの受診結果の報告でも足りうると考えるべきである。

さらに、本件では入院を勧めるという医師の判断をしたが本人が希望しないから入院をしないという事実関係から中学校が、被害生徒が重大な被害を受けたとはいえない誤解したこととも考えうる。この点、精神科の治療においては、患者自身の病識と治療への意欲を持たせることが治療のスタートとして重要であることから、患者の安全を図りつつ、様子を見る判断をすることはある。そのため、現実に入院に至っていない場合であっても、回復のために入院が必要であるという程度の精神状態であるという医師の判断が変わるものではないことに留意すべきであって、教育委員会は、この時点での学校の判断の誤りを指摘し、軌道修正すべきであった。

イ 3月下旬にも第三者委員会の設置について一応検討しており、重大事態を意識した検討を行おうとした記録はあるが、指導監の意見としての検討にとどまり、その後、市教委が組織として検討するにあたり、その点について意識した検討がなされた記録はない。また、4月で課長と指導監が交代しているが、指導監の交代時に書面でこれまでの経過や今後の予定等の認識を共有した記録もなく、交代した教育総務課長は5月に入るころに本件事案について認識している。確かに教育長と指導主事は交代していないが、現場の学校にあっていじめを訴えた生徒が入院をしている事実は本来最も重要な懸念事項であり、担当者の交代によって、被害生徒保護者をはじめ当事者への対応が変遷するがないように十分な引継ぎがなされるべきであるにも関わらず、これが十分ではなかった。

ウ 市教委は、5月に被害生徒保護者からの要望により、第三者委員会設置に向けた検討に入ったとし、この時点で、法律上の重大事態としての対応を始めたしている。しかし、法律上求められている首長への報告は行っていない。首長への報告は、首長が事情を知っているか否かに関わらず、法律に則って重大事態と認めた時点で行うべきである。

エ 第三者委員会の設置にあたって、学校での対応の経過に関する書類を教育委

員会が十分に収集できていない。

この点、市教委によれば、当初の相談の段階から資料が提出される場合が多く、今回が例外的なケースであったということであるが、教育委員会としては、人による対応のエラーを無くすためのシステム化（危機管理）を行うことが必要である。このようなシステム化は、まずどのような資料を収集すべきかという検討の手間を省き、市教委との意思疎通をスムーズにすることができ、直接問題に対応する学校の負担軽減にもつながるものである。

才 市教委では、事務方のトップである教育部長のもと教育総務課が学校現場の相談にあたっており、総務課長の下に指導監・指導主事がいる。現場の教員から異動で来たものが指導監・指導主事である一方で、総務課長・教育部長は、市の行政職からの異動であった。市教委において、いじめ対策に関するスキルレベルが保たれる組織的手当が十分であったとはいえない。上記②③を作成するなどして市教委のスキルアップを図るべきである。

特に、指導監や指導主事は、事案が発生した際に現場の教員に対し、重大事態に関する法令・ガイドラインに従い、客観的に適切に指導する必要があるとともに、対応者によって対応がぶれない体制もスキルの一つであり構築が必要である。

2 第三者委員会委員の情報開示、委員構成に関する被害生徒側の同意について

(1) 事実経過

いじめ防止対策推進法は、いじめの対応においては、被害生徒に寄り添うことを求めており、調査に関する説明を行うよう求められている。

一方で、本件では当初委員会設置に際し、委員構成、委員の情報開示について、被害生徒側の同意が得られないまま設置し、最終的に解散した経緯がある。

(2) 指摘事項

ア 詳細な経過は、別表4のとおりであり、指摘事項についても別表④指摘事項記載のとおりである。当委員会では、学校現場における対応についても、トラウマ・インフォームドケアの視点に留意することが重要であることを指摘した。このことは第三者委員会の設置における「被害生徒に寄り添う」という対応の理解に資するものである。

イ 前委員会が解散の意見書を提出したのち教育委員会において意見書に関する意見交換を行ったところ、委員選任に対する信頼が得られず、被害生徒側の調査が行えない場合であっても、事案の調査自体は行うべきとの意見があった。

これについては、被害生徒側から委員の選任に関する承認が得られない状態で調査を継続することは、①そもそも被害生徒に寄り添うとする法の趣旨に反すること、②調査結果を被害生徒側が受け入れず再調査を求める可能性があり、再度の調査をすることは社会経済的にも、関係者の調査に応じる負担を考慮し

ても望ましくないことなど、法の趣旨に反する指摘であった。

教育委員会が第三者委員会を設置する場合は、教育委員会が委員を選定することになるが、被害生徒側からみれば、教育委員会の意向を離れ、中立な立場で当事者を公平に扱い、事実を認定してくれる委員構成であるかは、最大の関心事である。一方で、第三者委員会における調査が行われる場合、被害生徒側は学校や教育委員会の対応・調査に対し、不安や不満をその経緯の中ですでにもっていることが多く、選任する教育委員会の判断をただ信頼することは困難な場合には、自らが客観的に中立性を担保できると考える属性を述べたり、自ら委員の経験を調べるなどの調査・確認が可能な程度の情報を求めるということは、被害者心理として当然であって、教育委員会としてはこの心理に真摯に対応する必要がある。

この点、委員名を開示すべきか、被害生徒側の推薦する団体から推薦を得た委員を委員とすべきかといった点については、第三者委員会を設置するのであれば必ずしなければならないのか、ということではなく、要望があった場合には対応するべく検討し、どうしても困難な点があれば協議するなど、教育委員会の判断自体に拘泥しない対応が求められる。

3 そもそも委員構成について

(1) 事実経過

当初委員会では、発足時、児童心理の専門家としての児童相談所職員、教育の専門家としての教育事務所の職員が委員となっていた。

しかしながら、調査の経過において、両名は辞任し、当初委員会は3名の委員で意見書を作成した。

これについては、意見書を提出した後に教育委員より、不適切ではないか、との指摘があった経過がある。

(2) 指摘事項

ア 児童相談所職員の選任について

本事案では、学校は被害生徒の精神状態について、保護者からの虐待もしくは不適切な言動の影響があることを指摘している。校長のメモによれば虐待を疑うべき事実関係の記載があり、中学校の主張によれば虐待通告も行っている。

一方で、当初委員会において、市教委は児童相談所の職員を委員に選任している。この点、児童相談所は虐待の通告があれば子どもの安全確認をするなど対応する義務が生じ、子どもやその保護者との関係で中立な関係ではなくなる。したがって、本事案において、市教委が虐待の可能性を真に検討していたとすれば、児童相談所の職員を第三者委員として選任することは、中立性の観点から不適切である。これは、児童相談所が組織として関わる以上、当該職員が直接の担当者か否かに関わらないことはいうまでもない。

イ 教員の選任について

当初委員には、教育事務所の主幹が選任されていた。当該委員は高等学校の教員免許を有し、高等学校の教員経験を有し、当時は教育事務所に所属していた。

教育に関する知識を有する一方で、高等学校の教員であることから、中学校での発生事案である本事案とは直接の利害関係はなく、中立性に問題はない。但し、本事案の報道後の支援として教育事務所から支援を受けており、疑惑が生じる可能性はなくはない状況である。

一方で、以下の点について、具体的には問題点を抱えるに至り辞任に至っていることから、別の事案で委員を選任するにあたっては留意が必要である。

当該委員が選任された当時は、教育事務所に所属しており、教育事務所の職務として委員会に出席したり資料等を検討したりすることが可能であった。しかし、年度が替わったことに伴い当該委員は高等学校の現場に異動した。これにより、委員会への参加が困難となるとともに、委員会期日外で資料等を検討する時間の確保も困難となった。また、加えて、異動先の高等学校に本事案の中学校を卒業した生徒らが進学している事実があり、本事案について、知っている生徒に関わる必要があるなど、中立・公平性を維持しつつ委員として審議に参加している外形を維持することが困難となった。これらの理由から、当該委員は辞任するに至った。

確かに選任時において、中立性や職務執行に関し問題がない場合であっても、第三者委員会における調査が終了するまでの間、同様に委員としての活動を継続できるかということについては、十分に検討すべきある。被害生徒側からすれば、委員が交代することは疑念を持ちうることであるし、教育委員会としても、委員が交代すれば、交代の委員に関する了解を被害生徒側から取り付ける必要があるなど、交代がなければ必要のない手間をかけなければいけない事態となる。この点、県教育委員会との間で人事に関する交渉ができるなど委員会の活動が継続できる体制を維持できれば問題はないが、進学後の生徒らとの接触の可能性があるか否かについて、配慮が必要であることは避けられない考慮事項である。

第6章 提言

第1 はじめに

1 提言の概要

当委員会では、本事案を調査・検証し、いじめだけではなく、自殺対策や家庭支援についても課題があつたことから、提言内容によって以下の8点に分け提言することを予定している。

- ① いじめ予防についての提言
- ② 学校の対応に関する提言
- ③ SCの活用に関する提言
- ④ QUの活用に関する提言
- ⑤ 教育委員会に対する提言
- ⑥ 北杜市への提言
- ⑦ 自殺対策に関する提言
- ⑧ 家庭支援・児童虐待対策に関する提言

いじめ予防について(①)は、学校での取組だけではなく、家庭をはじめ社会全体で理解し、取り組むべき重要な点であるので独立した項目とした。

SC、QUについては、市教委がいじめ対策事業として位置付けているが、本事案では活用が不十分であったことから、現在行っている事業として重視し、独立した項目とした。

(以下は、令和3年8月報告時の注記)

2 今回の報告書での提言の趣旨

冒頭に記載したとおり、当委員会の調査の目的は、再発防止策の検討であるとともに、生徒らの支援・教育に生かすことも含まれている。

そこで、市教委において、本報告書をもとに生徒らの支援・教育を行うこととともに、再発防止策の実施についての意見を当委員会として確認するため、中間報告書として提出するものである。

第2 いじめ予防についての提言

① はじめに～いじめ予防の取組みが最重要であること～

いじめは一度被害にあうと大人になっても人間関係構築の困難さを持ち続けるなど、被害者の心身、人生に重大な影響を与える。またいじめを行ってしまう子どもや周囲に起きているいじめを止められずに苦しい思いをしている子どもは、いじめが放置されることで、その行動を止すという教育を受ける機会を逸している。いじめの予防は、いじめに関する取り組みの中で最も重要である。

いじめ防止対策推進法では、その基本理念に「いじめ防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため」(第3条第2項)であるとしている。

本件中学校では、いじめ防止基本方針を定めており、これによれば、未然防止の基本は、「好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくこと」としている。

また市においては、北杜市いじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止のための対策として、道徳教育及び体験活動の充実、必要な望ましい人間関係を築くための特別活動や児童会活動の充実、達成感や充実感を味わせる分かる授業の推進などを挙げている。

しかしながら、当委員会が行った生徒らの聴き取りにおいては、当委員会がいじめと認定した事実を認識していた生徒らにおいて、その行為がいじめにあたるとは思っていないかった、言っても変わらないから諦めていた、指摘すれば自分が攻撃されると思った、などの発言が聞かれた。これは、生徒らが「好ましい人間関係」「望ましい人間関係」というものがどういうものであるのかということを実感して、自分たちの人間関係は好ましい状態なのかを判断し、変えたいと考え、変えるためにどうすればいいのかという考えを持てていない状況であったことを示している。

また、被害生徒がいじめを訴えた時期のアンケートには、自分以外に困っている生徒がいないかという問い合わせがあったが、自分以外の生徒のことを書いた生徒は一名のみであり、被害生徒のことを書いた生徒はいなかった。

いじめは「孤立化」「無力化」「透明化」の順に進行すると説明されることがある
(中井久夫：著書)が、生徒らの発言はまさにこれに合致する。

「孤立化」とは、いじめられている生徒以外の生徒が、いじめられている生徒と一緒に居ると自分もいじめられるかもしれない不安になり、いじめられても仕方がないと考える状況になること

「無力化」とは、大人など誰かに相談することは恥ずかしいこと、相談しても変わらな

いと思い込む状況になること

「透明化」とは、見えているのに見えていない、すなわち、いじめの状況を認識していくにもかかわらず、それをいじめ（悪いこと）だと感じなくなる状況になること。

いじめ予防を徹底するには、「環境づくり」と「ソーシャルスキルの向上」が必要である。「環境づくり」とは、上記のようないじめの構造を生徒ら自身が理解し考え、行動できる力を身に付けることである。また、「ソーシャルスキルの向上」とは、生徒らが人権感覚を身につけて人権侵害に対するアンテナを高くするとともに、援助希求能力（嫌だと言つていい、誰に相談すればよいかわかる、周囲の危機を自分事と捉えて適切な人につなぐ。）を持ち、互いに支援者となれることなどである。

そして、これらのいじめ予防のための教育は、子どもの成長に合わせた長期的なカリキュラムで見通しをもって行うことが重要である。

1 児童生徒自身が考え方行動する環境を作ること

(1) 行動を注意する場合の言葉がけについて

いじめの予防という点においては、多くの場合に指導という言葉が用いられるが、指導は禁止・啓発などの teaching を指すものではなく、児童生徒が自ら考え、行動を変えることを見守る coaching するものでなければならない。

これは、第8章で説明している嗜癖とも関連するが、児童生徒が人との関係性の持ち方について、誤って学習し習得することができないように、他者との関わりを持ち始める幼児期から継続して、発達段階に応じた働きかけをすべきことを意味する。

すなわち、表面的な行為のみを評価して注意する（叩いてはいけない、悪口を言つてはいけない、など）のではなく、どうしていけないのか、どうして（どういう感情で）そうしてしまったのか、どうしたらそう行動しないことができたのか、さらには、どうすればよかつたのかまで考え、言葉にし、次に適切に行動できること、そして行動できたときに適切に行動できた自分に気が付けることが肝要である。

そのうえで、子ども同士の間で自律的にお互いにそのような働きかけができることが理想的である。

アクティブラーニングの導入など道徳の授業においても、このような取り組みはなされているが、教科書の設例だけでなく、人や時間の視点を変えて検討するなど工夫が必要である。さらに、教科書事例ではなく、実際の日々の言動に関して行なうことがより効果的である。

例えば本事案では、言葉遣いや周囲に対する敬意などが指導として語られていたが、具体的な場面を提示して話し合うようなことが行われていない。

(2) 周囲の生徒らに対する働きかけ

具体的な場面を提示して検討を行う際には、よくない行動を取ったと解される子どもへ働きかけだけでなく、それを見ているだけであった子どもにも、どうして改善するための行動がとれなかったのかを考えさせ、次には行動できるようにすることが必要である。なぜなら、年齢が進んでくると、これまでの経験から被害を受けている子どもが無力化していたり、被害を訴えることによる関係悪化を懸念して自ら苦痛を訴えづらくなったりすることにも留意し、いじめの予防には、被害者が自ら訴えなくても、他の人が指摘する環境が必要である。

いじめは教員に隠れて行われることが常であるということとだけでなく、いわゆるいじめっ子としてイメージされるような子どもではなく教員から見ればクラス運営上好ましい行動を取る子どもがいじめを行う場合があったり、一見仲良しづるー群の中でいじめが行われる場合があったり、SNS 上のいじめがあったりするなど、大人が発見しづらいものである。

したがって、子どもの中に発見して指摘できる力を育てることが最も早く発見できることにつながる。

(3) 教員の側での気づきの視点としての利用

児童生徒自身が考えられているかという視点は、教員の気づきの視点としても重要である。本件でも一部の生徒に対し言葉遣いの指導が行われていたが、これを許す（他の生徒らが注意しない）という環境が放置されており、このような環境を問題視し、改善するような働きかけは見られていない。

本来は、生徒間ですぐにお互いに修正しあえる環境が望ましく、そのような関係性があるか観察すべきである。少なくとも、自分のこと以外のことでの教員などに相談したり、アンケートなどに記載したりするような行動を取る生徒がいるかなどは、集団の心理状態を推察する一助となる。

本件では合唱の練習の際にできないパートを一方的に批判する生徒がいた場面があった。練習量が必要なパートであり、負担をお願いしているのに一方的に批判するのはかわいそうと感じる生徒がいた。

このような場面で、一方的に批判するに至った意味を考えさせるとともに、聞いていた他の生徒らに対しても、負担をしている生徒の気持ちを代弁するなど対等に意見を言えるようにしていくための働きかけが必要である。また、教員は反論できない関係性ではないか、検証する視点が持てる。

参考事例：第8章 第4 子ども主体のいじめ防止活動

2 根幹たる人権教育に基づく人権感覚を育成すること

(1) 人権感覚とは

人権教育については、平成20年に文科省が第三次とりまとめを行うなどその

必要性については周知され、道徳の授業などで取り組まれているが、公教育では中立性が求められることから、指導に苦慮する場面があるとの声がある。

しかしながら、この中立性は、何を大切に思うのかなどの価値観に対して問われるものであり、基本的人権の尊重という根本的な点は厳然と示すべきである。子どもは、最も身近な大人としての保護者や教員らの言動から大きな影響を受ける。特に評価を受ける立場であるがゆえに教員らの差別的対応は子どもの間に对立を生み、いじめを誘発する可能性があることに十分に留意すべきである。

道徳の授業をいじめ防止に生かすには、いじめは人権侵害だということをメッセージとして伝えるだけではなく、その手前にある差別意識・ステレオタイプイメージによる価値判断・ジェンダーバイアス・同調圧力など弱者の人権を尊重できていない可能性に気づける問い合わせ・議論が必要である。眞の多様性の理解が重要であり、違いを受け入れ、同じを求める思考や行動が取れるような気付きを繰り返す。そうすることで、全ての人の人権を尊重するということの意義を生徒自身に獲得させることが重要である。

本件では、被害生徒は東日本大震災の影響により、県外から転居してきた家族であった。本件発生時当時、転居からすでに4年が経過していたが、関係者の中の聴き取りにおいては、転入者であることから地域への馴染めなさを指摘する発言が見受けられた。転入者の側の馴染もうとする姿勢の有無に責任を転嫁することなく、少なくとも子どもの関係性の中で、数年行動を共にして馴染めていないように見えることは、集団の側が抱える問題点はないかという視点を大人が持つべきであった。

また、「どけ」「うざい」「死ね」などの言葉が使われていたが、これらの言葉に対する捉え方が慣れ親しんだ友人間でのぞんざいな言葉遣いに対する指導ということに終わらず、表面的な言葉の奥にある価値観を正す教育が重要である。

(2) 人権が尊重されている学級のイメージを共有する

人権が尊重されている学級というのは、生徒間で対等な人間関係が築けている学級であり、より具体的には、支援を必要とする子どもや最も弱い立場の生徒が居心地よくいられる学級である。そして、対等な関係とはいわゆるスクールカーストのように関係性が固定されて受け取られるものではなく、場面によって、弱い立場の生徒が変化しうる（配慮する側とされる側が固定されていない）ものであることが重要である。すなわち、生徒らが場面に応じ、それぞれの違いに応じた配慮をすることができ、また、弱い立場の生徒が配慮を求める 것도できることが対等性である。

例えば運動系のレクリエーションをする際には、運動が苦手な生徒の意見を聞き、配慮した形を取ったり、できるかできないかではなくできるように協力して工夫することに重きを置いたりするなど、苦手なことを苦手と言えること、言つ

たことを受け止めて援助してくれる人がいるという環境をつくることが考えられる。

(3) 法教育の充実とこれに関する外部の講師の利用

法教育は人権教育として学習指導要領にも位置づけられているがいじめ予防の効果は重視されていない。しかし、社会の中でお互いを尊重しながら生きていく中で一定のルールがあることを学ぶとともに、個々の価値観や利益を理解し、その調整をする方法を学ぶことは、いじめの予防にもつながるものである。子どもの間での価値観や利益の相違などによる紛争がきっかけになり、これを解消する過程でいじめが生じることがあるからである。

法教育の分野では法務省が出前授業を行っているほか、弁護士会でも出前授業を行っているなど外部講師の活用も有用である。

たとえば弁護士会が実施している模擬調停やルール作りといったメニューがある。公平について考え、法的なものの考え方に基づいて、考え方の違い（紛争）をすり合わせていくという授業を行い、話し合いによって紛争を解決をする作業を学ぶことは有用である。

3 いじめはどこにでも起こることという意味を子どもに伝え、その対策（ソーシャルスキル）を身につけること

(1) 人は間違ことがあるから、いじめはどこにでも起こる

人は常に正しくありたいと考えることはできても、常に正しい行動をとることは極めて難しい。成長発達段階にある子どもであればなおさらである。

いじめが行為者ではなく受け手の心情を元に判断するということは、誰でも間違ってしまうことはあるし、自分が間違っていなくとも相手によっては傷ついてしまうことがあるということを皆が理解する必要があるからである。人を傷つけないよう行動することが重要なのは当然であるが、それだけではいじめの理解としては不十分である。いじめはどこにでも起きたりうることであるという意味を理解するとは、人は意図せずとも他人を傷つけることがあることを理解することである。いじめ防止教育とは、そのような場合にどうすればよいかということを具体的に理解し、行動できるようにすることである。災害対策として、災害の恐ろしさを伝えたり、避難計画を立てたりするだけでなく、実際の避難訓練が重要であるのと同様である。

道徳のアクティブラーニングでは、人の心情を理解して、価値判断を学び、正しい行動を具体的に考えることを行っているが、実際の正しい行動を取ること自体のトレーニングについては、まだあまり行われていない。

したがって、以下のような視点に従ったソーシャルスキルトレーニングを行うことを提案する。また、参考事例のような取組みも参照されたい。

※参考事例 1 :

いじめを学校での特別なことと捉えず、広く人権侵害の一つとして捉え、自治体として人権侵害を許さない姿勢を示し、被害者に対しアプローチする取り組みとして兵庫県小野市の取組がある。

小野市いじめ等防止条例／兵庫県小野市行政サイト (city.ono.hyogo.jp)

※参考事例2：

横浜市では、成長発達段階に応じた継続的な取組みとして義務教育の9年間のカリキュラムを例示している。

子どもの社会的スキル横浜プログラム教育

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodatekyoiku/kyoiku/plankoho/yokohama-program.html>)

(2) 具体的な方策

具体的な方策として以下のような取組みを提案する。

ア 教員や親など大人が手本になること

子どもは身近な大人の行動を学習する。そのため、まず大人が望ましい行動を取ることが重要であるが、大人もすべて常に正しい行動は取れないことを認め、子どもとの間で修正しあえる関係性を持つことを示すべきである。

すなわち、子どもとの関係において、普段から、間違ったり言い過ぎたりすることがあるかもしれない、そうしたら伝えて欲しいとあらかじめ伝え、気持ちを伝えられたときは、相手に寄り添い謝ること、そのうえで、意図を説明するなど納得できるまで話し合うことが重要である。

教員からの体罰だけでなく親子間の体罰が禁止されたように、しつけや指導を目的としても許されない行為は厳然として存在し、それは、先に子どもが悪いことをしたか否か（指導する理由があるかどうか）とは無関係である。

すなわち、いじめにおいて、相手が悪ければいじめてよいということは絶対にないということ同じであり、子どもに悪いことをした場合には傷つけてもよい、傷つくことは仕方のないことだという思考を持たせないためには、大人が指導・教育にあたってもそのような行動を取らないことが重要である。

したがって、まずは大人が子どもに対し、「理由があれば傷つくことも我慢させる」ということがないように十分に留意するとともに、仮に必要以上に傷ついてしまった場合には、大人がまず間違いを認め謝罪し、対応を改めたり、意思疎通を図ったりという経験を子どもにさせることが、いじめ予防に繋がる。

イ 謝罪でなく理解を重視した介入

同じように子どもも同士でも、嫌な気持ちになったときに、言い合える関係性を築く必要がある。そのためには、嫌な気持ちになったときの解決として、ただ謝るだけで終わるのではなく、まず、行為者はどうしてそのような行動になったのかを考え、受け手はどうして嫌な気持ちになったのかも考えることが重

要である。

行為者に対する働きかけは、非難するのではなく、冷静に自分の行動の根拠となつた判断や感情が間違つていたのか否か、判断や感情は間違つていなかつたとして行動のどこが間違つていたのか、分析させ、その過程を通じ、それぞれの対処法を身に付ける (No blame approach)。

次に行行為者の検討した内容を、受け手にフィードバックする。受け手は、行為者の思考・行動過程を理解することで、自分の誤解を与える行動を見直すことができたり、被害的に捉えすぎている場合には、相手の行動の真意を知ることで、被害的な受け止めを回復したりできる場合もある。

行為者に対しては、受け手の傷つきのメカニズムを分析して行為者に伝えることも重要である。

子ども同士のトラブルにおいては、気持ちや考えがすれ違つてることが多いことから、このプロセスを経ないで表面的に加害者から形だけの謝罪をさせることは、関係改善にならないばかりか、後に双方の不満を残し更なる関係悪化をもたらすこともあることから、安易な謝罪による解決は厳に慎むべきである。

例えば、本件では、謝罪の会の開催に先立ち、行為者らへの指導はあったが、生徒ら自身が自らの行動を振り返って整理する過程も、当事者間や相手方、教員らとの認識のすり合わせることも行われなかった。そのため、翌日には関係者が皆それぞれに不満を持ち、さらなる事態の悪化につながった。

ウ 子どもの「ヒヤリ・ハット」経験を蓄積させる

いじめの防止の活動として、よい言葉や活動を発表するなどしてよい行動を加速させる活動がある。

しかし、繰り返し述べているとおり、正しい判断ができることと正しい行動が取れることは別であり、常に正しい行動を取ることはさらに難しい。この点、企業などではミスや欠陥を防ぐためのリスク管理の取組として、ハインリッヒの法則を生かしてヒヤリ・ハットを蓄積して、ミスが出やすい点を発見し、リスクに応じて対策を取る方法がある。

子ども同士で勘違いして言ってしまった、言い過ぎたけどすぐに謝った、自分の固定観念を友達に押し付けた、などの場合をヒヤリ・ハットとして子どもたち自身が認識する訓練をするとともに共有することで、間違いに気が付ける力、それを指摘できる力を育てることができる。

※ハインリッヒの法則※

1件の重大事故の裏には29件の軽微な事故があり、300件のヒヤリ・ハットがあるという法則。

エ 正しいことも正しく伝えられなければ、正しくなくなる

上記のとおり、生徒ら自身による活動を活発化させた場合にも留意する点がある。それは、正しい指摘も方法を間違うと正しくなくなるという点である。

職場におけるパワーハラスメントの定義では、指導がハラスメントになるのは「業務の適正な範囲を超えた場合である。この定義は、一般社会においても、学校においても同様に考えることができる。

特に年齢分けされた日本の学校教育では、集団行動や規則正しいこと、連帯責任など、皆が決められたことをこなせることが重視される場面が多い。これにより、指示に従えない、決められたことができない場合にその者を批判的に捉えたり、また逆に指示を免れていることについて、特別扱い（最悪）と捉える集団心理が発生したりしがちである。

会社では社員がミスをした場合であっても、必要以上の大勢の前で長時間上司が叱責した場合にはハラスメントにあたると判断される場合があるように、学校でもこのような場合に、1人に対し集団で注意をしたり、必要以上の多数の前でその失敗をさらすようなことをしたり、逆に陰で批判のみを述べあうこととは、正しく伝えたとは評価できず、正しいことではないということを理解し、正しい伝え方を学ぶことが重要である。

また、自分の価値観や欲求に合わないことに対する不満を口にする際に、うざい、キモイなどの言葉を発することがある。これも、正しい伝え方ではないことを子どもに理解させるとともに、自分の感情を違う言葉でかみ砕いて表現できるような訓練をすることが重要である。

例えば、本件では被害生徒が掃除や授業に遅れることに対して、「うざい」と表現されることがあったが、この言葉には「みんなが守っている時間やルールをどうして守らないのか。その分、掃除の分担が増えたり、授業が中断するなど迷惑を受けたと感じている。理由があって、やむを得ないならそれを話して欲しいし、一言、迷惑をかけていることを謝罪して欲しいのに、何も言わないのはおかしい。」など相手に対する不満や要望が込められている。

このような時に教諭が「うざい」という言葉遣いが悪いという指導のみを行ったとしても、生徒らの不満は解消されず、さらに隠れて不満を共有することになる可能性があり、また、生徒らはルールを守らない悪い相手を批判しているだけであって、いじめとは違うという理解を修正できない可能性もある。

特に近年は、SNS のコミュニケーションなどによって、短文・単語でのコミュニケーションを取りがちであり、感情を表現する言葉を持たない子どもは増加傾向にある。これは、言葉遣いを注意するだけでは修正できず、感情を分析する力を与え、表現する言葉を覚えさせ、発する訓練をしなければ解決できない。

第3 学校の対応についての提言

いじめの対応においては、いじめ防止対策推進法の理解が不可欠であることから、「いじめ防止対策推進法の正しい使い方のためのチェックリストを作成したので、参照いただきたい。

1 いじめへの取組みに関する提言

(1) いじめ対策委員会を開催する

本件中学校の基本方針では、いじめ対策委員会がいじめの防止等の取組に関することを行うため学期に1度は開催するなどとされているが、中学校の記録では本件に関する臨時開催を除いて、予防に関する取り組みなどのために開かれた記録はない。聴き取りでは、メンバーが共通することから職員会議や生徒指導部会などで代替して行ったとされているが、防止教育について議論された形跡はない。また職員会議などでは、いじめ対策委員会のメンバーであるS Cが不在であり、多面的な情報や意見を交換し検証するという委員会の目的に悖るものである。

形式にとらわれるものではないが、自ら定めた基本方針が履行できないことは防止に対する取り組みができていたとは到底言えない。防止教育の重要性及び行うべき施策については、第1に述べたとおりである。特に本件では、言葉遣いや相手を思いやる気持ちを持つことなどについて、強い全体指導が繰り返されているが改善はなく、その他の対策が明確に取られていないことが不適切であった。特に最近の研究では、教員からの強い指導は生徒間の関係性の構築にも影響し、むしろ力による支配を学ばせることになることが明らかになっている。

(2) 教員自ら望ましい関係性を築くこと

いじめ予防教育のために、人権感覚を養い、大人が子どもに対して、間違うことがあることを認め、間違ったときのコミュニケーションの取り方も見本となることが重要であることを指摘した(第1の3(2))。そして、このような関係性を教員自ら作ることが重要である。教員間、対生徒、対保護者すべての関係性において、教員がこのような関係性を持つことが重要である。

教員間の関係性は、チーム学校といわれ、教員のチームとしての能力発揮が求められるところ、集団の居心地の良さがパフォーマンスを最大化することは、よく知られている。本件では、教職員に対する聴き取りの中で、教員間の平素の感情的対立が伺われるエピソードがいくつかあり、これが、本事案の対応において教員間で情報共有や意思疎通が十分できない一つの要因となっていた。当然、教員間でも性格や価値観の相違があり、感情的な対立が生じることは想定されるが、そのような場合でもその対立を乗り越えて、共に仕事をする関係性を作ることが求められる。

また、生徒との関係性においては、生徒らは、教員らの関係性について敏感に察知するものであり、教員間の関係性が影響することに留意する。生徒の中にも

教員との関係性についての疑問を話す生徒がいた（例えば、教員がある作業のこととで言い合いをしているように見え、無駄なことをしていて子どもっぽく見えたなど）。また、厳しく指導する教員とそうでない教員の役割分担のような関係性についても、生徒側がこの教員だから叱られただけだととらえ、自己の行為を振返らずにやり過ごしたり、この教員の前では気を付けようというだけの対応を取るような誤学習をしたり、教員間の上下関係を感じ取り指導しない教員を弱い教員であると見下したりすることに繋がっていた。厳しい教員と役割分担をするような場合には、厳しいか否かという指導方法の違いにとどまらず、指導しない教員が存在する状態にならないことが必要である。誰もが間違いを指摘しあえるような環境がいじめ予防のための環境であるところ、教員において、間違いを指摘する場合としない場合があることは、生徒においても間違いを指摘できる生徒としない生徒を認めるに繋がる可能性があり、この環境作りに反するものである。

保護者との関係性については、本件では、例えば、本事案発生後の保護者会で、生徒らに対する対応について、保護者から生徒らが作成した作文に対し、担任がコメントを書いて返したらどうか、など建設的な意見が出ているが学校は対応していない一方で、謝罪の会においては事前の調整が十分にできないまま開催するなど、学校がその考えを保護者と共有した上で、保護者の指摘を受け入れて修正するような対等な関係性は築けていなかった。学校は、教育者としての知識と経験に基づき組織的にその対応を決めており、その対応には裏付けがあることは当然であるが、子どもの生活の全てを把握しているわけではないので、その対応に不足や間違いがあることも止むを得ない時がある。また、いじめがどこにでも起きると同様に、誤っていなくても、相手が不満を感じているのであれば、その不満を理解して対応する関係性を作るべきである。一方で対等な関係性に着目すれば、不当な要求に対しては毅然とした対応を取ることも当然である。

(3) アンケートの取り方・分析の仕方を見直す

学校では、各学期ごとに心の居場所に関するアンケートを取り、生徒らの心情を把握する取り組みをしていた。山梨県では、いじめの発見の契機として、アンケートなど学校の取組が大多数を占めており、重要な取組みである。しかし、アンケートの取り方・分析などの点で、以下の点の改善が必要である。

なお、同様にいじめの早期発見のための取組として行われているSC配置事業及びQUテスト事業については、別途指摘する。

ア アンケートに対し、生徒が十分に自分の心情を書いているのかのチェック

アンケートが有効に作用するには、アンケートに書いたことで不利益が生じないことが確保された環境が必要である。

この点、本章第1の1（いじめ予防における環境づくり）で指摘したとおり、

他の子が困っていることを指摘する子どもが居るかという視点を持つことが必要である。

すなわち本件では、聴き取りの際には「集中砲火だった」などと被害生徒の苦痛を理解していた生徒らが複数いたのに対し、アンケートで⑦困っている友達はいないか、⑧いじめの現場を見たことがあるかという問い合わせて被害生徒のことを挙げた生徒はいなかった。被害生徒を救う行動を取ると自分が標的になるかもしれない（不利益が生じる）と考える生徒はアンケートであっても書くことができない。このような状態では、苦痛が極限まで大きくなり、これ以上悪くなることはないという状態になるまで、被害者は訴え出られない環境になってしまふ可能性がある。

子どもにとって不利益とは、訴え出ても教員の対応が奏功しないまま訴え出たことだけがいじめる側に知られ、いじめが継続する、強くなる、新たに標的になるなどの事態が生じることである。教員は、周囲の生徒が自身もその不利益を被る可能性について、しばしば過大に評価することに留意するべきである。

イ アンケートの読み取りが十分かのスーパーバイズ

アンケートには、いじめを受けたことがあるかの問い合わせに続き①それを誰かに相談したか、②その後どうなったかを答える問があった。

これに対し被害生徒は、①学級担任・担任以外の教職員、養護教諭、スクールカウンセラーに相談したと記入し、②変わらないと記入している。

これらの問についての回答も合わせて検討すれば、相談したとする教員らがどのような話を聞いて、どのような対応を取ってきたのか、なぜ改善しないのか、では次はどうするのか、を十分に検討すべきであるし、そもそも、被害生徒が相談したことについて、担任らがいじめの相談があったとして管理職に報告してその認識が共有されていないのであれば、そのこと自体が問題であるが、それについて、校長が指摘したり、対応が再確認されたりした記録もない。校長が作成したメモには被害生徒の主訴の概要の記載とともに、誰にいじめられているかの特定を被害生徒が行わなかつたと記載し、「事実関係の把握に努める」との記載がある。しかしながら実際に事実関係の把握のためにされた行動、行動の結果得られた情報やその分析結果の記載はない。

複数の教員が生徒から相談を受けていたのであれば、アンケートで生徒が苦痛を訴える以前に、その情報が共有され、対処が行われていて当然であるが、仮にその時点において共有されていなかつたのであれば、再度個々の教員らが把握している事実関係を確認し、見立てを共有して対策を取るべきである。

また、友人の苦痛に関する項目も設け、これについてもいじめとして認知して対応しているかなどのチェックも必要である。

したがつて、アンケートの分析において、被害生徒が訴えたいじめの記載に

局所的に対応するのではなく、他の記載も踏まえた適切なスーパーバイズや対応の検討が行われる体制が重要である。そのためにはアンケートの原本をダブルチェックするなどの体制が必要である。

ウ アンケートを取る時期・内容や回数の検証

アンケートはいじめを発見し対策を行うことを目的とするものであるから、いかに早く子どもの心情を把握できるか常に検証する必要がある。

この点例えば、年度が替わった当初、クラス替えや担任の交代などに関し、まずは不安に思っていることや前年までのクラスの感想などを聞き出すような内容でアンケートを取るなどすれば、教員の引継ぎなど大人からみた情報だけでなく、子どもの視点での情報を得ることができる。確かに学級の状況は教員がその専門的なスキルに基づき分析し対応していくべき点が大きいが、いじめを行ふ行為ではなく、子どもの傷つきから理解する必要がある以上、子どもによりその受け止めはそれぞれであることへの配慮・情報の収集はいじめ対策として行うべきである。

また、本事案では、いじめアンケートは1学期末（7月）及び2学期末（12月）に行われたが、アンケートがいじめの発見だけでなく、対策を行うことを目的としている点では、時期について、再検討すべきであった。すなわち、アンケートにおいて生徒の心情を把握したのち、学期末までは1、2週間程度しかなく、学校が具体的な指導を行ったうえで、学期末までに生徒に改善の有無を確認するなどの効果を測定する時間はなかった。長期休暇明けには子どもの自死が増加する傾向にあることはデータとしても明らかであり、学期の間にいじめが深刻化して子どもの心を深く傷つけることがあること、いじめの改善がみられないまま次の学期を迎えることの心理的な負担は子どもにとって大きい。いじめ対策として行うアンケートは、子どもからみた時間の経過の中で適時に対応できるように行うことが重要である。

(4) アンケート以外でいじめを発見する体制を強化すること【最終報告書にて追加】

ア 本事案では、中学校が、被害生徒に対するいじめを認知したとされるのは、平成29年12月のアンケート時であった。しかし、第4章第2に指摘したとおり、これ以前に中学校が被害生徒の苦痛を把握し、いじめと認知すべき場面があった。

Q Uの結果、校外学習の班分けについて被害生徒と別にして欲しいという生徒の訴えや体育の授業でフォークダンスのペアが見つけられない状態など、教員が被害生徒や他の生徒から関係性を聞き取るべきであったにも関わらず、話を聞けていない。また、10月に担任に対し、被害生徒が学級での他の生徒の苦痛を訴えた場面や部活動で顧問に対し、同級生と上手くいかないことを訴えた場面では、訴えてきた事実関係でいじめと認知することも可能であった。

イ 文科省が作成した「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸

「課題に関する調査」(以下「問題行動調査」という。)によると、山梨県内の公立学校ではいじめの発見のきっかけは「アンケート調査など学校の取組により発見」の割合が最も多く令和元年度で72.2%と最も高く、同項目の全国平均値54.2%を大きく超えている。一方で、「学級担任が発見」の割合は、6.2%であり、全国平均10.4%を下回っている。「担任以外の教職員」「養護教諭」「スクールカウンセラー」による発見を加えると山梨県は6.9%であるのに対し、全国平均は13%であり、学校内で大人が発見する割合が低いことが指摘できる。また、児童生徒・保護者からの訴えなどから発見する割合は21.0%であり、全国平均の32.6%より低い結果となっている。

アンケート調査の実施率は95.8%であり、全国平均の98.2%を下回る状態であることから、アンケートで何らかのいじめがあると児童・生徒が回答した場合に、適切にいじめと認知されていることの表れと解釈することもできるが、本事案のように学期末でのアンケート調査となると、発見が遅れたり、長期休暇をまたいだ対応となって即効性がなかったりという課題がある(アンケート調査に関する提言は前記のとおりである)。

一方で、アンケートで発見できていたとしても、児童生徒の側からみれば、本人がアンケートで訴え出なければ対処されていない状態になっている場合があり、SOSを出せない児童生徒の苦痛が発見できない可能性があることに留意し、教員の側が苦痛を受けていないか、兆候を発見して対応することが重要である。

また、児童生徒らからの訴えによる発見が少ない点については、教員が情報を得られる関係性を築けているか、現状でアンケートは組織的に共有されるシステムが取られていても、個別の児童生徒・保護者からの相談は必ず共有されるシステムになっていないことなどにより、特定の教職員が問題を抱えこんでいたり、いじめという認識を持てないでいたりするケースがないかという点に留意し、担任以外の教員が担任と児童生徒との関係性に応じて支援するなど複数の視点を保つことが重要である。教員は日常的に児童生徒と関わっていることから、日々のトラブルとして捉えてしまうことも当然であるから、いじめの発見には情報の共有と俯瞰的な視点が重要である。

この点、問題行動調査で令和元年度に「学級担任が発見」した比率が最も高い高知県では、「いじめ発生時における学校の対応及び関係機関等との連携」というポンチ絵を作成するなどし、その中でいじめの発見方法として「日常観察」「本人等からの連絡や相談」を「定期的な学校生活アンケート」よりも上に記載しており、アンケート以外での発見が重視されていることが伺われる。また、同県では、いじめ問題防止対策連絡協議会の議事録も公表されているところ、会議内で、SOSを出せない児童生徒がいることから教員から積極的な対応が必要な場合があることなども指摘されているなど、被害生徒からの訴えに頼らないいじ

め対策が議論されている。

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310801/2015070300088.html>)

いじめの定義は被害生徒の苦痛を基準にしているが、被害生徒が外部に対して苦痛を訴えていなければ、いじめには当たらないというものではなく、被害生徒は、苦痛を感じしていても訴えない場合があり、むしろいじめはこのような場合に深刻化するものであるから、被害を訴えられる環境と訴えなくても発見する体制が重要である。

ウ アンケート以外でのいじめの発見を増やすための学校の取組として、以下のとおり提案する。

①対応の振り返りによるスキルアップ

アンケートでいじめの訴えがあった際に、事前に教職員が気付ける兆候はなかったか、相談等に適切に対応していたかなど対応について検証する。そして、改善すべき点を、学校全体で情報共有することにより、教員が気付く力を上げていくことが考えられる。

②アンケートに回答した児童生徒に確認し、環境を変える

アンケートにいじめ被害を訴えた児童生徒に対応する際には、苦痛を感じても直接相談することができなかつた理由を聞き取り、児童生徒が感じている不安な点をあわせて検証した上で、児童生徒がSOSを出しやすい環境にするための対策を取ることが考えられる。

③トラウマを理解した聞き取りスキルの向上

さらに、教員が気付く力を上げるためには、被害生徒の気持ちを聞き出し、理解する力が必要であり、十分に話を聞く時間も必要である。本事案の経緯の中でも「友達のいいところを見るように」「気にしすぎだから気にしないように」などと、教員が被害生徒の苦痛を否定するような発言をし、被害生徒の苦痛を理解することができなかつた。また、少なくとも被害生徒は、別室登校時には小学校のころの苦痛について訴えているが、学校は過去のことは分けるべきと考えており、苦痛が過去にもあったことから現在の苦痛が大きくなっている被害生徒の状態を理解できていなかつた。被害生徒の傷つきのメカニズムを知ることはいじめ対策のスタートであるから、教員が被害を訴えている理由が分からぬ（どうしてそんなに傷つくのか理解できない）という状態では対策が取れない。参考資料に掲載したトラウマの理解など被害者心理を踏まえた聞き取りスキルの向上のための対策が必要である。

④心配な児童生徒へのアウトリーチ

学年や校種が変わった際には、引継がれた事項等によって、心配される児童生徒には積極的に教員の側から話をし、児童生徒が相談しやすい関係性を意識して作るべきである。

その際に、特にいじめ被害は表面的な体調不良などに隠れている場合があるので、引継いだ側の見立てによるのではなく、生徒の自身の心情を十分に聴き取って、傷つきを理解するとともに、傷つきが継続しているような場合は学校ができる支援・対応や学校のいじめに対する方針や取組を説明するなどして、生徒が傷つきを重ねる前に、安心して早期に相談し解決へ取組むことが重要である。

本事案では、被害生徒が高校に入学した際に、重大事態として調査中の事案の被害生徒であることを高校は把握していたが、具体的に被害生徒に心情理解のための聴取りを行い、学校として行える支援を提示して合意するという対応をしていなかった。しかし、学校が考えて対応するというだけではなく、生徒・保護者に直接話を聞き、対応を伝えるところまで行うことが、相談しやすい関係性の構築のために重要である。

(5) いじめを防止・発見できる環境づくりをすること【最終報告書にて追加】

ア. いじめ予防にはいじめ防止教育が重要であることは本章第2に記載したとおりであって、学校の取組体制としても常にいじめを防止・発見できる環境づくりが重要である。教員が発見できることは重要であるが、いじめは発見しづらい場面で行われるものであるから、周囲の子どもやその保護者らがいじめに気が付き、解決のための行動を取れることで、より多くの視点でいじめを発見できる。

この点、前記問題行動調査では、いじめの発見のきっかけとして「児童生徒（本人以外）」及び「保護者（本人の保護者を除く）」について、山梨県は合計1.7%であるのに対し、全国平均は合計4.6%である。この二つの合計が最も高い島根県では、14.0%であり、学校の教員以外からの発見がきっかけの合計が70.8%とこれも全国で最も高い。

島根県のいじめ防止基本方針は、「しまねの子どもの絆づくりをめざして」という副題を掲げており、いじめ問題に対する県の基本的な考え方には、保護者には子どもの人権感覚を育てることを示し、地域において、人権問題に関する多様な学習機会の提供を行うことを示しているなど、学校以外でいじめに気が付ける力（人権感覚）を持つことを重視していることが伺える。さらに、いじめの未然防止としては、「児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供」などを行い、児童生徒が自主的に行ういじめの防止に資する活動の支援として、「校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や子ども同士が悩みを聞き合う活動等」を支援するとしている。さらに、いじめに対する措置では、いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援として、「いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）との人間関係を築くことが大事」とするなど、いじめ対応においても周囲の力を利用する姿勢が明確である。このような取り組みが、児童生徒・保護者を含めていじめを自

分事と捉えて認知することに寄与していると捉えることができる。

島根県：「島根県いじめ防止基本方針」について（トップ／子育て・教育／教育・学習／子どもの安全／いじめ・不登校）(shimane.lg.jp)

イ いじめを防止・発見できる環境作りとして以下のとおり提言する。

- ① いじめ防止のため子どもたちを主体とした取組については本章第2のとおりである。
- ② 子ども同士のトラブルがあったときには、加害者・被害者という二者関係のみに着目したり、行為のみに着目したりせず、周囲との関係性の中での出来事と捉えて改善すべき点がないか、周囲の子も巻き込んで問題解決を考えるよう働きかけるなど、継続的な関係性のある集団の問題として捉える活動を繰り返し行うことが重要である。
- ③ 子どもが最も悩みを打ち明けるのは友人であるから、ソーシャルスキルトレーニングなどで相手の気持ちを聞くことができる子どもを増やし、教員が積極的に相談を受けやすい子どもから意識して情報を受け取ることが重要である。これが増えれば、「児童生徒（本人以外）」からのいじめの発見を増やすことに繋がる。
- ④ 上記島根県のいじめ防止基本方針にあるとおり、「いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人」を学校が理解し、その人も一緒に支援に取り組むことで、本人は安心感を得られて傷つきをやわらげたり、被害が深刻化することを防ぐことができたりするとともに、再被害を発見しやすい環境も作ることができること。

学校がいじめに関しどのように取り組むのか、いじめがあった際に学校が被害生徒・加害生徒・他の生徒ら・保護者に対してどのような働きかけをするのかなどが具体的に分かる形で学校のいじめ防止基本方針を策定し、公表することが必要である。自分が相談した際に学校がどのように動いてくれるのかが分からなければ、相談をしても対応してもらえないのではないかと不安を感じるものであるし、学校が動きを説明しても、どうしてそう決めたのかということが分からなければ不信感を持つ可能性がある。具体的な方針が明確にされていれば、原則そこに定められた手順で進められ、生徒側学校側にとって明確であって、予測できるということは学校に対する信頼感に繋がるものである。

2 いじめの訴えがあった場合の取組みに関する提言

いじめの対応には、「いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要である」（いじめ防止対策推進法第3条第3項）

そして、いじめに対する対応は傷つき（トラウマ）への対応であることから、当委員会では、「心情に寄り添った対応」を、T I C（トラウマインフォームドケア）の手法を参考に整理した。T I Cについては、第8章第3にまとめた。

(1) 「いじめ」の認知に対する徹底

いじめ防止対策推進法上、いじめとは、「行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいうが、先に述べたとおり、いじめ予防には、周囲の気づく力が重要であり、いじめ防止対策推進法の基本理念にも、「いじめを認識しながらこれを放置する事がないようにする」と掲げられている。

したがって、学校は、子どもが他の子どもの苦痛を訴えてきたときにも、いじめとして積極的に認知し、対応することが重要である。周囲でいじめがあるときに、それを認知した子どもも、次は自分がターゲットになるのではないかなど、自己の安全に不安を覚えるものであり、すでに、いじめの当事者である。このような子どもの苦痛を学校が理解し、改善のための対応を取り、子どもの安全とともに安心を確保することが、次なるいじめの予防につながる。

また、子どもはいじめを受けているという事実を否認したがる心情があることから、子ども自身の申告のみをいじめの認知の契機とすると、前記のとおり深刻化なければ、申出ができない可能性があり、対応が困難となる場合が想定される点にも留意が必要である。自己の苦痛は否認しつつも他の子どもに関する事実のみを申告する場合があるという被害生徒の心情を理解し、他の子に関する訴えを契機としていじめを認知することはこの点でも必要である。

本件でも、被害生徒は、自己に対する言動ではなく、他の生徒に対する言動についてより早期に教員に訴えていたが、学校はこれをいじめとは認知せず、被害生徒の学級の雰囲気に対する不満と捉えていた。

(2) 対応の決め方とその効果の検証

本件では、上記12月のアンケートでの訴え以降学校ではいじめという視点でまずは事実関係の把握に努めるとともに、見守る体制を整備したと主張する。しかし、見守るという対応について、誰がどのように見守ることとしたのか明確でない。結局、1月末の欠席に至るまで新たないじめの事実については把握できていないうえ、1月のボールの件について教員が発見できていない。休み時間も目を離さないなど見守りの体制が十分に取れていたのであれば、教員が把握できしかるべきである。被害生徒に対し、訴えがあった時には教員が見守ることを伝えているが、結局守りきれていない。

また、アンケート直後のSCのカウンセリングにおいて「いじめに関係する申出はない」と記載があるが、SCに対し、いじめの事実の聞き取りを依頼した記録もない。仮に教員に対する聴き取りにおいて、加害生徒が特定できず、事実関係の把握が必要であると判断し、被害生徒がSCと話したいと希望しているのであれば、このような依頼をすべきであるし、SC面談後に聞き取れていないのであれば、さらに対応を検討する必要があるがこれも検討されていない。

また、学校は3学期にはいじめ対策として、学級に対する全体指導とレクリエ

ーションを行っているが、被害生徒に効果を尋ねるなどした記録がない。効果を確認して対応を見直すことをせず、同じように全体指導を繰り返しているのみである。

何らかの対応を取る場合には、その目的を達成するために具体的にどのような体制や対応を取るかということを明確に定め、一定の期間でその効果を検証して、さらなる対応を検討するべきである。

(3) 親や子ども自身との意思疎通

学校はいじめ対策を行う際に、生徒や保護者に対し、学校が認識している事実関係を伝え、取ろうとしている対策を伝えるなど十分に情報を提供して意見を求めるとともに、定期的に対策の効果に対する意見も尋ねるべきである。このようなコミュニケーションは対応の適切さを担保するとともに、被害生徒・保護者の安心感や教員への信頼感に繋がり、被害感情の回復にも寄与する。被害を訴えている者の心理としては、対応が見えないことがストレスになり、感情悪化につながることから、情報飢餓状態に置かないことが重要である。

この点、学校が被害生徒・保護者に説明する際には、予め伝えるべきことや意見の内容を記載する欄を設けた書式の活用や、生徒との面談を定期的に予め指定するなど、学校の考え見える化することが重要である。被害生徒・保護者が感情的になり、説明することができないなどの事態を回避することにも繋がる。

また、学校がすでに行つた取組だけでなく、今後の行う取組の予定、その結果を被害生徒・保護者に伝える時期の見込みなどを伝えることも重要である。

ただし、生徒や保護者から対応に関する意見を求めるときに、例えば相手が「教員が聞いてくれただけでよい」という回答をした場合に、教員が話を聞くだけの対応に終わることがないように留意しなければならない。

生徒自身がいじめを訴えていることについて、親に情報を伝えるかどうかについても、生徒自身に意見を聞くことが重要であるが、一方で、表面的な意見にとらわれるべきでもない。

いじめに関する対応は、学校がプロとしての分析・判断に基づいて行うことが第一であって、学校が介入すべきとの判断を示しても生徒の同意が得られない場合は、生徒が同意しない理由（報復等の懸念など）を解明し、不安を払しょくするなどの対応が必要である。

本件では、被害生徒に対し、学校は、アンケート後の聴取りの段階で、教員が見守る旨を伝えたと記載があるが、その後、「さりげなく話を聞く」「さりげなく見守る」などの記載があるのみで、被害生徒に対し、教員らがどのような意図を持って、どのように対応しているのか、説明をした記録はない。また、その後も被害生徒に対し、教員が面談を行った記録もない。

被害を訴え出た生徒は、教員がどのように事実を理解し、解消のためにどのよ

うな働きかけを行うつもりなのかは最大の懸念事項であるとともに、学校はその働きかけの効果を被害生徒が実感できている程度（環境改善）に至っているか否かについては被害生徒自身に尋ねることが極めて重要である。いじめ対策として何をしたか、ではなく、効果があること（被害生徒の苦痛の除去）が必要である。

12月のアンケートで被害生徒がいじめを訴えたのち、校長の記録によると、「Aの気持ちを受け止め、励ます。」「Aの批判的な視点を生かす。」「友人の悪い面だけでなくよい面にも目が行くような指導や場面を作る。」などの記載があり、傷ついている側の受け止め方を改善する方向での指導をした旨の記載がある。一方で、学校がどのような体制で対応するのかなどを具体的に被害生徒に説明したり、意見を聞いたりしていない。

被害生徒からみれば、自分の認知が誤っているかのような指導を受けたのみで、学校がどのように対応するかという点について、具体的な説明を受けていない。そのため、他の生徒に対する指導方針が明確ではなく、学校がどのような場面で被害生徒が苦痛を受けると認知してそれを防ごうと考えているのか、他の生徒のどのような行動を指導すべきと考えているのかについて、認識の共有がない。

学校が被害生徒が苦痛を受ける場面を理解し、具体的に教員が見守る体制を被害生徒に伝えることで、被害生徒が安心感を得るとともに再度の相談を促す効果が得られる。このように学校と被害生徒がいじめ対応の認識を共有することは、仮に学校がいじめの行為自体を止めることができず、再被害が防ぎきれなかつた場合であっても、被害生徒が学校は味方であると感じることで、被害生徒が受けた苦痛は軽減できることから、いじめの改善につながることになる。

本件では、教員らの対応が全く被害生徒に伝わっておらず、結果的にいじめの被害を訴え出たが、状況が変わらないという失望感に繋がっているとともに、被害生徒が学校の対応を信用できず、ボールの件が発生しても、これを教員らに相談するという行動を取れない心理状態に陥らせている。

(4) 被害生徒の安全確保と子どもの行動の制御

被害生徒からいじめの訴えがあり、学校が対応する際には被害生徒の安全確保が第一であるところ、教員による見守り体制の整備だけなく、加害生徒の行動制御についても配慮する必要がある。加害生徒に対して、被害生徒に対する報復行為を禁止することは当然であるが、目的のいかんに関わらず、相手の心情に反するアクセスをすることがないように指導するなど、二次被害を防止するという視点を持った対応をとるべきである。すなわち、謝罪をしたい、誤解を解きたいなど、正しいはずの行動であっても、傷つきの中にある被害生徒側からするとそのように受け取れず、更なる傷つきに繋がる危険がある。

したがって、行為者が謝罪をしたいという心情があればそれを尊重しながらも、直接アクセスする時期は、大人がコントロールする必要がある。

本件では、学校が全員面談を実施したことに反応し、加害生徒が被害生徒に対し謝罪のための行動を取り、これが二次被害に繋がっている。被害者側の心理状態・謝罪の仕方によっては、謝罪のための働きかけであっても、苦痛を与えることを学校が理解し、加害生徒側にまずは理解させることが必要である。（なお、本来は、予防教育の中で、謝罪という外形上正しい行為であっても謝罪を受ける側の心理状態を無視して行うことは正しいコミュニケーションではないことをあらかじめ理解させておくべきである。）

(5) 加害生徒や周囲の生徒への教育・指導の在り方について

加害生徒への教育・指導の在り方については、基本的には上記（第1の3（2）イ）に記載したとおり、禁止の指導を行うのではなく、まずは、自分の行動を認識して、行動の理由を考えるところからスタートする。

この点いじめの訴えがあった場合は、被害生徒の言い分と加害生徒の言い分が異なる場合もあることから、このような場合は、加害生徒の言い分も丁寧に聞き取った上で、他の情報の整理も行い、学校が事実認定をしたうえで指導方針を立ててから指導することが重要である。事実理解が相違したまま指導をしても効果はなく、指導への反発も生じることから、聴取りと指導を同時に行うことにはリスクが大きい。また否認している段階で、罰のみ与えることは、えん罪であった場合のリスクが大きい上に、仮に認めていないだけであったとしても、次の加害行為を防止するための振り返りができないまま与える罰は無意味である。

また、指導とは単に禁止することを伝えることではなく、加害生徒の行為が悪意によるものか、善意によるものか、衝動的か計画的かなど、行為の態様や加害の悪質性に応じて、教員が適切な発問を繰り返しながら、それを被害生徒がどのように受け止めるのかを含め自己分析させ、正しい行動を考えることをいう。

悪質性が高いなど事情に応じて、適切に外部機関とも連携して、加害生徒に責任を取らせることも慎重に検討する。

また、いじめは、集団の中で生じることであり、特に被害生徒の集団への復帰の点においても、集団への指導も重要である。集団に対しても、事実関係の共通認識を得た上で、加害生徒だけではなく自分の行動のメカニズム（なぜ気が付かなかったのか、教員に相談できなかったのか、止められなかったのか、など）への理解と改善をするための指導を行う。

また、一方で、被害生徒の支援（被害回復＝安心感の取得）のために、加害生徒や周囲の生徒への指導について、被害生徒に情報提供するとともに、意見を聞くなどの対応が必要である。このような被害生徒への情報提供を怠ることは、学校の指導に対する不信感から、恐怖感が増し、学校復帰が困難な状態に繋がる理由にもなる。

(6) 謝罪の在り方について

謝罪の会に出席し、謝罪を行った生徒3名において、謝罪時においてどのような認識であったのか、教員に何を話し、どう考えていたのか、学校がどのように判断して謝罪をする段階だと考えたのか、記録がない。

また両当事者の話によれば、謝罪する対象事実についての認識が共有できていない。

結果として、謝罪の翌日には双方から不満が述べられる事態に陥り、その後の双方の感情悪化のきっかけにもなっている。

被害者側の希望があれば謝罪の場を設けることは必要であるが、加害者側からの申し出によって、安易に謝罪の時期を決めるべきではない。

謝罪をするには、両者の事実認識が共有され、心情の理解があることを大前提とする。

加害者側の謝罪をしたいという要望に盲目的に従うことなく、謝罪が奏功する段階にあるか学校の判断によって時期を設定すべきである。

また謝罪は解決のための重要な契機ではあるものの、謝罪をしたことすぐに生徒間の関係性の回復ができるわけではなく、特に経過が長い場合には、関係回復には時間をする。表面上謝罪しても、いじめが継続する場合は少なくない。

したがって、謝罪した後の観察が重要であり、少なくとも3、4週間は慎重に観察するとともに、2か月後など再チェックする時期をあらかじめ定めておくべきである（いじめの解消とするには3か月必要という文科省の指針も参考にすべき）。そして、この再チェックには、教員らのチェックのみでなく、被害生徒の意見を慎重に確認することが必要である。

(7) 正確に記録し保管すること

本件では、発覚後生徒らの聴き取りなどを行っており、聴き取った内容の記録はあるが、いつ、どこで、誰が何をしたのか、そのとき誰がいたのか、など具体性が薄い。また学校が最重要と認識していたボールの件に関し、加害生徒らがどのような話をしていたのかの記録すらない。そのほか、すでに指摘したとおり、学校側が認定した事実関係やその検討結果、決めた対応などの記録が不十分な点が多くあった。

このため、のちに学校がどのように考えて行動していたのか判断する材料がないことが多く、対応の改善を指摘すべき検討ができない。

学校の検証結果や対応が明確に記録されていない以上、事後的な検証の際にはその対応が不十分であったと指摘せざるを得ないことがあり、学校が対応内容を適切に記録することは、学校のためにもなることであることを認識しておくべきである。

(8) 事実認定すること

本件では、学校が生徒らから聴き取った内容の記録について、いつ、どこで、

誰が何をしたのか、そのとき誰がいたのか、など具体性が薄い。そのうえ、生徒らの話した内容から学校が何を事実と認定したのか、どう分析したのか記録がない。

学校がどのような判断過程でどのような事実認定をしたのかが明確でなく、これを明確に関係者に示すこともされていないことから、教員間で認識の共有ができていないだけでなく、生徒間でも事実の誤解等があった。

そもそもどのような内容を聞き取るべきか、記録すべきであるのかに関する知識・経験が不十分であったり、組織的にこれを求める状況になかったりすることも指摘できる。この点、日常的な意思疎通によって教員間では、共通認識が得られることから文章化することは省略できるのではないかとの指摘もありうるが、言語化しなければ共通認識が得られているのか検証することが不可能である。大部分の事案について共通認識が得られていたとしても、認識が異なる事態がありうることを想定し、これを防止することが対策として必要である。

さらに、事実認定はさまざまな対応を検討する前提であり、教員以外の職員や、S.C.、市教委、民生委員などさまざまな立場・職種・関わりの人々と共通認識を持つことが重要であり、そのためにも必要である。

(9) 重大事態を念頭に置いた初期対応をすること

いじめ防止対策推進法第28条に規定されるいじめの重大事態とはいじめによる疑いのある場合であって、いじめによるものと認定することとは異なる。したがって、例えば、生徒がいじめを訴えて欠席したような場合は、欠席が繰り返す重大事態に至る可能性があり、当初からこれを念頭に置いた対応が必要である。この点、本件では中学校が重大事態になりうることを自ら念頭において対応した記録はない。

市教委から3月の段階で指摘を受けるなどしているが、これに対応して、ガイドライン等に照らした対応を取った記録もない。

この点、法律に関する周知が徹底していないかったり、重大事態との言葉の重さの印象により、学校が対応を躊躇したりする場合がある。したがって、そのようなことがないように、学校において、法律にのっとった対応を確認すべきである。

また一方で、生徒や保護者らに対しても、法律上、いじめに対して学校や教育委員会がどのような対応を取るべきとされているのか、被害を受けた場合にどのようなことを求めることができるのかも十分に周知されていない。

学校において、いじめ防止対策の一環として、周知用のチェックシートを配布するなどして、子ども・親たちへの権利告知を十分に行うべきである。

(10) 対応の平等性の確保

学級経営において、中心となる活発な子どもが、ある側面では攻撃性を持っていることがある。このような場合には、大人が注視していても、日頃からこのよ

うな子どもに学級作りなどで頼ったりするため、攻撃性を見抜けなかつたり、よい面を重視したりして、問題を過小評価しがちになる。

一方で、力がある生徒が被害を訴えてきたときに、学校としては、問題解決能力があると判断して、自助に任せる判断をすることがあり得るが、これによって自らの訴えが軽く扱われたと判断し、不満を持つ場合がある。

どのような生徒が加害者・被害者であったとしても、予断を排除し、対応の平等性を意識することが必要である。

(1) 課題の分離と外部資源（SSW、民生委員など）の活用

今日、家庭に困難を抱える生徒は多く、生徒間の問題と複合的な状況に至る生徒は少なくない。そのような場合に学校は、まずは課題を分離して対応をする必要があり、その際、従前から発生していた課題に対する見立てに囚われることなく、再度情報を整理し、見立てを見直す意識を持つことが重要である。

そして、学校は、家庭の問題に関しても対応を求められる場面が多いことは事実であるが、まずは、学校生活における生徒の安全・安心を確保することが第一であって、家庭の問題に関しても学校だけが抱えることは不可能である。

したがって、SSWや民生委員、要保護児童地域対策連絡協議会などを利用するなど、適切に他の資源を活用することが必要であり、また、活用のために適切に情報を伝えることも重要である。

第4 SCの活用に関する提言

北杜市教育委員会では、いじめ対策事業としてSCの配置を位置づけている。

本件では、SCが相談を受けていたが、発見の契機になっていない。また、改善にもつながっていたとは認めがたい。SCの配置については、順次強化されているところであるが、いじめ対策としてのSC活用については、以下の点を提案する。

1 いじめの発見のための効果について

(1) いじめ発見の契機としての割合が低い原因を調査すること

SCがいじめ発見の契機になっている場合は文科省の調査（令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果）では約0.2%程度（山梨県では0%）であり、その配置が強化されても変わっていない。また、いじめを受けた生徒のうち、SCに相談した生徒は公立の中学校で約3.3%である。

すなわち、いじめの早期発見のための施策としてSC配置を位置付けているが、効果は得られていない。これについては、SCに対し生徒自身がクラス内における苦痛を話すことが期待できないのか、それともSC側で聞き取る姿勢が足りないのか、SCが聴き取った事実を学校に共有したとしても学校側がそれをいじめの認知としないのか、十分に機能していない原因是、いくつかの段階に分けられるところである。

当委員会の調査においては、複数の関係者の聴き取りの中で、①SCに話しても学級内のことについて、SCがどう動いてくれるのか話しても変わらないと考えた、②話を聞いてくれたが、では自分がどうすればいいのか教えてはくれず、意味がないと感じた、③話したい事（学級のこと）ではなく聞かれたことに答えるだけであった、④SCと学校の教員の情報共有が不足していた、などの感想が聞かれた。しかしこれは本件のみに限ったことではなく、全体として、SCによるいじめの発見の割合が、これだけの低数値にあることについて、実質的に分析することは当委員会では困難である。

そもそも、北杜市におけるSCの稼働状況は中学校で週1回、小学校には拠点配置程度であって、子どもと日常的に顔を合わせる体制にはなっていない。いじめは子どもにとって話しにくい問題であり、初対面の大人いじめの事実を打ち明けることの方が少ないと明らかであって、配置状況やその活動内容についての改善が必要であると指摘できる。

まずは、市教委（もしくは任用者である県教委）において、SCや利用者（生徒ら、教員ら）からの調査を行うなど原因の分析を行うなど、いじめの発見のためのSC配置の効果を実質的に検証し、対策を取ることを提案する。

(2) 事前の情報収集と情報共有の強化

そもそもいじめを受けていることを人に話すことは、子どもにとって恥ずかし

い思いや認めたくない思いがあるほか、相談したことが他の生徒に知られることによる状況の悪化を懸念する思いもあるなど、相談しづらいものであり、SCとの面識がない生徒も多い。とすると自ら相談することを促すだけで相談者が増えるほど単純ではない。

したがって、SCからのアウトリーチしていくことを提案する。

アウトリーチの方法として、1つ目に、希望者ではなく、SCが全員面談を行うなどして、SCを認知してもらうとともに、SCも生徒の様子を一通り確認する方法をとる事例がある。年度の早い段階で行い、生徒らの信頼を得られれば、相談しやすくなる効果は大きく期待できる。また、この際に自分のことだけでなく、周囲の子どもの状況について感じていることを聞くなどすれば、自分以外のことに関しても相談していいということを子どもに実感させながら、広く情報を得ることができる。

しかし、一方で勤務時間の制限があり、早期に行なうことが困難な場合があること、必要性を感じていない生徒と話すことでの生徒が無意味に受け止めてしまうことなどのリスクもあることに留意が必要である。全員面談の実施については、規模やSCの勤務時間などにより判断が必要である。

そこで、2つ目に対象者を見定めた面談を行うことが考えられる。これには、教師との情報共有が必須である。すなわち、いじめ対策として挙げられているいじめアンケートやQUテストの結果をSCと共有することが必要である。そのうえで、例えば、QUテストで、不満足群・侵害行為認知群に属する生徒については必ず、非承認群については必要性を判断して面談するなど、本人の希望や教員の見立て以外の客観的な情報によってスクリーニングして面談することを制度化することも考えられる。また、アンケートで悩みを訴えた生徒（いじめか否かに問わらず）も同様である。

クラス替えなどが行われた場合であっても、例えば、前年度の結果をもとに5月ころまでに面談し、その様子と6月ころに行われるQUテストの結果を比較するなどの工夫をし、点ではなく線で生徒の状況を把握し、これを共有することで学級の課題を担任と共有することができる。

3つ目としては、QUテストの分析やアンケートの結果を共有しながら担任と面談し、学級全体の状況を把握し、共有した見立てを記録することを制度化することが考えられる。複数の視点で学級の状況を把握することを担保し、援助が必要な生徒を見逃すことを防ぐ効果がある。この点、山梨県教育委員会作成スクールカウンセラー活用ガイドには、情報共有の範囲について明示はないが、担任が把握している事実のみでなく、他の情報を第三者的なSCが得ることで客観的な視点で、見立てや更に必要となる情報の検索に役立つ。

4つ目に、SCはいじめ対策委員会のメンバーになっていることが多いが、日

常的に行われる生徒指導連絡会などへのSC出席をシステム化するなど、SCとの情報共有を密にすることが提案できる。この点、山梨県教育委員会作成スクールカウンセラー活用ガイドラインには、校内委員会へのSCの参加を促しているが、勤務時間等から優先順位をつけるようにとの注記もあり、配置校の裁量の範囲が広い。SCは非常勤であり、情報源が限られていることに留意するとともに、学校や学級の様子といった直接的な関係者だけでなく地域の受け止めや兄弟姉妹の様子など、生徒の置かれた環境の理解が生徒の心情の理解に資する点は大きいことから、全体が把握できる会議等への出席が有用である。

2 いじめの改善に対する効果について

(1) SCと教員の協働であることを明確化する

北杜市では、いじめ対策事業としてSC配置をしていることもあり、本件においても生徒の面談が行われていた。しかし、いじめの改善に対して効果は得られていない。特に本件に関し、学校がいじめとして認識した1月末以降においても、いじめの改善のために学校がSCに対して指示し、そのための面談を行った記録はない。

いじめの改善のためにSC面談を活用するには、相談者の生徒からSCが話を聞き、その苦痛の理由の見立てを教員らと共有し、解決に動くことが必要である。

すなわち、生徒らが感じる苦痛は、表面的な行為から受けるものではなく、過去からの経験や他者との人間関係、相談者自身の心理的要因など様々なことが関係している場合がある。したがって、SCが心の動きを見立て、その苦痛を解消するために、教員らと協力して他者に働きかけるとともに、相談者自身にも考え方や行動の示唆を与えるなど具体的な対策を取ることが必要である。

この点においては、SCが心理士であった場合、心理士が通常行うカウンセリングは他者への働きかけについては行わない場合も多いことから、SCに求められるスキルは傾聴や受容を重視する通常のカウンセリングとは異なることに留意し、学校が求めるスクールカウンセラーの対応を十分に研修して共有するなど、いじめ対策として活用するのであれば、単純な相談ではないSCの動き方を明確にすべきである。

(2) 被害生徒以外の対応への活用

いじめは虐待同様に個性によるリスクがあると考えうるが、一方で、集団の中で起きるものであり、集団の人間関係やいじめる側の生徒の個性も強く関係する。したがって、SCが相談室に居て、相談に来る生徒の話を聞くだけでなく、授業や生活の様子を観察して集団の人間関係を見立てたり、いじめる側の生徒の個性を理解し、苦痛を訴える生徒以外の生徒への働きかけについて自ら行ったり、教員の対応にサジェストションを与えるなどの対応を強化すべきである。

3 いじめ予防のためのSC活用について

さらに、いじめ予防のためのクラスづくりという点において、道徳や学活などの時間を利用したいじめ防止のための授業にSCと教員が協力して行った例もある。

※参考書籍：エンカウンターでいじめ対応が変わる 図書文化社 国分康孝

4 SCの体制強化

以上述べたとおり、SCをいじめ対策にも真に活用していくには、現状での各校におけるSCの対応時間では不足が生じる可能性がある。

したがって、いじめ対策としてSCを活用するのであれば、SCの対応時間の効率的な活用と更なる充実の必要性を検討すべきである。

5 SCの立場の強化

SCの見立てと学校の対応にずれが生じた場合に、SCは学校に配置されており、守秘義務もある以上、他に相談することができず、学校の対応を改善させる力がない。

SCの専門性と独立性を学校のいじめ対策の強化のために真に役立てるには、SCが外部に相談できる体制（守秘義務との調整を含め）も整備すべきである。

後記のとおり、子どもの権利擁護を行う者を設置する場合は、SCから申告によって動く権限を設けることなどが考えられる。

第5 QUの活用に関する提言

市教委では、SCと並んで、QUテストの実施についてもいじめ対策事業として位置付けて実施していることから、この活用状況について検証し、改善点を提言する。

1 本件でのQUの活用状況について

QUテストは、全国的にいじめ防止のための学級づくりの一助として多く活用されており、北杜市内では平成26年度から実施している。年度末にはこのQUテストの実施状況と分析結果及び分析結果に基づく対応内容、その結果について市教委に報告することになっていた。中学校でもいじめ防止基本方針の中で、QUテストをいじめの早期発見のツールの一つとして位置付けて6月及び11月に実施し、年度末には市教委に報告書を提出している。

被害生徒は、6月には侵害行為認知群（不満足群に限りなく近い）に属し、11月には不満足群に属していた。学級の様子として、6月には1名が不満足群、被害生徒の他に1名が侵害行為認知群に属していたが、11月にはその2名は満足群に変化した。

この学級は人数が少なく、満足群以外の生徒数が3名と少ない結果からすると、6月の時点で、侵害行為認知群であった被害生徒に関し状況の分析やそれに基づく対応を取ってしかるべきであるが、行われた証拠はない。さらに11月には被害生徒だけが2学期には学級での不満を大きくしていることが明らかである。しかし、学校の記録が市教委に提出した対応記録（以下「中学校の報告書」という。）には、「家庭への不満があり」などと記載があり、学級の不満の状況に対してどのように動いたか明記されていない。さらに家庭への不満について、母子ともにカウンセリングを実施したと記載があるが、時期が異なるうえ、これによる母子関係改善への効果について、母が疑問をもち、実施されたのは1回のみで継続されていない。

また、中学校の報告書には、問題のある群に属した生徒らへの働きかけについて記載があるが、学級全体の状況の分析・働きかけについての記載はなく、本来の活用の仕方をできていない。

さらに、本件発覚ののち、中学校から小学校からQUテストの結果を取り寄せるなどして、客観的に小学校時代の学級の様子や生徒らの心情を理解するために活用した形跡もない。教育委員会においても、自傷行為の報告をした際もその後いじめの申告があり報告をした際もこのQUの点について、留意して対応された記録はない。

また、QUテストの対応結果が学校から市教委に提出されたのは、前の第三者委員会が開始されたのちである。本件に関する第三者委員会に当初提出された資料には被害生徒の個人票があるのみで、学級全体の分析図、小学校時代の分析図など学級全体に関する資料が提出されたのは、当初委員会が請求したのちである。本件事

案発生時において、QUテストの結果について、学校と教育委員会で共有し、分析したり、本件事案の解決のために活用されたりはしてはいない。

また、教育委員会では、校内で検討した結果及びこれへの対応について学校でまとめて教育委員会に報告するシステムを作り運用している。これについては、活用を意識づけさせるための報告であると考えられ、中学校からは本件事案の牛、平成30年3月22日、教育委員会に対して提出されている。しかし、本件調査において、委員会が教育委員会の取組を調査し、改めて提出を求めてようやく提出されており、教育委員会においても学校においても、QUテストの結果やその結果を受けた対応を分析し、本件事案の解決や振り返りに活用しようとする姿勢は見られていない。

2 活用の提言

(1) 学校での活用について

- ① 結果の分析力の向上
 - ・個人だけでなく集団の状況の把握
 - ・見える化できない可能性を考慮
 - ・スーパーバイザーの適切な利用や多面的検討
- ② 結果の活用
 - ・個人と集団の状態に応じ、それぞれへの働きかけ
 - ・いじめ防止対策委員会での検討などSC・養護教諭を含めて情報共有して対処方針を検討することのシステム化を行う。
 - ・年度や校種を超えた情報の蓄積と活用
- ③ ①②のシステム化

① 結果の分析力の向上について

ア 個人だけでなく集団の状況把握

QUテストはその問を見れば明らかであるが、学校内での生活・人間関係において生徒自身が感じていることを見える化するものである。しかし、本件では、被害生徒の結果分析には家庭への不満のみが記されていた。たしかに家庭での生活が学級での人間関係に影響したり、受け止めに影響したりすることは認められるが、その場合も学級で不安を感じていることは放置すべきではなく、これに寄り添い、分析することによって、その苦痛を改善する取り組みは、学級に対して行われるべきである。

その際、個人の数値のみではなく、集団の状態を把握して、それに応じた対応をすることが重要である。

イ 見える化できない可能性を考慮

また、一方で、本件学級では、他の生徒らは満足度が高い結果が得られている。この点については、当委員会が行った生徒らの聴き取りと反する面も認められる。可能性としては、先に述べたのとおり、無力化や透明化の状態があつたことが影響していることが考えうる。

QUテストは一つのツールであり、その問い合わせに対して、作成者の意図通りの回答をしないことを想定し、絶対視することはできないことに留意すべきである。

したがって、まずは個々の教員や教員集団がテストの結果の分析やそれに基づく学級の課題の把握のスキルを高めることが必要である。

ウ スーパーバイザーの適切な利用や多面的検討

QUテストの結果分析に関する教員のスキル向上について、市教委では、QUテスト導入当初教員らに対して研修を行ったが、それ以後大規模な研修は行われていない。また、講師派遣等についても積極的な周知がされておらず、活用実績は不明である。

学校において積極的にスーパーバイザーを活用するなどしてスキルアップを図るべきである。

また、SCや養護教諭とも資料を共有し、協働して多面的な分析を行うことが重要である。

② 結果の活用について

ア 個人と集団の状態に応じたそれぞれへの働きかけ

QUテストを年2回実施する意義は、1回目の分析を踏まえた取り組みをして、その効果を確認できることにあり、個人の推移のみでなく、集団の状況の変化を把握すべきである。

この点、中学校の報告書には集団の状況や変化に関する分析の記載が全くない。

QUテストを活用することは、個人の状況だけでなく集団の状況を把握し、その状況に応じて改善する取り組みが必要である。また、2回目の変化を1回目の検査後の取り組みの結果として受け止めて対応を練り直すべきである。

イ いじめ防止対策委員会での検討などSC・養護教諭を含めて情報共有し対処方針を検討することのシステム化を行う

本件では、被害生徒はSCのカウンセリングを受けていたが、QUテストの結果そのものを共有して、教員とSCが分析をしたり、学年全体の状況についてSCと意見交換をした記録はない。また、職員会議や生徒指導部会などで情報共有がなされたようであるが、いじめ防止対策委員会が設置され、そのメンバーは、校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・SCとされている。

Q Uがいじめ防止のための施策として位置づけられている以上、定められた委員会を開催して、そこで情報共有を行うべきである。

また、S Cの活用の部分で述べたとおり、Q Uテストの結果を活用したS C面談についてもシステム化するべきである。

第4記載のとおり、S Cがいじめ問題の発見や改善の一翼を担うためには、学級全体の把握ができる資料等の提供による情報共有が必須である。

学校における情報共有の方法を明確化することを求める。

ウ 年度や校種を超えた情報の蓄積と活用

子どもであっても、日々その生活の積み重ねの中で生活しており、年度ごとにリセットして生きているものではなく、年度や校種を超えた情報の蓄積と活用にはメリットがある。

この点、中学校の報告書には2年生、3年生の生徒について、前年度どのような状態であったかの記載はなく、年度を超えた生徒・学級の状態を分析していない。

さらに、本件では、中学校区に小学校が1校であり、小学校の集団と大きな変化がないことが特徴であり、このような場合は特に中学校1年生であっても小学校時に培われた人間関係の影響が大きい。一方でQ Uテストの分析という側面からは、メンバーが固定していることで、小学校時と比較しても学級の状態の変化が把握しやすい。

複数の小学校から生徒が集まる中学校においても、小学校時のQ Uテストの結果が引き継がれれば、個人に着目して傷つき体験があるのか、状態の大きな変化はあるのかなど把握が容易になる。

先に述べたとおり、S Cと共有して、共同で分析することにより、教員やS Cが生徒の心の状態に寄り添うための資料としての活用が期待できる。

北杜市では中学校からの依頼があれば小学校から情報提供することは可能な状況であるが、中学校において事案ごとに必要性を検討し小学校に依頼する手間を考えれば、小学校からの引継ぎ文書としてフォーマット化することを提案する。

引き継いでおけば、中学校において、必要に応じて適宜参照でき活用頻度があがることが期待できる。

③ いじめ防止基本方針などの活用方法の明確化

中学校のいじめ防止基本方針では、Q Uをいじめの早期発見のためのツールとして位置付けているが、具体的にどのような分析を行うのか、どのような層にどのような働きかけを行うのか、明確化されていない。

したがって、いじめ防止基本方針において、上記のようなQ Uの活用方針を明確化し、それを実施すべきである。

(2) 教育委員会での活用

- ①いじめ対策としてのQUテストの位置づけの確認
- ②教員や教員集団のスキルアップのための施策の実施
- ③報告のあり方と活用や分析の改善

① QUテストの位置づけの確認

本件事案において、少なくとも平成30年2月以降は、被害生徒からいじめの訴えがあることを念頭に教育委員会は、学校に対し助言指導を行っていた。その中で、学校に対し、資料の提出等を求めているが、学校からは、アンケートやQUテストの結果など学級の全体が分かる資料等の提出はなかった。教育委員会としては、いじめ対策として学校にこれらの取組を行わせているものであるから、少なくとも事案発生時には速やかにこれらの資料をもとに学校の取組を検証するなど行うべきであるが、これらを指定して提出させようとした記録はない。

また、前記のとおり、本件事案発覚後年度末に提出された中学校の報告書には、QUテストを踏まえた学級への取り組みが記されていないなど、「いじめ対策」として活用した形跡はないが、市教委がこれに注目して中学校に対し指導した記録もない。

このように、いじめ問題が発覚したのち、事実把握や対応の振り返りのための資料としても活用されていない。

市教委は、改めていじめ対策として各学校でQUテストが活用されているのか検証するとともに、事後的に対応を検証する際にも利用できるものであることを再認識するよう提案する。

② 教員や教員集団のスキルアップのための施策の実施

QUの分析には専門的な知識が必要であるところ、北杜市としての教員への研修は導入時における1回のみであり、以後は個別の学校単位で行っている場合がある程度の状況であった。

また、学校からの要望に応じて教育事務所で指導・助言を行うことが可能であること、QUテストの製作者側からの講師派遣などの制度があることの周知が十分ではなかった。集合研修だけでなくケース研究を行ったり、事案でのスーパーバイズを受けたりすることは、教員のスキルアップに繋がる。繰り返しになるが、QUテストを行うことを目的化せず、結果を分析し、これにあった学級での取り組みを行うことができるよう、施策を行うことが必要である。

③ 報告の在り方と活用や分析の改善指導

市教委では、各学校でのQUの活用状況について、毎年度末に報告をさせて

いるが、この報告をもとに指導をしたり、逆によかった取り組みについて、他校にフィードバックしたりするといった改善に利用できていない。市教委によれば、報告を求めていた趣旨は、報告を促すことと学校に対し、活用への意識づけを行うことである。

しかしながら、本事案では学校が市教委に提出した報告書の記載内容は、上記のような学級全体の分析や対応に欠けたものであり、中学校の対応に対し疑問を持ちうるものであるがこれが見逃されていた。

しかも、本件発覚後の中学校の報告書について、注視すらされていなかった。報告内容をチェックし、活用状況への改善指導に役立てないにも関わらず、詳細な報告を求めるることは、報告書を作成する側も受け取る側も労力を無駄にするものである。

QUテストが北杜市で採用されて5年以上経過しているが、当該中学校のように、QUテストの分析やそれに基づく対応に関し不十分である例があることを考慮すれば、その活用に関し、チェックする体制が必要である。

そこで、市教委に対する報告については継続し、市教委が内容をチェックして指導をしたり、よい取り組みがあればこれを研修に用いて周知したりするなど、より積極的かつ具体的な活用方法を周知していくべきである。

④ 報告の時期の改善

北杜市では、前記のとおり、QUテストの活用状況について、毎年度末に学校から市教委への報告がなされている。しかし年度末に報告を受けている場合、学校（特に複数学級を有する中学校）では次年度になればクラス替えが行われ、担任が交代するなどQUテストを受けた集団への対処とは学級運営が異なることになる。したがって、上記のとおり、いじめ対策のための実質的な活用状況の把握・指導を教育委員会が行うとすれば、2回目のQUテストを実施し、対処方針を決めた直後に報告を受け、これを市教委がスーパーバイズする体制が実効的である。

各学校から報告を受けた市教委は、報告の内容も精査し、十分な対応ができるか改善があるなどを見て、スーパーバイズを適切に行うなど、学級づくりのための必要な援助を行っていただきたい。

第6 教育委員会への提言

市教委はいじめ対策について、自ら取り組むとともに、各学校において、適切な対応が取られるように、助言・指導・監督を行う義務を負っている。しかしながら、本事案において、市教委は学校の対応を修正できずに、被害生徒保護者と対立する関係に至るなど、法の趣旨に反する対応があった。いじめ防止に関わる市教委の体制について以下提言を行う。

1 十分な情報提供と事実を踏まえた支援・教育の即時実施

(1) 提言内容

本報告書を踏まえ、生徒・保護者ほか関係者に対して事実関係について説明するとともに、教育委員会間で情報を十分に共有するなどし、必要な支援・教育を即時に開始すること。

(2) 理由

ア 調査結果を活用した支援・指導が学校及び学校の設置者の義務であること

いじめの解決には、いじめに対する学校の取組に関する提言（本章第3の2(5))に示すとおり、事実の認識を共有するとともに被害生徒の傷つきを理解することがスタートになる。いじめの重大事態の調査に関するガイドライン・不登校重大事態に係る調査の指針には、学校及び学校の設置者は、いじめの事実関係の調査結果や生徒の状況を踏まえて、被害生徒だけでなくいじめを行った生徒の支援・指導についても方針を立てて実施するとともに、保護者も含めて調査結果を情報提供することが求められている。事実認識の共有が必要であること

イ 事実認識の共有が不十分であったこと

本事案では、当委員会が指摘したいじめの内容を学校が把握できていおらず、市教委の対応も含めて、学年の生徒・保護者への説明やその後の教育において、事実を踏まえた説明や教育をすることができず、これらが不十分なまま時間が経過したことから、現在も解決できていない状態が継続している。

そこで、当委員会としては、本報告書をまず提出することにより、これを生かして市教委においても生徒ら及び保護者らに対する説明をするなど、まずは、事実関係の認識を共有することが重要であると考えている。

ウ 教育委員会間の連携が重要であること

いじめ問題が深刻化したのち、子どもが転校したり進学したりするなどして、所管する教育委員会を異にするに至る場面がある。いじめ自体は、被害生徒と加害生徒が離れることで一旦解決するように見えても、いじめへの教育対応が十分にされて解決した場合と異なり、いじめの被害は被害生徒の中で解決には至れず、傷つきを重ねる状態が継続する。そこで、トラウマ・インフォームドケアが継続できるようにするなど、教育委員会間で情報の共有、対応が継続できる体制づくりなど連携の強化が必要である。

本事案においても、被害生徒は転校したのち、すでに高等学校に進学しており、市教委自ら情報を提供して、進学先に協力を要請するなど積極的な支援のための行動をとることを求める。

2 本報告書の公表・活用に関する提言

- (1) 本報告書は、生徒らの個人情報に配慮した上で、当委員会が提出した公表版をホームページにて公表すること。
- (2) 本報告書を利用し、教員、教育委員会に対する研修を行うこと。
- (3) 本報告書の提言について、実施時期を明確にしたアクションプランを6か月以内に作成し、教育委員会の承認を得ること。
- (4) 教育委員会本会議にアクションプランの実施状況を報告するとともに、教育委員から意見を求ること。
- (5) 教育委員会における議論はできるかぎり詳細な議事録を作成し、公表すること。

3 いじめ防止連絡協議会等設置条例を改正すること

- (1) いじめ防止連絡協議会の定期開催

いじめ防止対策連絡協議会は、平成26年7月に条例が制定されたのち、同年8月に第1回の会議が開催されて以降1度も開催されず、任期満了後、委員の選任すらなされていなかった。条例第8条では連絡協議会は会長が必要に応じて招集するとしており、定期開催を要する規定となっていない。また、会長は委員の互選によるとされているところ、改選後会長が選任される前の招集権者も不明確である。また、会長のみに招集権限があり、委員の発案による開催を認めていない点についても、不十分である。

よって、いじめ防止連絡協議会を定期開催すること、会長もしくは委員の発議によって臨時に開催することもできるように条例を改正すべきである。

- (2) いじめ問題専門委員会の常設化

条例によるといじめ問題専門委員会は、第一義的にはいじめ防止対策推進法第12条の規定により市が定めるいじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について検討するための組織である。当委員会では、提言の実施に関し第三者のチェックが必要であると考えるとともに、チェックした上で対策の見直しも必要であることから、専門委員会を常設化し、当委員会の提案への対応状況をはじめ市教委のいじめ防止対策についてチェックする権限を持たせるよう条例を改正すべきである。

またこのチェック機能は、常に付与するものとし、教育委員会からの都度の諮問は不要とすべきである。

- (3) 常設のいじめ問題専門委員会と調査委員会の分離

専門委員会を常設化し、教育委員会の施策に関するチェック機能を持たせるとすると、事案が発生した際、教育委員会の対応を検討するにあたっては、チェック

機関である専門委員会の対応についても調査対象となる可能性がある。また、具体的な事案における調査委員は事案の特徴や、被害生徒の意向に応じ、必要な専門性が違う場合もあり、構成を変えるべきことが生じうることから、常設の委員会が具体的な調査委員会を兼ねることの問題点も指摘されている。

したがって、専門委員会を常設化し、教育委員会の施策のチェック機能を持たせる場合、具体的な事案の調査委員会とは分離し、別の組織とする必要性がある場合があることから、これを可能とするよう条例を改正すべきである。

4 いじめ防止基本方針の見直しと実施

北杜市では、いじめ防止に関する基本方針を定めているが、ほとんど国の中の基本方針を踏襲したものであり、市独自の取り組みが明確ではない。上記1のとおり、より具体的で実効性のあるアクションプランを策定すべきであって、これを取り入れた基本方針にすべきである。例えば、基本方針に定められている「市民への啓発」については、市教委の取り組みの公表、市民に分かりやすく法律を伝えるツールを作る、いじめの原因となる大人の世界の価値観を変えていく（同調圧力を廃し、多様性を理解した対応がとれるようになる）セミナーの実施など、スローガンではない実施項目の特定が必要である。

また、教員の資質向上のような目標については、そもそも市教委としての研修等の機会が少ないうえ、総合的な研修プランが存在せず、また、県教委等が実施する研修への参加状況についても把握していない。資質向上のため、市教委が何をし、教員らにはどのような研鑽を求めるのか、明確にすべきである。

例えば、いじめ対応・虐待対応・自殺対策・学校事故防止など子どもの心身の安全に影響を及ぼす要因について、順次研修を実施するなど重点を置く年度を決めて、数年に一度は新しい知見を共有して知識をアップデートするなど、市教委がどのような知識を教員がつけることが望ましいと考えるかを明確にして研修等を行うべである。

5 学校における対策の実効的なチェック機能

学校における対策については前記のとおりであるが、この実施のために市教委がチェックすることが重要である。このとき、何を実施したかだけではなく、実施によりどのような効果があったか、その効果状況に対し施策の見直しをどのように行ったのか、PDCAサイクルが適切に回っているかをチェックすべきである。特に教育現場においては、子どもたちが年々変わることもあり、効果観測が難しいことも事実であり、何をしたかが重視される傾向があることに留意し、やったことは正しかったのか、やったことの効果はあったのか、を分析するシステムの構築など学校からの報告自体を目的としないことが重要である。

これには、学校評価の活用が考えられる。中学校では、現在年2回生徒・保護者から学校評価を受けており、これを公表しているが、学校評価の質問項目にいじめ

対策の視点での質問を増やすことで、効果が実感されているかを知ることができる。また、学校評価をいじめの対策の取組と位置づけ、いじめ問題専門委員会でもチェックを受けることも提案する。

いじめ対策は、子どもの安全を確保し安心を感じることが重要であるから、何をしたかという視点ではなく、子どもに学校の姿勢が伝わり安全安心に繋がっているか、というところまでチェックする必要がある。

6 子どもの権利擁護を行う者を明確化し、子どもへも周知すること

様々な要因から学校に対してSOSが出せなかつたり、十分な対応が得られなかつたりする場合に、生徒や保護者からの相談に応じるだけでなく、子どもの権利擁護のために調査、調整、勧告等を行える権利擁護委員を設置し、市教委がこれを積極的に子どもたちにも周知するとともに、市教委は権利擁護委員に協力して、学校が子どもたちにとってよりよい環境となるよう対応を取続けること提案する。

7 自己点検の促進

本事案について、専門委員会が設置されたことにより、本事案の調査審議が専門委員会で行われることになった。このような中で、これと併行して、市教委自身でその対応を振り返り、改善点を提示するということは組織的に行われていなかった。聴き取りに際し、個々の職員は反省点を挙げるなどしていたが、それが組織的に共有されていないことは残念である。専門委員会の指摘の有無にかかわらず、自己点検・評価・改善を行うことは組織として当然であり、自己点検が仮に当委員会における評価と食い違う部分があったとしても、それはまたその後に改善を検討すればよいことであり、第三者委員会の活動は、教育委員会の自己点検を妨げるものではない。

第三者が介入することで受け身になつたり、間違いの指摘を認めることを躊躇して修正しなかつたり（専門性からの判断への固執や訴訟等のリスクを恐れることなど理由は様々であるが）することは、結局、当事者の期待に反し心情を害することになって、事態を悪化させる。

ただ、当委員会において、提言を提出するにあたり、当委員会が提案する提言事項の実施においては、市教委の協力が不可欠であることから、協働を依頼したこと、これには応じていただき、提言の中には市教委が自ら必要と考えている事項についても加えるなどした。

したがって、本報告書の提言実施にあたっては自己点検が実施されるものと期待する。

8 重大事態を念頭に置いた調査・証拠収集のマニュアル化

学校における対応として、いじめを認知した場合に、記録を取ることや事実認定を行い記録することを徹底することは先に述べたとおりである。教育委員会は、学校に対し、いじめの認知をした際に調査を行う手法や参照すべき資料をリスト化す

るなどして、学校が行うべき行動を明確化するべきである。

個別ケースによるところはあるが、必要なことを明確化することで、資料等が漏れることなく有用である。

9 教育委員会間の連携強化

いじめ問題が深刻化したのち、子どもが転校したり進学したりするなどして、所管する教育委員会を異にするに至る場面がある。いじめ自体は、被害生徒と加害生徒が離れることで一旦解決するよう見えて、いじめへの教育対応が十分にされて解決した場合と異なり、いじめの被害は被害生徒の中で解決には至らず、傷つきを重ねる状態が継続する。そこで、トラウマ・インフォームドケアが継続できるようにするなど、教育委員会間で情報の共有、対応が継続できる体制づくりなど連携の強化が必要である。

10 教育委員会事務局体制の強化

提言を実施するにあたり、条例の改正から各校への周知・取組のチェックなど教育委員会における業務の負担増加が見込まれることから、これを行う人材を確保するために事務局体制の強化が必要である。また、本事案の対応においても人事異動に伴って不備が生じた点があったことから、いじめ対策を実行するための専門性を確保するための人事・人材育成を計画的に行うことが重要である。

第7 北杜市への提言

1 自治体に実施の責任があること

いじめ防止対策推進法上、自治体は、いじめ防止に取り組む責務があり、最終責任者は首長である。このため、当委員会では、本報告書の実効性を確保するため、市長に状況報告し、対策の実効性確保のための取組みをお願いしたく面談を申し込んだ。しかし、調査中の面談はしない旨の回答であった。

当委員会は、北杜市内で成長する子どもたちがその成長発達権を保障され、安全安心な環境で生活できることを希望しており、いじめの防止のための取り組みとしては、学校現場のみにとどまらない施策の実施を期待するものである。

2 市民に対する啓発

いじめ防止対策推進法上、自治体は、いじめ防止にかかる啓発活動を行う責任がある。

これは、教育委員会が扱う児童生徒やその保護者という範疇を超え、広く地域の中で、いじめ防止を行っていくことである。いじめ防止対策推進法は、子どものいじめを扱っているが、子どもには大人の世界が影響する。大人のいじめ、ハラスメント、誹謗中傷だけでなく、差別・区別意識、同調圧力など目にするすべての大人的行動が子どもに影響していく可能性があり、このような危険がなく、すべての人々が安全に暮らせる地域がいじめを防止する根源となる。また予防教育の点で指摘した対等な関係性やコミュニケーション取り方などは、大人にも必要な知識であり、広げていくことが社会全体の安心のために有用である。

3 子どもの権利擁護委員の設置など学校・教育委員会の施策のチェック権限について

第5の5に述べたとおり、学校の外に子どもの権利擁護を行う者を作るべきである。子どもオンブズマンや権利擁護委員など名称は様々であるが、子どもの権利に関する条例を制定し、調査、調整、勧告等を行う権限を持たせている自治体は徐々に増えており、これらの自治体を参考に、学校や教育委員会とは別に子どもがアクセスでき、かつ相談だけでなく独自で介入できる立場の者を作ることを提案する。

また、いじめの問題は、学校現場などで起きることであり教育の問題であるとともに、いじめが子どもの心身の安全を脅かす問題であることから、公衆衛生の問題でもあり、その知識・経験が必要である。いじめの訴えがあった場合、その生徒への対応には、前記のとおり、TICの視点を取り入れた支援が求められる。

この点、いじめが解決したかを被害生徒から聞き取り判断する場を学校以外に創設している自治体もあり、このような対応は第三者の目が入ることで丁寧になされることになり有用であるのと同時に、必要な時には支援に力点をおいた部署でフォローアップを学校から引き継ぐことができれば、教員の負担軽減にもつながる。

参考：子どもの権利擁護委員 川西市子どもオンブズマン、多治見市子どもの権利

擁護委員、ほか多数

教育委員会とは別部署のいじめ対応 大阪府寝屋川市の取組

第8 自殺対策について

1 現状

市教委では、文科省の通知などの資料を添付して学校における自殺対策について、依頼文を発するなどしているが、特に独自の研修等は行っておらず、また県が行う研修会等の周知をしていたが、参加者等は把握していなかった。

令和2年度には、市内の学校でSOSの出し方に関する研究授業を行い、令和3年度に実施する予定であるとのことであった。

本事案では、被害生徒が学校や周囲に自殺念慮を告白しているが、対応として、傾聴や静観にとどまり、原因の改善へ向けた行動がほとんど見られなかつた。したがつて、以下の視点で、対策を強化することを提案する。

なお、自殺念慮とは、強い感情を伴つた自殺に対する思考あるいは観念が精神生活全体を支配し、それが長期にわたつて持続することであり、希死念慮とは、思考あるいは観念として散発的に出現する場合を指すことが通例であるところ、当委員会は被害生徒の症状は、自殺念慮であったと認定した。

自殺対策としては、より広く希死念慮の段階から対応することが重大な結果の発生を予防するためには必要であつて、軽視することは不適切である。

2 子どもや保護者への啓発

山梨県では令和2年3月に自殺対策推進計画を策定し、①公立学校で認知したいじめの解消率と②小中学校におけるSOSの出し方に関する教育の実施率の数値目標を立てて、学校現場における自殺対策として位置付けている。

SOSの出し方は身の危険を守る護身術と同じであり、心の危険を自分でいかに察知し防御することができるかということを平時から学んでおくことである。これは、単に相談窓口などの紹介だけでなく、ソーシャルスキルトレーニングとして実践的なものを行うべきであつて、いじめ予防での取組みと同様である。

また、いじめの対策と同様に、精神の不調は本人が気づきにくかったり、否認する傾向にあつたりすることにも留意し、周囲の人間がいかに気づけるかが重要である。ゲートキーパーの育成は支援する大人に対する施策として語られることが多いが、子どもが最も身近に接している子ども同士の間で気付き、友達のことを相談できるかということが重要である（文科省「子どもに伝えたい自殺予防」）。このような事前の教育を行うことは、子どもたちがインターネットを使用することで、そのような子どもの心につけ込む者に巻き込まれたり、間違った情報を得たりする危険が増している現在においては、より重要である。

さらに、周囲の大人に対し、子どもから友人の不調についての訴えがあつたときに、適切な支援に繋げるための行為を取ることをためらわない啓発が必要である。この点、子どもの年齢が上がると、保護者はこのような啓発を受ける機会が減少する。SNSの危険性に関する出前授業などはPTA行事として保護者も参加する形式

で行われることがあるが、思春期の子どもの自殺対策については、相談窓口等の周知が紙面である程度で、学ぶ場や機会は限られている。しかし、思春期に死にたいと考えたことのある子どもの割合は3割を超えるというアンケート結果などもあり、自分の子どもだけでなく、友人も含めれば、どの保護者にとっても身近に起こりうる問題である。この点、ヒヤリ・ハットと同様に、一つの重大な事案を防ぐには、広く小さな兆候も対応できることが重要であり、より広い啓発が必要である。したがって、例えば中学校の入学説明会や保護者会などの際に注意喚起したり、相談先を知らせたりするなど工夫することが考えられる。

本事案では、被害生徒の自傷行為について、親しい生徒間では夏休みごろに把握しており、親に相談するなどして自己の接し方を工夫した生徒らがいたが、学校が生徒らや保護者から情報を得ることはなかった。

3 学校における自殺対策

本事案では被害生徒が「死にたい」と考えることがあることを学校の教員に話をしたのは、遅くとも平成29年5月であった。学校では、保護者に対して一度S-Cによるカウンセリングを勧めたほか、被害生徒自身の話を聞くなどして対応していた。家庭での人間関係の悩みが主であるととらえていたが、学校外の専門家（市の子育て支援関係部署、児童委員、SSW、校医など）に支援を求めるなどして、家庭環境の改善のための働きはしていない上、自傷行為の把握も生徒らの認知から4か月以上遅れるなど、サインの把握ができていない。

また、同級生生徒の中には、被害生徒の精神状態が悪化している（暗くなった、机に突っ伏していることが増えた）ように感じていた生徒もいるが、学校はこの点に着目した対応をとれていない。また、自傷行為についても、傷の状況のメモなどの記録がほとんどない。

(1) 教員のスキルアップ

いじめ対応同様に、傷つきに対する支援であるから、ここでもTICの手法を取り入れて対応すべきであり、適切に外部とも連携して対応をとれることが必要である。対応において最も重視すべきなのは、相談したことをきっかけに再度の傷つきが生じ再トラウマ化を防ぐことである。これは、いじめ対応同様に、相談することの失敗体験をさせないことであり、相談できなくなることは状況の悪化につながるとともに、将来的にも影響が残ることに留意する。

また、死にたいという気持ちに繋がる孤立感は個人の受け止めであって、他人からは見えにくいものであることから、話を聞ける関係性を作ることが重要である。

(2) リスクアセスメントツールなど教員を補助するツールを作成

中学生のうち、前記のとおり、死にたいと考えたことのある生徒の割合はある調査では3割程度に至るなど少なくない。また、その要因となる悩みの数が多い

ほど強く感じ、家族との会話が少なくなると強く感じる統計もあるなど、死にたいと感じる要因は一つではない。一方で、教員はメンタルヘルスの専門家ではないので、生徒にかかるストレスを全体として把握して、リスクアセスメントすることを補完するツールが重要である。

新型コロナウィルスの感染拡大の影響があり、昨年度中高生の自殺事案が増加し、学校における対応が強化されているが、リスクアセスメントを見る化したり、対応チェック表を作ったりするなど対応のきっかけを明確にしておくことが重要である。

なお、これについては、下記に明らかにされているが、学校への周知として、全体配布するのみでは量が膨大であるため、多忙な学校現場で利用しやすく情報を整理することが教育委員会に求められる。

参考とするリスクアセスメント：教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル及びリーフレット（文部科学省）第2章「自殺のサインと対応」

(3) 記録の作成と保管

また、死にたいという感情を持っても、持たない時があったり、急に悪化したりするものであり、対応が長期化することがある。このとき、過去の情報が薄れて、担当者が状況を見誤らないようにすることも重要である。したがって、生徒の状況を正確に把握し教員の対応も含め、記録し保管することも重要である。

(4) 子ども自身の自己分析・開示を促進する取組

子ども自身の取組として学級にエモーションボードを掲示したり、タブレット端末の導入により「心の天気」を導入たりして、自分の気分を見る化することを促進する取組みがなされている学校がある。これは、教員側の対応のきっかけになるだけでなく、子ども自身が自分の気持ちの状態を客観視して、周囲を開示することや、他の子どもの気持ちの状態を知ろうとすることの学習にもなる。さらに、データ化することで、生徒の心の動きが、例えば成長曲線のように長期的に見える化できれば、教員の関わりの参考にもなる。（ただし、自己申告であり、いじめアンケート等同様に、正確に情報を出せない可能性があることには留意が必要である。）

第9 家庭支援・児童虐待対策について

本事案では、被害生徒は、小学校時に東日本大震災の避難者として、北杜市に転居してきており、小学校時代から震災時の体験や保護者との関係での悩みを教員に相談することがあった。この情報は中学校にも引継がれ、中学校では、保護者と被害生徒の関係がさらに悪化しており、虐待にあたるのではないかとの懸念をもって対応していたと主張している。

一方で、被害生徒の転居以降、学校以外で市の子育て支援部門などが具体的に関わったことはなく、学校が他の機関やSSW、児童委員等に情報提供して本事案の家庭支援を具体的に行つたということはなかった。

1 災害避難者に対する支援の充実

東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所の事故の被災者は、通常の震災被害をさらに超えて、「戻れない」という事実が精神にもたらす影響など、災害から時間が経過してもなお被災者の心に大きな影響を与えていていることが研究されている（第8章第2参照）。

通常の災害であっても避難所の体験・転居などがトラウマとなり、時間が経過しても、精神的負担が生じる。国内では災害がたびたび起こり、このような経験を持つ人は決して稀ではない。

したがって、自治体は災害避難者を受け入れる際には、経済的支援だけでなく、長期にわたる精神的な負担に対する支援が適切に行えるように、転入者との関係づくりを行うとともに、その影響が後に出る可能性を踏まえた対応（あらかじめ制度を作り、転居時にのちの影響であっても相談を促すような工夫をするなど）が必要である。

2 SSWの体制強化

学校を発信地として家庭支援を行うSSWの配置が徐々に進んでいるとはいえ、未だ十分とはいえない。特に、本件のように、学校がSSWを要請しなければその支援から漏れてしまうことがある。これを防ぐには、学校とSSWを対応した形で配置するなどして、学校が家庭支援を抱え込まない体制・システムを作る必要がある。

3 子ども支援を中心とした家庭支援を構築する

本事案では、最終的に中学校は、市の子育て支援部門や民生委員などに情報提供をしたり、家庭支援を求めたりしたが、より早い段階で支援を要請すべきであった。

これは、学校側が家庭のリスクを認識しても抱え込んでいたことに原因があるとはいえる、地域の様々な人材を利用した家庭支援という認識がまだ十分でない学校がありうることもある。したがって、SSWと同様に地域における家庭支援を充実させることが重要である。このような家庭支援の充実は、教員の負担軽減にも繋がるものであり、促進すべきである。そして、子どもが成長している段階では、

子ども支援を中心とした家庭支援を行うべきである。

例えば本件中学校では、学校への距離があることもあって、保護者が子どもを送迎しており、子どもが迎えを待つ間学校に残るなどしていた。この時間に地域の児童委員等が顔を出すなどして、子どもの話し相手になったり、宿題をやることを促すなど学童保育やファミリーサポーターのような制度を設けたりして、子どもの居場所を確保しつつ教員の負担軽減につなげる工夫が考えられる。

また、学校での朝食提供や、長期休暇時の食事提供、子ども食堂などの活動が注目されているが、このような活動を保護者以外の大人が行うこととも考えられる。

家庭支援においては、小学校程度までが重視されるが、生活が自立する中学生であっても、保護者の負担は送迎が必要など地域による特性があったり、多様な家庭環境があったり、就労をしている保護者が増えたりしている中で、見えないところで子どもに負担が生じていることがある。子どもの成長に伴い家庭支援が手薄になることで、結果、子どもと関係をもつことのできる大人が、学校の関係者と家庭に限られてくる可能性があり、子どもが困っていることを地域で発見する機会が減っている。最近ではヤングケアラーの存在が注目されているが、中高生の世代の子どもたちを地域で支援することは家庭支援でもあり、学校の負担軽減でもある。

4 学校からの虐待通告に関するルールの徹底

本件では学校は11月末の被害生徒の自傷行為を受けて、12月4日時点で市の子育て支援部署に電話しており、これが虐待通告であったと主張する。

一方で、子育て支援部署はこれを通告とは受け取っておらず、情報提供と記録している。

「学校が虐待通告をしたつもりができていなかった」という事態は子どもの生命身体の危険を放置することであり、1件でも生じさせではない。

市教委では、児童虐待対策について、文科省の手引きを配布して学校に対し、適切な対応を取るよう求めているが、手引きに基づく対応がなされているか、チェックするシステムはない。例えば、通告書式などを作成し、教育委員会への同時に報告をし、その後の情報共有先に教育委員会も含めるなど、市内の学校に向けたより簡易なマニュアルを作成することも検討すべきである（参考事例：福岡市教育委員会作成虐待対応マニュアル）。

第7章 第三者委員会の設立・調査・報告の共有【最終報告書にて追記】

当委員会の活動においては、市教委が当委員会を設けるまでに時間を要したり、一度解散したりするなど、当委員会が第三者委員会としての活動自体を開始するまでには時間要した。このことは、子ども達の時間を奪うとともに、保護者・関係者・地域の方に精神的負担を生じさせた。また、関係者の記憶があいまいになるなど事案自体の調査に困難が生じた。

さらに委員会が調査を開始した後の教育委員会とのコミュニケーションの中でも、特別な対応を必要とする事態が生じるなどしたことにより、検討すべき事項が多くなるなどして、調査自体が長期化する一因となつた。

本件にかかる市教委の事後対応については、改善を要する点があり、法律に基づき、市教委に対して指導権を有する県教委・文科省に対し、市教委への指導を依頼したが、実効性のある指導がなかったことから、この経緯について明らかにする必要があると考えた。

一方で、このように市教委が不適切な対応を行う背景としては、第三者委員会の報告書が公表されても、その委員を選ぶに至った判断などの教育委員会の考え方や、調査委員会の考え方、調査の進め方、その時々の教育委員会の動き方など実務的な部分は外部からは見えず、経験が共有できていないという現状にも要因があると考えた。すなわち、重大事態は一つの自治体で何度も起きるというものではなく、職員の異動などもあることから、現場で対応する教育委員会の職員らは、いじめの重大事態に対応するスキルがない状態のことが多く、ガイドラインを見ながら対応しようとしても、そこに記載のないことは、情報を求めて見つけられないようなことが多い。

当委員会は、第三者委員会の設立や運営における情報も今後の事案対応における参考のため、できる限り詳細に示すことが必要と考えたことから、以下に当委員会の活動などについても、以下に示す。

なお、時系列の発生事項の詳細については、別表4にまとめた。

第1 解散の提示から再設立まで

1 事実経過

当初委員会の設立までの市教委の判断については、第5章第3に記載したとおりである。

当初委員会は、平成31年1月31日に第1回委員会が開かれ、市教委より本件事案についての調査審議の諮問を受け、調査を開始した。しかしながら、当初委員会の委員構成について、被害生徒保護者の同意が得られていなかつたことから、当初委員会でのいじめの調査については協力を得られなかつた。当初委員会は、その設立に至る市教委の対応について、ガイドライン違反であるとの被害生徒保護者の指摘を受けて、市教委の対応について調査を行つた。そして、令和元年7月3日、当初委員会の設立に至る市教委の対応について、法令に違反することから、解散するべきであるとした意見書を市教委に提出するとともに、記者会見を行つた。

令和元年7月19日、市教委の要望により、委員長・副委員長が教育委員会において意見書の趣旨について説明した。

教育委員からは委員が減員になった経緯やいじめに関する事実関係について調査をしなかった理由についての質問があった。

令和元年8月26日、市教委に対し、辞任した委員からの陳述書を提出するなどし、委員が減員になった経緯について説明した。

その後、市教委から意見書に従い、被害者が希望する団体から推薦を得た委員の選任に応じる旨の回答があった。委員長が被害生徒保護者からの要望を聴き取り、要望する団体に対し、市教委から委員推薦の依頼をし、推薦を受けた委員を選任するための手続きをとった。

結果、当初委員会の委員に加え、精神科医・元教員が委員として選任された。

2 評価

(1) 意見書提出までの経緯について

当初委員会へは平成31年1月31日に本事案に関する調査の諮問があり、意見書は令和元年7月に提出された。

設立の経緯のみの調査に約5か月を要しており、客観的に迅速な調査であったとは評価できない。

しかし、調査開始当初において、被害生徒保護者と市教委との信頼関係が一切ない状態で、市教委は第三者委員会の開催に踏み切ったものであって、被害生徒の意向を確認しながら行うことを明記したガイドラインに従ったいじめの調査をすることが極めて困難な状態であった。当初委員会は本事案に関し諮問を受け、当初はいじめに関する調査についての計画を立てたものの、いじめの調査に関する被害生徒側の協力を得られる状況ではなく、いじめの調査については実施ができないと判断した。その上で被害生徒保護者の指摘に従い、いじめの事後対応として、第三者委員会の設置に関する市教委の対応が法令・ガイドラインに沿ったものであるかの調査については、調査が可能であると判断して方針を変更し、その後に調査を行ったために時間を要した。

市教委は第三者委員会の設置・開催にあたり、事前に被害生徒保護者の意向を確認できず、その意向を踏まえた調査を迅速に開始できる状態にないことは、調査が長期化する要因になることに留意し、市教委は第三者委員会設置の手続きについて、被害生徒保護者の意向を踏まえて、適切に行うべきである。

(2) 市教委との面談について

教育委員からは、意見書について、いじめの内容に関して調査を行っていないことに対し、批判する発言があった。この中では、教員や他の生徒らからの聴き取り調査を行うことは可能であり、調査すべきとの指摘があった。

確かに、調査において、被害生徒に寄り添うことが必要ではあるが、どのような

場合も必ず被害生徒・保護者の聴き取りを先行させなければならないと形式的に判断するべきではない。しかし、すでに指摘したとおり、学校及び市教委から提出された資料には被害生徒がどのようないじめ被害を訴え、これに関する学校の調査において、生徒らがどのような話をし、学校が何をいじめとして認知していたのかの記録が十分ではなかった。記録上、被害生徒の主訴が全く読み取れない以上、ガイドラインに従い、被害生徒・保護者の意向を踏まえた調査を行うためには、被害生徒・保護者からの事情聴取を先行させることが不可欠な状況であった。

したがって、本件事案では被害生徒保護者からの事情聴取を行えない状態であつた以上、いじめの調査を行わなかつた当初委員会の判断は適切であった。

(3) 委員の選任について

解散の入れから再度の立ち上げまでには約4か月を要した。その間、上記のとおり当初委員会と市教委の間では、やり取りがあり、最終的には意見書を受け入れた内容での新委員会の設置となつた点については評価できるが、意見書に対して、市教委から批判的な意見があり、交渉に時間を要した点は指摘できる。

市教委は、第三者委員会を自ら選任し、諮問を行つてゐるものであるから、その判断を真摯に受け止めた対応をすべきである。

第2 当委員会の調査方針・方法等について

1 調査方針について

市教委は、令和元年11月3日前委員会を解散し、新たな委員会を立ち上げ、第1回委員会を開催した。

第1回委員会では、

- ・事務局については市教委以外の部署が担当すること
- ・調査にあたつて、円滑な調査ができるように市教委はこれに協力すること
- ・被害生徒・保護者に対する情報提供だけでなく、同級生の保護者生徒らに対しても委員会が直接コミュニケーションを取る機会・方法を確保するなどして、中立・公平な情報収集を行うこと
- ・生徒らの聴き取りについては、受験と卒業の兼ね合いから冬休みに行うことなど、委員会の方針を確認した。

これに対し、令和元年11月19日、市教委を通じて校長より、生徒らの聴き取りについては、受験期を考慮し、3月以降に行ってほしい旨の申し入れがあった。

当委員会は、卒業の時期に行うことは聴き取りの負担による生徒への影響を学校が把握しにくくなり、生徒の保護に悖ること、調査の開始は生徒らが知る事態になっており、聴き取りの時期を先送りすることによる生徒らへの精神的負担があること、時間経過による記憶の減退を最小限にすることなど様々な理由から、早期の聴き取り実施が望ましいことを中学校と協議し、冬休みに聴き取りを実施することとした。

実施にあたつては、被害生徒保護者以外の生徒・保護者も当事者であることを重視

し、委員会の意向や委員の属性なども直接説明し、意見を聞けるように配慮した。

2 生徒・保護者からの聴き取りについて

聴き取りの対象の生徒は、単級の学校であるため、学年全員とした。

生徒らの聴き取りに先立ち、まず保護者への連絡文書を配布し調査に関する協力の依頼をするとともに、保護者会の開催やアンケートの配布についての予告をした。

設定した日に委員長が学校に赴き、生徒らに対し、直接アンケートと聴き取りへの協力の依頼文を配布した。依頼文には、委員長の連絡先及びメールアドレスを記載し、直接生徒・保護者らから個別に連絡が取れるよう工夫した。

同日夜保護者に対する説明会を実施したところ、多数の保護者が参加した。

アンケートは、直接委員長あてに郵送する方法にて回収し、設定した聴き取り期日の都合も確認した。アンケートの返送がなかった生徒は1名のみであった。

生徒らの都合を確認して、聴き取りの具体的な時間を設定し、再度聴き取りに関するお願ひ文書を配布した。

週末を利用して生徒らの聴き取りを行った。学校に協力をいただき、教室を利用するとともに、SCの配置、教員の待機などを行っていただいた。

保護者の同伴も可能とし、本人らの意向を確認して、聴き取りを行った。

聴き取りは調査補助員を含む弁護士と弁護士以外の委員の2名がペアで行った。

当委員会が聴き取りを必要と考えた生徒・保護者だけでなく、話したいことがある生徒・保護者からは話を聞く旨を説明し、広く情報提供を求めた。

個別に聴き取りを行った生徒ら及び生徒ら保護者らは延べ合計29名であった。

3 教職員・関係者からの聴き取りについて

本件中学校の当時の教職員はSCを除く全員の聴き取りを行ったほか、小学校時の担任ら、校長、養護教諭、関与のあった教員の聴き取りを行った。聴き取りを行った教職員は、延べ20名であった。

また、市教委の当時の担当者、教育長らの聴き取りも行ったほか、市の子育て部門の当時の相談員、被害生徒保護者に面談した児童委員、民生委員、関係者らも対象とした。聴き取りを行った市教委担当者は7名、関係者は5名であった。

聴取り対象については、被害生徒・保護者の意見を聞いて、希望する者については、聴取りを行った。また、聴取り対象者に対しても面談の際などには、委員会に聴き取ってもらいたい人がいれば申出るようにお願いをした。

4 医師・SCについて

医師・SCからの事情聴取も検討したが、実施はできなかつた。第三者委員会の調査には強制力はなく、学校・市教委以外の者については、協力規定もないことから、交渉が困難であった。

医師の対応については、被害生徒保護者の協力を得てカルテの開示等により詳細な記録の確認ができた。一方で、SCについては、学校が保管していた面談記録には、

相談項目について「家族関係」とのみ記載されており、SCの面談は、いじめの発見の契機になっていない。さらに、遅くとも学校が被害生徒から学級に対する不満を受け取った平成29年10月以降は、学校がSCとこの情報を共有し、学級での不満がどのように被害生徒の心理状態に影響しているのか心理的な見立てをSCに求めるべきであったが、この点について、学校がどのように情報提供し、教員とSCとコンサルテーションを行ったか否かについての記録も学校からは提出がなく、いじめの解決のためにもSCが活用されていない。

SCからの聴取りについては、委員会から打診したが応じてもらえなかつたため、市教委から依頼するよう申し入れた。しかし、SCは県教委が任用しており直接の契約関係ないこと、さらに当該SCが任用期間を終えていること、連絡先が分からぬことなどを理由にSCに連絡を取ることすらできない状況であるとの回答であった。市教委がSCと交渉することはなく、結局SCからの聴取りは実施できず、SCがいじめ対策として機能しなかつた理由について、SCの主観を取り入れて分析することはできなかつた。

第三者委員会の調査には、教育委員会や学校は協力が求められるが、それ以外に対応した者に対しては、調査の協力を依頼することはできるものの、相手に応じる義務も責任の規定もない。いじめの防止には学校だけでなく社会全体での取り組みが必要であることから、法の趣旨に応じ、関わりのある社会全体での協力が望まれる。

さらに、後記のとおり行った中間報告書に関する意見交換会で、教育委員より医師・SCの聴き取りを行うよう強く要請があつたが、市教委事務局において調査対象者に交渉するなど調査に具体的に協力する対応はなかつた。

第3 中間報告書の提出について

1 中間報告の趣旨

当委員会は、生徒ら及び教職員等の聴き取りを終えたのち、被害生徒及び保護者ら、市教委及び教員ら関係者に対して、認定されたいじめの事実に関し、中間報告を行うとともに、意見交換会を実施した。

これは、当委員会において認定した事実関係について、関係者らに対して説明して認識を共有するとともに、調査が不足している点などを指摘していただくことで多方面からの視点を得ることを目的とした。

2 中間報告に対する市教委の対応

市教委に対しては、令和2年7月14日中間報告書を提出し、その後市教委の求めに応じて、令和2年7月28日及び8月20日の2回にわたり、委員長と副委員長が教育委員らと意見交換会を行つた。意見交換会の場において、教育委員から当委員会が認定したいじめの事実について、「いじめと認めない」「学校の出来事と自傷行為との因果関係はない」などいじめ防止対策推進法に反する発言などがあつた。また、学校が家庭の問題を把握して被害生徒の援助をしていたことなどを指摘し虐待に関する

事柄について調査すること、医師、S Cについては必ず面談することなど調査内容を指示する発言があった。また、机を叩き詰問するような態度もあり、これらの行為は、いじめ防止対策推進法に反するだけでなく、第三者委員会の調査に対する干渉・妨害行為であった。加えて、令和2年9月28日には、中間報告に関する意見交換を学年の保護者ら・教員らに対して説明会を開催することについて、市教委事務局より当時予定されていた北杜市長選挙（令和2年11月実施）後に行うよう要請があり、調査の進行を妨げる状態であると判断した。

そこで、令和2年10月16日、当委員会は法律に則った言動を求めるべく市教委に対し文書にて要請するとともに、市教委に対して指導権限を有する前市長・県教委・文科省に対して、法令順守を徹底するよう指導監督を行っていただきたく要請した。前市長はこれに対し、市教委に対して法令順守を徹底するように口頭指導したが、教育長・教育委員の進退伺については、正しく職務を行うように指導するのみで処分はしなかった。市教委は、県教委と申入書の内容について、連絡を取ったが、市教委によれば、県教委から明確な指導は受けていなかった。さらに、文科省からは、市教委に対し、指導がなかった。

市教委は、保護者・生徒らとの意見交換会に際し、教育委員の立会を求めたり、教員らの同席を求めたりした。意見聴取にあたって立場の違う関係者が同席すると、自由な発言が阻害されることから、各別に行うことが望ましいことは当然であって、これに反する要請は不適切であった。委員会として、保護者・生徒らと教員らとは別の機会に意見交換会を行うことを決めた。

保護者・生徒らとの意見交換会について、中学校の施設を利用できるよう依頼したが、中学校からは、感染症対策・教員の多忙等を理由に市教委と協議の上、対応ができないとの回答があり、やむを得ず、市内の公共施設を委員会において手配した。

令和2年10月31日、保護者・生徒らに対する説明会を実施し、半数程度の保護者が出席し、意見交換も行った。説明会には市教委職員も事務局を担当する職員も立ち会わなかった。

令和2年11月24日、教員らとの意見交換会を開催した。これには、事前の連絡はなかつたが、市教委教育総務課長、指導監が陪席した。

第4 当委員会の運営に関する市教委の対応

1 調査を円滑に行えるようにすること

当委員会では、第1回委員会において、市教育長及び市教委事務局に対し、当委員会の調査が円滑に行えるよう、調査への協力を各所へ依頼することなどは市教委が尽力すること及び調査に対する妨害があつた場合はこれを市教委の責任において排除し、公平な調査・審議が行える状態を確保するよう求め、市教委はこの責任を果たすことを約した。

(1) 事前の証拠収集

第三者委員会は、教育委員会の諮問後に調査を開始することになるが、第三者で構成されている場合、調査対象事案に関し事前の知識がないことから、速やかに調査を行うためには、調査開始前の証拠収集が重要である。

本事案では、当初提供のあった資料には、市教委がいじめの対策として位置付けていた学級アンケート・Q&Uが本人分しかない、S・C面談の記録がない、中学校のいじめ対策委員会（代替として行われた職員会議など含む）の議事録や資料がない、本件対策として行われた面談の元記録（担任等のメモ）、生徒が書いた作文がないなど、学校・市教委がいじめ対策として行っていた事柄に関する証拠ですら収集されていないものが多数あった。

また小学校・中学校ともに、前委員会で提出を依頼した際には提出されなかつた証拠が、当委員会が提出を依頼した際には提出されている。いずれも校長が交代しており、対応方針や資料の探索方法の変更があったためと理解でき、交代後の校長らにおける対応は適切であったが、一方で本事案に関わった校長らからは十分な証拠の提出が得られなかつたことは、校長らの不誠実な対応が市教委に許容されている状態であり、不適切であった。提言に記載したとおり、市教委はいじめの訴えがあつた際に見直すべき対応記録・証拠を整理し、事後的に対応を見直す際に検討すべき証拠が校長の裁量により不足するなどの事態を防止すべきである。

(2) 調査協力依頼について

ア 学校について

第三者委員会の調査において、対象となる学校の調査協力は不可欠であるところ、本事案では当初学校からは生徒らの聞き取りに関し、時期を先延ばしする意見書が出された。協議の結果当委員会の方針への協力が得られ、調査の障害とはならなかつたが、市教委が第三者委員会の調査の趣旨を中学校に徹底できておらず、当委員会が交渉せざるを得なくなつたことは、市教委の対応としては十分とはいえなかつた。

また、中学校が保有する証拠書類等の提出について、十分でなかつた点についても、市教委がどのような証拠を学校に提出させるべきか、具体的に検討して、中学校に指導できていなかつた結果であり、今後の改善が必要である。

調査開始後は当委員会と学校との間で必要事項の打ち合わせは直接行い、調査の障害になる事情はなかつた。ただ、中間報告に関し、同級生保護者らとの意見交換会を行う際には、新型コロナウィルス感染症の影響で地区公共施設の貸し出しが不透明であったことから、前記のとおり学校施設の使用をお願いしたところ、学校側で市教委と協議し、夜間の開催であり教員の労働時間の関係を理由に協力はできないとの回答があり、別の施設を当委員会で独自に手配する必要が生じ、時間を要した。令和3年8月の報告書提出後の保護者らへの説明会は市教委と合同で行ったところ、同じ夜間の開催でも中学校施設の利用の協力が得られたこと

から、市教委の指導が影響しているものと考えられ、当委員会への対応として、市教委の中学校に対する指導助言が十分ではなかった点が指摘できる。

教員の聞き取り調査に関しては、当委員会より校長宛の協力依頼文書を発したところ、他市町村へ転勤した教員も含め協力が得られ、指定した調査期日において聞き取り調査が実施できた。

また、当委員会が実施した意見交換会などにも多数の教員の参加があるなど、他市町村の学校においても当委員会の調査への協力をいただけたことで、調査を円滑に行うことができた。

イ その他の調査について

医師・S C・市長に関する調査については、別記のとおりである。

市教委の取組に関する調査については円滑に行うことが可能であった。

(3) 調査に対する圧力

前記のとおり、中間報告書を提出したのちの意見交換会において、被害生徒の家庭環境やこれが同人の精神状態に与えた影響について調査を行うよう要請があり、この発言の中で、「当委員会が認定したいじめは重大事態ではない」「被害生徒には友人がいて、他の生徒らに反論できているなど精神症状にいじめが与えた影響はない」との意見が強く述べられる場面があった。委員会としては、これらの発言は、ガイドライン違反であるだけでなく、当委員会が出すべき調査・審議結果の内容に関する圧力であったと判断した。

そのため、教育長に対し改善を要求したが、当委員会に対し、意見を撤回して謝罪するなど、考えを修正したと判断できる応答はなかった。市教委事務局からは正式な教育委員会会議ではなく意見交換の場における教育委員個人の思いによる発言であることから、理解して欲しい旨の意思表示があり、市教委事務局においても当該発言を問題視し、再度いじめ防止対策推進法について教示するなど改善に向けた活動をとるなどした事実は認められなかった。

当委員会としては、個人的な意見であったとしても、教育行政をつかさどる教育委員という立場にあり、教育に関する知見のある者が、いじめに関する法的理のない発言をするということは、北杜市の教育行政におけるいじめの理解・対策が十分でないことの証左であると理解した。

一方で、中間報告の時点でいじめに関する調査はほぼ終えていたが、改めて家庭環境に関する調査を行い、学校が福祉と連携して家庭への支援を行えていたかを調査し、教育委員が示した疑惑や要望に応じた調査・審議を行わなければ、当委員会が最終の報告書を提出しても、当委員会の調査を否定したり、提言が実行されなかったりするなどの事態に至る危険があると判断し、福祉担当者などに追加での調査を行った。その結果、家庭環境の影響について指摘がなされているものの、この改善のために、教育と福祉が連携してその対応を行い、実効的な支援がなされた事

実は確認できなかった。

教育委員会が報告書を受け入れない事態になることを避けるため、当委員会は、市長・県教委・文科省宛に申入書を提出したり、市長との面談を試みたりするなど特別な対応を要するどともに、家庭支援に関する調査に時間を要することとなった。

ただ、学校の家庭支援にも課題があり、他機関との連携が十分に行われておらず適切なアセスメントがされていなかつたことが、学校が家庭問題のみに着目する要因の一つであったことは指摘したとおりである。

(4) 会議室の手配等

当委員会では、委員会の事務は、市教委以外の市の部局（以下「担当課」という）が担当した。

聴き取り以外の通常の会議は、委員全員が北杜市以外からの参加のため、往来の時間を短縮することでスケジュール調整を容易にし、迅速に調査を行えるよう当初甲府市内の公共施設を利用して行った。会議室の手配について、担当課に依頼したが、対応できないということで、委員にて行った。また、新型コロナウィルス感染症の感染拡大に伴い公共施設が閉鎖された際には、北杜市役所に県外委員の来訪はしないようにという知らせが会議前日に届くなどし、会議日程の混乱があった。さらに、市役所において、WEB会議を行いたい旨を申し出たが、通信環境の整備ができないとの回答であり、結局委員の私物を利用するなどして対応せざるを得なかつた。

当委員会として、市や市教委の意向に関わらず中立・公正な調査を行えるよう担当課の関与については最小限として、委員会の進行はすべて委員で行う方針で調査を開始したものであるが、事務局として機能した対応はほとんどなく委員会の調査が円滑に行えるような協力があったとは評価できない。

2 委員報酬について

当委員会の委員の報酬については、弁護士はタイムチャージ、他の委員は日当制であった。このため、長時間の調査期日や1日に時間をおいて数回の会合が行われた際でも、弁護士以外の委員は定額の日当しか支払われず、拘束時間に見合った報酬が支払われないほか、弁護士以外の委員も当然会議日以外に報告文書の検討など当委員会の活動を行っているが、その時間については、対価が支払われていない。

いずれの委員も専門家として団体の推薦を受け、専門家の知見を活かして委員として活動するものであって、弁護士とそれ以外の資格や専門性が比較できるものではない。

また、そもそも委員選任にあたって、委員に対し弁護士とそれ以外の委員とで報酬が異なることの説明がなされておらず、誠実に説明がなされたとは言い難い。

委員選任にあたってはその処遇に関しても公平かつ公正に行うべきである。

第5 令和3年8月報告書の提出について

1 令和3年8月報告書提出の趣旨

(1) 報告書提出の趣旨

通常、第三者委員会は諮問された事案の調査・審議結果をまとめ再発防止に関する提言を報告することで任務を終了するが、ガイドライン上、教育委員会は調査を活用した対処を行うとされており、第三者委員会の報告は、再発防止だけではなく、当該事案に関与した被害生徒への支援のほか、加害生徒への教育にも活用されるべきとされている。

また従前の経緯から、市教委が当委員会の報告内容を誠実に受け止め、再発防止策を具体的に実行するか、疑問があったことから、まとめうる範囲の報告書をまずは提出し、報告書の活用についても検証することとした。

(2) 報告書提出までの経緯

当委員会は、中間報告を終えたのちに福祉担当者らからの聴き取り調査を実施するとともに市教委担当者らの聴き取り調査を実施した。本事案発生当時から対応していた教育長は、令和2年8月に病気のため一時的に療養するなどし、その後十分な聴き取りができなかつた。

いじめ防止対策推進法上、いじめ防止は、地方自治体での取り組みが明記され、当委員会が提言した再発防止策実施の最終責任は、首長にあることから、令和3年2月中旬に首長との面談を申し入れたところ、令和3年3月末であれば1時間程度の面談が可能との回答があり、面談を予定していた。

しかし、予定日の数日前に別の予定が入ったとの理由で、面談がキャンセルされ、年度末の職員の異動もあり、4月中旬まで再度の日程調整がなされなかつたところ、4月22日、報告書の提出以降に面談するとの回答があり、方針の転換があつた。

一方で、市教委では教育長が令和3年度末で交代したが、その人事について、市教委から連絡があつたのは令和3年3月29日であり、教育長の引継ぎにあたつての姿勢など市教委としての意向は確認できなかつた。また新しい教育長との面談は4月末に至りようやく実現した。

新しい教育長との面談が実現し、報告書の受け止めや今後の再発防止に向けた意欲が確認できたことから、以後、当委員会としてはより具体的な再発防止策の提言をするととともに、市教委において、実行に向けた具体的な取組を市民に示し、その監視を受けながら実施をすることが重要であるとの共通認識を持ち、協議を重ねた。

令和3年5月末に報告書及び提言に関し、被害生徒保護者との意見交換を行つた。

その後、報告書（案）を市教委に提示して、報告書を提出後の対応について検討を依頼した。さらに、報告書を活用した事案への対処も教育委員会に求められており、これらについても当委員会において検証することに関し、理解を得られた。一方で、最終責任者である市長の判断によっては、報告書の受領及び施策の実施につ

いて不可能となることから、最終報告を行う前に市長の意向を確認することが重要であると判断した。

そのため、当委員会では、令和3年8月に事実認定・提言を記載した報告書を提出し、市教委においてこれに基づく事案への対処として、被害生徒保護者への説明、学年保護者ら、関与した教職員、市教委事務局担当者への説明を行うこととともに、報告書提出後の市教委及び市長の対応を第三者委員会として当委員会が関与し、評価することについて、合意することができた。

令和3年8月17日、教育長と被害生徒保護者と面談し、市教委の責任を謝罪し、上記方針のとおり、報告書を真摯に受け止め、具体的対策を示すつもりであることを報告した。

その後、当委員会は、市教委に対し、同月18日報告書を提出した。

2 報告書提出後の当委員会の活動

(1) 生徒保護者に対する説明会

ア 当委員会は、市教委とともに、令和3年8月23日、被害生徒同級生及びその保護者を対象とした保護者会説明会を実施した。
イ 説明会には、約半数の保護者が出席した。

(2) 当時の教職員に対する説明会

ア 当委員会は、市教委とともに、令和3年8月27日、小学校及び中学校の当時の教職員に対する説明会を行った。
イ 説明会には、当時の教職員9名が出席した。

ウ 当委員会から報告書の説明をした後、教職員から加害生徒に対する今後の指導について質問があったため、市教委による個別の面談予定がある旨回答した。

(3) 中学校の当時の校長及び当時の市教委に対する説明会

ア 当委員会及び市教委は、令和3年8月31日、中学校の当時の校長（以下「元校長」という。）及び当時の市教委に対する説明会を行った。

イ 説明会には、元校長を含む4名が出席した。

ウ 当委員会から報告書の説明をした後、当時の市教委から、被害生徒への寄り添いや事案の把握が不十分であったこと、重大事態などの法的事項について認識が不十分であったことなどの意見が出された。

(4) 北杜市長との面談

ア 当委員会は、令和3年9月1日、北杜市長と面談した。

イ 当委員会から報告書の説明をした後、北杜市長から、報告書を真摯に受け止めること、いじめ問題に関する予算や人事配置、条例制定などについて検討していくことなどの意見が出された。

(5) 県知事との面談

ア 当委員会は、令和3年8月20日、山梨県知事と面談した。

イ 当委員会は、本事案は北杜市の事案であるが、教員やS Cは県で任用しており、研修等県が担う部分が大きいことなど、県内の課題として捉え、対策を検討してほしい旨要望した。県知事からは、県としても関心をもっており、課題に取り組むつもりであること、県教委から独立して子どもの権利を守る権利擁護委員の配置を検討していることなどの発言があった。

(6) 県教委との面談

- ア 当委員会が、上記県知事と面談する際に、教育長が同席し、県教委としても課題を受け止めて対策を検討する旨の発言があった。
- イ 令和3年8月27日、当委員会は改めて県教委と協議を持ち、被害生徒が通学する高校の支援など当委員会の報告を受けた対応を依頼した。

3 報告書に関する市教委の対応

(1) 当委員会とともに行った説明会や面談

市教委は、上記2記載のとおり、当委員会とともに説明会や面談を行った。

(2) 被害生徒が在籍している高校に向けた活動

ア 市教委は、令和3年9月、被害生徒が在籍している高校の校長を含む教員と面談を行った。

イ 市教委は、上記面談において、本件いじめの内容や被害生徒の現在の辛い状況等を説明し、今後の対応について協議した。

ウ 高校は、被害生徒や保護者と個別面談を行い、被害生徒の心情を聴取した上で、高校における今後の対応について協議し、対応をとることとした。

(3) 中学校の同級生らとの個別面談

ア 市教委は、令和3年8月から同年9月にかけて、中学校の同級生のうち、ボールの件に関係した3名の生徒及びその保護者について、個別面談を行った。

イ 市教委は、上記個別面談において、上記生徒らに対し、本件いじめの構造（対等な人間関係がない状況での出来事であったことなど）や、当時の被害生徒の辛い心情を伝えた。

(4) 保護者と元校長との面談の立ち合い

ア 元校長は、当委員会が令和3年8月に報告書を提出した旨の報道がなされた後、事前の連絡なく、被害生徒の祖父母宅を訪れ、被害生徒の祖父母との面談を行った。

イ 元校長の行動は、報告書の内容を踏まえた行動ではないため、教育長より、元校長に対して注意を行った。

ウ 被害生徒保護者より、元校長が謝罪の意図があるのであれば面談をする旨の申し出があり、市教委立合いのもと元校長と被害生徒保護者が面談した。

(5) 当委員会との協議

ア 令和3年10月8日、当委員会は市教委と面談し、報告書提出後の対応につ

いて総括するとともに、提言を受けた対策の検討状況について報告を受けた。
イ 市教委においては、令和3年度内に具体的なアクションプランを策定するとともに、条例の改正なども行い、速やかに実行的な対策を予定することが示された。

4 評価

ガイドライン上、重大事態に関する報告書の提出を受けた教育委員会は、被害生徒・保護者に説明するとともに、報告書を活用し、教育を行うなど対策を取ることが求められている。

市教委は、当委員会の報告書を真摯に受け止め、まずは、被害生徒保護者に市教委としての見解を説明するとともに、直接かつ迅速に関係者らに対しても説明する機会を設けたことは評価できる。

一方で、生徒・保護者ら、教職員らがそれぞれの立場で本件に関する経験が異なることから、本来より丁寧に個別的な対話が取られることが望ましい。

さらに、制度を含む改革は、予算措置や条例改正など市議会の承認が必要であり、ある程度時間を要することは止むを得ないところ、市教委として年度内を目途にこれら手続きをとり、次年度は予算の必要な施策も実施するよう具体的に時期を示して検討を行っていることについては評価できる。

第6 首長の責任について

1. いじめ対策における首長の責任について

いじめ防止対策推進法では、地方自治体は、いじめ防止の対策を行う必要がある旨が明記されており、その最終責任者は首長である。

いじめ重大事態の第三者委員会に関し教育委員会設置の委員会調査について、首長に再調査権限が与えられていることも、いじめ対策における首長の責任が重視されていることの現れである。

本件では、市教委が重大事態を認定した際に市長に正式に報告がなされておらず、平成30年11月に報道がされた際には、当時の市長（以下、「前市長」という。）のコメントがさらに混乱を招くなど、最終責任者としての首長の対応が問題となった。

2. 前市長の対応

(1) 経過

当委員会では、中間報告書に関する市教育委員の言動が問題であると考えたことから、前記のとおり、前市長にあて申入書を発出した。

前市長から当委員会に対しては何らの回答はなかった。市教委からも申入書に対する対応についての報告はなかった。

そこで、当委員会で申入書に対する対応について、改めて文書にて質問を行ったところ、教育長及び教育委員は前市長に対し進退伺を行ったところ、反省して職務を全うするようにとの指示があり、辞職はせず任務を継続したとの回答があった。

当委員会では、本件調査にあたり本件発覚当时、前市長がどのように対応したのかを調査するため、前市長に対し、聴き取りの調査もしくは質問書への回答を依頼した。

前市長から期限までに回答がなかったため、当委員会より、再度回答を依頼したところ、市教委に対し、「任期が終了しており、現市長への引継を行っているので、調査への協力回答はできない」との意向であることを告げ、以後の対応は市教委に依頼したと回答した。

当委員会は市教委から回答を受け取っていなかったため、市教委に確認をしたところ、前市長は、市教委に対し、上記意向は告げていたが、当委員会に対する回答について、市教委が対応する旨の合意はしていないとの回答であった。

このため当委員会より再度前市長に調査への協力を依頼したが、回答は得られなかつた。

(2) 評価

いじめ防止基本法でいじめ防止に関する首長の責任が明記された趣旨は、学校・教育委員会がいじめに対応せず重大な結果が生じ、隠蔽にあたると指摘をされる事案があることから、その任命権者である首長が課題を教育現場のみにとどめず、地域の課題として対応しなければ、いじめ防止の目的が果たせないことを明確化したものである。そのため、重大事態が発生した際には、市教委から首長への報告が義務付けられるなど、首長のリーダーシップが期待されている。

本事案では、前市長からの事情聴取ができなかつたことから、前市長が現職時いじめ問題についてどのような意思を持って対処していたのか、本事案の解決へ向けた元市長の姿勢を確認することはできなかつた。

3 現市長の対応

令和2年11月に市長の任期満了に伴い、市長が交代した。その後、令和3年3月末で教育長も交替した。当委員会は、いじめ防止対策推進法上、自治体の長である市長が地域におけるいじめ対策に関する最高責任者であることから、本事案だけでなく、今後のいじめ防止対策について、市長がどのように取り組むつもりであるのか確認するため、本報告書の提出に先立ち確認する必要があると考え、令和3年2月に市長との面談を申し入れた。市長の都合により令和3年3月下旬に面談の予定日を組み、面談に先立ち、当委員会として市長に確認したい事項を書面により事前通告を行つた。しかし、直前に市長の都合により面談はできず、令和3年4月下旬に、市長より、当委員会とは本報告書提出後の面談を希望するとの通知書を受領した。

当委員会としては、市教委だけではなく、最終責任者である市長が本事案についてどのように受け止めており、自らどのような改善を企図しているのかということを事前に確認することで、本報告書の提案事項の実行性の確保をはかることが重要

と考え、面談を申し込んだが、これに応じてはもらえなかつた。

令和3年8月報告書提出後、現市長に対し、面談を申し込み、令和3年9月1日に面談を実施した。

現市長からは、報告書の指摘を真摯に受け止め、いじめ防止の施策を実施するよう努めること、市教委の施策に関する予算措置についても、十分なものとなるよう検討する旨を述べられた。

その後市長と市教委において、子どもの権利擁護について協議が重ねられるなど、市長においてもいじめ対策に積極的な姿勢が示されている。

今後の市政運営において、いじめ防止対策をどのように推進するかは、「市民の皆様へのお願い」に示したチェックリストを用いるなどして、市民の皆様において、十分に関心をもって観察をするとともに、ご協力をいただきたい。

第7 県教委の対応について

都道府県教育委員会は、法令上市町村教育委員会に対し、「適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求める」とができる（地方自治法第245条の4第1項）ほか、その事務の適正な処理を図るため必要な指導、助言又は援助を行うことができる（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条第1項）、とされているところ、いじめ防止対策推進法上は特に重大事態への対処に関し、必要な指導、助言又は援助を行うことができるとされている。

1 本件発覚時の対応

市教委は、本事案について平成30年5月31日に県教委に報告をしているとのことであるが、特に指導等のやりとりは記録されていない。その後、同年7月23日、県教委に対し、文書で発生報告をおこなった。これは、同月24日ころに被害生徒保護者が文科省に連絡したことから、文科省から県教委に連絡があり、県教委の求めに応じて報告がされたものである。

本件では、初動（平成30年3月）の段階で市教委が第三者委員会を設置するか否か検討した経過があり、市教委において、例えば、重大事態か否かの判断に迷うケースは県教委と協議するなど一定のルール決め、初期段階において迅速かつ適切な対応が取れるよう、まずは情報を共有して援助を求めるようにすることを検討すべきである。

問題が複雑化し当事者との対立が深刻化すると事態の改善は困難になり、長期化する要因にもなることから、初期段階で情報を共有して、複数の視点で事案を検討し、適切な対応を取ることが求められる。

2 第三者委員会設置に関する対応

平成30年7月には、第三者委員会の委員について、被害生徒保護者からは、職能団体からの推薦書をもらう事、北杜市民以外の者とすることの要望があったところ、これに対し、文科省からは、どちらの要望も受け入れる余地があるということ、判断は当該市教委で行うこととのアドバイスがあった。県教委はこれを受けて市教委と対応の検討を行ったが、結局市教委はいずれの要望もこの時点で受け入れなかつた。

市教委が対応を変更せず、市教委の判断を繰り返し説明するだけで、どのように関係改善に向かわせるよう県教委から指導がなされたのか判然としない。関係性が悪化し、過大な要求がなされた場合などは被害生徒保護者の要望について全て受け入れなければならないわけではなく、正当な理由でできないことはできないと断ることは当然である。しかし、一方で関係性を改善するためには、要求されることに対応するのみではなく、対応する側から変更できる事や行うべき取組を提案するなど積極的な対応が必要である。

さらに、令和2年10月当委員会は中間報告書提出後の意見交換会における教育委員の言動について、適切な指導をするよう県教委に申し入れた。市教委と県教委には、当委員会から同じ文書を送付したため、市教委と県教委の間で口頭でやり取りがあった。県教委はこれを口頭の指導を行ったと認識していたが、市教委は事実関係の確認があったと認識しており、市教委が指導を受け止めて対応を改めることに繋がつていなかつた。

いじめ防止対策推進法上、文科大臣及び県教委は市教委に対して、重大事態への対処に関し必要な指導、助言又は援助を行うことができる（第33条）と特別に規定されているが、助言や指導がなされない、もしくは、なされても市教委において活かされていない状態であった。

3 転校・進学にあたっての連携

いじめ被害が生徒に与える影響は、いじめ自体が止んだり、転校・進学などにより物理的にいじめがなくなったりしても、深く長期的に残ることは、最近の研究で明らかにされている。このため、予防が最も重要であることは、先に触れたとおりであるが、被害生徒の支援の点においても、この事実は重要である。

すなわち、いじめの被害を受けた生徒の支援は、被害時に在籍した学校のみで完結できるものではない。トラウマ・インフォームドケアの部分で触れているとおり、学校は児童生徒がトラウマを抱えていることを前提として教育活動を行うべきであるが、一方でトラウマに繋がる事情を学校が把握している場合は、生徒が転校・進学などで新しく所属することになる学校に適切に情報を提供することも、生徒の支援に資するといえる。学校がいじめの事実を十分に把握できなかつたり、否認したりするなどして、新しい学校側に引継げなかつた場合、学校が対応を誤り、被害生徒に更なる傷つきを与えてしまう危険性を高める可能性があることを、学校は認識すべきである。

特に、市町村をまたぐ転校や高校への進学など所管する教育委員会が異なる場合は、連携が難しい場合が想定される。

山梨県では、従前高校が学区制であった時期には、地区の中学校と高等学校の教員らが情報を共有する会議が設定されていたこと也有ったようであるが、全県一区となり、情報共有がしにくくなつた点があることも指摘できる。

さらに本件では高校進学時点において、第三者委員会が設置されて調査中であり、被害生徒だけでなく当該学年生徒全員が調査の進行や内容に影響を受ける立場にあり、市教委・県教委と各学校が連携し、被害生徒はじめ生徒らの支援をしたり、教育を本事案では、高校は中学校からの依頼を受けて被害生徒の様子を見ていたが、十分に情報を把握できていないにも関わらず、被害生徒や保護者に対し、直接心情や要望を聞いたり、情報を得ようとしたりすることがなかった。逆に、被害生徒が心情を話したりすることが必要な状態であった。

た際に、その心情を理解していないと受け止められる発言があるなど、被害生徒が傷つくことがあった。特に被害生徒側からすれば、当然情報共有されており知った上で対処されるべきであろうと考えられる事項が認識されていないことは、大きな失望に繋がり、信頼関係を築く上で阻害される事情となることに留意すべきである。

当委員会からは令和3年4月には県教委及び市教委に対し、在籍する高校における支援の検討を依頼する文書を出したが実効的な対策が得られなかつたことは残念である。

4 報告書提出後の連携

令和3年8月の報告書を提出するに際しては、被害生徒保護者の了承を得て、市教委から被害生徒の在籍する高校に対し、当委員会の認定事実や指摘事項・提言などを含めて提供し、被害生徒の支援に活用するよう求めたところ、県教委を通じて連携が取れ、教育長が高校を来訪するなどして面談の上、情報提供がなされた。

教育委員会の枠を超えて、十分な情報共有を行つたことは評価できる。

第8 第三者委員会の調査といじめ対策について

1 第三者委員会の設置と学校におけるいじめの対策・指導について

本件では、平成30年3月に臨時の三者懇談が行われて以降、本事案の振り返りとしての面談や生徒同士での対話の時間などを学校が設定し、「本件を踏まえた」いじめ再発防止教育を行つた記録はない。中学校2年時・3年時の担任はそれぞれの視点で生徒らに対する指導を行つたり、生徒らの間で話し合いを行つたりするなどもあつたが、被害生徒側から見える形で、本件いじめに関する再発防止教育が行われ解決に向かた対話が行わることはなかつた。市教委が第三者委員会を設置したのも同様である。

市教委や学校は、第三者委員会が認定する事実に基づく対応が必要であることから、この結論を待って対策をすべく事実関係については、独自の認定をしないようにとの配慮である旨述べている。

しかし、いじめの問題は第三者委員会が認定するからいじめと判断し、対処が必要になるというものではなく、共に生活をする子どもたちの間での問題で、当事者である子どもたちと現場で教育を行う教員らが事実をどのようにとらえ、どのように対処していくかを常に考えていくべき問題である。

したがって、いじめの再発防止のため、生徒や保護者らの間で事実に向き合った話し合いなどは行われるべきであって、第三者委員会の調査が行われていることを理由に当事者間で事実を踏まえた教育は行わないということはないよう学校での対策について教育委員会から情報提供及び指導すべきである。

2 第三者委員会の設置と学校・教育委員会における対応の検証と対策

また、本事案では平成30年11月に文科省に県教委及び市教委において相談した際には、学校及び市教委の対応について、少なくとも平成29年12月アンケート以後適切な対応が取れていれば、1月のボールの件は防げたのではないか、2月に市教委に相談があった際にその点の対応を点検し改善するべきだったのではないか、より早期に重大事態と認定すべきではなかったかなど当委員会が指摘した事項と同じ事柄の指摘があった。しかし、当委員会が聞き取りを行った時点において、これらの指摘を踏まえ、自らの対応を点検・分析して改善点を理解していたとは評価できず、さらに、学校・市教委として再発防止策を具体的かつ明確にすることは行われていなかつた。

本来、文科省や県教委から指摘・指導のあった事項については、市教委・学校は担当者にフィードバックし、個々人のスキルアップをも図るべきであるが、この点が不十分であった。

生徒間の点での指摘と同様に、第三者委員会の評価を待つ必要はなく、文科省等から受けた指摘や、自らの機関での振り返りを行い自ら行える改善は明確にして取り組むべきである。

3 第三者委員会の設置と法務局の人権相談

さらに本件では、被害生徒保護者は、法務局の人権相談にも相談をしている。

この人権相談は、学校現場でもカード型配布物で広報されるなど、保護者を含めて相談窓口として目に入ることが比較的多く、学校や教育委員会と別の組織であることから、相談に応じ、第三者の視点で学校に対し、働きかけてくれることを期待する場合が多い。

本事案では、被害生徒保護者の求めに応じ、法務局で人権擁護委員が面談するなどして、学校と連絡を取るなど、学校の対応改善に向けた動きが取られた部分はあるものの、結局第三者委員会の開催に伴い法務局の聞き取りなどは中断され、令和元年7

月に当初委員会が解散するときに、第三者委員会による調査が終了するまで対応をしないこととされた。

特に学校や教育委員会の対応に不信感を持っている保護者は、教育委員会以外で救済してくれる場所を求めて相談をしており、一般人からみて、独立的に意見形成できるはずの別の組織に相談し、指導を求めたにもかかわらず、結局、独自では対応できない結果となることは、相談者の大きな失望に繋がる。特に対応できない理由について、相談者に納得のいく説明がない場合は、傷つきに繋がる。

当委員会において、本事案で中断を決めた理由について、法務局に問い合わせたが個別の案件の判断については回答できないとの内容であり、判断理由は不明であった。

相談を受ける機関が結果的に相談者を傷つけることがないよう、対応できる範囲を明確にするとともに、独立した審議機能を有するのであれば、自らの判断で法令に基づく調査・勧告等を行い、相談者の権利擁護に努めることも求められる。また、相談者から見て対応できると考えている場面で対応できない場合は相談者に丁寧に理由を説明するとともに、孤立させることができないようできる範囲を探して対応することも必要である。

【第7章のうち、以下は非公開とする】

第9 いじめの長期的な未解決による影響

1



[REDACTED]

第8章 参考資料

いじめを理解するにあたり参考となる専門的知見について、第1から第3は精神科医である委員より、第4、第5については元校長である委員より紹介する。

第1 嗜癖と素行障害

いじめの予防には、対等な関係性を作ることが必要であると本文中で触れました。

いじめが深刻化する過程を考えるときに、「嗜癖」という医学的知見が参考になります。

第2 トラウマについて

いじめを理解するには、トラウマの理解が参考になります。自分ならどう感じるか、ではなく、この人はどう感じているのか、ということを理解することが重要です。

第3 トラウマケアと専門治療

近年、さまざまな領域（医療・教育・行政・司法）において、支援者はトラウマを念頭に置いた行動が必要であることが知られつつあります。

本章でのいじめ対策もトラウマ・インフォームドケアの視点を取り入れましたので、その基本をまとめました。

第4 子ども主体のいじめ防止活動

いじめは教師の指導・監視だけでは防止できません。いじめを防止する環境作りとして実践した事例を紹介します。

第5 いじめを行う者（いじめ加害者）への指導

いじめを行う者がいた場合に適切に対処して、行動を変容させることが、次の被害を生まないという意味で最大のいじめ予防です。しかし、とても手がかかり、被害者の傷つきや周囲の生徒との関係など配慮すべき点が多くありますので、整理しました。いじめを絶対に許さないという教育は、結局、いじめを行う者が成長し融和するまでを含むということを理解してください。

第1 嗜癖と素行障害

1 嗜癖とは

「嗜癖」とは、一般的には、アルコール・たばこ・ギャンブル・薬・ゲーム、そして買い物や仕事や性行為など、ある特定の物質や行動、人間関係を特に好む性向のことです。

医学的には、生活などの支障が出てくるまで、「好む性向」に没頭してしまうことをいいます。

嗜癖やアディクションは広義の依存症を指し、「コントロールできない悪い習慣」という意味で使われます。

嗜癖には「物質への嗜癖」「行為への嗜癖」「人間関係への嗜癖」の3種類あります。

「物質嗜癖」とは、アルコール・タバコ・薬物を摂取することに嗜癖することです。

「行為嗜癖」とは、ギャンブル・暴力・万引き・仕事・性犯罪・自傷行為・買い物・インターネット・ゲームなどに嗜癖することです。

「人間関係嗜癖（関係嗜癖）」では、自分の思い通りに相手を動かす事に嗜癖します。思い通りにならない場合に虐待が始まります。

関係嗜癖による虐待行為には、ドメスティックバイオレンス（DV）、児童虐待、パワーハラスメント（パワハラ）、いじめなど、発生する場所により、様々な名称で呼ばれてています。

2 関係嗜癖から理解する本事案について

いじめ問題を放置すると、行為嗜癖（いじめの分類と整理①）が高じて、関係嗜癖（いじめの分類と整理②）になってしまいます。行為嗜癖の段階で止めなければなりません。

いじめがある環境では、行為嗜癖が頻繁に行われます。（いじめの分類と整理①の状態）この状態が続くと、関係嗜癖になってしまふ加害者が現れます。一人の人をターゲットにして、虐待を行う人間関係の嗜癖をもつ加害者です。関係嗜癖になってしまった加害者は、他のいじめ加害者（行為嗜癖）を巻き込んでいきます。

一人の人をターゲットにしたいじめが起こると、被害生徒は、精神的に不安定になります。それが周りに影響を与えていきます。

クラスのいじめ加害者を回避するために、被害生徒は、先生に接近するようになりました。その行動により、さらに、いじめがひどくなりました。

同じ部活の生徒たちはいじめ加害者に巻き込まれているのはありません。いじめ被害者の感情が不安定になったために、いじめ被害者の周りの生徒たちは、「いじめ被害者の相手は、大変だからかわらないでおこう」と対処行動が変わっていったのです。

嗜癖のある加害者と同じ部活の生徒たちの被害生徒への対応には、上記のような差があったと考えています。

最終的に、被害生徒はだれも信用できなくなり、クラス全体からいじめられているとの認知をしたのだと考えます。

いじめの分類と整理

注) ①から②、②から③へ移行することも、しばしばである。

種類	①喧嘩や意地悪	②「いじめ」	③いじめ非行
意味	社会化されていない攻撃性の発揮 (問題解決の手段)	楽しむゲーム (利己的な行為)	非行行為 (利己的な行為)
健康性	(健康性) どこでも発生する	(不健康性) 日本に多発	(非行性) どの社会でも発生
特徴	日常的・発達的	ゲーム性 快楽追求行動	非行集団またはそれに近い集団による非行
行為	きょうだい喧嘩 喧嘩・悪口 意地悪、からかい	歯ごっこ、悪質な悪口 無視・仲間はずれ 嫌がらせ、落書き、物隠し	カツアゲ、使いパシリ、暴力 物を壊す 嫌がることの強制
期間	(単発的・短絡的)	(長期的に持続)	(長期的に持続)
主たる発生期	(幼児期・小学校期に多発)	(小学校期が中心)	(中学校期に増加)
対象	相手は、その時の関係性 の中で非のある子	嗜癖者が目をつけた子	嗜癖者が目をつけた子
嗜癖の種類	行為嗜癖・プロセス嗜癖	関係嗜癖	関係嗜癖・素行障害
抑制機構	社会規範・校則など	社会規範・校則など	法律・刑罰など

深谷和子、「いじめ世界」の子供たち、金子書房P23、表2-1を改変

3 嗜癖から理解するいじめ予防

いじめ行為を「嗜癖」と理解すると対策としては、関係嗜癖を許さない環境作りが必要であることがわかります。環境が許せば、関係嗜癖に基づく行動が現れるからです。子どもたちの間で対等な関係性を意識させて、誰かの思い通りに行動しない力をつけて、Noと言えることが重要です。意識づけにはチェックリストで、認知のゆがみ（これでいいんだと思い込んでいること）に気づくきっかけを与えることも重要です

このような取組は、パワーハラスマントやDVの被害の防止にも役立ちます。

4 素行障害（行為障害）

いじめ加害者は、放置されると関係嗜癖になりますが、悪化すると素行障害の診断基準を満たすようになります。

素行障害については次の事がわかっています。

- ・10歳以前に発症を認める小児期発症型の素行障害は男性に多く、攻撃性が強く、成人

後も問題を残し反社会性パーソナリティ障害になりやすくなります。

・素行障害の少年の脳活動では、自己制御や理性の部分を司る脳内の部位が反応していないことが示され、利己的・自己中心的な個体保存の衝動的な行動が抑制されません。

・素行障害で臨床紹介された子どもは、84%が大人になっても何らかの精神障害の診断を受け、犯罪行為、身体的な機能障害、社会への不適応などの問題を持っています。

早期にいじめ行為をやめさせて教育をし行動を変容させることが、行為者の将来に問題を残させないために重要になります。

【参考文献、図書】

こころの科学No. 180／7-2015、病としての依存と嗜癖、成瀬暢也

「子どもと青年の素行障害」明石書店、アラン・E・カズン著

「いじめの本態と予防」アルタ出版、岸本朗、後藤百合枝、金子基典、岸本真希子著

第2 トロウマについて

～トロウマ反応・複雑性心的外傷後ストレス障害 (complex posttraumatic stress disorder : CPTSD)・震災トロウマ～

1 トロウマについて

トロウマという言葉は広く知られていますが、理解することで、人の行動が理解できる助けになります。いじめ・児童虐待や震災・戦争などのトロウマにより、様々な反応・傷害が発生します。

2 トロウマ反応とは

心的外傷体験によって、様々な心理的反応が生じます。これらの反応をトロウマ反応と呼びますが、トロウマ反応は、異常な体験ではなく、極度の危険に巻き込まれた人ならば誰にでも生じる反応であり、「異常な状況に対する正常な反応」と考えられています。外傷体験がある場合、PTSDを予防することは重要な課題であるが、PTSDだけがトロウマ反応ではありません。トロウマ反応では次のような様々な症状や変化が生じます。

① 感情・思考の変化

信じられない出来事が起きたために、現実を受け止められない、何が起きたのか、どうすればよいのかわからない、ただ茫然としてしまったり、恐怖や不安に駆りたてられる気持ちで一杯になることがある。大切な人や物を失った喪失感から、悲嘆や落ち込み、うつ的な感情に支配されることもある。事件を引き起こしたものに対して、怒りやいらいらが生じ、その出来事に対する感情が抑えきれなくなり、突然、涙がでてきたり、自分自身の責任であると考え、自分自身を責めたりすることもある。

方向感覚を喪失したり、注意が散漫になり、小さな物音に対しても過敏になったり、これまでできていたことができなくなったりする。出来事について、全く考へることができない時期と考えすぎてしまう時期が繰りかえされる。

② 身体の変化

恐怖・不安のために、過度の緊張状態となり、眠れない、動悸、筋肉の震え、頭痛、腹痛、寒気、吐き気、痙攣、めまい、発汗、呼吸困難などの症状が現れる。

③ 行動の変化

感情の変化が行動に表れる。怒りが爆発したり、ふさぎこんだりする。出来事を思い出す場所を回避したり、閉じこもったりする。安心を求めて添い寝を求めたり、母親から離れなくなることが多い。過食や拒食、薬やアルコールへの依存などの行動も起きやすい。

3 トロウマの雪だるま効果

幼児期のトラウマ的出来事があると、その後の学童期、青年期、成人以後の職場適応などにおいて、しばしば困難なトラブルに直面します。「トラウマがトラウマを生む」ような場合にトラウマの雪だるま効果と呼ぶ精神科医もいます。

4 累積トラウマ効果

トラウマ歴のある人は、その後の人生のところどころで「拾わなくてもいいトラウマを拾って傷口を広げ、トラウマ記憶を重いものにする」可能性があり、精神科医の白川美也子は「累積トラウマ反応」と呼んでいます。

トラウマ体験が重なるほど PTSD を発症しやすい—これが「累積トラウマ効果」と呼ばれる現象です。実際に、トラウマの回数が増えるほど PTSD やうつの発症率が高くなり、症状が複雑化しやすくなります。また成人期になってからのトラウマよりも子ども期トラウマのほうが、複雑化しやすくなります。

つまり、トラウマが多ければ多いほど、しかもそれが子ども期であればあるほど、その後のトラウマ体験による PTSD は重症化しやすいのです。

5 いじめによる「複雑性 PTSD」(CPTSD) の発症について

いじめや虐待などの体験が原因になる PTSD は、「複雑性 PTSD」と呼ばれます。

たび重なるいじめなどによって気分落ち込んだり、認知が歪んだりしてしまって、さまざまな症状が認められるので、複数の病気の診断を重ねてつけられています。いじめや虐待をうけていた患者さんの症状で多く見られるのは、衝動性、自傷行為、対人関係障害などです。診断名としては、適応障害、うつ病、解離性障害などが上げられます。

これらの表面的な症状を取り上げて診断をしても、その本質は心的外傷（トラウマ）による反応です。ですから、個々の症状を治療していくてもよくなりません。その本質にあるトラウマに対して治療が必要であることを意味します。

PTSD が一度のショックにより発症するのに対して、複雑性 PTSD は恐ろしい体験が単発ではなく、何度も何度も繰り返して起こることにより発症するものです。この体験とは主に幼少時の虐待、家庭内暴力 (DV)、いじめなどです。

成長の過程でこうした体験をした子供は、その後の気分や物事のとらえ方に対して大きな影響を与えます。うまく友達と遊べなくなったり、うまく異性と付き合ったりといった年頃に見合った行動ができなくなります。社会的な孤立から、自分自身や他者に対する考え方にもゆがみが出てきてしまいます。生きる意欲などを失ってしまうこともあります。

衝動的な行動が目立ったり、うつ状態となったり、対人恐怖から外出困難になり、引きこもりになる人もいます。

認知や行動の変化が強くなってしまい、パーソナリティの変化が起こってきます。

いじめによる心的外傷では、受けた後すぐにではなく数年経過してから発症することもあります。

6 複雑性心的外傷後ストレス障害 (complex posttraumatic stress disorder : CPTSD) について

いじめ・児童虐待や震災・戦争など「破局的なあるいは過度に持続するストレス」を経験した後にパーソナリティの変化が生じた時に使用される診断名であり、その中核症状は、外傷と関連した世界に対する不信、社会的引きこもり、空虚感、無力感、回避です。

診断基準は以下の通りである。

複雑な心的外傷への暴露の後

- ① 心的外傷の再体験
- ② 再体験の入念な回避
- ③ 脅威の持続的な知覚
パーソナリティの変化
- ④ 感情調整の問題；情動反応性の亢進、暴力的な爆発、自己破壊的行動、解離、情動麻痺
- ⑤ 隠性の自己概念；否定的な信念や予想、持続的で歪んだ認識、持続的な陰性の感情状態
- ⑥ 対人関係の問題；対人交流を避けたり軽蔑したり関心を示さない。親密な対人関係を維持できない。

関係嗜癖の人がいると、虐待行為（繰り返しあるいは習慣的に暴力をふるつたり、冷酷・冷淡な接し方をすること）が行われます。被害者にトラウマが出来て、複雑性 PTSD を発症します。戦争や天災などの災害や命に係わる大きな事故に遭ったことがない人が、複雑性 PTSD を発症した場合には、その被害者の周りに、関係嗜癖の加害者が、存在します。

7 いじめによる CPTSD と学校の対応の問題

(1) 複雑な心的外傷への曝露（※「曝露」とは、「さらされる」という意味です。）

度重なるいじめにより、トラウマが形成されます。巻き込まれた加害者が増えていき、加害行為が重なることで、複雑なトラウマが形成されます。

学校側が、いじめを調査しなかつたり、いじめを認めなかつたり、いじめ隠蔽をすると、いじめ被害者により深いトラウマをつくり出します。いじめによるトラウマではなく、学校側が安全な環境をつくり出さなかつたことによるトラウマです。本人が苦痛を訴えているにも関わらず、助けてくれない、助けようとしてくれないと被害者から見えることは大きな傷つきに繋がります。

また、CPTSD の状態になると、目が合っただけ、姿を見ただけで傷つくという状態になることがあります。被害者にとっては、加害者との小さな接触も苦痛に感じる（いじめとなる）ことになります。これは、被害者の意識の問題ではなく、CPTSD の症状ですから、被害者の意識を変えるのではなく、被害者の安全確保（加害者との接触の回避）とトラウマケアが必要です。このような症状になる前に、いじめを解消しないことが問題です。

（2）CPTSD の診断基準へのあてはめ

① 心的外傷の再体験

いじめ加害者の行動は予測が難しく、いついじめを再開するかわかりません。いじめ被害者は、安全とは思えない学校で、心的外傷の再体験をします。

② 再体験の入念な回避

何度も嫌がらせを受けており、再び心的外傷の再体験ために、いじめ加害者から逃げるようになります。いじめ加害者電話にも出なかったり、訪問しても合わなかったりします。最終的には、不登校などの回避行動をとります。

③ 脅威の持続的な知覚

いじめがいつ起こるのかと、緊張して日々を過ごすことになります。

パーソナリティの変化

④ 感情調整の問題

感情調整が困難になり、苛々することが多くなり、対人トラブルが増えます。周りの人たちに不機嫌と思われるが多くなっていきます。

⑤ 隕性の自己概念

否定的な信念や予想があり、学校生活に明るい未来が見出せなります。その後の人生にも明るい未来が見出せなくなると、自殺企図をするようになります

⑥ 対人関係の問題

対人交流を避け、友達を寄せ付けなくなったり、不登校になったりします。

8 地震トラウマ・戦争トラウマ

本事案では、被害者は震災被害者でもありましたので、震災トラウマについても触れます。

(1) 天災と人災の影響の違い

- ① 人災または人為的なトラウマは、世界観や他人に対する見方、人間信頼を大きく変えます。
- ② 天災や災害によるトラウマは、より実質的で具体的な喪失による心の痛手にとどまります。
- ③ 多感な思春期や青年期における人災は自己の価値観や基本的信頼、生きることの意味などに破壊的なダメージを与えます。

(2) 天災や災害によるトラウマの留意点

天災や災害によるトラウマであっても、その後の環境で、人災または人為的なトラウマが加わり、世界観や他人に対する見方、人間信頼を大きく変え、自己の価値観や基本的信頼、生きることの意味などに破壊的なダメージを与えます。特徴的な点について、指摘します。

① 経験そのものの深刻であること

震災・戦争のトラウマは、その経験が厳しすぎるほど、他人に話が出来ないものです。沖縄戦の生き残りも、トラウマが酷いため、戦争体験を語ることが出来る人は極わずかです。

② 適切な救助がないこと

虐待された難民において PTSD は一般の人よりも 8 倍高い率で発生します。また、難民や移民においては、統合失調症の発病率が高まります。

沖縄では、戦後 60 数年過ぎてからも PTSD その他のストレス反応が発症しています。

③ 避難回数が多い、帰郷できないなど生活の根拠が揺らぐこと

雲仙普賢岳火砕流による被災者は、避難回数が多いほど全般的に健康度が悪化しています。避難生活という環境因が住民のストレス度に直接反映しており、避難回数が 4 回を越すと不安や不眠・快感消失等の面で明らかに健康度が悪化します。

福島県の平均避難回数は、3.36 回でした。

④ スティグマが存在するなど差別・非難感情の対象になること

戦後の沖縄県民、雲仙普賢岳の避難民、震災後の福島避難民など、以前、住んでいたところに戻れないときは、避難生活が長期化します。

沖縄県民は、戦前二等国民とさげすまれていたため、避難先で沖縄出身者であることを隠して、生活していました。沖縄の方言も使いませんでした。

福島県民も、補償金をもらっていたとか、放射能汚染の問題で、スティグマを待っています。補償金の問題は、同じ福島県民でも補償金を受け取る人と受け取れない人がいたことから両者の立場を分断するとともに、自主避難が可能な人と不可能な人の立場も分断しました。補償金を受け取っていない自主避難者は、補償金を受け取っていると周囲に受け止められて傷つくこともあるれば、自主避難できなかった周囲との関係で傷つくこともあります。

福島県外に避難して生活する人にとって「フクシマ」という言葉は自分が否定されるとの口実になりました。「フクシマだから」というステイグマに直撃された当人たちは、まるで自分が悪いことでもしたかのように沈黙するか、避難者であることを隠して生きていきます。

(3) 避難者受入自治体における留意点

上記のとおり、天災による心的外傷であっても、上記のような経過が加わった場合は、後までその影響が残ります。しかし、避難者は外形上、すでに安全が確保されており、その被害の程度が支援者から見えにくい点に留意が必要です。

また上記(2)①のとおり、トラウマが深刻な場合は、支援者にそのトラウマを語れない状態になります。

このため、避難者が適切に支援に繋がらない可能性があることにも留意し、支援策を講じることが重要です。

【参考文献】

トラウマティックストレースーPTSD およびトラウマ反応の臨床と研究のすべて、誠信書房、著者；B.A. ヴァン・デア・コルク、A.C. マクファーレン、L. ウェイゼス編、監訳者；西澤哲

複雑性PTSDの臨床 “心的外傷～トラウマ” の診断力と対応力を高めよう、金剛出版、原田誠一編

沖縄戦の心の傷—トラウマ診療の現場から、大月書店、著者；蟻塚亮二

3・11 とこころの災害—福島に診るストレス症候群、大月書店、著者；蟻塚亮二・須藤康宏

精神科治療学 Vol. 35 No. 6 Jun. 2020, P573-578 複雑性 PTSD のこれまでとこれから

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/003/010/005.htm

第3 トロウマケアと専門治療

1 支援者においてトロウマ・インフォームドケアが必要であること

子供が生きる上で欠かせない安心や安全が守られていない環境は逆境（adversity）と呼ばれ、トロウマとなりうるいじめや児童虐待などが含まれます。

目の前の支援を必要としている人が、もしかしたらトロウマを有しているかもしれないという視点を常に持ちながら、トロウマに配慮した、トロウマに優しい支援を構築していくことが、トロウマ・インフォームドケア（trauma-informed care : TIC）です。

いじめ問題では、相談機関がたくさん存在しています。警察や学校・教育委員会等も、いじめ問題の相談機関です。

しかし、そのほとんどの機関がトロウマ・インフォームドケア（trauma-informed care : TIC）・エンパワメントについて知らないか、または、TIC・エンパワメントを実行しておりません。TIC・エンパワメントを行わない組織は、いじめ被害者には益がなく、逆に害になります。

TIC は、支援現場での再トロウマ化（小児期逆境体験やトロウマを有する人を支援者が再び傷つけてしまうこと）を予防するために生まれてきた概念でもあります実際医療・保健福祉・教育・司法領域のさまざまなサービス機関で「通常業務」としてなされているさまざまな行為が、結果的に再トロウマを与える行為となってしまっていることが少なくありません（亀岡、2020）

被害者のトロウマを増やさないために警察や学校・教育委員会等は、TICやエンパワメントについて研修・実施が必要です。

いじめ、児童虐待、DV、パワハラなどの虐待行為などの問題が発覚した時点で、TIC を開始し、被害者を全面的に援助しなければなりません。

並行して、トロウマフォーカスト認知行動療法などの専門治療をします。

2 トロウマ・インフォームドケア（trauma-informed care : TIC）とは

（1）TIC の意義

TIC とは、トロウマの影響を理解し、対応するための枠組みです。支援者と被害者双方の身体面・心理面・感情面の安全が重視され、被害者がコントロール感を取り戻し、勇気づけられる機会を提供するものです。

TIC に関わる全ての人が、被害者の体験したトロウマとなった出来事やトロウマ反応を十分理解することによって、ケア全体を変えていくことを目指します。TIC のすべての局面で、クライエント本人の安全・選択・コントロールが最優先され、非暴力な状況で、学習し、協働作業をしていくことになります。

（2）TIC の前提 4つの R

TICを実践する前提として、四つの「R」が必要だと考えられています。

トラウマの広範囲な影響を知りその回復過程を理解していること（Realize）、クライエント・家族・支援者のトラウマサインや症状を認識すること（Recognize）、トラウマについての十分な知識に基づいて対応し適切な方針や手段を実践すること（Respond）、そしてこれらが結果的にクライエントの再トラウマ化を予防する（Resist re-traumatization）という考え方です。

トラウマ・インフォームドケアの前提となる四つのR

- 1, Realize : 理解する
- 2, Recognize : 認識する
- 3, Respond : 対応する
- 4, Resist re-traumatization : 再トラウマ化を予防する

（3）TICの展開 6つの原則

TICを展開するには、組織的協力が必要です。6つの原則があり、その中でも、安全と信用と信頼に値する透明性は非常に重要です。

【6つの原則】

① 安全

ケアの提供者だけでなく、ケアを受ける方、その家族にとって安全かどうかが重要です。さらに、「対人関係が安全感をもたらすようにする」ということがもっとも重要です。

②信用と信頼に値する透明性

組織の活動と決定は、ケアを受ける方や家族、その他のスタッフとの信頼関係を構築し維持するという目標を掲げ、透明性を持って実施します。

③ピアサポート

ピアソポーターは「病気を経験した『専門家』」です。ピアサポートは、信頼の醸成、安全の確立、そしてエンパワメントにとってカギとなる「媒介（vehicle）」です。

④共同と相互性

スタッフと患者、組織に属する直接ケアを提供するスタッフと組織の管理者の力関係が平等であることを重視します。関係性や権限や大きな決定に際して、相互に意味のある共有が生まれることで癒し（healing）が起こります。

⑤エンパワメント、声をあげる、そして選択する

組織全体やサービスを受ける患者は、個々の強み（ストレンジス）や経験を持つことを認め、それを活かしていきます。これらには、リジリエンスへの信念、個人や組織、コミュニティにはトラウマから回復するための力があるという信念が必要です。

⑥文化的、歴史的、そして性差の問題

組織は、積極的に過去の文化的な画一的な見方（ステレオタイプ）やバイアス（人種・民族性・性的志向・年齢・宗教・ジェンダー・アイデンティティ・地理性など）を改変していく必要があります。

（4）TICで避けるべきこと

再トラウマ化を防ぐために回避したいことがあります。

・強制的な対応・威圧的な態度：腕を組む・挑発的な態度・大声・命令口調・暴言・不親切な態度・無関心な姿勢・支援の内容や、目標を十分に説明しない・支援方針の突然の変更、約束を破る・相手に誤解を与えるようなことば遣い・支援機関の掲示物などのことば：暴力・禁止

特に、人為的な災害に介入しようとするとき、支援者は、その対立関係に巻き込まれないで済むわけがありません。

トラウマとなるものが人為的なものである場合には、そこには必ず「加害者と被害者」の対立構造が発生します。被害者に対しては「あなたは悪くない、加害者が第一義的に悪い」ということを何度も強調して、支援者は明確に被害者の立場を支持する必要があります。この時に支援者が中立であることはとても有害です。

3 エンパワメント（勇気づけ）について

エンパワメントは、人々に夢や希望を与え、勇気づけ、人が本来持っているすばらしい、生きる力を湧き出させることです。

エンパワメントの必須条件。

大事なのは以下の3つがすべてそろっていることです

- ① 希望；希望につながるゴールが見えること。
- ② 信念；自分にはゴールに向かう力があると信じられること。自己効力感や組織効力感（外界の事柄に対し、自分あるいは組織が何らかの働きかけをすることが可能であるという感覚）が持てること
- ③ 意味；ゴールに挑む自分とその努力への意味づけができること。

4 トラウマの専門治療について

米国心理学会 (American psychological association, 2017) の「PTSD治療のための診療ガイドライン」では、成人の PTSD 治療のうちもっとも強く推奨される治療プログラムは、PE 療法 (Prolonged Exposure Therapy: 長時間曝露療法), CPT(Cognitive Processing Therapy : 認知処理療法), EMDR(Eye Movement Desensitization and Reprocessing : 眼球運動による脱感作と再処理法), CBT(Cognitive Behavioral Therapy : 認知行動療法) の 4つです。

子どもの PTSDへの心理治療については、米国児童青年精神医学会 (American Academy of Child & Adolescent Psychiatry)が 発行したガイドライン (Cohen et al., 2010)において、TF-CBT(Trauma-Focused Cognitive Behavioral Therapy : トライアムフォーカスト認知行動療法) が第一選択治療として推奨されています。

【参考文献】

- トライアム・インフォームドケア、精神看護出版、川野雅資
子どもの未来をひらくエンパワメント科学、日本評論社、安梅勅江
子ども虐待とトライアムケア、金剛出版、亀岡智子
いのちの輝きに寄り添うエンパワメント科学
一だれもが主人公 新しい共生のかたちー北大路書房、高山忠雄監修
沖縄戦の心の傷ートライアム診療の現場から、大月書店、蟻塚亮二
精神科治療学 Vol. 35No. 6Jun. 2020, P579-582 トライアム・インフォームドケアの意義と広がりー見逃されがちなトライアムへのケアに向けてー
臨床心理学第 20 卷第 1 号 2020 年 1 月 P43-47 トライアムフォーカスト・アプローチ、亀岡朋美

第4 子ども主体のいじめ防止活動

1 子どもたちに関わるいじめ問題といじめ対応

文部科学省「2019年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(2020年10月22日発表)によると、いじめの認知件数は、前年度より6万8,563件増え、過去最多の61万2,496件となった。若者の自殺率(10万人あたりの自殺者数)は、世界でワースト1。2018年度に自殺した小・中・高校生は前年比33%増の332人で、過去最多。自殺率は2006年の10万人あたりに1.2人から、18年には2.5人まで上昇した。いじめ対応は、いじめ事後対応が主流であり、自死や引きこもり等、深刻ないじめ被害も増加している。我が国で唯一のいじめ防止法である「いじめ防止対策推進法」及びその関連法も、事後対応の性格が強い。

また、「不登校は不幸ではない」など、不登校を是認するような空気も生まれてきている。

2 現行の主ないじめに関する教育及び対応

- (1) 心の教育(あつたか言葉、道徳教育、人権教育など)
- (2) 生徒会活動(いじめフォーラム、いじめビデオや劇作り、いじめ根絶宣言、人権標語など)
- (3) 大人の対応(カンセラーの面接、悩み・生活ノート、アンケート、教師による対応など)

3 2の評価

(1) 心の教育

心の教育やマナー自体は、大切な教育である。しかし、いじめ対応としては、効き目が薄い

例えば

・自分がされたら嫌なことは人にはしない

⇒感じ方は各人によって異なるので、自分は平気でも相手が平気かどうかはわからない。よって、この教えだけでは、いじめは防げない。

・傍観者になるな

⇒正しい教えであるが、いじめが横行している環境では、いじめを止めた人が次の標的になる可能性がある。そのため、いじめを止めさせるのは、容易ではない。

(2) 生徒会活動

期間限定の取り組みが中心である。いじめは毎日発生しているため、一過性の取り組みでは対応できない。宣言や標語などスローガンを掲げて、いじめを撲滅する活動は、間違いではない。しかし、人間は、正しいと考えていることを実践できるわけではない。たとえば、救助活動自体は正しい行為である。しかしながら、救助

する側に命の危険が発生する場合、救助活動は簡単ではない。つまり、正しい行動だと理解はしていても、それを実践できるかどうかは、また別な問題なのである。よって、児童生徒にとって正しい活動であるが、いじめ防止の点では、やや脆弱だ。注意しないと精神論に陥る。

(3) 大人の対応

「気づきの限界」「手遅れ」の可能性がある

いじめは子どもの心に関係する部分でもあるので、大人に見えないものがあり、対応が遅れる場合がある。また、いじめに関する教師の対応や指導は、いじめ発生後が中心なので、不登校、引きこもり、自死が発生した場合は手遅れの観が否めない。

4 なぜいじめの未然防止が重要なのか

学校は、子どもたちの学習の場であるが、マズローの法則（欲求5段階説）を持ち出すまでもなく、安全安心が担保されなければ、その目的に達することはできない。現在、いじめ対応の主流は、事後対応である。しかしながら、深刻ないじめを受け心に傷を負った子どもは、事後対応で一見解決したように見えても、簡単に学校生活に復帰できるものではない。よって、いじめ対応で重要なのは、事後対応より未然予防である。

5 いじめの未然防止のために行うことは何か

いじめ防止対策推進法で規定されているいじめの定義では、「子どもが一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。さらに、いじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行う、としている。しかし、「感じ方」は人によって異なり、相手の気持ちを100%読むのは不可能であり、いじめの有無を「感じ方」にしている限り、いじめを100%無くすことは不可能である。だが、無くす努力は、しなければならない。現在、いじめに對しては「大人主体の対応」である。もちろん、いじめに大人が積極的に對応するのは当然だ。しかし、いじめは、子どもが子どもにする行為であるため、大人には見えない部分が存在する。それゆえ、親や教師が予想できない「深刻ないじめ」も発生する。そこで、次のように考えた。

人間の行動は、環境に大きく影響を受ける⇒学校を「いじめが起きにくい環境」に変えることが重要⇒いじめは加害者がいなければ起きない⇒「加害者を生まない環境や仕組み」が重要⇒いじめを、被害者、加害者（首謀者・加担者）、防止者（止める・先生に知らせる）、傍観者で捉えたとき、防止者が多ければ加害者が生まれにくい⇒いじめを防止する子どもを増やすことが重要。

つまり、いじめを防止するには、「いじめノー」の子どもが多数派である学校を作ることだ。それが、「子ども主体のいじめ防止活動」である。なお、この活動は、子どもの権利条約、アドラー心理学、社会心理学、コーチングなどを組み合わせて作った。とくに、アドラー心理学には大きく影響を受けたので、以下解説する。

6 アドラー心理学といじめ問題

(1) アドラー心理学とは何か

アドラー心理学とは、精神科医アルフレッド・アドラー（オーストリア）が作った心理学で、行動の“原因”ではなく“目的”を重視するのが特徴である。

(2) アドラー心理学のいじめ問題の解決への生かし方

人は無意識的に「こうなりたい」という目標（理想）を持っており、それに向かって生きているのだが、「マイナスな自己評価」に足を引っ張られて、楽しく努力を続けられなくなってしまうことがある。すると、他人を羨んだり、人の邪魔をしたり、反社会的な行動で目標を達成しようとしたりと、問題が生じる。いじめも、この中の一つとみる。つまり、アドラー心理学では、「自己評価の低さ」がいじめの要因の一つと考えている。そこで、いじめ対応で大切なのは、子供の自己評価を上げてあげることである。アドラー心理学では、大切なのは、「今がどうなのか」ではなく、「これから、どうなりたいのか」と考えること、としている。

アドラー心理学によると、子どもの教育においては、①人の役に立つこと②私には能力がある③人々は仲間だ、の3つの感覚が重要であるとのことだ。このような感覚がしっかりと備わっていれば、必要以上に自分を卑下もせず、他人を故意に傷つけることもない、と考えられている。よって、教育現場でも、この3つの感覚を育てることが重要になってくる。

(3) 自己評価を高める方法

自己評価が高いとは、「自分には能力がある」「自分にはできる」という感覚であり、この感覚を養うためには、まずは挑戦させることだ。そして、うまくできたら思い切り誉めて、うまくいなかなった場合は、挑戦したことを認め褒める、そして問題点と共に考えてあげて、次につなげるのだ。こうした小さな体験の積み重ねが、結果的に自己評価の向上につながる。また、もう一つ大切なのが、「仲間意識」の育成、つまり「誰かと協力して達成することの楽しさ・充実感」を身につけること。この仲間意識が培われれば、「他の人の役に立ちたい」という感覚が育ち、いじめようという感覚は生まれない。

このアドラー心理学の考え方を生かせば、いじめ解決の糸口も見えてくる。

7 東京都足立区立辰沼小学校での「子ども主体のいじめ防止活動」の取り組み

辰沼小では、自己評価を高める活動として「TKR」（児童のいじめ防止活動）を行った。

TKRは、子供が仲間と取り組んでおり、まさにアドラー心理学の実践である。

(1) 子ども主体のいじめ防止活動を始めた理由

この活動は、子供たちによって、TKR（辰沼キッズレスキーの略称）と名づけられた。きっかけは、2011年の大津の中1自死事件を受け、校長が児童会役員と意見交換をしたことにある。その際、子どもから「自分たちが望んでいるのは、

解決より防止だ。理由は、いじめは、一度されると、またいじめられるかと思うと、恐怖で教室や学校には戻れない人もいる。だから、防止が重要だ」というものであった。

それを受け、校長は、以下のように考えた。

いじめは、子どもが子どもに対して行う人権侵害行為であり、子どもが主役の出来事である。そして子どもの世界には大人に見えない部分が存在するので、子ども主体の取り組みにしないと有効な取り組みはできない。

それで誕生したのが、子ども主体のいじめ防止活動、つまり TKR である。

(2) TKR のコンセプト

子どもたちは、いじめを防止するには、「学校が楽しい・みんな優しい」という感覚を増やせば良いのではないか、と考えた。つまり、いじめ防止には、いじめと反対の行動や気持ちを増やせばよい、と考えた。

(3) TKR を作る際、留意したこと

いじめ反対の気持ちを可視化させる。正義の行動をする子どもを多数派にすることを目指した。

(4) TKR 隊員の条件

「本気」でないと上手くいかないと考え、参加自由・脱退自由で、やる気のある子どもだけで活動することにした。また、参加を自由にしたもう一つの理由は、たとえ正義の活動であっても、諸事情から参加できない子どもにとってプレッシャーになると、「同調圧力」といういじめになるからである。

(5) 組織

当初は、児童会を中心になって活動したが、人数が集まってから（全校児童の2割）は、別組織にした。常時 200 名以上の子どもが参加したので、各班 40 名で 5 班作った。

班長会は、隊長 1 名、副隊長 2 名、班長 5 名で構成した。週 1 回放課後に会議した。

(6) 当初行ったこと

組織作り。隊の設立理念。隊の規則。隊員募集要項作成。全校に呼びかける会。

当初行う活動。結団式。活動スタイル（ハチマキ、腕章、旗）。

(7) 活動内容（●は常時活動 ○は、不定期活動）

● 校内パトロール

● 「辰沼しぐさ」の実践

● いじめ相談・思いやり報告ポスト

○ TKR ブロードキャスティング（「いじめ、思いやり溢れる嬉しいできごと」等、いじめ関連のニュースや校内の出来事を、昼の放送で流す。）

- フラッシュ・モブ（休み時間に、予告無しで音楽を流し、皆で踊る）
- いじめ DVD の作成 ○TKR 主催「縄跳び王」「けん玉チャンプ」決定戦
- ゆるキャラ「辰ピー」活動（児童が作った手作りキャラ）
- いじめ防止子どもサミット
(近隣の学校の代表児童が集まり、いじめについての会議を行う。)

(8) 主な活動例

ア パトロール

隊員は、常時200名前後おり、それを5グループに分け実施している。毎日、休み時間（2校時と3校時の間の15分間）に班で、隊旗・鉢巻・腕章をして、校内をパトロールする。トラブルを発見したときは、事情を聴き、仲裁したり、先生に知らせる、などを行う。この活動は、取り締まりが目的ではなく、「いじめ反対者が、これだけいるんだよ」という「可視化する」のが目的である。日本人は母性原理で動くことが多く、みんなと一緒に行動すると安心することが多い。そこで、「いじめは悪いこと、許されない」と考える人間が沢山いる、という空気を作ることで、いじめが起きにくい環境を作れる、と考えたのである。

イ 辰沼しぐさ

子どもたちは、「思いやりは、思いやりを感じる行動を通じて、思いやりを認識する」と考えている。そこで、学校が優しさに満ちた環境になればいじめは減る、と考えていたので、TKR隊員たちは、全校児童に「思いやりを感じる行動」のアンケートをとった。その集約の結果は、<仲良くしてくれる><手伝ってくれる><挨拶してくれる>の3つであった。それらを「辰沼しぐさ」と呼び、これらのしぐさを、みんなでどんどんやれば、優しさや思いやりが溢れ、いじめ防止に役立つと考え、実践した。

ウ 楽しい取り組み

ゆるキャラ「辰ピー」活動や各種選手権などの楽しい取り組みをすることで、「辰沼小は楽しい、面白い」という気持ちが増える。そうすれば、「いじわる」「いじめ」も減るはずだ、と考え、皆で楽しむ取り組みを行った。全校児童にアイディアを募集し、ゆるキャラ「辰ピー」を作ったり、縄跳び、けん玉チャンピオン決定戦、フラッシュ・モブ等、楽しい活動を実施した。因みに、ゆるキャラは、名前、デザインを児童から募集し、人間の大きさの着ぐるみやテーマソングまで作り、「ゆるキャラグランプリ」にも参加した。

(9) 実施の結果

平成24年10月22日に23名で発足し、常時200人程度の隊員が活動している。

TKR 結成前は、緊急学級保護会を開くほどの「いじめトラブル」が年に何件も

発生していたが、結成後はゼロ。減った理由は、TKR 効果で、学校内の空気が「いじめは、ノー」に変わったことがある。いじめの芽が出たら、「やめな。それ以上やると、いじめになるよ」という声掛けや教師への連絡がしやすくなり、傍観者になる必要がなくなり、いじめの芽が出てはすぐ解決、という環境が整ったためと考えられる。

また副産物として、生活指導が軽減し、「働き方改革に合致」した学校になった。

(10) 留意点

「子ども主体のいじめ防止活動」は、大人が子どもの思いを受け止め、子どもでもできそうな活動になるよう支援する必要がある。ただ、この活動では、子どもたちは、いじめや意地悪を行った仲間に對して不寛容な行動をとる場合がある。

この「正義の暴走」には注意が必要である。

8 最後に

- (1) 辰沼小学校では、「子ども主体のいじめ防止活動」に加え、「ソーシャルスキルトレーニング」「法教育」も行うことで、いじめ防止教育を徹底した。
- (2) 「子ども主体のいじめ防止活動の効果」に関しては、当時、法政大学教授だった尾木直樹先生が、統計的手法で分析してくださった。その結果は、辰沼小学校の児童は、他校に比べて、いじめの感度が非常に高く、いじめ発生が非常に少ないことがわかった。
- (3) 「子ども主体のいじめ防止活動」のおかげで、辰沼小学校には、いじめが発生しにくい空気が充満した。その結果、他校でいじめを受け心が傷つき不登校状態になった児童が辰沼小に転校してくると、安心して学校生活を楽しむようになった。つまり、トラウマ・インフォームドケアとしても有効である、と思われる。
- (4) 中学校以降で行う場合、法教育から始めるとよい。

なお、この取り組みは、文部科学省作成の「いじめ対策に係る事例集」ケース 22 (P5.6 から 5.9) に掲載されており、文科省も推奨している取り組みである。

第5 いじめを行う生徒（いじめ加害者）への指導

いじめが発生すると、教師は、いじめ加害者（以下加害生徒と記す）に正論を投げかけながら指導する。その後、謝罪の会を開き、いじめ被害者（以下被害生徒と記す）に加害生徒が謝罪し、いじめ問題は解決とする。このような対応が、一般的ではないだろうか。しかし、子供は、自分をみつめ、自分で答えを見出さなければ、行動変容は難しく、真の解決はない。

たとえば、アドラー心理学では、「自己評価の低さ」がいじめの要因の一つと考えている。「自分なんて頑張っても無駄だ。自分はダメ人間だ」という具合だ。そこで、いじめ対応で大切なのは子供の自己評価を上げることで、加害生徒の教育で大切なのは、「いじめの原因を、他人のせいにしない」ことである。つまり、「いじめは、自分が選んだ結果である」と認めることが重要になってくる。これまでの自分に責任を持てば、人生に対して主体性を取り戻すことができる。そして、主体性を取り戻すことで、今後の人生を、自分の意思で変えられるようになる。いじめ問題は、加害生徒の謝罪のみで解決するわけではなく、正しい手順を踏まなければ、いじめの再発防止は難しく、それが初めて初めて解決なのである。以下、その内容を示す。

1 加害生徒には、コーチング的姿勢で寄り添う

通常、いじめの指導が始まると、加害生徒は、早く指導が終わって欲しいこともあってか、神妙に話を聞くことが多い。しかし、神妙な顔をしているからといって、指導が通っていると考えてはならない。指導を加害生徒の心に響かせる必要があるのである。

いうまでもなく、加害生徒も大切な生徒である。よって、いじめ行為を繰り返さないように教育することは、教師の責務である。その結果、健全な人権感覚を持つ大人に育つのである。そこで、以下のようないじめ指導が大切である。

いじめが、人として許されない行為であることは、加害生徒も知っている。

では、なぜいじめ行為をしたのか。まずは、その背景を探ることが、指導の第一歩である。いじめ行為が明るみになると、加害生徒は、動揺したり、開き直ったり、と様々な反応を見せる。いずれも、これから始まる指導を予想しての反応である。そこでもう教諭は、いじめの原因や背景を探り、いじめの全体像を明らかにする必要がある。それがないと、適切な指導や教育ができない。いじめ行為は、叱責するだけでは、いじめの解決や加害生徒が再びいじめ行為をしないように変容を促すことはできないのだ。

加害生徒は、何らかの不平不満をかかえ、ストレスを持っている。それらが何からきているのかに心を寄せ、改善を図ることが重要である。指導の過程で、加害生徒は、いじめで被害生徒を傷つけたことなどに後悔の気持ちをもつはずである。教師は、焦ることなく、コーチング的姿勢で、加害生徒が気付くまで丁寧に指導を続ける必要が

ある。加害生徒は、後悔から、一刻も早く楽な気持ちになりたくて、謝罪したくなるかもしれないが、安易に謝罪をさせてはいけない。そうしないと、加害生徒の心の変容はない。これが、大切な生徒を支えるということである。

2 学校と保護者は、いじめの原因に対して共同して解決に向かうこと

加害生徒は、ルール無視の姿勢やモラルの欠如に加え、何らかのストレスや不満を抱えていると考えられている。あるいは、冒頭に述べたアドラーは、「いじめの原因是、自己肯定感の低さ」と考えている。これらの原因を解消しなければ、教師の指導で一時的にいじめを止められても、再度いじめを為したり、生活指導上の問題行動をする可能性がある。そのストレスだが、ストレッサー（ストレスの元）については、子どもの場合は、まだ世界が狭いため、学校（学習、部活動、友人、教師など）か家庭（親の愛情不足や過干渉、家族不和など）であることが多い。しかしながら、しばしば、学校と保護者は、いじめ行為の原因を、互いに相手に押し付ける場合があるので要注意だ。いうまでもなく、加害生徒の指導には、いじめ行為もストレッサーも、両者で共通認識することが重要である。実際、深刻ないじめ問題では、（学校・教育委員会）対（保護者）となる場合があり、時には、詳細に調べないうちに、被害者や加害者の家庭に原因を押し付けるケースもある。

大切なのは、学校側も保護者も互いに相手に責任を押し付けることなく、互いに責任を自覚し、共通認識をもち、共同で解決に向かうことである。

3 いじめ指導で大切なのは、加害生徒の「内観、内省」である。

加害生徒は、楽になりたいため、心にもない「謝罪や決意表明」をしたがるものである。よって、安易な「謝罪や決意表明や謝罪の会」は、避けるべきである。

加害者には、「なぜ、いじめをやってしまったのか」「自分の心の中の何がいじめ行為をさせたのか」「なぜ、いじめ行為をやめることができなかったのか」「いじめている時は、被害者をどう思っていたのか」「まずいことをしたと、本当に思っているか」等を考えさせることで、「自分の心」を見つめ、さらけ出すことが必要である。当然、時間はかかるが、これが重要なのである。

「加害生徒を、面倒な場面を終わらせ早く楽になりたい」ではなく、「いじめ行為を心から反省し、被害生徒に心から謝りたい」という気持ちにさせることが真の指導である。そのため、教師には、粘り強く丁寧なコーチング的対応が要求されるので、ある程度の時間はどうしても必要である。ゆめゆめ、早急な指導は避けてほしい。

また、いじめの指導をする際の教師の姿勢であるが、正論だけで指導するのではなく、人間の心理（目立ちたい、一番下にはなりたくない、いい格好したい、人前で恥はかきたくない等）や、子どもの世界のルール（チクリは卑怯、リーダーの指示は絶対、友だちのいないと格好悪い、いじめれることは恥等）を理解した上で指導をしなければならない。それができないと、教師の言葉が加害生徒の心に響くことはない。

また、「同意はできないが、同情はする」といった教師の姿勢も大切で、それが伝わったとき、指導が子どもの心に入りやすい。

面倒かもしれないが、それが教師、つまり教育のプロとしてやるべきことである。

4 加害生徒には発達段階に応じた責任をとらせる

いじめの再発防止のためには、加害生徒に「自分のやったことの責任を本人にとらすこと」が重要である。理由は、それが社会のルールだからである。

「自分のやった行為の結果は、自分で責任をとる」ことを身に染みてわからせることが、いじめの再発防止と同時に、生徒の成長につながる。

責任に関しては、「社会的責任」と「心理的・道義的責任」があり、それをとらせることが、教育者の務めである。

(1) 「社会的責任」

いじめの内容に犯罪的な行為があった場合には、学校の指導の範囲を越え、関係機関による懲戒や損害賠償等の社会的な責任をとらせる場合もある。損害賠償等のように、保護者でなければできないこともあるが、子どもができることは極力本人にやらせることが重要である。

(2) 「心理的・道義的責任」

加害生徒には、被害生徒が安心して学校生活ができるようにする責任が発生する。それが「心理的・道義的責任」である。しかし、これが本当に難しい。たとえば、加害生徒は、被害生徒に心から謝罪したとしよう。その後、被害生徒は、「再びいじめられるのではないか」と怯えながらも、登校を再開する。ある日、やっと学校に到着し、自分の教室に入る。そうしたら、謝罪したはずの加害生徒が、たまたま仲間と楽しい話をして笑っていた。それを目撃した被害生徒は、「自分を見て笑ったに違いない。怖い。逃げたい。」となり、帰宅してしまった。これは、実際にあったことである。

勿論、客観的には、被害生徒の勘違いであろうが、これが被害生徒の心理なのである。被害生徒の受けた心の傷を癒やすのは並大抵のことではなく、不安な気持ちは、簡単に消えない。被害生徒は、加害生徒の謝罪後の言動を恐ろしいくらいにまで敏感に注視し、本当に謝罪したかどうかを判断する。よって、加害生徒は、「謝罪後の行動まで含めて謝罪である」ことを自覚して生活をする必要がある。つまり、加害生徒は、被害生徒に対しては、「李下に冠」の姿勢で生活することが、謝罪をすることである。謝罪の言葉だけが謝罪なのではないのである。厳しいようだが、加害生徒には、「これが、心理的・道義的責任の取り方だ」ということを理解させ、実行させる必要がある。

5 加害生徒の支援には、子供達の力も借りる

「子ども主体のいじめ防止活動」の項でも述べたが、人間の行動において環境が果たす役割は大きい。それは、加害生徒の支援でも同様である。加害生徒が反省し、再出発しようとする際に欠かせないのは、周囲の姿勢である。それは、犯罪者が罪を償い、社会復帰をするときに似ている。加害生徒のリスタートに欠かせないのは、周囲、中でも生徒の温かい目である。被害生徒には要求しにくいが、他の生徒に求められるのは「罪を憎んで人を憎まず」という姿勢である。つまり、排除ではなく、仲間意識である。周囲の生徒には、「一緒にいじめをしない人になろうね」という姿勢を持たせたい。それには、やはり「子ども主体のいじめ防止活動」が有効である。どのような教えより、重要なのが、学校全体を包む「いじめを起こさない環境あるいは空気作り」なのだ。学校には、排除の論理はない。必要なのは、徹頭徹尾、「どのような子も見捨てない」「みんな仲間だ」という姿勢だ。リスタートを決意した加害生徒が周囲から排除され、行き場を失った場合、その生徒は、再び愚行に走る。排除することで、加害生徒が立ち直ったという話は聞いたことがない。

「いじめを為す原因の一つは、自己評価の低さ」とアドラーも指摘しているが、どの生徒も、「自分も存在していいのだ」という確証を得たいのである。そのために、仲間の輪の中にいたいと思っているのである。むしろ、そのための歪んだ自己主張がいじめという行為に現れている見方もできる。それならば、加害生徒を集団から排除することは、何の解決にもならないどころか、さらに悪い方向に追いやってしまう可能性もある。よって、教師がやるべきことは、加害生徒に自分を見つめさせ、とるべき行動を明確にさせ、集団の一員として行動してもらうことで、集団の一員であるという感覚を味わわせてもらうことで、彼に立ち直ってもらうことである。

くれぐれも、「反省し、二度といじめをしない生徒になったら集団の一員にしてやる。それができないうちは、信用できないので、仲間に入れてあげない」という姿勢を、教師も周囲の生徒もどることがないようにしたい。そもそも、冒頭に述べたように、人の行動は環境の影響が大きい。その視点にたてば、加害生徒を出現させた責任の一端は、その学校に存在する人々にも責任があるのである。これを全員で自覚し、加害生徒のリスタートを応援することは当然なのである。

6 自己決定し、自分責任で人生を切り開く態度の形成を目指す

いじめ指導も学校では、生活指導の一環である。その生活指導だが、「管理ではなく、生徒の自治能力育成」というのが今日の生活指導である。

それならば、いじめの指導の場合も、教師の指示・命令に偏るのでなく、加害生徒に「自己や周囲の状況を改善するためにどうすればよいか自分で考え、自身が判断、決定し、責任をとる」ということを、教師が支援し続ける必要がある。

人間は、どんなことでも、他からの命令や指示でやらされている限りは、結果につい

て自分で責任をとることはしないものだ。それでは、人は成長しない。

最終的に、いじめ行為を行うかどうかは、本人の心の問題でもあるので、「自律心」を育成しなければ、また同じようなことをくり返していく可能性がある。

その「自律心」を育成するためにも、ここで述べたことが重要なのである。

7 「どんな理由があっても、いじめは許されない」教育を徹底する

人間は、全員、個性的である。親切な人、穏やかな人、人付き合いが苦手な人、身勝手な人、など様々である。そんな中で、例えば、始終人に迷惑かける人などは、できれば一緒にいたくないと思われて、結果的に集団から外されることもある。その結果、「仲間外し、無視」といういじめ行為が発生することもある。

そんなとき、教師はどのような指導をすべきだろうか。

そもそも、我々の社会では、「悪さをした人には、何をしてもよい」とはなっていない。このことをしっかりと押さえておく必要がある。よって、学校においても、たとえ原因がその子にあるにせよ、「仲間外し、無視」といういじめは、人権上絶対に許されない、ということを、人権教育・法教育なども行いながら、繰り返し教育する必要がある。そして、いじめ以外の方法で、解決する方法をみんなで考え、実行していくことが人間として正しい姿勢であることを教えるのである。もちろん、教師自身が率先して実行するロールモデルであることは当然である。そして、他人に迷惑行為を繰り返す生徒も人一倍の努力が必要があるので、「大丈夫、学級のみんなも先生も応援してるよ。」と声をかけながら支援していくのである。

以上が、いじめを行う生徒の指導には、不可欠な教育である。

添付書類一覧

- 1 別表1 子ども・保護者間の出来事と学校の対応
- 2 別表2 家庭環境・自傷行為に関する学校の対応
- 3 別表3 北杜市教育委員会の対応①（平成30年6月以前）
- 4 別表4 北杜市教育委員会の対応②（第三者委員会の設置・運営に関するもの）
- 5 当委員会の開催状況
- 6 参考文献一覧
- 7 北杜市民の皆様へのお願い
- 8 子どもたち・保護者の皆様
- 9 いじめ防止推進法の正しい使い方のためのチェックリスト

【令和3年8月18日付け提出の報告書版】

はじめに

当委員会は、北杜市教育委員会（以下、「市教委」という）より諮問を受け、令和元年1・1月以降、本事案の調査・審議を行ってきた。具体的に諮問を受けた調査の目的及び目標は、①事実関係を明らかにすること、②再発防止、③生徒の学校復帰支援とされている。①事実関係の調査について終了し、②再発防止のための提言等を審議する過程で、②③の調査目的に鑑み、本報告書を正式な報告書として提出した上で、当委員会として、当委員会の提言に対する市教委の対応姿勢についても評価することが、当委員会の目的に含まれると判断し、引き続き調査を継続することとした。

すなわち、第三者委員会における事実調査や再発防止策の提言は、事実調査や再発防止策の提言を出すこと自体が目的ではなく、調査結果を自治体・教育委員会が受け入れて施策が実施され、子どもたちが安心・安全に学校生活を送れる環境を作ることが目的であるからである。

それぞれの目的について以下詳述する。

②再発防止について、当委員会では、提言する再発防止策については、市教委において実施内容が不明確なスローガンを提言するのみにとどまったり、実現が不可能な内容を提示して実施がされない事態に至ったりすることがないよう検討している。そして、具体的提言内容については、市教委の施策の転換を求めるものも含んでいることから市教委での調整が必要であろうと判断し、当委員会の案として、令和3年6月下旬に市教委に示し、実施についての検討を依頼した。

したがって、再発防止策について、本報告書で提言を行ったが、これに対する市教委の対応体勢に関する回答を踏まえ、さらに補充の必要があれば指摘することを予定している。

また、いじめ防止は自治体の責任であり、再発防止策の実施には、市教委だけでなく、市長の姿勢が極めて重要であり、これについても委員会として確認する予定である。

加えて、当委員会の調査の経過の中で、第三者委員会の調査に関する市教委の対応について、当委員会で指摘し改善を求めるべき点が認められ、これらについても報告書にまとめることが再発防止のために必要不可欠であると判断しており、併せてこの点についても報告を行う予定である。

③の生徒の学校復帰支援とは、単に学校に登校できる状態にすることが目標ではなく、いじめが解決すること、すなわち、当委員会の調査結果を生かして、被害生徒を支援するとともに、周囲の生徒らの教育を行うことで、被害生徒の安心・安全な生活を取り戻すことである。

いじめの解決には、後に示すとおり、事実の認識を共有するとともに被害生徒の傷つきを理解することがスタートになる。いじめの重大事態の調査に関するガイドライン・不登

校重大事態に係る調査の指針には、学校及び学校の設置者は、いじめの事実関係の調査結果や生徒の状況を踏まえて、被害生徒だけでなくいじめを行った生徒の支援・指導についても方針を立てて実施するとともに、保護者も含めて調査結果を情報提供することが求められている。

本事案では、当委員会が指摘したいじめの内容を学校が把握できておらず、市教委の対応も含めて、学年の生徒・保護者への説明やその後の教育において、事実を踏まえた説明や教育をすることができず、これらが不十分なまま時間が経過し、現在も解決できていない状態が継続し、被害生徒の苦痛が継続している。

当委員会では令和2年7月に中間報告書としていじめの事実に関し市教委に対して報告をするとともに、保護者らに対しても説明して意見交換を行ったが、具体的な支援活動等は上記のとおり学校及び学校の設置者において行うべきであることから、ガイドラインに則り、学校及び学校の設置者において調査結果を説明するとともに、支援・教育を行えるよう正式な報告書として提出することとした。

そして、学校や設置者が行う支援・教育についても、当委員会として確認し、報告する予定である。

なお、本報告書は当委員会から教育長に提出するが、いじめ防止対策推進法第30条第2項が定めるように、教育長は、本報告書の内容について、市長に報告する義務を負っていることを確認されたい。

別表3 北杜市教育委員会の対応①
(平成30年6月以前)

	市教委と学校の対応	指摘事項
平成29年(2017年)		
11月29日	被害生徒の自傷行為を学校が把握し、市教委に報告した。	中学校はこの時点で、虐待を検討し、子育て部門に電話しており、後にはこれは通告であったと述べている。 しかし、市教委宛の報告書には虐待との記載や通告の報告はない。 後に虐待などの学校の話があったときにこの対応について、振り返った記録もない。
12月12日	被害生徒がアンケートでいじめの被害を訴えた。	自傷行為から2週間でのいじめの訴えがあったにも関わらず、いじめとの関連性を中学校が検討しなかったことについて、市教委で指摘していない。
平成30年(2018年)		
1月30日	いじめの被害を被害生徒が保護者に訴え、欠席を開始。	
2月8日	被害生徒が精神科病院を受診し、入院を勧められる	
2月13日	校長が、教育長、教育部長、指導監、指導主事に本件を口頭で報告し、今後の対応について協議した。校長のメモには、「本人や保護者の気持ちに即してしっかり寄り添うようにと指導を受ける。」との記載。	校長の報告が口頭報告で書面がない。また、市教委においても面談結果の記録が提出されていない。 今後の指導についての具体性がない。 この時点では28条1項1号の重大事態と認定可能では、もしくは2号になる可能性を視野に入れた指導が必要。
2月15日	校長が会議の場で偶然会った教育長に現状を口頭報告	
2月26日	謝罪の会について、校長が市教委に口頭報告	謝罪の会について市教委の指導ができていない。 滞りなく終了したかに報告されているが、当日の夕方には、当事者双方から不満の声が出ているが、そのことについては報告されていないなど情報共有が不十分。
2月28日	被害生徒の別室登校に伴い、校長が市教委に人員の派遣を要請するが、年度末で対応が困難と断られる。SCの利用は可能との説明があった。	突然的な別室登校に伴い、小規模校での対応の困難さについて市教委が対応できていない。 結果的に、現場が疲弊して、いじめについて十分な対応を検討することができなかった可能性がある。
3月2日		市教委は学校のやることを明確に示すように指示しているが、以後も学校のやることは明確に示されておらず、学校の行動まで管理できていない。
3月7日	校長が指導監に電話	
3月9日	被害生徒が入院する予定であることを校長が指導監に連絡する。	精神科病院に入院が必要との診断を受けたのであれば、重大事態にあたるとの判断すべきであった。
3月12日	被害生徒入院	不登校重大事態についての目安30日 別室登校やカウンセリング登校を登校とカウントせず、広く認識することが必要ではないか。不登校重大事態の可能性を想定した準備がなされていない。
3月13日	市教委の指導監が中学校を訪問し、被害生徒の祖父が市長に直接いじめについて訴えたこと、これを聞いた市議会議員から市教委へ働きかけがあったことを伝えた。	
3月14日	市教委の指導監及び指導主事が被害者宅を訪問し、被害生徒祖父より事情を聴取した。学校は、同級生・保護者らとの三者懇談を行った。	
3月15日	市教委の指導監及び指導主事が被害生徒の保護者と面談した。市教委は学校に指導するとともに、保護者と学校との間に入り、対応することを決めた。	

別表3 北杜市教育委員会の対応①
(平成30年6月以前)

	市教委と学校の対応	指摘事項
3月16日	市教委の指導監及び指導主事が学校を訪問し、校長・教頭・主任・担任・生徒指導主任と面談した。指導監は、学校に対し、保護者と被害生徒との関係性やそれに関わる学校の対応とは切り離して、被害生徒のいじめとの訴えに対応するよう指導した。また、学校に対し、これまでの指導記録などの提出を求めるとともに小学校での被害生徒の状況についての調査は市教委が行うこととし、調査結果は市教委が取りまとめるとした。	家庭の問題といじめの問題を切り離すようにとの指導はよい。 ただし、学校は切り離せていない。 「いじめの訴えに対応」という行動の中身や時期設定などが学校と市教委で共有することが必要であった。 もしくは、市教委による調査や第三者の加入など次のステージへの切り替えの時期を明確にすべき。
3月19日	中学校の担任と主任が家庭訪問をした。保護者らとのコミュニケーションが取れない結果となり、担任が市教委に相談した。	家庭の要求への丁寧な対応が必要と回答しているが、学校を具体的な対応に至らせる指導ができていない。
3月20日	市教委の指導主事が家庭を訪問し、祖父母と面談した。被害生徒の主訴について、書面で確認したところ、祖父より1点追加の依頼があった。 市教委の今後の対応については、いじめの実態把握と事実確認として、学校から提出された資料等の精査、必要に応じた聞き取り調査、中間報告、さいはつぼうしへの方策の検討、保護者への説明、学校への指導、保護者会での説明事後相談への対応など順をおつて記載されている。	書面で主訴を整理し、今後の方策について被害生徒保護者に明確に示し、意見を聞いた点についてはよい。 ただ、その後、この手順に沿ったことがなされていないことが、不信感につながっている。
3月20日	指導主事が担任と電話で話したところ、担任は対応に苦慮していることを相談した。指導主事は、いじめの調査など家庭の要望を整理し、それに真摯に対応するように伝えた。	担任に対し、保護者の要望を整理して説明し相談に乗っている点、担任と保護者とのコミュニケーションが取れなくなっているのは、保護者が最も望んでいるいじめの調査についての学校の行動や説明が足りていないが原因であり、学校の対応について、問題であると把握した点についてはよい。しかし、調査や報告に関する学校全体の行動を見直すように管理職に対して指導し従わせる、もしくは、市教委がより介入するなど具体的な行動に繋がっていない。
3月22日	市教委の指導監及び指導主事が中学校を訪問して校長及び教頭と面談し、3月19日の家庭訪問について、家庭の状況を聞くだけで、学校の方針を伝えないことによって、家庭との距離が遠くなつたことを指摘した。市教委は、中学校が、学校としてはやることはやっていて、関係構築ができないのは保護者の気質のせいであると考えていることについて、問題であると捉えた。	
3月23日	家庭から、市教委の指導監及び指導主事に対し、学校は家庭からの質問へは回答がなく、自分の言い分を繰り返すのみであることから、精神的に耐えられないので、学校からの連絡を止めて欲しいとの連絡があった。同日、市教委から中学校へその旨を伝えた。	
3月26日	中学校は、被害生徒の通信表とともに、手紙を保護者へ交付したが、保護者は、読む気になないと市教委の指導主事に話した。	
4月1日	4月、年度が替わり、担当していた指導監が異動になり交代した。	担当者に異動にあたり、これまでの見立ての引継ぎ、対応の共有ができていない。
4月4日	被害生徒の学年の担任が交代したことを指導主事から連絡した。	
4月12日	交代した指導監と指導主事が被害生徒宅を訪問した。	
4月15日		
4月16日	被害生徒保護者は、学校で2年生時のI教諭と面談した。保護者は、I教諭のことは信頼すると述べた一方で、I教諭に対し、これまでの経緯の情報が伝えられていないことに対し、不信感を持つ旨も述べられた。	担任への引継なしに、いじめの教育について、どのように行うべきか、学校と市教委で検討した記録がない。
4月16日	この報告を受けた市教委は、年度末の三者面談の結果を書面にまとめ報告するように指示した。	市教委からの指示に対して、学校が速やかに記録が提出していないが、これに対する指導がない。

別表3 北杜市教育委員会の対応①
(平成30年6月以前)

	市教委と学校の対応	指摘事項
4月23日	市教委の指導監及び指導主事が被害生徒宅を訪問し、学校での三者面談及び小学校教諭からの聴き取りを元に報告書を渡し、小学校からのいじめは確認できなかった旨を報告した。今後の対応として、被害生徒と指導監が面談したい旨を申し出たが、保護者はこれを拒否した。市教委としては、今後も家庭訪問をすることを決めた。	中学校におけるいじめの内容について、中学校から明確な報告が得られておらず、生徒から聞きとった内容のメモのみで、教員らの把握していた事実を含めた見立てについては、中学校からは報告を得られていない状況で、保護者に提出した書面にも記載がなく、中学校へ指導した内容のみが記載されている。 教室で何が起きていたのか、学校はそれをどのように現在把握しているのか、という被害生徒保護者の最も知りたいことに応えられていない。
4月25日	市教委の指導監は、校長と面談し、今後も被害生徒保護者に寄り添うように指導した。	調査の報告をした効果観測や分析がなく、従前どおりの対応をしており、市教委からの資料提出の指示は学校に通じておらず、学校は保護者に対するケアの視点からのみの対応を行っている。
4月26日	教諭が家庭訪問を実施し、保護者は被害生徒の様子と共に、保護者自身が精神的に不安定になっており、休職をするなどした旨を話した。	
5月7日	教諭が家庭訪問を実施した。市教委は学校に対し、被害生徒の心情を■に伝える機会を設けることを提案した。	本事案の全体像ではなく、■と被害生徒の対立関係のみに着目した対応であり不適切。被害生徒の心情理解は、まずは、学校が教育として行うべきであり、被害生徒にその負担を負わせるのは不適切。
5月8日	学校で上記提案を検討し、まずは、被害生徒の現在の精神状態などを転校先の学校から聞いた。市教委の指導監と面談しよりよい対応を話し合った。	■が本事案について、どのように理解しているかということの情報を学校から正確に得られていない。
5月10日	市教委の指導監と指導主事が被害生徒の家庭訪問を実施。	新しい担任の家庭訪問に対しての信頼感を聞いたこと、市教委とのコミュニケーションも取れていることから、感情的な解決のために加害生徒との関係改善を目指す方針にした。 新しい担任や市教委との関係性が持てるか否かという保護者の対応の問題と、いじめの問題を混同して解決への方針を立てたことが不適切である。
5月11日	中学校では、生徒会が仲間づくり宣言を採択した。	
5月17日	5月17日教諭が家庭訪問を行った。市教委の指導監及び指導主事が■の保護者と面談した。■の保護者は、被害生徒保護者がこちらの話を受け入れる状況にならなければ、話し合いは行えないと言った。	学校の対応とリンクしておらず、学校と市教委が独自に動いている。また、事実調査が十分でない(中学校でのいじめの内容について、市教委が把握できていない)にもかかわらず、対話による解決を試みることで、否認している保護者側の主張に反駁できず、一方的に意見を聞くだけになっている。
5月21日	生徒指導主事は、校長に電話し、勝手に■の保護者と連絡を取ったことについて謝罪をした。 校長は、他の生徒らの1年時担任への言動、被害生徒の家族が近所で被害生徒がいじめにあって入院したことなどを話していたことなどの情報を生徒指導主事に話した。	市教委の対応と学校の対応の意思疎通が取れていない。 校長に指導する立場の生徒指導主事が謝罪しており、立場が逆転している。 本事案の解決に向けた対策の話し合いにはなっていない。
5月23日	被害生徒祖父が市教委に電話し、進展がないことに不満を述べた。	
5月25日	市教委の指導監と指導主事が校長と面談した。■の保護者と被害生徒保護者の対話が実現するように市教委が間にに入ることとした。	■の保護者との面談の結果をみれば、対話の素地ができるおらず、対話による解決は見込めないことは明らかであるにも関わらず、当初見立てた方針を変更していない。
5月25日	市教委の指導監と指導主事は被害生徒祖父と面談した。	
5月28日	被害生徒保護者らが、市議会議員を同行して同月30日に面談したい旨を申し入れた。	
5月29日	教育長、教育部長、教育総務課長、指導監、指導主事が、校長、教頭と面談した。学校としては今後の指導体制を整えること、市教委としては、翌日の議員らとの面談で傾聴することを決めた。	
5月31日	被害生徒保護者、祖父、市議と教育総務課長、指導監、指導主事が面談した。	

別表3 北杜市教育委員会の対応①
(平成30年6月以前)

	市教委と学校の対応	指摘事項
	市教委は、被害生徒保護者らに対し、これまでの要望に十分に応えられていないことについて謝罪するとともに、小学校の時のことなどについて、市教委で調査するも事実が確認できなかったために、十分に調査をした上で提出することを考えていた旨説明した。	
	市議は、法律にのっとって、自傷行為があった時点もしくは不登校になった時点で、重大事態と認定すべきであると指摘し、第三者委員会の設置を求めたが、市教委は重い事態とはどちらていて、第三者委員会は、相互に傷つき、なかなか明確な結果が得られない状況もある旨を述べた。	重大事態の認定について、法律にのっとって行えていない。重大事態と認定した上で、調査を第三者委員会で行うか否かは別の判断である。
5月31日	I教諭が家庭訪問を実施した。被害生徒保護者は、謝罪がボルの件だけについて行われたことに不満を持っていることを述べ、I教諭はそのときに遡って指導はできないが、似たような問題があるので、そのことについて指導する旨を伝えた。	担任は交代しているが、本案への指導が1年時に完了してはいない以上、新しい担任においても引き続き教育を行うよう指導すべきであった。
6月1日	市教委の指導主事は、主任児童委員と面談して、経緯について聴き取りを行った。	主任児童委員は、虐待を主張する校長に対し、そのような保護者ではないと話したが受け入れてもらえたかったことに対する不満を持っていた。校長以外の見立てを生かした市教委での事実認定はできなかったのか。
	市教委の指導監は、教育事務所でSSWらと面して、今後の対応について協議した。その後指導監は校長、教頭と面談し、SSWと連携について協議し、本件について、反省と再発防止策を考えることを依頼した。	市教委からも学校からも再発防止策について、書面の提出はない。学校が考えた再発防止策を市教委がどのように指導してプラスアップしたのかも不明。第三者委員会にも明確に示されていない。
6月6日	市教委の指導監は、被害生徒宅の家庭訪問に先立ち、校長と教頭と面談し、被害生徒保護者らに話す内容について確認した。指導監と指導主事が被害生徒宅を訪問し、被害生徒保護者、祖父、市議と面談した。市教委は、SSWを利用することで、被害生徒保護者や祖父らと地域との関係修復を提案した。	いじめの事実確認という根本解決がなされていない段階で、支援策のみを提案するのは、被害者の感情を逆なでもものである。
	被害生徒保護者らは、調査の結果について自分たちや他の生徒保護者らに情報共有がなされていないことについて、不満を述べた。市教委は、再度中学校から調査結果の説明を受けてはどうかと提案した。被害生徒保護者らは、学校がきちんと他の保護者らにも説明する機会を設けるべきであるのにそれをしないことで、地域で噂だけが流れていて、家族の地域生活もままならない状況であることを話し、第三者委員会の設置を要望した。	
6月11日	I教諭が家庭訪問をした。市教委の教育総務課長、指導監、指導主事が、被害生徒保護者、祖父と面談し、第三者委員会を設置することを市教委の方針とする説明をした。第三者委員会の委員の氏名については、被害生徒側、学校側どちらにも明らかにしない旨を説明した。	
6月12日	指導監は校長、教頭に対し、第三者委員会の設置について説明した。	
6月18日	校長のメモには、「市のほくとっこ元気課相談員2名と面談し、被害生徒の支援について、退院後も連携する」旨の記載がある。	

別表4 北杜市教育委員会の対応②
第三者委員会の設置・運営に関するもの

教育委員会の対応		指摘事項
平成30年(2018年)		
5月30日	被害生徒保護者、祖父、市議と教育総務課長、指導監、指導主事が面談した。	
	市教委は、被害生徒保護者らに対し、これまでの要望に十分に応えられていないことについて謝罪するとともに、小学校の時のことなどについて、市教委で調査するも事実が確認できなかつたために、十分に調査をした上で提出することを考えていた旨説明した。	
	市議は、法律にのっとって、自傷行為があつた時点もしくは不登校になつた時点で、重大事態と認定すべきであると指摘し、第三者委員会の設置を求めたが、市教委は重い事態とはどちられているが、第三者委員会は、相互に傷つき、なかなか明確な結果が得られない状況もある旨を述べた。	
5月31日	I教諭が家庭訪問を実施した。被害生徒保護者は、謝罪がボールの件だけについて行われたことに不満を持っていることを述べ、I教諭はそのときに遡って指導はできないが、似たような問題があるので、そのことについて指導する旨を伝えた。	
6月1日	市教委の指導主事は、主任児童委員と面談して、経緯について聴き取りを行つた。	
	市教委の指導監は、教育事務所でSSWらと面して、今後の対応について協議した。その後指導監は校長、教頭と面談し、SSWと連携について協議し、本件について、反省と再発防止策を考えることを依頼した。	
6月6日	市教委の指導監は、被害生徒宅の家庭訪問に先立ち、校長と教頭と面談し、被害生徒保護者らに話す内容について確認した。指導監と指導主事が被害生徒宅を訪問し、被害生徒保護者、祖父、市議と面談した。市教委は、SSWを利用することで、被害生徒保護者や祖父らと地域との関係修復を提案した。	
	被害生徒保護者らは、調査の結果について自分たちや他の生徒保護者らに情報共有がなされていないことについて、不満を述べた。市教委は、再度中学校から調査結果の説明を受けてはどうかと提案した。被害生徒保護者らは、学校がきちんと他の保護者らにも説明する機会を設けるべきであるのにそれをしないことで、地域で噂だけが流れついて、家族の地域生活もままならない状況であることを話し、第三者委員会の設置を要望した。	学校が提示している調査結果は陰口があつた、態度が悪いと噂されているという程度であり、時系列で何があり、どのようなことで被害生徒が傷ついたのかという見立てがなく不十分であるが、それを市教委が修正できないまま、学校との対話不足として捉えて被害生徒保護者を説得しているため、話が平行線になつてゐる。
6月11日	I教諭が家庭訪問をした。市教委の教育総務課長、指導監、指導主事が、被害生徒保護者、祖父と面談し、第三者委員会を設置することを市教委の方針とすることを説明した。第三者委員会の委員の氏名については、被害生徒側、学校側どちらにも明らかにしない旨を説明した。	
6月21日	教育長、教育部長指導主事が甲府地方法務局人権擁護課課長らと面談。	
6月26日	指導監、指導主事が甲府地方法務局人権擁護課長らと面談し、市教委がいじめ専門委員会を設置するにあたり、法務局の人権調査と並行することがよいか確認したが、法務局は判断できないと回答であった。	一方で、後に法務局は市教委が第三者委員会を設置したのちに委員会との判断が相違することによる混乱を防ぐためという理由を被害生徒保護者に告げて調査を中断した。

別表4 北杜市教育委員会の対応②
第三者委員会の設置・運営に関するもの

7月6日	教育総務課長、指導監、指導主事が被害生徒保護者、祖父、市議と面し、第三者委員会について、法務局の人権調査と結論が分かれる可能性があることなどを説明し、法務局の調査を待ってから第三者委員会を立ち上げるのはどうかと提案した。被害生徒保護者はそれでもかまわないとの返答であった。	第三者委員会による調査を希望しているにも関わらず、市教委から調査を行わない方向での説得が繰り返しなされており、不信感に繋がっている。さらに、被害訴える側は学校の対応に不満があると、不安になり様々な機関に相談せざるを得なくなるが、相談した先が動いたことを理由に被害者側の要望を回避しようとしており、さらに失望させている。
	第三者委員会の委員委員について、市教委は役職のみを提示した。	
	被害生徒保護者らは、調査の結果について自分たちや他の生徒保護者らに情報共有がなされていないことについて、不満を述べた。市教委は、再度中学校から調査結果の説明を受けてはどうかと提案した。被害生徒保護者らは、学校がきちんと他の保護者らにも説明する機会を設けるべきであるのにそれをしないことで、地域で噂だけが流れていて、家族の地域生活もままならない状況であることを話し、第三者委員会の設置を要望した。保護者は、①役職だけではない詳細を知りたい②推薦書を提示して欲しいことを要望した。	役職だけでは中立公平な判断をする人が判断することは不可能。要望に応じ、より詳細な情報を開示すべき。情報開示によって被害者側からの働きかけで、中立な判断ができなくなるのであれば、そもそも中立公平な判断ができる人との判断はできないのです？ 推薦書は事前に求めていなかった場合でも要望に応じることはできた。
7月12日	市教委は、被害生徒保護者らに対し、第三者委員会の委員に関し、以下のとおり記載のある文書を持参し説明した。	
	(1)学識経験者3名 ・大学教授(教育学に長けた教授として山梨県立大学からの推薦) ・弁護士(甲府市に事務所を構える法律事務所) ・臨床心理士(山梨大学からの推薦) (2)関係行政機関 ・地域学力向上推進幹(山梨県教育委員会からの推薦) ・児童福祉司(山梨県中央児童相談所からの推薦) (3)その他教育委員会が必要と認めるもの ・人権擁護委員(当該町以外の地域より、利害関係のない者) ・民生委員児童員(同上)	関係行政機関の職員については、異動の可能性もあり、継続的な審議に影響がある可能性があることに留意すべきである。 虐待との疑いを指摘しているときに児相職員をいれることは問題が生じる可能性がある。調査の過程で虐待の疑いが生じた場合は、児相は調査を要する。
	これに対し、被害生徒保護者からは概ね以下の要望があつた。 ・委員候補者の出身地、職業、これまでの経緯が知りたい ・推薦理由を書面で提示して欲しい	
7月13日	被害生徒保護者は、委員選任について、以下のとおり要望した。 ・北杜市民でなく、北杜市民と関係がない人を選任して欲しい。 ・8名にした理由を説明して欲しい。人権擁護委員、民生児童委員の3名は委員になってもらわなくてよい。 ・職能団体、大学等からの推薦理由を書面で提出してもらって欲しい	本件では、学校からの依頼で地区の児童民生委員らが被害生徒家族に関わっており、委員らに被害生徒保護者は要望等を話しているが学校は対応をえていない。被害生徒家族から見れば、委員らは学校に反する意見を言えないのではないかと考えることは不思議ではない。
7月20日	教育部長、教育総務課長、指導主事は、書面に基づき回答をした。 北杜市民以外を委員として欲しいとの要望に対しては、当該地区以外で足りるとの判断を示し、推薦理由書は提出せず、各委員候補者の経歴について、若干の情報を付加して回答した。	
7月20日	第三者委員会の委員及び諮問について、平成30年度7月定期教育委員会で審議された。	被害生徒保護者の同意が得られていないことについて、十分に検討された形跡がない。

別表4 北杜市教育委員会の対応②
第三者委員会の設置・運営に関するもの

7月23日	被害生徒保護者が文科省に連絡をしたことを受け、県教育委員会義務教育課から教育長に対し電話があった。専門委員会の構成について、保護者に理解がされるような説明を行うよう指示があった。	文科省から「理解されるような説明」をするよう指導があるが、結局市教委は委員構成を変更したり、推薦理由書を取り付たりするなど対応の変更をするのではなく、同じ説明を繰り返しているために関係が悪化している。
7月24日	県教委義務教育課長、指導主事と、市教委教育長、指導官が面談し、これまでの被害生徒保護者への説明内容を情報共有した。文科省は保護者に丁寧に説明することを求めていると伝えられた。	
7月25日	被害生徒保護者は、同日付書面で概ね以下のとおり要望した。 ・委員選定の理由について、教育委員会の説明ではなく、職能団体等の推薦理由書の提出を求めて欲しい ・これが改善されるまでは第三者委員会の開催は延期して欲しい。	
7月26日	県教委の指導を受けて、市教委の教育総務課長、指導官が被害生徒宅を訪問した。従前と同様の説明を繰り返し、理解をいただきたいと話した。	
	被害生徒保護者から、第三者委員会の開催延期を求めることが伝えられた。	
	県教委は、市の方針で中立性・公平性は保たれていると思われるとの見解を示した。	教育委員会の判断として中立・公平であるかという視点と、被害生徒側からどう見えるか、その気持ちをどうとらえるかについて問題がある。
7月27日	文科省から県教委に対し、文科省としては、「職能団体の推薦書を出すことは一つの案である」と考える旨の連絡があったことが、市教委に伝えられた。	推薦書の取得について、文科省より指摘があつたが、すぐに検討されていない。
	第三者委員会の開催延期を決めた。	
7月30日	県教委義務教育課長、課長補佐、指導主事、市教委教育長、教育部長、指導監が第三者委員会の委員について検討した。	
8月24日	平成30年度8月定例教育委員会で、第三者委員会の委員に関する被害生徒保護者の要望について審議された。委員については従前の案のとおりとし、丁寧に説明することで対応する方針が決められた。	説明をして理解をしてもらう、すなわち市教委の判断を変更しないという姿勢を貫いており、要望を受けて折り合う姿勢がない。
9月ころ	被害生徒保護者が個人情報の開示請求をするなどし、市教委指導監との間でメールでのやりとりがあつた。	
10月ころ	新聞社が市教委及び教諭を取材した。	取材に関しては、校長は市教委に対し、速やかに書面で報告書を提出しており、いじめの対応との違いが大きい。
11月1日	本件について新聞報道がなされた。	
11月2日	学校が臨時保護者会を開く。市教委からは教育部長、指導監、指導主事が出席する。	
11月3日	市教委が、教諭らから聴き取りを行う	
11月4日	市教委が教頭から聴き取りを行い、資料等を収集する	

別表4 北杜市教育委員会の対応②
第三者委員会の設置・運営に関するもの

11月5日	市教委の教育長、指導監と県教委義務教育課長補佐、指導主事が文科省を訪問し、経緯について説明し、指導を受けた。	報道があつて、初めて迅速に調査に動いた形になっている。 被害者側としては、外圧に頼らざるを得ない状況であった。
11月5日	<p>文科省の指摘事項より下記の点について、指導があつた。</p> <p>【中学校の対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が車を急発進したことなど虐待の疑いを学校が持った時点で児童への通告を検討すべき ・12月のいじめのアンケートの時点で中学校で詳細な調査や対応が必要。誰がどう苦しんでいるのかをはっきりさせ、パワーバランスがどう働いているかを洗い出すことがあるべき姿である。 ・12月の時点でいじめと認知した対応ができていれば1月のポールの事案の発生は防げたのではないか。 ・今回の記録では1号(生命心身財産重大事態の認定は考えられないが、3月12日の時点で2号(不登校重大事態)と認定することも可能であった。遅くとも3月末でえ欠席は30日とカウントできるので、認定すべき。さらには保護者の要望のあった5月末もある。 <p>ただし、第三者委員会の調査の結果、1号にあたるとの判断もありうる。</p> <p>【市教委の対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事態について認識という見方ではなく、認定したか否かである。 ・3月末で認定し、市長へ報告することが必要であった。 ・当初、重大事態と認定しても、調査の結果違ったということはありうる。 ・第三者委員の氏名を明らかにしないことはガイドラインには違反しない。 	文科省からの指摘について、市教委から校長に伝えられた。市教委及び校長は真摯に受け止めてこの時点で自らのことを振り返って、再発防止等の対策を検討していない。
11月6日	被害生徒保護者に委員の氏名について知らせないことはガイドライン違反ではないと文科省が回答した。	調査委員は特別職の公務員であり、聴取りの際には名前を伝えること、報告書が公表される場合には委員氏名も公表されることなどを考慮すれば、委員の氏名を知りたいという被害生徒側の希望がある場合に、調査開始前であることのみを理由に氏名を知らせないことが十分に被害生徒・保護者の心情に沿った対応であったとは評価できない。
11月7日	市教委が小学校担任から聴き取り	ここで教員らから聴き取りを行っているが、これに関しまとめた資料や自己点検等の資料が提出されていない。
11月9日	文科省より被害者推薦の委員を選任した第三者委員会の事例が報告された。	
11月12日	平成30年度第2回臨時教育委員会が開催され、第三者委員会の委員について、人権擁護委員、児童民生委員の3名について、委員から外す旨の決議がなされ、委員氏名について、被害生徒保護者の閲覧させることが決議された。	ようやく対応が変更されたが、遅かったために、少し前に被害生徒側が別の要望をするに至っている。
11月13日	市教委教育部長らは被害生徒宅を訪問し、被害生徒家族に対し、上記内容を提案した。	

別表4 北杜市教育委員会の対応②
第三者委員会の設置・運営に関するもの

11月15日	市教委から、委員候補者の氏名開示について、被害生徒保護者に対し、文書で連絡した。	
11月21日	市教委は、被害生徒保護者に対し、平成30年11月7日付け要望書に対し、 ・推薦理由書は、職能団体に提出を依頼中であること ・被害生徒保護者が委員として参加することはできないこと ・委員の半数を被害生徒保護者の推薦で構成することについては調査中であること を回答した。	推薦書の点、委員の減員についての対応が後手に回ったことにより、被害生徒保護者の要求が増している。対応が遅れると被害者側はさらに精神的に追い込まれ、過大な要求をせざるを得ない状態になることに留意する。
11月26日	平成30年11月定例教育委員会で今後の第三者委員会開催に関し協議が行われた。	
11月28日	市教委教育部長、教育総務課長、指導監は、被害生徒保護者らと面談し、第三者委員会委員候補者の氏名について、閲覧開示するとともに、今後の第三者委員会の開催について、話をした。	
12月5日	教育委員会は、平成30年11月7日付け要望書に対し、以下のとおり回答した。 ・被害生徒保護者が委員になることは、第三者調査委員会という性質上できること ・被害者側が推薦した委員が含まれている事案を文科省に問い合わせたところ3件確認できたこと	被害者側の推薦した委員を入れて欲しいという要望に対し、他にあったことのみ回答しており、かみ合っていない。被害者推薦委員について、市教委がどのようにするつもりなのかの説明がない。
12月12日	被害生徒保護者は、市教委が平成30年7月の説明で、市教委が調査対象となるのであれば、市教委が組織を立ち上げることはできないと述べていたことを理由に以下の要望を述べた。 ・市長の直轄で第三者委員会を選出する ・委員は、市から2名、被害者推薦2名の計4名とする	
12月18日	市教委は、被害生徒保護者に対し、書面で、11月28日に開示した第三者委員会候補者について、意見を求めた。	
12月25日	被害生徒保護者は、上記意見は、平成30年12月12日付け書面のとおりと回答した。	
12月27日	県教委から市教委に対し、本件について、速やかに調査を開始するよう文書で指導があった。	
平成31年/令和元年(2019年)		
1月10日	平成31年度第1回臨時教育委員会を開催し、平成30年12月12日付けで被害生徒保護者が提出した意見書に対する対応を協議し、市長直轄とする理由についてはないと判断し、市教委として示した案の委員で委員会を開催することを優先すると判断した。	県教委の指導もあり、開催の強行に踏み切った。被害生徒保護者の反対がある中で、第三者委員会がどのように開催されるのか、十分な調査が行えるのかという視点はない。
	同日、その旨を文書にて被害生徒保護者に通知した。	

別表4 北杜市教育委員会の対応②
第三者委員会の設置・運営に関するもの

1月15日	県教委から市教委に対し、文科省から、第三者委員会の早期開催は重要であるが、保護者の同意を得ることは大事なことであるとの連絡があった旨の連絡があった。	
1月18日	市教委は、平成31年1月31日に第1回委員会を開催する旨を文書にて通知した。	
1月31日	第1回委員会が開催された。委員会において、従前の市教委と被害生徒保護者との関係から、委員会事務局は教育委員会以外の部署に対応を求め、教育委員会職員らは、委員会への立会をしないことを求めた。	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者委員会設置までの経緯から被害生徒側から一切事情を聞けない事態に陥っている。 ・市教委及び学校から提出のあった書類上は、学校がいじめに関し、被害生徒・保護者の訴えた事実、それに関し学校としての調査の結果、どのような事実はあると考えて対応していたのかまとめた資料がなく、被害生徒・保護者が何を具体的にいじめと訴えているのかも不明であり、書類上、その要望を把握するのが困難であった。また客観的な資料も不足するものが多数あった。
	あわせて報道機関への対応は、委員長が行うこととして、委員長氏名及び副委員長氏名については、公表することとした。	
2月13日	第2回委員会を開催し、調査方法等について検討し、その結果を被害生徒保護者に文書にて説明した。	
	被害生徒保護者より、市教委の第三者委員会設置に関する対応がガイドラインに反するものであるから、第三者委員会の調査には協力できない旨の回答があった。	被害生徒・保護者の要望が資料上確認できない以上、被害生徒・保護者の要望の聞き取りが優先であり、それが行えない以上はいじめの内容の審議は不可能と判断した。一方で、諸問事項は本事案に関する調査審議であり、事後的な市教委の対応に関しては調査対象になると判断して、その点を調査することとした。
3月27日	市教委より委員会の委員選任までの経緯について、資料の提出を受けるとともに教育長、教育部長、教育総務課長より聞き取りを行った。	
	調査の結果、ガイドラインに照らし不適切な点を認めたため、被害生徒保護者にその旨を報告し、改善に関する意見を聴取した。	
7月3日	委員会は、聴取した意見をもとに、市教委に対し意見書を提出した。	
7月19日	委員長、副委員長が市教委の要望により、教育委員会において、意見書の趣旨を説明した。	
8月26日	市教委より、委員の減員についての疑義があつたため、事情を説明するための書面を送付し、説明をおこなった。	委員の辞任について、1人目の辞任については委員長より市教委事務局に口頭にて報告しており、2人目の辞任については資料を市教委に返却しており、少なくとも市教委事務局は辞任の事実を把握しており、その時点では何らの問合せをしなかったにも関わらず、意見書提出後に指摘を受けた。
	市教委が意見書に従い、被害者が希望する団体から推薦を得た委員の選任に応じる旨の回答があり、被害生徒保護者からの要望を委員長が聞き取り、市教委において、推薦を受けた委員を選任するための手続きを取った。	
11月3日	前委員会を解散したのち、第1回委員会を開催した。事務局について、市教委以外の部署で担当することを決定した。	

別表4 北杜市教育委員会の対応②
第三者委員会の設置・運営に関するもの

11月19日	市教委を通じ、中学校より生徒らの聞き取りについては、受験期であることなどを配慮し、3月卒業後を希望する旨の要望書の提出があった。	・市教委は、生徒らが卒業する前に報告書を提出してもらいたいと考え、11月に設置した旨の発言をしているが、中学校と認識を共有していない。
令和2年(2020年)		
4月13日	緊急事態宣言の発令に伴い、市役所より、県外委員の市役所への立ち入りはお断りする旨の連絡があった。調査の継続のためのWEB会議等の対応はできないとの回答であった。	
	予定していた教育委員会の聞き取りに関し、県外委員の出席の許可を得られないため延期した。	
7月14日	中間報告書を作成して教育長に提出した。	
7月28日	市教委の要請を受けて、委員長及び副委員長で中間報告書に関する意見交換を行った。	当委員会がいじめと認定した事実に関し、教育委員・事務局から、いじめには当たらないと指摘するなどいじめ防止対策推進法、ガイドラインに反する発言のほか、調査に対する指示や威嚇的な言動があった。
8月20日	改めて意見交換を行った。	
9月28日	市教委から学年保護者との意見交換会について、市長選が予定されていることから、市長選後の開催を希望することなどの要望があった。	本事案が選挙の争点となることを想定して要望されたと判断できるが、調査の進行を妨げるものであり、適切な調査の進行という子どもや保護者の利益よりも選挙への影響を重視しており、極めて不適切な要望であった。
	当委員会より市長選は本件とは直接無関係であり、選挙期間中には行わないことなどの回答を行った。	
10月16日	申入書を文科省県教委、市教委に発出した。	
	保護者との意見交換会について、市教委から、教職員の同席、市教委の同席などの要望があった。	保護者の反応を教職員に見せることが理由に挙げられたが、意見交換を行う際に違う立場のものが同席すると、発言がしにくくなる影響がでることから、相当ではないと判断した。
	回答書を発した。	
10月22日	学年保護者らとの意見交換会について教育委員及び教育委員会職員が立ち合いたい旨の申し入れがあった。	上記同様に相当ではないと判断した。既に回答している理由で判断可能であると考えられるが、相当ではない要望を繰り返している。
10月25日	市教委の申し入れに対し、相当でないと考える旨を文書にて回答した。	
10月31日	学年の保護者に対する中間報告に関する意見交換会を開催した。	コロナ禍にあり、公共施設の使用が不透明な状態であったため、中学校での開催を依頼したが、市教委と相談し、教員の多忙化もあり、中学校の使用はできないとの回答であった。本来、市教委は委員会のスムーズな運営に協力するよう学校を説得し、もしくは、職員を手配するなど尽力すべきであるが、このような対応はなかった。

別表4 北杜市教育委員会の対応②
第三者委員会の設置・運営に関するもの

11月24日	教員らとの意見交換会を開催した。	被害生徒が家庭の問題を相談していた事実を指摘し、それに長時間対応していたことを主張する発言があった。また、当該教員が把握できていない事実についても指摘しているが、そんなはずはないなど、否認するような発言もあった。
	事前の連絡はなかったが市教委教育総務課長、指導監が陪席した。	
12月23日	市教委に対し、QUテストの分析、本事案の対応や検証状況等について、回答を求める文書を発出した。	
令和3年(2021年)		
1月22日	市教委より、令和3年12月23日付けの質問等に対する回答書が発出された。本事案の対応として本事案を重大事態と判断していないかったこと、検証に関して市教委の問題点については当委員会の調査結果を待って資料を作成するなどの回答があつた。	
2月2日	市教委の教育総務課長及び指導監に対する聴き取りを行つた。	
3月9日	市教委に対し、当委員会の申入書に対する文科省や県教委の対応等について、回答を求める文書を発出した。	
3月24日	市教委より、令和3年3月9日付けの質問等に対する回答書が発出された。申入書について、文科省及び県教委から問合せ・指導がなかったこと、市長から法令等に沿つた対応を行うよう指導があつたこと、市教委は検討会議を行つたなどの回答があつた。	申入書について、県教委は口頭指導を行つたと認識していたが、市教委は指導とは認識しておらず、市教委の対応は改善されなかつた。
3月31日	年度末で教育長は退任したが、退任予定であることは、2日前に事務局より連絡があつたのみであつた。	
4月15日	4月1日から教育長・事務局の体制が変更になったが、教育長との面談の機会がなかつたため、委員会から面談を提案した。	
4月21日	市教委に対し、当委員会の中入書に対する対応(申入れに対し、市教委から文科省や県教委に連絡をしなかつたのか、市長の指導の内容等)、検討会議の内容等について、回答を求める文書を発出した。	
4月30日	当委員会の委員長及び副委員長が、市教委の教育長(令和3年4月1日に就任)と面談。教育長は、当委員会の提言を受け入れ、実施する意思を表明した。	当委員会として、市教委の対応について指摘事項があるが、改善のための提案をするものであり、今後の対応が重要である点について、共通認識が得られた点は評価できる。
5月31日	市教委より、令和3年4月21日付けの質問等に対する回答書が発出された。申入書について、文科省及び県教委に指導を求めていない、市長から具体的な指導を受けていないなどの回答があつた。	
7月1日	当委員会と市教委が面談。本事案の振り返りや報告書の提出について協議を行つた。	
7月26日	市教委に対し、当委員会が前市長との面談を申込み拒否された件につき、市教委の関与等について、回答を求める文書を発出した。	当委員会では前市長の聴き取りも調査上必要であると判断したが、市教委は、前市長が回答を拒否したことに対して、翻意を促すことは困難な状況であった。

別表4 北杜市教育委員会の対応②
第三者委員会の設置・運営に関するもの

8月4日	当委員会と市教委が面談。市教委によるいじめ防止のための取組み、前市長の面談拒否への対応、今後のスケジュールなどについて協議した。	報告書の案を事前に市教委に提出し、課題を認識して、取組を検討するよう要請したところ、迅速に検討している状況の説明があつた。
8月17日	市教委と被害生徒保護者の面談が行われた。教育長よりいじめ防止のための取組み等の説明、保護者の市教委への要請等について協議された。	
8月18日	市教委に対し、報告書を提出。	
8月20日	当委員会及び市教委が同席の上、記者会見を行った。 市教委は、本事案の対応の不備に関する謝罪や今後のいじめ防止の取組みについて話した。	
8月23日	元校長が報道を受けて転居前の被害生徒宅を訪れ、被害生徒家族と面談した。	元校長は謝罪の意図での訪問であったが、市教委に提出した報告書を元校長はまだ読んでいない段階であり、認定された事実の認識もしていない状態であったため、家族の心情を害した。謝罪の会と同様、悪かった点を理解せず謝罪することにより、更に傷つける結果になっている。
8月23日	元校長に対し、教育長が口頭指導した。	被害生徒保護者の指摘を受け、迅速に直接、思考や行動の誤りを指摘した点は評価できる。
8月23日	当委員会及び市教委は、被害生徒同級生及びその保護者を対象とした説明会を開催した。説明会には、保護者のみ出席した。	
8月27日	当委員会及び市教委は、県教委と面談した。面談では、本事案内容や被害生徒の辛い現状を説明し、今後の対応を協議した。	
8月27日	当委員会及び市教委は、小学校及び中学校の当時の教職員に対する説明会を開催した。説明会では、加害生徒に対する指導の質問があり、市教委は、個別面談を行う旨回答した。	
8月31日	当委員会及び市教委は、中学校の当時の校長及び当時の市教委に対する説明会を開催した。説明会では、加害生徒への寄り添いが不十分であったこと、重大事態などの法的事項の認識が不十分であったなどの意見が出された。	
8月～9月	市教委は、中学校の同級生のうち、ボールの件に関係した3名の生徒及びその保護者と面談を行った。市教委は、本件いじめの構造や当時の被害生徒の辛い心情を伝えた。	
9月	市教委は、被害生徒が在籍する校長を含む教職員と面談を行った。面談において、市教委から、本事案の内容や被害生徒の辛い状況の報告がなされ、今後の対応を協議した。	報告書を用いるなどして、具体的に被害生徒の心情を共通認識とすることができたことは評価できる。一方で、入学後これまでの間、相互の情報共有がなかったことにより、対応が後手になった。
9月	市教委は、被害生徒保護者と元校長の面談に立ち会った。	
10月8日	当委員会と市教委が面談。令和3年8月報告書提出後の対応について総括するとともに、市教委から、提言の受けた対策の検討状況の報告を受けた。	

当委員会の開催状況

【専門委員会等】

回	期日・場所	内容
1	R1.11.3(日) 北杜市役所	概要等の確認、調査方針（調査目的・調査方法等）・マスコミ対応の検討等
2	R1.11.17(日) 甲府市内	教育委員会事務局提出資料の確認、聴き取り調査の進め方の検討等
3	R1.11.19(火) 甲府市内	被害生徒・保護者聴取事項の確認、学校への提出依頼書類の検討、聴取調査の進め方の検討（対象者・依頼方法等）、調査補助員の選任の検討等
4	R1.12.3(火) 甲府市内	学校宛依頼書の確認、聴取調査についての学校との交渉状況報告、生徒らへの説明資料・アンケート検討、保護者説明会の開催・マスコミ対応の検討等
一	R1.12.5(木) 北杜市内	保護者説明会
5	R1.12.17(火) 甲府市内	生徒ら・生徒ら保護者からの要望検討、生徒ら聴取調査検討（順序、設営、スケジュール、内容等）
6	R2.1.7(火) 甲府市内	生徒ら聴取事項の確認・検討等
7	R2.1.14(火) 甲府市内	生徒ら・生徒ら保護者からの聴取調査内容確認、医師への質問書確認、生徒ら聴取調査結果確認、教職員からの聴取調査検討（事前提出資料、順序、スケジュール等）
8	R2.1.28(火) 甲府市内	学校宛依頼書の確認、保護者からの電話聴取事項確認、教職員への聴取事項検討、今後の聴取調査等スケジュール検討等
9	R2.2.18(火) 甲府市内	教職員からの聴取事項確認、病院からの回答状況確認、今後の聴取調査・報告書作成検討等
10	R2.5.19(火) WEB会議	中間報告書の検討
11	R2.6.2(火) WEB会議	中間報告書の検討

12	R2.6.16(火) WEB会議	中間報告書の検討
一	R2.6.28(日) 甲府市内	被害生徒・保護者への中間報告
13	R2.6.30(火) WEB会議	中間報告書・提出依頼資料の確認、今後の聴取対象者・聴取日程の検討、本報告書に向けた確認事項の検討等
14	R2.7.14(火) 北杜市役所	生徒ら保護者・教員への中間報告についての検討、教育長に対する中間報告
一	R2.7.28(火) 北杜市役所	教育委員会への中間報告
15	R2.8.2(日) WEB会議	教育委員会への中間報告についての検討等
一	R2.8.20(木) 北杜市役所	教育委員会との意見交換会
16	R2.9.15(火) WEB会議	生徒ら保護者への中間報告・意見交換会、教育委員会等への申入書、今後の調査についての検討等
17	R2.9.29(火) WEB会議	生徒ら保護者への中間報告・意見交換会、教育委員会等への申入書、今後の調査についての検討等
一	R2.10.31(土) 北杜市内	生徒ら保護者への中間報告・意見交換会
一	R2.11.10(火) 甲府市内	生徒ら保護者への中間報告・意見交換
一	R2.11.24(火) 北杜市役所	教職員への中間報告・意見交換会
18	R2.12.1(火) WEB会議	教職員への中間報告・意見交換会、今後の調査、報告書についての検討等
19	R2.12.8(火) WEB会議	市長宛依頼文及び市教委宛質問書の検討・確認
20	R2.12.22(火) WEB会議	市教委宛質問書、報告書についての検討等

21	R3.1.5(火) WE B会議	報告書についての検討等
22	R3.1.19(火) WE B会議	報告書についての検討等
23	R3.2.2(火) 北杜市役所	市教委宛質問書に対する回答についての確認・検討、市教委からの聴き取り等
24	R3.2.9(火) WE B会議	市教委宛質問書に対する回答について、報告書についての検討等
25	R3.2.16(火) WE B会議	報告書についての検討等
26	R3.3.9(火) WE B会議	報告書についての検討等
27	R3.3.23(火) WE B会議	教育委員会宛依頼文書、提言書、報告書についての検討等
28	R3.3.29(月) 甲府市内	報告書についての検討等
29	R3.4.13(火) WE B会議	北杜市・市教委・県教委宛依頼文書、報告書についての検討等
30	R3.4.27(火) WE B会議	現・前北杜市長との面談、報告書についての検討等
一	R3.4.30(金) 北杜市役所	北杜市教育長と委員長・副委員長との意見交換
31	R3.5.11(火) WE B会議	前北杜市長との面談、保護者との面談、報告書についての検討等
32	R3.5.25(火) WE B会議	現北杜市長への依頼文書、報告書についての検討等
一	R3.5.30(日) 甲府市内	報告書についての保護者との意見交換
33	R3.6.8(火) WE B会議	報告書についての検討等
34	R3.6.22(火) WE B会議	報告書についての検討等
一	R3.7.1(木) 北杜市役所	報告書についての現教育長との意見交換

35	R3.7.6(火) WE B会議	現教育長との意見交換を踏まえての協議、報告書についての検討等
36	R3.7.20(火) WE B会議	前市長の聴き取り実施についての検討、報告書の検討等
一	R3.8.4(水) 北杜市役所	報告書についての現北杜市長との意見交換
37	R3.8.10(火) WE B会議	現北杜市長との意見交換の報告及び検討、報告書の検討等
一	R3.8.10(火) 甲府市内	報告書についての保護者との意見交換
一	R3.8.11(水) 甲府市内	報告書提出及び記者会見にあたっての市教委との打ち合わせ、被害生徒の現状の報告等
一	R3.8.20(金) 甲府市内	報告書提出にあたっての記者会見
一	R3.8.20(金) 山梨県庁	知事及び県教委に対する本事案の報告及び検討事項の申し入れ
一	R3.8.23(月) 北杜市内	報告書提出にあたっての生徒ら保護者への説明及び意見交換会
38	R3.8.24(火) WE B会議	高校の対応についての検討、市長、前市長、教育委員への調査についての検討等
一	R3.8.27(金) 山梨県庁	県教委との面談
一	R3.8.27(金) 北杜市内	報告書提出にあたっての教員への説明及び意見交換会
一	R3.8.31(火) 北杜市役所	報告書提出にあたっての前校長及び市教委への説明・意見交換会
一	R3.9.1(水)	市長との面談
39	R3.9.21(火) WE B会議	市長への追加確認事項、生徒ら保護者からの連絡について、高校の対応について、今後のスケジュールについての検討等
40	R3.10.5(火) WE B会議	高校の対応について、最終報告書について、今後のスケジュールについての検討等

一	R3. 10. 8(金) 北杜市役所	市教委との打ち合わせ
41	R3. 10. 19(火) WE B会議	高校の対応について、最終報告書について、今後のスケジュールについての検討等
一	R3. 10. 24(日) 甲府市内	保護者、生徒ら保護者との意見交換
一	R3. 10. 27(水) 北杜市役所	最終報告書提出

【被害生徒・保護者への聴き取り調査】

期日	出席者
R1. 11. 17(日)	被害生徒及び保護者
R2. 3. 8(日)	被害生徒及び保護者
R2. 6. 28(日)	保護者
R2. 11. 1(日)	被害生徒及び保護者

【生徒ら・生徒ら保護者への聞き取り調査】

期日	対象者
R1. 12. 21(土)	生徒ら
R1. 12. 22(日)	生徒ら
R2. 1. 7(火)	生徒ら保護者
R2. 3. 15(土)	生徒ら及び生徒ら保護者
R2. 3. 21(土)	生徒ら及び生徒ら保護者

生徒らのべ22名 生徒ら保護者のべ5名

【教職員への聞き取り調査】

※役職は「現」と記載のあるもの以外は当時役職

期日	対象者
R2. 2. 4(火)	中学校教職員（現校長、教頭、その他教職員3名）
R2. 3. 3(火)	小学校教職員（校長・その他教職員5名）
R2. 3. 24(火)	中学校教職員（校長・その他教職員3名）
R2. 4. 14(火)	中学校教職員（教職員1名）

R2.4.28(火)	中学校教職員（教職員1名）
R2.8.25(火)	中学校教職員（教職員2名）
R2.9.8(火)	中学校教職員（教職員2名）
R2.10.6(火)	中学校教職員（教職員1名）

【市教委への聞き取り調査】

期日	対象者
R2.4.14(火)	指導監、指導主事、総務課長
R2.8.11(火)	指導監、総務課長
R2.8.18(火)	部長
R2.11.24(火)	教育長

【その他関係者への聞き取り調査】

期日	対象者
R2.10.6(火)	市議会議員
R2.10.20(火)	北杜市役所職員、民生委員
R2.11.10(火)	民生委員
R2.11.24(火)	民生委員（2名）

【書面による調査】

期日	対象者	依頼内容
R1.12.4(水)	小学校	H25～H28 当時のいじめアンケートフォーマット等問い合わせが分かる資料、担任の指導記録以外の生徒指導の記録、アンケート・担任の指導記録等の文書の保存期間について定めた規定等の提出
R1.12.5(木)	生徒ら	聞き取り調査事前アンケート
R2.1.10(金)	病院	被害生徒の病名、既往歴・家族歴、治療経過、処方内容、ストレス源、入院治療に至った

		経緯、市教委または教育関係者への被害生徒情報の開示の有無についての回答
R2.1.28(火)	中学校	生徒らの作文、いじめ対策委員会の議事録・議事メモ・配布資料等、被害生徒の出欠・遅刻早退等の状況一覧、被害生徒の授業の欠席・中抜け等の状況が分かる資料、被害生徒の保健室来室記録、被害生徒の部活動の欠席状況が分かる資料、被害生徒の欠席等の状況について職員間で対応・協議等を行った会議・打ち合わせ等の資料の提出
R2.4.16(木)	市教委教育長	H30.2.28 以前の被害生徒に関する中学校からの相談・報告の内容、中学校に対する指導の内容、ほくとっこ元気課とのやりとりの内容の説明、またそれらの記録・メモ等、中学校からの報告・中学校への指導の記録等の原本で当委員会に未提出の物、当委員会の立ち上げに関する資料の提出
R2.7.1(水)	市教委教育長	教職員対象のいじめに関する研修についての資料、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について市教委が各校に発出した周知文等の資料、hyper-QUについての研修についての資料、自殺防止対策

		についての各校への周知文、マニュアル、研修等の実施が分かれる資料、不登校対策についての各校への周知文、マニュアル、研修等の実施が分かれる資料、H28 以降の生活指導主事の研修についての資料、スクールカウンセラーと教員との連携等に関する周知文、マニュアル、研修等の実施が分かれる資料、福祉関係そのほかの機関との連携に関する資料、児童虐待対応に関する周知文、マニュアル、研修等の実施が分かれる資料
R2.11.2(月)	病院	入院サマリー（退院時概要）・医療保護入院者の入院届の提出
R2.12.23(水)	市教委	Hyper-QU の実施報告書の提出状況及び報告への対応等について、Hyper-QU に関する研修状況について、いじめ不登校対応必携について、自殺対策について、本件事案の対応及び方針決定の経過について、並びに本件事案に関する検証状況についての質問事項への回答と関連する資料の提出
R3.3.9(水)	市教委	Hyper-QU について、申入書に対する対応についての質問事項への回答
R3.3.23(火)	現北杜市長	面談の再度の日程調整
R3.5.26(水)	前北杜市長	面談調査への協力依頼、本件への対応や事実経過についての質問事項への回答

R3.6.23(水)	市教委	被害生徒の転出手続にあたり 保護者から中学校に提出された診断書、他転出に関連し保管されている資料一式の提出
R3.7.7(水)	甲府地方法務局	校長への連絡内容、調査開始の経緯、調査の実施について、調査中止の経緯、いじめ対策に関する連携についての検証の実施等についての質問事項への回答
R3.7.7(水)	前北杜市長	面談調査への協力依頼、本件への対応や事実経過についての質問事項への回答(再)
R3.9.1(水)	北杜市長	本件事案についての引継状況、R2.10.16付け申入書への対応状況、今後の市長としての取り組み・対応についての質問・要請事項への回答

【書面による協力の申入れ】

R2.10.16(金)	文部科学大臣、県教委教育長、北杜市長、市教委教育長	市教育委員との意見交換会での教育委員の言動についての対応に対する指導・助言
R2.9.23(水)	市教委教育長	スクールカウンセラーへの聞き取りの依頼
R3.8.20	山梨県知事、県教委	いじめ防止対策にかかる子どもたちの支援・指導、重大事態への対処に関する市教委への必要な指導、助言、援助の申し入れ

別紙参考文献一覧

【いじめ・加害者の心理的分析】

区分	タイトル	著者・発行者	出版社
書籍	アリアドネからの糸	中井久夫	みすず書房
書籍	いじめの本態と予防	岸本朗 他	アルタ出版
書籍	子どもと青年の素行障害	アラン・E・カズン	明石書店
論文	こころの科学No.180/7-2015 病としての依存と嗜癖	成瀬暢也	

【被害者の心理的分析】

区分	タイトル	著者・発行者	出版社
論文	Adult mental health consequences of peer bullying and maltreatment in childhood: two cohorts in two countries	Suzet Tanya Lereya	

【児童虐待】

区分	タイトル	著者・発行者	出版社
論文	小児の精神と神経60(4):337-343,2021 マルトリーントメントの理解に関する研修効果の検討—子ども虐待を低減するシステムの構築を目指して—	椎野智子 他	
論文	子どもの健やかな育ちのためのマルトリーントメント予防と養育者支援	友田明美	
論文	精神科治療学36(1):29-34,2021 自殺とマルトリーントメント	勝又陽太郎	

【自殺対策】

区分	タイトル	著者・発行者	出版社
書籍	自殺対策の認知療法 エビデンスと症例に基づく臨床実践	大野裕 監訳	岩崎学術
その他	平成28年度 児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会（北関東ブロック）資料		

【Q-U関係】

区分	タイトル	著者・発行者	出版社
書籍	実証性のある校内研究の進め方・まとめ方	河村茂雄 編著	図書文化
書籍	学級集団づくりのゼロ段階 [Q-U式学級集団づくり入門]	河村茂雄	図書文化
書籍	学級づくりのためのQ-U入門	河村茂雄	図書文化
書籍	「いじめの世界」の子どもたち—教室の深淵	深谷和子	金子書房
論文	学級経営心理学研究 2020,9,1-5 学級状態の違いが学習意欲及び学力に及ぼす影響の継続的検討	小野寺正己	

【いじめ対策・学校づくり】

区分	タイトル	著者・発行者	出版社
書籍	「いじめ防止対策」と子どもの権利	鈴木庸裕 編著	かもがわ出版
書籍	小学生のための弁護士によるいじめ予防授業	第二東京弁護士会 編著	清水書院
書籍	エンカウンターでいじめ対応が変わる	住本克彦 編著	図書文化
書籍	いじめから子どもを守る	鬼澤秀昌 他	エイデル研究所
論文	自由と正義 2013年12月号 海外レポート第74回 イングランドのいじめ対策	平尾 漢	
論文	月刊生徒指導 2020年12月号 子どもを孤立させないために	小澤いぶき	
論文	月刊生徒指導 2021年1月号 いじめ問題対策委員会の調査委員の視点で見る教師・学校・教育行政（1） 一校長、管理職への提案	鈴木庸裕	
論文	月刊生徒指導2021年2月号 いじめ問題対策委員会の調査委員の視点で見る教師・学校・教育行政（2） 教育委員会の附属機関だからこそ果たせるいじめ対策委員会の役割を考える	鈴木庸裕	
論文	月刊生徒指導2021年3月号 いじめ問題対策委員会の調査委員の視点で見る教師・学校・教育行政（3） いじめ防止対策から学級活動（特別活動）を考える	鈴木庸裕	

【被災者支援・心理療法・トラウマケア】

区分	タイトル	著者・発行者	出版社
書籍	複雑性PTSDの臨床 "心的外傷～トラウマ"の診断力と対応力を高めよう	原田誠一	金剛出版
書籍	心的外傷と回復	ジュディス・L・ハーマン	みすず書房
書籍	子ども虐待とトラウマケア	亀岡智美	金剛出版
論文	東日本大震災後の被災者の心理的回復過程 ～震災後7年間の語りの変化～	酒井明子 他	
論文	How important are the common factors in psychotherapy? An update	BRUCE E. WAMPOLD	
論文	Psychotherapy Relationships That Work III	John C. Norcross 他	
論文	精神科治療学36(2):201-207,2021 依存症・嗜癖をみるための標準的知識と技能	松本俊彦	
論文	精神科治療学35(6):579-582,2020 トラウマインフォームドケアの意義と広がり 一見逃されがちなトラウマのケアに向けてー	亀岡智美	
論文	犯罪被害者支援における実質的支援の必要性 ～TIC（トラウマインフォームドケア）の視点から	大岡由佳 他	
論文	精神科治療学35(6):573-578,2020 複雑性PTSDのこれまでとこれから	鈴木太 他	
論文	精神療法 第45巻第3号 複雑性PTSDの概念・診断・治療	飛鳥井望	

論文	精神科治療学36(1);79-84,2021 マルトリートメントを受けた子どもへのトラウマインフォームドケア	亀岡智美	
論文	小児精神神経科領域とトラウマインフォームドケア	亀岡智美	
論文	臨床心理学第20巻第1号 トラウマフォーカスト・アプローチ	亀岡智美	
論文	The Incredibly 5-Point Scale: The Significantly Improved and Expanded Second Edition	Kari Dunn Buron 他	
その他	「問題行動の背景をトラウマの視点から考えてみよう」 ド・ケア学校プロジェクト事業	トラウマ・インフォームド・ケア学校プロジェクト事業	

【いじめ・不登校・自殺対策関係の手引・マニュアル】

区分	タイトル	著者・発行者	出版社
その他	令和2年度 研修会の手引	山梨県総合教育センター	
その他	新・学校医手帳	愛知県医師会	
その他	いじめ・不登校対応必携（教職員用指導書）	山梨県教育委員会	
その他	子供に伝えたい自殺予防 学校における自殺予防教育導入の手引	文部科学省 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議	
その他	平成23年度山梨県精神保健福祉センター自殺対策総合研究事業報告書 自殺未遂者への対応 医療機関に搬送された自殺未遂者が地域生活に復帰していくために ー支援者向け手引ー	山梨県立精神保健福祉センター	
その他	職場における自殺の予防と対応	中央労働災害防止協会 編著	

【その他書籍・資料】

区分	タイトル	著者・発行者	出版社
書籍	教育のない学校	カール・ペライター	学陽書房
書籍	うちの子もいじめられました 「いじめ不登校」から「脱出」まで150日間の記録	鈴木真治	WAVE出版
書籍	とびだそう未来へ 中学道徳1		教育出版
書籍	とびだそう未来へ 中学道徳3		教育出版
書籍	オープンダイアローグを実践する	ヤコ・セイックラ（シンポジスト）他	日本評論社
書籍	オープンダイアローグ対話実践のガイドライン	オープンダイアローグ・ネットワーク・ジャパン（ODNJP）	
書籍	その島のひとたちは、ひとの話をきかない 精神科医、「自殺希少地域」を行く	森川すいめい	青土社
書籍	問題解決のセオリー	高杉尚孝	日本経済新聞社
その他	要望書	熊本県弁護士会	
その他	熊本県いじめ防止基本方針（答申）	熊本県いじめ防止対策審議会	

その他	山梨県人権擁護委員連合会 組織図		
その他	いじめ対策に係る事例集（平成30年9月）	文部科学省初等中等教育 局児童生徒課	
その他	スクールカウンセラー活用指針（教育委員会・学校用）	宮城県教育長義務教育課	
その他	令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題 に関する調査	文部科学省	
その他	島根県いじめ防止基本方針	島根県	

北杜市民の皆様へお願ひ

私たちは、北杜市において生活する全ての子どもたちが安心して生活できるよう、私たちが提言した施策が実施されることを切に願ってこの報告書をまとめました。しかし、私たちは調査・報告をすることを目的とした委員会であり、報告書の提出をもって任務は終了します。施策を実施し、子どもたちの安全・安心を守る施策を実施するのは、北杜市、北杜市教育委員会の役割です。

そこで、私たちと同様に全ての子どもたちの安心した生活を願っていらっしゃる北杜市民の皆様に、北杜市、北杜市教育委員会において、子どもの安全・安心を守るためにの施策を実施しているか、法律が守られ、学校が子どもたちにとって安全・安心な場所になっているか、見守っていただきたいというのが私たちからのお願いです。

そして、市民の皆様の力で見守っていただくために、

- ① いじめ防止対策施策推進法の正しい使い方のためのチェックリスト
- ② 市民の力で子どもの安全・安心を守るためのチェックリスト
- ③ みんなの力でいじめをなくすためのチェックリスト(子ども・保護者用)

を作成しました。

いじめ防止対策推進法の基本理念にあるように、いじめはすべての子どもたちに関係する問題であり、その克服のためには、国、地方公共団体、学校や家庭だけなく、地域住民の皆様の連携が必要です。今を生き、社会を担う子どもたちのためにご協力をお願ひいたします。

いじめ防止対策推進法 第3条(基本理念)

第1項 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。

第2項 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

第3項 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

市民の力で子どもの安全・安心を守るためにのチェックリスト

- 市長・教育長は、市民に対し、いじめ対策に関する自らの決意と取組む施策について明らかにしています。
- 北杜市・教育委員会は、いじめ防止のための具体的な取組み決め、その実施状況を具体的に公表しています。
- 北杜市・教育委員会は、いじめの状況・これに対する学校、教育委員会の対応について、毎年公表しています。
- 教育委員会は教育委員会会議において、いじめ対策について具体的に議論し、その内容について、公表しています。
- 北杜市・教育委員会は、いじめ防止対策連絡協議会を開催し、議事録を公表しています。
- 北杜市・教育委員会は、いじめ防止対策について、教育委員会の施策をチェックする組織を作り、そのチェックを受けています。
- 教育委員会は、子どもたちに対して行ういじめ予防のための取り組みについて、その成長発達段階に応じた継続的な課程を作成して実施し、その効果を検証しています。

子どもたち・保護者のみなさま

いじめは、いじめている子やいじめられている子だけの問題ではなく、みんなが関わることであり、みんながいじめのことを知って、みんながいじめをなくす行動をしなければ、いじめをなくせません。そこで、みんなの力でいじめをなくすためのチェックリストを作りました。

みんなの安全・安心が守られているか、チェックしてみてください。

また、いじめにあったときは、傷ついていますから、トラウマ・インフォームドケアという傷つきに対応するときの考え方を参考にすることが必要です。傷ついているときは、何が不安なのかうまく話すことがむずかしいので、このチェックリストを使って、チェックしてください。

学校は、いじめを行ってしまった子どもに対して、同じことをくり返さないように教える責任があります。間違ったときこそ、成長が必要なときですので、いじめてしまったと思ったときも、このチェックリストを使って、チェックしてください。

※言葉が少しむずかしいので、小学校4年生くらいまでの子どもたちは、大人の人といっしょにおこなってみてください。

みんなの力でいじめをなくすためのチェックリスト

1 あなたの周りにいじめはありませんか？

⇒チェックがついたら、あなたの安全が脅かされている可能性があります。

あなたは、誰かの行動で傷ついていませんか。

あなたの周りに傷ついているお友達はいませんか。

※「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいいます。

2 学校はいじめの予防対策をしていますか。

⇒チェックが付かないところは、あなたが安心できないと感じている可能性があります。

学校がいじめ予防を目的に何を行っているか知っていますか？

学校のいじめ予防の取組は子どもが中心になっていますか？

学校のいじめ予防の取組は子どもに対してだけでなく、保護者や地域の人たちにも広がっていますか。

学校のいじめ予防の取組は効果があると感じていますか？

いじめが起きたとき、あなたはそれを誰に話せばいいか分かりますか。

いじめが起きたとき、学校がどのようなことをしてくれるのか、あなたは知っていますか。

3 学校はいじめ対策を行っていますか？

⇒チェックが付かないところは、あなたが安心できないと感じている可能性があります。

あなたや友達が傷ついているとき、誰かにそれを話せましたか。

あなたや友達がどうして傷ついたのか、学校は調べてくれましたか。

あなたや友達がどうして傷ついたのか、学校は理解してくれましたか。

学校は、傷ついていると話したあなたや友達を守ってくれましたか。

学校は、解決の方法について、あなたや友達と一緒に考えてくれましたか。

学校が行う解決のための取組について、あなたや友達と合意しましたか。

学校は解決のための取組をしてくれましたか。

- 学校は、あなたや友達を傷つけた人に対して、そのようなことを繰り返さないよう働きかけ・教育・指導をしてくれましたか。
- 学校の取組みの効果はありましたか。
- 学校は、取組みを行った後のあなたや友達の気持ちを確認してくれましたか。
- 学校の考え方や取組について、分からぬこと（情報をもらえないこと）や疑問に思うことはありますか。
- 学校の考え方や取組について、信頼することができましたか。
- 学校は、あなたや友達、傷つけた人の保護者に対しても、学校の取組について、お話しするなど対応していましたか。
- 学校はあなたや友達にとって安全な場所だと感じていますか。

4 学校はいじめをやめるための教育をしていますか

- 学校はあなたや友達が誰かを傷つけたときに、あなたや友達の話を聞いてくれましたか。
- あなたや友達は、自分の行動によって、なぜ相手の人が傷ついたのか理解しましたか。
- あなたや友達が、これを理解できないときに学校は一緒に考えててくれましたか。
- あなたや友達は、自分がなぜその行動を取ったのか理解しましたか。
- あなたや友達が、これを理解できないときに学校は一緒に考えててくれましたか。
- あなたや友達は、自分の行動をどう変えればよいか理解しましたか。
- あなたや友達が、これを理解できないときに学校は一緒に考えててくれましたか。
- あなたや友達が、行動を変えたときに学校は気が付いてくれましたか。
- あなたや友達が、行動を変えられなかったときに学校は気が付いてくれましたか。
- あなたは行動を変えられましたか。

いじめ防止対策推進法の正しい使い方のためのチェックリスト

いじめはどこにでもあるものだということは認知されてきました。しかし、いじめ対策の難しさは「いじめはあってはいけないこと」ということを強調すればするほど、「あってはいけないこと」が「ある」ことを認めることが難しくなるという心理が働くことがあります。いじめ防止対策推進法は、いじめ対策において、このような心理に基づいて行動することなく、法律に基づいて正しい行動を取ることを求めています。市民の皆様が、「いじめはあってはいけないこと」ということを理解することだけでなく、「正しい行動を取っているか」チェックするための基本事項について、チェックリストにしました。(基本事項を例示するものであり、対策をこれに限る趣旨ではありません。)

1 「いじめ予防」への正しい対処

- いじめ対策委員会を開催し、年間計画を立てて実行する。
- 入学から卒業までに行ういじめ予防のための教育（ソーシャルスキルトレーニング）についてカリキュラムを立て実行する。
- いじめ予防の取組について、子どもと合意をする
- いじめ防止対策推進法・ガイドラインなどの正しい理解をする研修を年1回行う。
- いじめがあった場合の学校の対処方針について、子どもと合意をする。
- いじめ予防に関する取り組みを保護者・地域に広報する。
- いじめ予防についての効果を子ども・保護者・地域から確認する。

基本: ■「いじめ」の定義を正しく理解しています

- 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起きたった場所は、学校の内外を問わない。

間違いやすい判断例

2 「いじめ」への正しい対処

①被害生徒の安全確保と支援

- 被害生徒からの聴取り
- 見守る体制・役割分担は明確に死角がない
- 被害生徒に対策を知らせる
- 被害生徒に学校の対策の効果を確認する
- 加害生徒の行動制御
- 保護者への伝達について被害生徒と決める
- 調査の方針・予定について被害生徒に知らせる
- 調査結果・事実認定について被害生徒に知らせる
- 調査・事実認定について、意見を聞き、学校と認識を共有する。

時間経過

③事実確認のための調査

- アンケートQU（他の生徒の分も含む）指導記録など客観的資料の再検討
- 教員からの情報収集
- 新たなアンケートなどの実施
- 被害生徒側の生徒からの聴取り
- 加害生徒からの聴取り
- *調査と指導を混在させない
- 周囲の生徒からの聴取り

②組織的対応

- いじめ対策委員会での検討・対応
- 記録を取る
- 記録を保管する
- 加害生徒等からの聴取りの際は口裏合わせの危険があるため、多人数で同時に使うことも考慮

- いじめ対策委員会で多様な視点から検討する。

- 生徒・保護者に関わる際に必要な情報を共有し、対応を統一する。

⑤加害生徒への対応

- 内省（徹底的な聴取りと行動原理の自己分析を促す問いかけ）
- 被害生徒の傷つきのメカニズムの理解
- 発達段階・行為の悪質性に応じた責任を取らせる
- 外部機関との連携
- 効果を確認して対応を再検証する。

⑥周囲の生徒への対応

- 事実関係の共通理解
- 被害生徒の傷つきのメカニズムの理解
- 加害生徒の行動のメカニズムの理解
- 内省（自分の行動を振り返り、理解し、改善点を知る）
- 行動訓練
- 効果を検証して対応を再検証する。

⑦謝罪を含めた環境作り

⑧経過観察

- 3ヶ月を目安とする
- 教員の観察だけでなく、被害生徒の意見を必ず定期的に聞く

3 「重大事態」の正しい対処

□「重大事態」の定義を正しく理解しています。※重大事態の要件は以下の2点です

①□いじめによる疑いがある

- 被害生徒・保護者からいじめ被害によるものであるとの訴えがある
- *被害生徒・保護者からの訴えがあれば、必ずいじめによる疑いがあると判断します
- 遺書・手紙・SNSの書き込みなどいじめ被害を伺わせるものがある
- 友人や他の保護者などからいじめ被害によるものであるとの情報がある
- 過去に認知したいじめ（学校が解決したと判断したものも含む）との関連性を伺わせる事情がある。

間違いやすい判断例

①からかいなどどこにでもある行為で悪質ではないと短絡的に判断する

⇒重大事態は、被害の定義によるものであり、行為の外形的な強度や重大性とは無関係です。

調査をせずに、軽いじめであり問題ないと判断することは禁止されています。

②まだ重大な結果とはいえない

⇒結果の重大性の定義や、欠席日数の定義（30日）にとらわれず、いじめの定義と同様に重大事態の範囲を広げて理解し、正しい対応を取ること重要。疑いとは証拠により認定できることは違い可能性があるということです。

②□重大事態である

- 被害生徒・保護者から重大事態であるとの訴えがある

*被害生徒・保護者からの訴えがあれば、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

下記事例を参照

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省平成29年3月】

①児童生徒が自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合

○リストカットなどの自傷行為を行った。

○暴行を受け、骨折した。

○投げ飛ばされ脳震盪となった。

○殴られて歯が折れた。

○カッターで刺されそうになったが、

咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※

○心の外傷後ストレス障害と診断された。

○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がれ裸にされた。

○わいせつな画像や顔写真を加工した

画像をインターネット上で拡散された。※

③金品等に重大な被害を被った場合

○複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡された。

○スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

※は行為の大きさから重大な被害を推定する

□不登校重大事態

□相当期間長期の欠席（30日目安）

但し、下記点に留意

【不登校重大事態に係る調査の指針 文部科学省平成28年3月】

欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも当前の段階から設置者に報告・相談するとともに、踏み込んだ準備作業（既に実施した定期的なアンケート調査の確認、いじめの事実確認のための関係児童生徒からの聴取の確認、指導記録に記載の内容の確認など）を行う必要がある。

①加害者は悪気はない、いじめとは言えない

⇒いじめの定義は、左記同様「被害者の苦痛」を基本にしています。

②調査が未了であり、いじめによる被害であるか認定できない

⇒疑いとは証拠により認定できることは違った可能性があるということです。

③他に理由がある

⇒疑いがあれば足り、いじめのみが理由である又はいじめが主たる要因であるとの判断は不要です

間違いやすい判断例

□「重大事態」にあたる場合の正しい対処を理解しています

- 教育委員会は校長からの報告を受け協議の上、重大事態発生の判断をする。

- 教育委員会は調査組織を教育委員会・学校いずれに設置するか決定し、調査組織を設置して調査する。

- 調査組織や調査方針等については、被害生徒保護者に説明するとともに、支援の方法についても決定し、説明する。（十分な情報公開と理解に基づく協力関係の構築）

- 加害生徒はじめ関係する児童生徒・保護者への説明と、適切な指導

- 教育長は、受領した調査結果を教育委員会会議・首長へ報告

- 報告を受けた首長は再調査の要否を判断